

調査資料
第三十四輯
生活状態調査(其四)

平壤府

朝鮮總督府



序

本書は豫ねて本府に於て調査を繼續しつゝある、生活状態調査の第四輯にして、平壤府に關する記述である。調査に當りては、平壤府を始め、平安南道、平壤・大同兩警察署、大同郡、及び平壤公立女子高等普通學校等の援助を受けたることが多い。茲に一言して謝意を表したい。

昭和七年三月

朝鮮總督府官房文書課長

萩原彦三

파 오 손 면

高句麗滅亡後……………一三

位置・氣象……………一四

位置及び地勢……………一四

氣象……………一四

物産……………一七

文獻に現はれた物産……………一七

植物類……………一八

動物類……………二六

礦物類……………二九

名勝舊蹟……………三三

二、生活

市街・戸口……………四三

市	街	四三
戶	口	五〇
生活樣式		七五
住	居	七五
服	裝	八三
食	物	八九
冠婚葬祭		一〇三
冠	禮	一〇三
婚	禮	一〇三
葬	儀	一〇四
祖先の祭祀		一〇四
貧富		一〇六

貧富の程度.....一〇六

年所得額.....一〇八

失業労働者.....一〇九

娯樂遊興.....一一一

娯樂機關.....一一二

遊興機關.....一一三

妓生の養成.....一一四

三、行政

行政.....一二九

府の行政.....一二九

官公署.....一二四

財政.....一二三

四、文 化

歲 入 一四三

歲 出 一五〇

租 稅 公 課 一五四

警 察 ・ 衛 生 一八六

警 察 一八六

衛 生 二〇六

教 育 知 識 二二九

儒 教 文 化 二二九

學 校 教 育 二三二

社 會 教 育 二三六

民 衆 知 識 二三六

思想・信仰……………二四〇

宗教……………二四〇

迷信……………二四四

巫托……………二四八

傳説……………二四九

民心の傾向……………二五五

社會施設……………二六四

防貧事業……………二六四

兒童保護事業……………二七二

窮民救助事業……………二七七

社會教化事業……………二八三

人事相談所……………二八四

五、經濟

其他の施設……………二八五

農業……………三八七

河川流域と農業……………二八七

地目別土地面積……………二八九

土地賣買・賃貸價格……………二九〇

農産・畜産……………二九一

工業……………二九二

工場……………二九二

工業産……………二九五

原料……………三〇二

燃料……………三〇四

勞	銀	三	四
商	業	三	七
貿	易	三	七
商	店	三	一
市	場	三	九
物	價	三	三
會	社	三	五
保	險	三	四
金	融	三	五
銀	行	三	五
無	盡・金	三	五
金	利	三	五

電 氣 事 業……………三六九

電 燈・電力の供給……………三六九

電 氣 軌 道 の 經 營……………三六一

交 通……………三七二

鐵 道……………三七二

水 運……………三七七

道 路……………三八三

通 信・航 空……………三八五

地 圖

寫 眞

調査資料
第三十四輯

生活状態調査（其四） 平壤府

朝鮮總督府囑託 善生永助

は し が き

世界に於て最も早く人類文化の發達したのは、ナイル・チグリス及びユーフラテス・インダス及びガン
ガス・黄河の四大河の流域で、そこにエジプト・メソポタミア・インド・支那の燦然たる古代文明が、發
祥し生育されたのである。またローマ・巴里・ロンドン・紐育・大阪・上海、其他の大都市の起原及び發
達の跡を尋ねても、都會と河川との關係の極めて密接であることが明瞭である。凡そ河川流域は、その地
理的條件よりして、文化の開發・聚落の發達・交通・經濟などの進展を助長促進することが頗る大で、人
類文明に寄與する所が甚だ多いことは、敢て説明を要しないであらう。これを試みに我が朝鮮に就いて見
るに、樂浪・高句麗・馬韓・辰韓・弁韓・任那・扶餘・百濟・高麗・李氏朝鮮等、大小の國家及び部族
は、いづれも河川流域に國を建て、又は勢力を張り、たゞ半島の東北部に起つた新羅のみは、江運の便無

き慶州の山間に永く王都を築めて居たが、その權力範圍は、時代により多少の消長はあつても、常に洛東江・錦江及び漢江流域に伸びて居たのである。而してこれ等の國家及び部族の發生後は勿論、更にその發生以前に遡りて考へても、朝鮮の大河川流域が、人類生活に密接なる交渉を有して居たことは、考古學上竝に歷史上幾多の遺跡及び史實によりて、既に先輩學者がこれを立證して居る。

由來朝鮮の地勢を見るに、半島を縱貫する脊梁山脈以東の地は、斜面急峻にして大川少く、その以西の地は、傾斜緩慢で、鴨綠江・洛東江・漢江・錦江・大同江・蟾津江の六大江を始め大小の河川多く、その流域には、平野開け舟楫の便と灌漑の利に富み、大小の都邑及び村落分布し、人口密度高く、産業の發達文化の進歩を來して居る。これ等の河川流域中いづれが最も古く文化の發達した所であるかといへば、先づ大同江流域を挙げねばなるまい。檀君朝鮮及び箕子朝鮮は傳説の時代であつて、記録の時代ではないから姑く措き、支那の黃河流域に發芽した文化の第一に朝鮮半島に浸潤したのは、平壤地方を中心とする大同江流域で、それは樂浪・高句麗時代の文化が研究さるゝに従つてこの事實が一層明白となつて來た。即ち春秋戰國時代以後、支那本土の勢力は次第に外へ伸張し、國內に於て壓迫を受けた部族及び流民が、或は移民として、或は侵略者として朝鮮半島に押し寄せ、また屢々海陸兩方面より朝鮮へ攻め來り、これ等支那勢力の東漸は夥しいもので、漢の時代には大同江附近より燕までの間が、同じ言語を用ゐて居つたと

さへ云はれて居る。勿論この大同江流域は、永久に平和の樂土たるを得ず、治亂興亡幾變遷、嘗て屢々王都の地として繁華を誇つた平壤地方も、時に荒涼たる草原に化したることがある。しかしながら平壤市街は、高麗時代及び李朝時代に於ても、依然として西鮮の雄都であり、殊に大同江流域は、官府に取りて有力なる寶庫となつて居たのである。文明史上から見て、大同江流域は最も興味ある研究地域であるが、更に經濟上より見るときは、この地方は極めて有望なる將來を有して居る。

朝鮮の都市は、諸外國や内地のそれに比して、規模・施設・人口・文化・經濟等に於て甚だしく遜色がある。人口數に於てこそ京城府の如きは、稍大都市たるの資格を有して居るが、その他の點に於ては未だ貧弱なるを免れず、況んや爾餘の都市は云ふに足らない。市街の性質より見るときは、朝鮮のそれは概ね消費都市にして、生産都市として見るべきものは極めて少いのである。凡そ政治・教育・軍事等の關係より發達したるこれ等消費都市の膨脹力には自ら限度があり、また位置・地勢及び地形・交通・氣候・物産等の關係から、現在以上に多く發展を期待し得ざる事情に在るものも少くない。斯くの如きを以て、數多き朝鮮の市街中に在りて、各種の條件より推測し、將來大に膨脹し發達すべき可能性あるものを求めるならば、私は何としても大同江流域に形勝の地位を占むる平壤を第一に推さざるを得ない。過去に於て平壤地方が、幾度も都城の地として繁華を極めた理由を探索し、その文化を検討することも興味ある研究で

あらうが、更にそれよりもこの地方が、將來如何に發展するかを攻究するは一層有意義なことであるまいか。農業經濟時代に於ける河川流域の經濟的價值より云へば、漢江・錦江・洛東江なども重要な地位を占めて居るが、製造工業の劣勢なる朝鮮に於て、市街の附近に無盡藏の大無煙炭田を擁し、且つ江運利用の最も好地位に立つ平壤地方は、産業上より見て著しき特色を有して居る都會である。従つて今後三十年・五十年の後には、その發展躍進は蓋し眼覺ましきものがあるべく、また交通・教育・軍事・思想等の方面より見ても、平壤府の現状及び將來は、調査研究を要すべき幾多の問題を藏して居る。若し夫れ朝鮮半島を一個の動物に譬へんか、平壤地方は必ず將來その心臟部たる働きを爲すに至るであらう。伸び行く平壤、張り行く平壤、實に平壤こそは新興朝鮮に取りて、生命の源泉となるべき素質を具へて居る。

此に於てかわれ等は、その高鳴る鼓動の響きを聴き、更にその複雑なる組織を解剖するやうな、興味を以て、本書に筆を執つたのであるが、素より生活狀態の調査を眼目としたるこの小冊子に於て、大平壤の表裏を究め盡すなどは思ひも寄らない。收め得たる所、恰も一遊子の飄然として牡丹臺上に立ち、僅にその視野に入る範圍をば、慌しく展望したに止まる如き結果に終つたかも知れないが、兎も角も平壤地方の輪廓だけは、臆げながらも畫き得たであらう。而して本書は、主として平壤府に關して記述したが、これと密接なる關係ある、大同郡に就いて説明を試みたる部分も多く、更に大同江流域の諸地方、及び西鮮三

道に論及したことも尠くないから、嚴密に云へば、書名は「平壤地方」と名けるのが至當かも知れない。從來の生活狀態調査は、水原郡・濟州島・江陵郡の三篇を通じ、いづれも主として朝鮮の農村經濟を闡明するに努めたのであるが、都市經濟を調査するに當り平壤府を第一に擇んだに就いては、前述したやうな平壤市街の特殊の地位を考慮に置いた爲めである。この調査は、昭和五年の冬、私が平壤地方に出張して見聞したところと、平壤府、及び平壤・大同兩警察署、大同郡、平壤公立女子高等普通學校等に依頼して蒐集した資料、並に朝鮮總督府・平安南道・平壤府・平安南道教育會・平壤商工會議所等に於て刊行した印刷物等により、また各種の文獻を涉獵して編纂したもので、統計類も多くは昭和四年若くは同五年のものを採つて居る。寫眞は大部分平壤府旭町中村寫眞館の撮影に係るもので、主として撮影の時期が、昭和五年の冬期であつたので、翌年春・夏の候に於て、更に數葉を撮影せしめて追加したが、多少風物景觀に變化の正しい嫌ひがあるのは、遺憾とする所である。調査に際して、同地官民各位より多大の指導援助を辱ふせるに拘らず、筆者の微力短才の爲めに、各方面の期待に副ふことの出来なかつたのは、深く愧ぢ入る次第である。

一、 總 說

沿 革

有史以前 有史以前既に大同流域の地が、未開野蠻の人類棲息地となつて居たことは、平壤附近に於て今日迄に屢々發掘せられたる石器時代の遺物によりて證明せられて居る。即ちその重なるものには、石斧・石斧・石庖丁・石鑿・石簇・石劍・砥石・重り石・網の錘石・石槌・骨簇・骨錐・骨劍・土器・木炭等を算し、當時の人類生活の状態を彷彿することが出来る。而してこれ等の遺物の散列地は、大同江流域一帯に亘りて存在するが、その著名なるものは、寺洞海軍燃料廠附近、高坊山の畑地丘陵山腹一帯、美林里地方である。惟ふに石器時代の大同江畔は、各種の發掘物等より推測して、大森林の鬱蒼と茂つて居たことは想像に難からず、従つてこの地方が、狩獵・要害・交通・水利・燃料等の點より、最も原始人類の生活繁殖に適し、所々に集團生活營みたる形跡が見えるのである。さればその人智が次第に發達し、社會の進化を來し、農耕の生活に入つた有史時代に於ては、土地肥沃にして、無限の天然資源を包藏し、前述の如き生活上有利なる條件を具備して居る大同江流域に、多數の人口が分布し群棲するに至つたことは自明の理である。殊に平壤附近が、後世幾度も都城の地として選ばれ、幾多の部族と國家が覇權を爭奪したことに徴しても、この地方が、政治的にも、軍事的にも、經濟的にも、自ら重要な地位を占めて居ること

を物語るものであるまいか。天地悠久幾千歳、洋々として流るゝ大同江流域に、半島最古の文明が發祥し、治亂興亡の歴史を繰り返しつつ、平壤地方を中心として燦然たる文化の發達を見たことのあるのは、畢竟その地理的關係に負ふ所が多いこと、信する。

檀君朝鮮

神人檀君を以て朝鮮開國の祖王とする傳説は古くより行はれて居るが、始めてこの傳説が文獻に現はれたのは、高麗忠烈王時代に釋一然の撰になつた「三國遺事」の記事を最初とし、各種の文獻は略ぼ同一の記載をして居る。即ちその要領は、今より約四千年前、桓因（帝釋をいふ）の庶子桓雄が、帝釋の命を受けて太伯山（平安北道妙香山）の檀樹の下に降り、こゝで熊女と婚して子を産み、名けて檀君王儉といつた。

初め東方には君長無く只九種の夷族が割據して居たので、衆望は神人檀君に聚り、國人これを立て、國王と爲し、國を朝鮮と號し、平壤に都したといふのであつて、この時代を前朝鮮と爲すのである。

箕子朝鮮

檀君時代の前朝鮮に對して、箕子時代を後朝鮮と稱するのである。箕子朝鮮の傳説は「史記」及び「後漢書」を始め、朝鮮側の文獻に多く現はれて居り、儒者は一般にこの説を信じ、平壤には箕子に關する古蹟と名くるものが頗る多い。これに據ると今より約三千年前、周の世に殷の箕子が地を朝鮮に避け衆五千を率ゐ、詩書・禮樂・醫巫・陰陽・卜筮の學者及び百工技藝を從へて平壤に來り、こゝに都して八條の教を施したといふのであるが、史實としては疑ひを挾むべき餘地がある。

衛滿朝鮮

箕子四十一世の王準の時、秦宋の亂により燕國より亡命した衛滿、千餘人の黨を聚めて朝鮮の境域内に入り込み、西界に居て朝鮮の藩屏たらんことを請うたので、王準はこれを許したばかりでなく、深くこれを信寵して西邊を守らしめたのである。當時支那本土は紛亂を極め、燕・趙・齊等の流民は、山東方面より平安南道の沿岸に盛んに流れ込んで居た。衛滿はこれ等の支那人を巧みに統制して勢ひを蓄へ、附近の種族をも服屬せしめ、機を窺ひ詐つて王準を討ち、これを逐ひ代つて朝鮮王となり、王儉乃ち平壤に都した。時恰も漢の惠帝の時で、西曆紀元前一九〇年頃、我が孝元天皇の朝である。斯くて王準は國を奪はれ、左右宮人を率ゐて南方に逃れ馬韓國王となつたと傳へられて居る。衛滿の王となるや、漢はこれを操縱する爲め外臣と爲したので、彼の權勢は半島を壓し、周圍の種族を切り從へ、遂に臨屯・眞番等の諸國を踏服せしむるに至り、殊に漢民族の移住し來るもの益々多きを加へ、彼の勢力は愈々強盛となり、大同江流域を中心として、東は日本海、南は漢江以南迄もその勢力範圍を擴張したのである。衛滿の孫右渠の王となつてからは、漢の亡命者を誘致すること益々多く、一方眞番・辰國等の漢に通せんとするものを阻止するを常としたので、漢の武帝は使を遣はしてこれを諭さしめたが、右渠はこれを聽かざるのみか、却つてその使者を殺した。そこで武帝は朝鮮征討の師を起し、海陸二軍を以て大舉して國都王儉を攻めさせ、戦ひは持久戦に入つた時、右渠の臣相參なるもの右渠を殺して漢に降り、茲に衛滿朝鮮は僅に三代八

十年にして滅亡した。時に武帝の元封三年、西曆紀元前百八年、我が開化天皇の五十年、即ち今より約二千年前のことである。

樂浪時代

漢の武帝は衛滿朝鮮を亡ぼして、その地と附近の諸小國を併せて漢の直轄領土とし、これに樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡を置き、更にその下を縣に區分し、所謂郡縣の制度を布いて統治した。大體に於て、當時の樂浪郡は今の平安南北道・黃海・京畿の四道に當り、臨屯郡は今の江原道と咸鏡南道の一部を占め、玄菟郡は咸鏡南道の大部分に亙り、眞番郡に就いては南方說と北方說とあり、南方說は忠清道及び全羅北道に當ると爲し、北方說は鴨綠江畔に於ける高句麗族の住地、即ち同江の上流地域竝にその支流なる佟佳江流域を含む地方であるといふのである。この四郡制はその後、濊貊及び韓族の反抗侵迫によりて僅に二十七年にして廢せられ、昭帝の始元五年には郡を廢合して、玄菟・樂浪二郡に改められ、その中玄菟郡は滿洲に移してその疆域を縮少し、鴨綠江方面の三郡を管轄として僅にその名を止めたに過ぎなくなつた。その結果、樂浪郡は、元の臨屯・眞番・玄菟三郡の殘されたる地方を併せて二十五縣を含む大郡となつた。而してその治所を朝鮮即ち今の平壤地方に置いたが、郡の東部及び南部は僻遠にして治め難きを以て、東部に（今の德源地方）東部都尉を置いて嶺東七縣を治め、南部に（今の京城又は蔚州か或は開城）南部都尉を置いて漢江流域地方以南數縣を治めさせた。その後、支那本土に於ても治亂常なく、また朝鮮半島には諸民族が

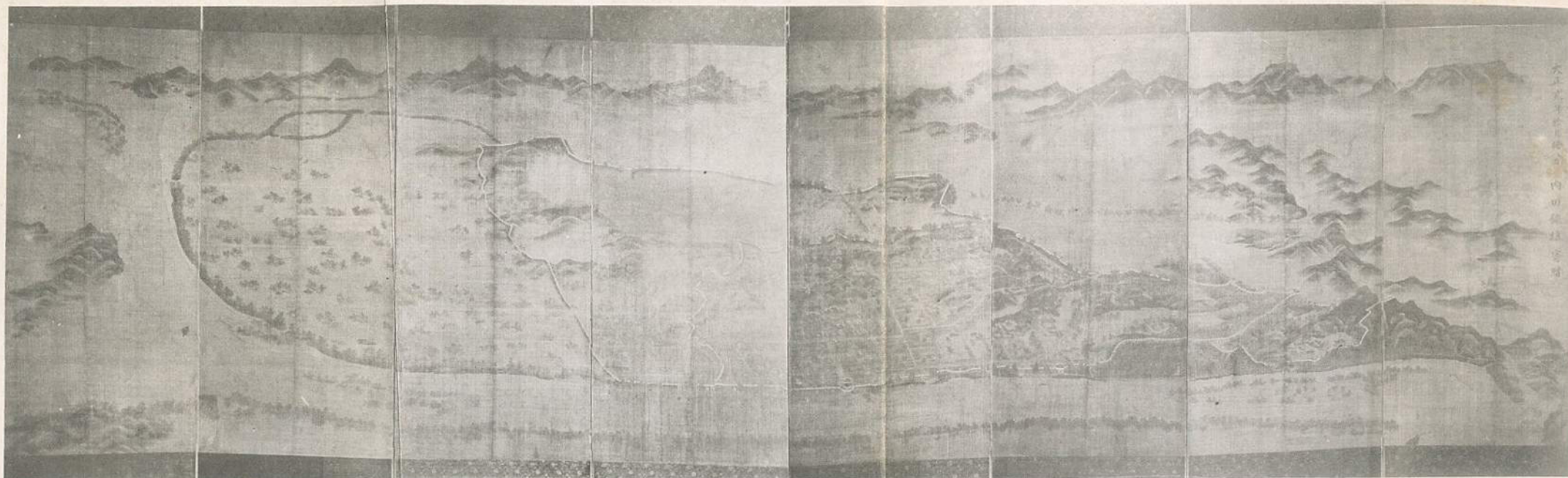
興隆して、樂浪郡の勢力に消長があつたが、平壤附近は郡治の所在地として四百二十年間政務の中心と爲り、所謂樂浪文化の精粹を誇つたのである。樂浪郡治下の住民は、主として衛滿朝鮮以來の漢民族が大部分を占め、『漢書』地理志には、樂浪郡の漢人數六萬二千八百十二戶、四十萬六千七百四十人とあるが、實際に於ては遙かにこれを凌駕して居たものと想像される。既に二千年の昔から、韓民族と異なつた民族が、この地方に大勢力を有して居たことは、朝鮮の民族性を研究し、朝鮮統治に當るもの、看過してはならぬ事實である。

高句麗時代

東明王朱蒙が、滿洲の扶餘から鴨綠江支流の佟佳江流域の卒本に來て、高句麗國を建てたのは前漢元帝の建昭二年、即ち崇神天皇の六十一年で、漢の四郡を置いた元封三年より七十年後である。

ところが建國以來十四代の烽上王の時までは、常に北方の強國に苦められて勢力を伸ばすに至らなかつたが、半島攻略の手を弛めず、第十五代美川王の十四年に至り、半島に於ける郡縣の勢力漸衰せるに乘じ、討つてこれを亡ぼし、遂ひに樂浪帶方二郡を併呑したのである。時に西曆三一三年、仁德天皇元年で今より約千六百年前である。その後、高句麗第十九代・廣開土王の時代には、益々四方を攻略し、在位二十二年間に、百濟・新羅に接壤せる地域六十四城一千四百村を陥れた。その子長壽王後を襲うて立ち、在位七十九年の長きに及び、高句麗の勢力は大に發揚された。長壽王の位を繼いだのは恰も支那南北朝の時代で、

當時高句麗は一大強國となつて居たが、後顧の憂ひを除く爲めに東晉の封冊を受け、北魏にも使節を送つて大陸との關係を圓滑ならしめ、一意半島の經營に當り、その十五年、即ち西曆四二七年・允恭天皇十六年、國都を鴨綠江沿岸の國內城より平壤に遷したのである。而してその都城の地は、平壤の東北約四里の安鶴宮址及び大城山城と假定されて居る。長壽王は父王の志を嗣ぎ、頻りに南方新羅・百濟を侵略したので、二國は遂ひに攻守同盟を結びて、北方のこの強敵に對抗し、日本も亦これを助けて高句麗を抑制し、或時は平壤に攻め寄せたこともある。當時高句麗の疆域は、西は遼河、北は松花江方面に伸び、東は豆滿江流域より江原道江陵附近に及び、南は忠清道の大部を含む地帯に亙り、滿洲より朝鮮半島に跨る大國であつたから、その首都平壤の盛大は想像に餘りがある。長壽王より二十四代平原王に至る約百二十年間は、高句麗の極盛の時代であつたが、平原王の二十八年、王は都を平壤より長安に遷した。この長安城は今の平壤で、王宮所在地は蒼光山麓の聯隊所在地でないかと關野博士は云つて居る。長安遷都以後は高句麗漸衰の時代で、當時南方の新羅は大に勢力を増大し、加ふるに明君賢相續出し、大陸の新興勢力たる唐の歡心を買ふに努めたるに、高句麗は權臣戚を弄びて道を失し、唐の怒を受くること多く、二十八代寶藏王はその二十七年、唐高宗の總章元年、唐と新羅の聯合軍の爲め遂ひに國都を屠られ、敵に捕へられて滅ぼされた。時に西曆六六八年・天智天皇の七年・東明王の開國より七百五年・樂浪滅亡より三百五十五年・平壤遷都より二百四十



平壤風屏のこ (一のそ) 平壤風屏のこ
 平壤風屏のこ (一のそ) 平壤風屏のこ
 平壤風屏のこ (一のそ) 平壤風屏のこ



平壤風屏のこ (二のそ) 平壤風屏のこ
 平壤風屏のこ (二のそ) 平壤風屏のこ
 平壤風屏のこ (二のそ) 平壤風屏のこ

一年にして高句麗は滅亡した。

高句麗滅亡後

高句麗を亡ぼして後、一時唐は平壤に安東都護府を置いたが、唐兵去つて後、この地方は新羅の支配する所となつた。その後平壤は著しく荒廢したが、高麗時代には、大都護府・西京・西都・西京留守・東寧府・萬戶府・平壤府等を置き、李朝時代には大都護府、又は觀察道等を置き、常に地方に於ける有力なる都會であつたことは云ふ迄もない。高句麗以前の平壤市街は、王城の位置によりて移動したから、その規模を推測することは困難であるが、歷代の王都が現在の平壤附近に在つたことは最も注目すべきことである。高句麗末期より現在の平壤に最も近い所に市街が移り、高麗成宗の時に、石築の平壤邑城を築き、太宗六年これを改築した。「東國輿地勝覽」には、内城石築周二萬四千五百三十九尺、高十兩尺、有六門、外城在唐浦上八千一萬二百五尺、高並三十兩尺、有二門、今皆稍廢を誌し、「文獻備考」には、肅宗四十年、乙密臺から牡丹峯・浮碧樓にかけた石築の北城周一千三百十八步、高三丈、雄堞三百二堞、邑の南に在る土築の中城周五千二百六十步、高四丈、中城の南に在る土築の外城周三千六百八十一步、高三丈或三丈餘、肅宗壬辰始築のあつたことを載せて居る。今「平壤屏風」により箕城の古圖を見ると、李朝初期乃至中期頃の平壤市街の大體を推測し得られ、今日の平壤府と比較して頗る興味がある。

位置・氣象

位置及び地勢

往時平壤は別名を箕城・樂浪・西京・西都と謂ひ、また鎭京・柳京とも稱した檀君以來の舊都であつて、西鮮の雄都である。平壤府の位置を見るに、平安南道の西南部に位し、東經百二十五度四十一分、北緯三十九度一分にあり、南は二六〇・七料にして京城に達すべく、北は二三六料にして新義州に至り、東は元山へ二二七・八料、西の鎭南浦へは僅かに五五・二料である。東南は大同江の清流に臨み、北方に大城山を負ひ頗る要害の地を占め、地形は西北方に於て最も高く、東南方に向ひ漸次緩傾斜して居る。而して山岳中最も有名なるは錦繡山・蒼光山・瑞氣山で、錦繡山は城北十七・八町の地にあり、牡丹臺・乙密臺を控へ、山水明媚の勝景を以て聞え、蒼光山は城西十三町にして達すべく、別名を倉觀山と稱すと云ふ。府内の街區を分ちて新市街・舊市街と稱し、新市街の背後の丘陵を瑞氣山と呼び、日清役當時清軍の砲兵陣地たりし古戰場にして、現今市内唯一の公園地として府の經營にかゝり、瑞氣山公園と稱せらる。また市街の中央部は土地概ね平坦にして、大同江の長流は溶々として東南に流れ、沿岸は平野廣濶にして灌漑舟運の便良く、然も天然の資源が頗る豊富である。

氣象

平壤は北方大陸と續き、西方は黃海に近きも、山岳多き爲め潮流の影響を受くること比較的少

く、寒暑共に酷びしく、冬期は零下二十度、夏期は三十三度に及び、雨量少く、天候概して良好なるも、初春強風あるを常とする。

氣象表

年次	區別	月	空氣溫度 (攝氏)				風速度 (秒米)				雨雪量 (耗)				蒸發量 (耗)				天氣日數				一、總說
			平均				最大				雨				雪				快晴				
			低極	高極	平均	霜	低極	高極	平均	最大	低極	高極	平均	霜	低極	高極	平均	霜	低極	高極	平均		
昭和二年	區別	一月	八・八	一〇・一	五・五	二・三	一〇・九	二・三	二・三	五・五	一七・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五		
		二月	七・〇	六・六	二・三	二・三	一三・〇	二・三	二・三	四・五	一五・〇	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五		
		三月	一・一	一四・八	一・三	二・六	一四・六	二・六	二・六	六・七	一六・七	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六		
		四月	二・六	二・七	一・七	二・三	二・七	二・三	二・三	八	九・八	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三		
		五月	一三・六	二六・一	四・三	二・三	二〇・五	二・三	二・三	一六	二〇・八	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三		
		六月	二〇・八	三〇・九	一一・二	二・三	二八	二・三	二・三	四	二〇・七	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三		
		七月	二四・九	三三・一	一八・〇	二・八	二〇・五	二・八	二・八	一四	二〇・一	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八		
		八月	二四・八	三三・〇	一六・八	一・五	八・二	一・五	一・五	一〇	一五・三	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五		
		九月	一九・三	二六・七	八・〇	二・〇	九・六	二・〇	二・〇	四	一五・七	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇		
		十月	一一・六	二六・〇	〇・四	二・四	一三・一	二・四	二・四	七	一三・七	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四		
		十一月	五・五	一八・三	六・四	二・四	一〇・三	二・四	二・四	八	一三・九	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四	二・四		
		十二月	五・一	八・四	二・〇	二・六	九・三	二・六	二・六	一一	一三・二	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六		

生活狀態調查

二六

昭和
三年

風速度 (秒米)		雨量 (耗)		蒸發量 (耗)		天氣日數	
平均	最大	平均	最大	平均	最大	快	晴
二・四	一一・一	四・九	四・一	四・一	八・七	三	二
二・六	一二・四	三・三	一三・七	六・五	二五・五	一〇	八
二・九	一二・六	六・五	二九・二	一〇・九	二〇・七	五	六
二・七	一六・六	二九・二	三六・九	一八・六	二一・二	四	五
三・一	一六・三	三八・九	四二・五	二二・四	二二・四	一	二
二・三	八・八	一〇・〇	一四・一	一八・五	二二・四	二	七
二・七	一一・〇	九・〇	一四・一	一八・五	二二・四	七	八
二・六	一〇・五	六・四	一〇・五	九・〇	四・六	一〇	七
二・一	八・五	一〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	五	八
二・五	一六・三	二〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	二	七
二・五	一六・三	二〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	二	七

昭和
四年

風速度 (秒米)		雨量 (耗)		蒸發量 (耗)		天氣日數	
平均	最大	平均	最大	平均	最大	快	晴
二・四	一一・一	四・九	四・一	四・一	八・七	三	二
二・六	一二・四	三・三	一三・七	六・五	二五・五	一〇	八
二・九	一二・六	六・五	二九・二	一〇・九	二〇・七	五	六
二・七	一六・六	二九・二	三六・九	一八・六	二一・二	四	五
三・一	一六・三	三八・九	四二・五	二二・四	二二・四	一	二
二・三	八・八	一〇・〇	一四・一	一八・五	二二・四	二	七
二・七	一一・〇	九・〇	一四・一	一八・五	二二・四	七	八
二・六	一〇・五	六・四	一〇・五	九・〇	四・六	一〇	七
二・一	八・五	一〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	五	八
二・五	一六・三	二〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	二	七
二・五	一六・三	二〇・五	九・七・〇	二五・一	二二・七・七	二	七

物産

文獻に現はれた物産

李朝初期の文獻たる「東國輿地勝覽」には、平壤府の物産として、秀魚・蛤・白附子・禹餘糧・雲母・磁器・麻・糸・葦魚・綿魚・石花・錦鱗魚を載せ、李朝中期の文獻たる「攷事新書」には、秀魚・蛤・雲母・磁器・麻・糸・葦魚・綿魚・石花・錦鱗魚を挙げ、兩書大同小異であるが、李朝末葉に編纂されたる平壤の「邑誌」には左の如く詳細なる記述あり、平壤府及びその附近に於ける物産の種類が多いことが窺はれる。

穀類 粱・粳・糯・稻・黍・大麥・小麥・黑豆・蕎麥・秫・蘇子・菜豆・黄豆・白豆・赤豆・黎・雜豆・

粟・薏苡・唐黍

果類 梨・栗・榛・棗・杏・李・桃・青葡萄・西瓜・櫻桃・楸子・橡・菱角・莓

菜類 芹・莧・葱・韭・白菜・冬瓜・菠菜・莪・蓼・菜・桔梗・蓼・蔓菁・薺菜・芎藭

出大城
山地

薯蕷・

山薑・高菹・蕨・紫蘇・蘆菜・紫葱・唐菁・苧菜・蔬菜・海紅菜・葵

木類 槐・榆・桑・松・柳・楊・楓・漆・楮・臭椿・楸

藥材 白朮・山藥・白芷・惡實・藍藤・葛根・蒿蓼・大戟・苳蓳・寧藤子・蛇・床子・葛花・郁李仁・

升麻・荊芥・茵陳・電絲子・細辛・赤芍藥・芍蔚・白附子・牛膝・半夏・澤瀉・白鮮皮・草三稜・
茅香・薄荷・吐過・酸漿・蓮子・覆盆子・沙蔘・蒲黃・車前子・紫蘇葉・蟬殼・榆白皮・虎杖根・
露蜂房・威靈仙・秦艽・桑白皮・地榆・黃芪・蒼朮・松脂・蓖麻子・地骨皮・苦蔘・葶藶實・漏
蘆

養・禽・類

猪・羊・牛・馬・犬・猫・羔・鵝・鴨・鵪・鷄

禽・類

鶯・烏・鵲・雁・雉・天鵝・鳬・鳩・野鴨・鷺・啄木・鷄子・鵬鴨・鵠・鵠・鵠・雀・
鶻・載勝・鵲鴿・鳶・山鵲・燕・鸛・鸛・鸛・梟・鵲

獸・類

虎・豹・豺・狗・兔・土猪・蜎・狸・狐

魚・類

鯉・鱸・鰱・鰻・赤頂魚・針魚・江豚・白魚・秀魚・訥魚・鱧・鰻・鰻・河豚・錦魚・鱉・
草魚・錦鱗魚・海鰒・蟹・蛤蜊・紫蝦・洪魚・斑魚・鮭魚・舌魚・民魚・兵魚・蘇魚

雜・産・

紅花・蠶絲・紬・布・紙・鹽・麻・棉花・眞荏

以上は文獻に現はれたる平壤地方の物産であるが、現在この地方に分布せる、植物・動物・礦物の種類を
擧げると大約左の通りである。

植 物 類

樹木類で普通に多く見るものは次の様である。(横線あるは巨木としてあるもの)

楊柳科

キヌヤナギ・シダレヤナギ・クショウヤナギ・ボフラ・ヒロハノタチヤナギ・バツコヤナギ・テウセンミネヤナギ・テウセンナマナラシ

柿樹科

シナノガキ

薔薇科

ツルノイバラ・ミヤマバラ・ホザキシモツケ

櫻桃科

ホソバサンザシ・ズミ・サクラ・ウハミズザクラ・アヅキナシ・シジミバナ

胡桃科

マンシウクルミ

木犀科

マルバハシドイ・ハナハシドイ・シラジ・テウセントネリコ・マンシウトネリコ(ヤチ

ダモ)

鼠李科

マルバクロウメモドキ・クロツバラ・サネブトナツメ

槭樹科

カラコギカヘデ・マンシウカヘデ

田麻科

テウセンカラスノゴマ・ハダカシナノキ・ボダイジュモドキ

榆科

コブニレ・ハルニレ・アツニ(オヒヨウニレ)・シユ・エノキ・ケヤキ・ブナ・ハリゲヤ

キ

樟科

ダンコウバイ

灰木科

サハフタギ

木蘭科

テウセンゴミシ・オホヤマレンゲ

衛矛科

ニシキギ・ツルウメモドキ・イハウメヅル・カラフトマユミ・ヒロバツリバナ・コマユ

荳科

エングジュ・ニセアカシヤ・クララ

山菜菔科

テウセンミヅキ

齊墩果科

ハクウンボク・エゴノキ

漆樹科

フシノキ・ウルシノキ

樺木科

オホツノハシバミ・トウカンバ・サワシバ・アカシデ・オノオレ・テウセンミネバリ・マ

殼斗科

ンシウハシノキ・ヤマハシノキ・テウセンツノハシバミ・エゾノダケカンバ・ハンノキ

アホガシハ・オホナラ・マンシウミズナラ・カシハ・モンゴリナラ・テウセンガシハ・

松柏科

クスギ・アベマキ・シナグリ・テウセングリ
テウセンアカマツ・テウセンマツ・ビヤクシン・テウセンモミ・テウセンカラマツ

公孫樹科

イテス

桑科

ヤマグハ

胡頹子科

アキグミ

小蘗科

オホバメギ

菊科

アブラギク・ハマカシギク・ヤナギアザミ・テウセンアザミ・ヒメムカシヨモギ・セン

ボンヤリ・テウセンウスユキサウ・ワウゴンサウ・ホソバヲグルマ・ヲカギク・エダウ

チヲグルマ・カセンサウ・テウセンヤクシサウ・ニガナ・シロバナニガナ・シロバナタ

ムボボ・コバラモンジン・タムボボ・カハラヨモギ・シナヨモギ・ヲトコヨモギ・ヤマ

ギク・シロン・ノゲシ・メナモミ

茄科

ホホヅキ・イヌホホヅキ

唇形科

ルリハツカ・ウツボグサ・ホソバナギナタコウジユ・メハジキ・キセワタ・シロネ・イ

ヌシロネ・シロバナホトケノザ・コゴメヲドリコサウ・ヤマハツカ・ミゾカウジユ・ト

ウイヌハツカ・オホバキセワタ・ヒキヲコシ・クルマバナ・ヤマタツナミサソ・ビロウ

●
雜草として平壤附近を中心として最も多く見るものは

紫草科

ドチヨロギ・テウセンイヌゴマ・ワルマバナ・イスゴマ・カキドウシ
タビラコ

旋花科

コヒルガホ

カガイモ科

クサタチバナ・フナバラサウ・ヤナギカモメヅル・スズサイゴ

龍膽科

コケリンドウ・テウセンリンドウ・ムラサキセンブリ

櫻草科

ノヂトラノオ・ホソバクサレタマ・サクラサウ

躑躅科

ゲンカイツツジ

繖形科

ミシマサイゴ・ノゼリ・セリモドキ・カハラバウフウ・テウセンヌマセリ

蓮菜科

エゾノタチツボスミレ・ツボスミレ

錦葵科

ギンセンクワ・イチビ

葡萄科

ノブドウ・カガミグサ・テウセンヤマブドウ

檀香科

カナベキサウ

蓼科

ヤナギタデ・ホソバギシギシ・オホケタデ・イヌタデ・ミゾソバ・アメガササウ

石竹科

ノミノツヅリ・ノミノフスマ・ケフシグロ・ココメナデシコ・シナナデシコ・コウライ

毛茛科

ナデシコ・ヒゲネワチガイサウ

カウライセンニンサウ・ホソバクサボタン・センニンサウ・ヲキナグサ・イチリンザキ

センニンサウ・コキンバイ・キツネノボタン・カラマツサウ・コフクジュサウ

桔梗科

ツルガネニンジン・キキヤウ

玄參科

オホバトラノヲ・ヤマトラノヲ

薔薇科植物

カハラサイゴ・ツチグリ・ワレモコウ・オケラ・ビイチゴ

荳科

テウセンニハフヂ・ノエンドウ・ムラサキウマゴヤシ・エビラハギ・タチクサフヂ

十字花科

イヌガラシ・ダンバイナズナ

穂牛鬼科

ゲンノシヨウコ

亞麻科

マツバニンジン

金絲桃科

ミジオトギリ・オホトモエサウ・オトギリサウ・マルバヒメオトギリ

小蘗科

シロバナイカリサウ

防己科

コウモリカヅラ

罌粟科

オホバエンゴサク

十字科

コメバタネツキバナ・コンロンサウ・ハナハタザホ・イヌナズナ・ヒメダンバイナズナ・
タマイヌガラシ・クヂラグサ・ダンバイナズナ

景天科

ツルマンネングサ

虎耳草科

イリウツギ

蘭科

エゾスギラン・ギンラン・コトンボサウ・ヒロハトンボサウ・ツレサギサウ・ネデバナ・
ホザキフタバラン

鵬跖草科

ツユクサ

雨久花科

ミヅアフヒ

百合科

ミヤマナルコユリ・テンモンドウ・カブクリンザウ・キバナノヒメクワンザウ・クルマ
ナルコユリ・アマドコロ・ツルボ・テウセンノビル・キヂカクシ・スズラン・ヒメアマ
ナ・ヘラギバウシ・テウセンクルマユリ

鳶尾科

チヤボアヤメ

莎草科

ヤマヂスゲ・アハツブスゲ・ナルコスゲ・ヌマハリギ・ヘイジャウスゲ・アゼカヤツリ
カヤツリグサ・ギグサ

禾本科

カモヂグサ・ノガリヤス・テウセンヲヒジハ・カゼクサ・ウシノケグサ・チゴザサ・カ
ウバウ・ミノボロ・テウセンミチシバ・ヲギ・ススキ・ススキヨシ・クサヨシ・チカラ
シバ・ヨシ・タチイチゴツナギ・カルカヤ・コブナグサ・トダシバ・エノコロ・ノビエ
イヌワラビ・ゼンマイ・イヌトクサ・イハヒバ・ウキクサ

辛齒科

薔苔科

(地衣類)

カブトゴケ・ハナゴケ・ツメゴケ・サルオガセ・ウメノケゴケ・コバノエイランタイ・
スギゴケ・テウセンミツゴケ・クジヤクゴケ・コウヤノマンネングサ・トウゲシバ・マ
ンネンスギ・ヒメスギラン・イワクラマゴケ

次に果樹として栽培する重なるものは

苹果・梨・桃・和梨・葡萄・棗・櫻桃・莓

農作物の重なるものは

燕麥・甘藍・牛蒡・里芋・茄子・蕃茄・蕃椒・豌豆・胡瓜・甜瓜・西瓜・南瓜・葱・茼
蒿・甜菜・水稻・陸稻・大麥・小麥・粟・蜀黍・玉蜀黍・蕎麥・大豆・小豆・甘藷・馬
鈴薯・落花生類

動物類

○哺乳類

ヒヨウ・ヌクテ・ノロシカ・キノシシ・イタチ・野兎・ドブネズミ・エジプトネズミ・クマネズミ・リス種・キクガシラ・アプラムシ・カハホリ・テウセンモグラ・ハリネズミ

○鳥類

猛禽

イヌワシ・トビ・ヲジロワシ・ノスリ・コノハヅク・ワシミミヅク

鳩

カウライバト・キジバト

攀木

アカゲラ・ホトトギス・カハセミ・クワクコウ・クマゲラ

鳴禽

ノビタキ・オホルリ・テウセンウグヒス・モズ・タヒバリ・エナガ・ハクセキレイ・ミソサザイ・シジュウガラ・ハシブトカラス・ハシホソカラス・スズメ・モズ・コシアカツバメ・イスカ・シメ・アトリ・テウセンホホジロ・キセキレイ・ホホジロセキレイ・アマツバメ・ヨタカ・ツグミ

鶏類

カウライキジ・ウヅラ

渉鳥

オホバン・コウノドリ・アヲサギ・タケリ・ソリハシセイタカシギ・ミヤコドリ・トキ

游 鳥

ツルシギ・ノガン・ナベコウ・ヨシゴエ・サンカノゴキ

カモメ・カハカモ・ウミネコ・マガン・カハウ・カモメ・ヒメウ・ツクシガモ・シノリ
ガモ

○爬 類

ヤマガメ・スツボン・ヒヤウモントカゲ・カナヘビ・マムシ・アカマダラ

○兩 棲 類

アジアヒキカヘル・トノサマガヘル・アカガヘル・スズカヘル・ヂムグリカヘル・アマガヘル・テ
ウセンサンシヨウウヲ・ツチカヘル

○魚 類 (大同江)

モツゴ・コウカイテウザメ・コカワヤツメ・テウセンシラウヲ・エツ・フナ・コイ・カウライハス・
ハヤ・カハムツ・カマツカ・アムールヒガヒ・テウセンヒガヒ・カウライニゴイ・ヅナガニゴイ・
カハヒラ・カハイワシ・オホタナゴ・テウセンタナゴ・ドゼウ・ヒメドゼウ・ナマズ・カウライギ
ギ・タウナギ・ウナギ・メダカ・サヨリ・カムルチ・スクチ・スズキ・シナドンコ・トビハゼ・ス
ジカギ・カジカ

○貝類

マツカサガヒ・ササノハガヒ・イケテフガヒ・モノアラガヒ・ヒラマキミヅマイマイ・カハニナ・マルタニシ・マメタニシ・イボカハニナ・シジミ・カハシンジュガヒ・ドブガヒ

○淡水海綿

Ephydatia mulleri (Lieb.) · *Ephydatia mulleri* var. *japonica* (Hilgdb)

○昆蟲類で最も多く採集せらるゝものは次の數種である。(主として蝶をあげ)

コバネオホキリギリス(ミンチュン)とす。フンコロガシ・マルトンフル・大黒コガネは面白い蟲で郊外に多い。今假りに蝶類をあげると、最も多く採集することを得るは

朝鮮ウスバシロテフ・ジャノメテフ・ホシウスバシロテフ・テウセンツマシロウラジャノメ・エゾシロテフ・シロジャノメ・タイワンシロテフ・ウラナミジャノメ・モシウスバシロテフ・シマシロウラジャノメ・ウスモンシロテフ・ウスバカゲテフ・ヨツネンテフ・ヒカゲテフ・ミヤマテフ・ヒメヒカゲテフ・ツマキテフ・テウセンミヤマヒカゲテフ・オホウラギンヒヨモン・マスイミヤマヒカゲテフ・テウセンヒメヒヨモン・キイロヒメヒカゲテフ・クロガタヒヨモン・シロラビヒメヒカゲテフ・コヒウモンモドキ・オホミスズテフ・ミスズクロヘウモン・ホシミスズテフ・オ

鑛物類

ホニセヘウモンモドキ・コミスデテフ・テウセンヘウモンモドキ・エゾフタスデテフ・クロセセ
 リモドキ・フタスデテフ・ヒラドシテフ・ミスデテフ・ヤマダラセセリ・ミヤマカラスアゲハ・
 ヤマジヨウロウ・キアゲハ・エビガラスズメ・アゲハ・ベニシジミ・カラスアゲハ・ツバメシジ
 ミ・クロシジミ・ルリシジミ・ジャウギンシジミ・ウスタバガ・モクメガ・ヤナギ毒蛾・柞蠹蛾

○鑛産物

石炭

(平壤附近廣大なる炭田)

赤鐵鑛及び褐鐵

(中和・江西・价川・順安地方等廣大に擴がつて居る)

輝安鑛

(陽德郡九龍面)

金鑛

山金及び砂金として到る所に分布してゐる

濃紅銀鑛

(成川郡三德面に産する)

水銀

孟山郡に産する

亞鉛

成川郡に産する

一、總説

黒鉛 价川郡北面及び東面に産する

代赭 大同・中和郡に多く

モナズ石 平原郡石岩面西石岩里

高嶺土 大同郡・江西郡・龍岡郡・江西郡に良質を産する

○岩石類

花崗岩 江西郡・龍岡郡

片麻岩 江西郡・龍江郡

斑岩・玢岩 江西郡・大同郡

スレート 江東郡・大同郡・中和郡・徳川郡・成川郡

片岩 同上

石灰岩 中和郡・江東郡等

砂岩・珪板岩等も産する

名 勝 舊 蹟

由來平壤地方は、遠山を含み長江を呑んで、自ら山紫水明の一大公園地帯を形成し、加ふるに上下四年の興亡隆替は、幾多の史蹟を遺し、名所舊蹟の多いこと天下に冠たるものがある。

牡丹臺 乙密臺と共に錦繡山の一角にあり、山形牡丹に酷似する所から、この稱が起つたと謂はれる。

昔は山上に烽火臺あり、一樓閣を有せしも廢滅に歸して其の跡を留めなくなつたので、昭和二年秋、山上に最勝臺を建て舊觀を復した。文祿の役、明將こゝに據りて我に對したが、我軍力戰して遂に江を渡り之を占領し、また日清の役、清軍が此處に防禦工事を施し、砲臺を布き防戰最も努めたが、遂に我が朔寧・元山兩支隊の爲めに陥落せられた。

乙密臺 牡丹臺に對峙し錦繡山の一角に聳ゆる峰巒にして、昔は附近一帯に老松鬱蒼として繁茂して居たさうである。臺上の建物を四虛亭と稱し、六百十餘年を経たる建築物にして、斷岸絶壁上に建てられ一大偉觀を呈して居る。文祿の役に、敵兵戎衣を脱して松樹に懸け、擬兵を示して我軍を脅威し、また日清戰役に敵將馬玉昆これに據つて固守せし爲め、今尚ほ亭の柱楹に無數の彈痕を存する。同役我が元山・朔寧の兩支隊は此の臺下に肉迫し、遂ひにこれを占領した。

浮碧樓

牡丹臺の下絶壁上に一浮樓あり、これを浮碧樓と謂ふ。碧流は溶々として岩脚を洗ひ、樓は宛然水上に浮ぶが如く、秀麗なる綾羅島は眼下に横はり、對岸遠く開けて、雲煙模糊の間に、祥原、中和の諸巒を望み、近くは江を隔て、船橋里の戰蹟に對する。樓は今を距ること一千年前、永明寺南軒興上人の建立に係り、平壤に於ける屈指の古建築物である。八百十餘年前、高麗睿宗西巡の際蹕を此處に留め、群臣を會して盛宴を張り、扈從李顏に命じて浮碧樓と名けたと傳へ謂ふ。

永明寺

永明寺は禪寺にして、高句麗廣開王二年の創設に係り、當時平安道各寺の大本山たり、昔時は道内の末寺を管理統轄し、これに對し、警察及び司法權を與へ、山内に監禁所をも設けて居た。現存する堂宇の外伽藍八箇所に及び、殿堂堊を列べ、丹碧燦爛たりしも、日清の役兵燹に罹り、これ等の伽藍は悉く灰燼に歸し、今や僅かにその一部を残留するに止まる。同役清兵永明寺に侵入し、僧侶を捕へ、その頭顱我が内地人に酷似せるを見て直ちに斬殺せむとしたが、僧侶等辛く難を避けて四散し、爲めに一時無住となり、荒廢その極に達し、狐狸の棲むに任かせしも、後ち内地僧侶の盡力に依り、修理を加へて僅かに現状を維持するに至つた。

玄武門

牡丹臺と乙密臺との中間にある穹隆形の一小門で、曾ては義州及び元山街道より乙密臺及び浮碧樓に入る通門にして、日清の役清軍は牡丹臺上に砲列を布き、その主力をこの門に集中し防戦に努めた。

我が御幸支隊は西方坎北山より進撃して、牡丹臺の城壘を奪取し、玄武門に肉迫したが、關門堅く三村中尉決死の十六名を提げ、塙壁を穿て門樓に登つたが、乙密臺の敵兵劇しく敵射し頗る危險に類した。この時一等卒原田重吉なる者、十六名の中より然然身を挺して壁内に下り、門扉を排して小隊全部を城内に入らしめ、遂ひに城壘を占領した。日清戰役迄は門上に一樓閣があつたが、その後廢滅に歸し、更に大正九年に新築工事を施し、現在は往時の面影を存してゐる。

七星門

乙密臺より靜海門に至る舊城の外壁中、萬壽臺に接近したる平壤六門の一にして、現在の建物は、その規模・構造、昔日の玄武門と較や似てゐる。玄武門は既に樓閣廢滅に歸したことがあるが、七星門は尙ほ依然樓閣を存してゐる。現在の建物は何時代の建築か、文獻の微すべきものがないため明かでない。一説には大同門と同時代の建築と謂ひ、また近世の建築なりとも謂ふが、其の構造の堅牢にして古色を帶ぶる所、到底近世の建築とは認め難い。樓門に登りて俯瞰すれば、普通江の水色は紺碧の如く、平壤平野は遠く潤けて、眼界漠々とし、西方には日清戰役の際有名なる丘草地「ヨツタルマルグ」の古戰場がある。

普通門

一名又陽關と稱し、平壤の西門である。高麗成宗の築く所にして、今を距ること九百十餘年前の建築に係り、技術の妙、構造の堅、實に朝鮮罕に觀るの建築物である。昔時普通門が國賓送迎の要門であつたことは、箕城八景の「普通送客」の聯句を讀む者の容易に首肯し得る所である。

文祿の役、小西行長が平壤を占據するや、明將李如松大軍を率ゐてこの門より侵入し、日清の役、野津中將の率ゐたる第五師團の本隊も、亦この門より進撃して平壤を占領した。

箕子陵 乙密臺を西に下ること數十歩、七星門の北數丁にして、兎山に達し、蒲山老松鬱蒼として、眞に幽雅の仙境である。丘上に登れば丹碧の殿堂燦然として老松の間に隱見するが、是れを殷の太師箕子の廟と傳へ謂ふ。史傳に依れば箕子は紂の叔父にして周の武王紂を亡して箕子を朝鮮に左遷するや、箕子其の從者を率ゐて平壤に來都し、民に教ふるに禮儀田蠶の道を以てし、また八條の教を施し、爾來四十一世の子孫に至る迄相襲きてこの地に君臨せりと云ふ。箕子の渡來に關しては諸説紛々今尙ほ歸一する所なきも、現今の陵臺は今を距ること八百十餘年前、高麗王肅宗十年箕子の墳塋を求めて、此處に祭祀せしものなりと謂ふ。その後李朝成宗十二年に至り、舊祠を増修し、その德を追頌して碑を建て、臣下李良をして文を撰ばしめたのが、箕子の碑文即ち是れである。日清戰役の際には夙に清軍の占據する所となり、我が元山支隊は之と對峙し、激烈なる戦闘を交へて遂に陥落せしめ、更に前面乙密臺上の敵兵と交戦數刻に互りたる爲め、今尙ほ無數の弾痕を祠廟に存する。

萬壽臺 七星門の南方に方ち一丘陵あり、陵は高からずと雖も四顧の眺望佳く、今は松楸の點々として風致なき一嶺山たるも、日清戰役迄は蒲山松楸鬱蒼として、晝猶ほ暗かりしと謂ふ。日清の役附近一帶の

高地は敵の砲兵陣地となり、敵軍司令官左寶貴主力をこの地點に集中し、砲列を布き、前面船橋里の大島牽制軍、背面「ヨソタレマルグ」の野津攻圍軍に對峙し、激烈なる砲火を交へ、防戦最も努めたりと謂ふ。山腹に直立せる老松を點檢せば、無數の彈丸貫通の跡歷々として當時の惡戰苦闘の狀を回想せしめ、更に目を西方に放てば、一大碑の屹立せるを觀るが、是れ即ち韓帝行幸の記念碑である。また其の右側に、日清の役名譽の戰死を遂げたる忠勇無雙の我が軍人を祀れる忠魂碑がある。

關帝廟 長慶門(現存せず)の内、元鎮衛隊の後方高地に、南面して建てたる丹碧燦爛たる殿堂にして、これを關帝廟(西廟)と稱す、明治十三年の頃、平安道の有志資を醸集して創設したるものにて、亭祀は毎年春秋二回これを行ふを例とする。

練光亭 大同門に接近し、大同江畔に莅める岩上に一樓閣がある。亭は今を距ること四百十餘年前、監司許祘の建立せるものにして、後明の萬曆丁丑の歲、都尹柳思規修築し、その後屢々修理を加へ遂ひに今日に至つた。曾て文祿の役、小西行長が、明使沈惟敬等と和を講じた所と傳へられて居る。

大同門 平壤の東大同江畔に、巍然として空中に屹立せる三層の一大樓閣にして、平壤六門の一である。今を距ること五百十餘年前、太宗の六年に建設したるものにして、中宗辛丑の年兵燹の爲め燬かれ、宣祖十年改築し以て今日に及び、建築の精巧、結構の雄大なること、實に建築學上の一大參考たるのみならず、

平壤の歴史を研究する好資料である。また大同門は一名東門と稱し、昔は京城に通ずる唯一の要門であつた。

船橋里

平壤砲臺出張所の東、大同江の對岸に在り、碑石洞又は長林里と稱へ、往時は平壤大同門に入る要衝の地であつた。平壤古鎮後我軍これを稱して船橋里と名付く、蓋しこの上流に敵の船橋を架したるものありしに因る。日清の役、大島少將、混成第九旅團を率ゐて平壤城の正面を攻撃し、敵をこの方面に牽制して、防戦最も努めたる所にして、現今附近に保存されたる幾株の老樹に、彈丸貫通して蜂の巣の如く、當年の惡戦苦闘の痕を留めて居る。

鐘閣

大同門を西に距ること一町餘にして街路あり、人呼んで鍾路と云ふ。蓋し附近に鐘閣あるが爲め、鐘閣は今を距ること二百五十餘年前、時の監司尹憲柱の建設に係り、鐘は始め大同門樓上にありたるを、後今の場所たる大同門と練光亭の間に移したもので、試みに鐘閣内に入りて、仔細にこの鐘を點檢するときは、鑄造の精巧にして、且つ形體の雄大なる、美術學上の參考として、平壤の歴史を研究する上に好資料である。昔時はこの鐘を撞きて、平壤六門の開閉を命じたさうである。

崇仁殿

明倫堂の東、崇靈殿の附近に堂宇あり、これを崇仁殿と謂ふ。殷太師箕子の位碑を安置せる所にして、今を距ること八百餘年前、高麗肅宗朝の建設に係り、その後朝鮮始祖李成桂祠宇の改修を命じ、

萬曆四十一年崇仁殿と命名し今日に及んだのである。殿堂は其の結構大なりとは云へないが、構造甚だ堅牢にして、享祀は毎年春秋二回これを行ふを例とする。

崇靈殿

明倫堂を南に距ること約四丁にして、古色蒼然たる一殿堂なり、檀君を祀れる處にして、檀君の事蹟に關しては諸説紛々として今尙はその眞否を詳にすること能はざるも、史の傳ふる所に依れば、太白山檀木の下に降臨して、大聖山（平壤を東北に距ること約二里の地點大同郡林原面にあり）に居城したと謂ふ。山上には檀君城址と稱せらるゝ舊地を存する。

崇靈殿は今を距ること四百十餘年前、世宗王創設したるものにして、正殿には「前朝鮮王檀君之位」及び「高句麗東明王之位」と記されたる木碑があり、毎年春秋二回祭典を行ふ。

文廟

崇仁殿の西に、一廟を廻らし、その内に燦然たる丹碧の殿堂あり、これを文廟と謂ふ。廟は今を距ること六百三十餘年前、忠烈王の建設せしものにして、五聖十哲の像を祠れる處である。その後平壤大水の際堂中悉く灰燼に歸し、現在の建物は百餘年前の建築に係る。

明倫堂は昔時儒生を教育したる塾舎にして、生徒は各部儒生中より募集し、勉學一箇年の後科擧に及第したるものを、更に京城の成均館に於て詮考し、合格者に對しては進士の稱呼を授けたのである。塾舎の經費は、入塾儒生の數に依り、各部に按分して賦出せしむるを例としたさうである。

箕子井

口碑の傳ふる所に據れば、箕子は昔光山南方一帯の地に都城したりと謂ふも、文獻の徴すべきものなきを以て、今遽かにこれを信じ難いが、現在平壤市内に箕子井（平壤停車場前京義線創設記念碑の側）あり、また南方柳町、橋口町には箕子井田（昔の市街跡であらう）と稱するものあり、その他、箕子井閣、及び丁子閣等（三百九十餘年前時の監司許頭が、箕子頌徳の爲め建設したるものと傳へらる）の古建築物等が存在し、箕子井は平壤の始祖たる箕子の築造に係ると謂ひ、後東明王の時代に於ても、王自らこれを飲用したとの説あり、土地の人相傳へてこれを靈水なりと稱し、平壤に於ける古蹟の一となつて居る。

箕子宮

一名九曜壇と謂ふ、箕子井の北にあり、高麗太祖の朝の建設に係るものにして、一時廢滅に歸したりしも、距今二百十餘年前、時の監司李建狀これを再興し、更に李朝開國四百七十一年、及び明治三十二年の兩度に改修を加へ、遂に今日に及ぶ。

樂浪郡治址

大同江鐵橋より約半里下流の大同江左岸の上城は實に樂浪郡治の址で、東西約六町半、南北約五町の地域を上築の城壁を以て圍ひ、その内外より發見されたる漢代の瓦當の中には「樂浪禮官」「大晉元康」「千秋萬歲」「宮」等の文字あるもの、「樂浪太守章」「諸郡長印」の文字を刻める封泥も出で、また漢魏時代に屬する磚が多數に發見せられた。

上城里の樂浪郡治址を中心として附近一帯に散在せる古蹟は其の數夥しく、大同江・龍淵・南串の三箇

面十四箇里に亘り、一千百三十基と算せられ、此等の古墳に埋藏せる副葬品は實に驚嘆すべきもので、當時に於ける藝術の進歩を研究する好箇の資料として、内外人の感興を喚ぶものが多い。これ等の遺物を分類すると、銅器・陶器・漆器・武器・馬具・布帛・金屬服飾品・玉石器・錢等に及んで居る。而して古墳の様式には二様あり、四方の壁及び天井床を厚板を以て箱様に造つた木槨か、若くは玄室の壁を塼を以て構造した塼槨かである。

化石林 平壤附近には雄華木又は雄化石・石化木と稱する植物と礦物との抱合體たる類似化石林が多いが、その著名なるものは左の數箇所である。

一、平壤中學校々庭

二、平壤刑務所内

三、牡丹臺お牧の茶屋の北側（廢朽）及び石切場

四、山手小學校々庭（廢朽）

妓生學校 平壤は古來官妓の產地として著聞し、今尙ほ美妓嬌妓尠からず、彼の牡丹臺と共に妓生の本場として其の名を内外に知られて居る。妓生の養成機關として、箕城券番の經營に係る俗稱妓生學校も設立されて居るが、同校では、主として歌謠・舞踊・國語・書畫等を教授し、その成績觀るべきものあり、

今では平壤名物の一に數へられ、遊覽日程の一に加へらるゝやうになつた。

陸軍飛行隊 陸軍飛行第六聯隊は、平壤驛より東へ一里、今は船橋里から電車が寺洞まで分岐してゐるから、途中まで電車で行ける。牛島唯一の軍備であつて、勇しいフロベラーの唸りは、この邊の空を轟かせてゐる。

寺洞炭鑛 平壤炭鑛線船橋里の次驛を寺洞と云ふ。平壤の市街電車は今此處まで延長してゐる。海軍燃料廠平壤鑛業部の所在地で、我が領土内に於て最も良質且つ多量の無煙炭を産する處として著名である。現今六鑛區、坑口は寺洞高坊山栗里等に八坑を有し、殘柱式採炭方法に依り、一箇年約十四萬八千噸を採炭し、藏鑛量は無盡藏だと稱せられて居る。採炭の大部分は鐵道に依り鎮南浦に搬出せられ、更に徳山の海軍燃料廠に輸送し、殘餘は此地の工場に於て煉炭に製造し（年産額五萬噸）、鮮滿各地に賣却せられ、殘りは自家用燃料として消費してゐる。寺洞の次驛美林には、對岸高坊炭坑から大同江上を運搬する複線式架空索道がある。

ゴルフリンク 寺洞の手前一帶の丘をゴルフリンクとなし、平壤人士の來り遊ぶ者が非常に多く、將來は恰好の娛樂場とならう。

勝湖里 美林驛の次驛勝湖里は平壤炭鑛線の終點で、小野田セメント平壤支社・明治鑛業會社・大成炭鑛

等がある。近年長足の進歩をなした都邑で、現在人口一萬三千四百餘人、主として小野田セメント會社の従事員が多くを占めてゐる。該セメント工場は、驛附近一百萬坪の土地に無盡蔵に存する原石を以て、セメントと石灰を製造し、生産高セメント年百五十萬樽、石灰は他會社の分と合せて約百五十萬噸に達し、これ等製品の大部分は、鮮内は勿論内地・滿洲・臺灣・支那に販路を有してゐる。また驛から約三里南方に、佳殊洞の有名な鐘乳石洞穴がある。

江東鐘乳窟

平壤から平元街道を約十里に郡廳所在地の江東邑がある(自動車二時
間賃金三圓)。邑の附近山中に一洞

孔があつて、入口稍々狹隘であるが、孔内に入ると、幅三間乃至十間、延長約百間に亙る大鐘乳窟を成して居る。入口近くは岩石黃色を帶ぶるも、内に入るに従ひ純白色の石灰岩となり、或は林の如く樹立し、或は屏風の如く平たく、佛像の形あり、天々の舞ふが如きあり、形狀奇怪、その美觀は到底筆紙の及ぶ所でない。尙ほ江東郡内には樂浪時代の古墳塚が多い。

江西古墳

平壤から鎮南浦支線により汽車一時間餘りで岐陽に著く。驛の西北二里半、郡廳所在地江西邑附近賢遇里に、三箇の大墳塚が鼎立して居る。この古墳は樂浪時代に屬する古墳で、俗に江西古墳と云ひ、墳内玄室は石槨式、壁面及び天井に描かれた四神圖・草花の模様等は、現代表現派の表現に似て一種の畫風を成し、東洋最古の藝術繪畫として斯界に尊重せられて居る。この地方は二千年前漢民族の繁榮し

な土地で、上流江東郡から南鳳山郡、下流龍岡郡一帯には、この種の古墳を散見し、規模の最大なるものに至つては、高き四十尺、長さ百七十尺に達する、江東漢坪洞の皇帝塚の如きがある。

二、 生 活

市街・戸口

市街

市街の現状 現在の平壤府はこれを新市街と舊市街に分ち得るが、新市街と目すべきは、本町・大和町附近一帯即ち瑞氣山東麓より大同江岸に至る一帯の區域、及び瑞氣通以南即ち平壤驛前面一帯の平坦地に及び、この地域は内地人の移住により發達を遂げたるものにして、街衢概ね整頓して居る。

舊市街は水玉里及び陸路里附近一帯より以北の區域に及び、古く發達を遂げたる朝鮮町にして、支那人は多く舊市街に居住し、表通は商店なるも裏通は住宅にして、道路は迂餘曲折し幅員も狹小である。

景昌里・新陽里の高臺一帯には、西洋人の住宅、及びその經營に係る學校・教會・病院等があり、土地高燥にして、歐風の建物相並び、庭園廣く、樹木多く、自ら別天地の感あり、里人この一帯を洋村ヤンチョンと呼んで居る。

普光山の東麓には旅團司令部、及び歩兵第七十七聯隊の兵營を置き、その附近の西町・東町には陸軍官舎あり、鐵道線路の南方には、陸軍倉庫・平壤兵器製造所・練兵場がある。また牡丹臺對岸の大同郡大同

江面の贅村里には平壤飛行隊を設置してある。

上甯里地方より南山町方面へかけての高臺は學校地域とも稱すべく、南山町・山手町及び竹園町・若松町方面には官舎が多い。牡丹臺方面、瑞氣山上、及び大同江畔には、公園・遊園・散策地多く、順町・櫻町方面は花柳街を爲して居る。

現在の平壤市街を試みに商業地域・工業地域・住居地域に分類して見ると、大體に於て、平壤郵便局附近を中心とし、新倉里に至る電車通以東大同江岸に迄包容せられたる一帯、及び主要街路兩側はいづれも商業地域を形成し、就中、本町・大和町・南門町・衙廳里・竹典里方面は商業中心と目することが出来る。

橋口町・柳町及び紅梅町等平壤驛附近、竝に大同江對岸の船橋里地方は工業地域と目し得べく、其他の山の手及び平地は住居地域と見做して差支あるまい。

平壤府に於ける商工業の發展は近年特に著しきものあり、従つて郡部及び他地方より年々多數の朝鮮人勞働者が入り込み、彼等の大部分は、職業の關係と、家賃、其他生活費の安價なる、府の外圍に定着して住居し、それが爲め最近に於て急激に戸口の増加したる方面は

一、新陽里・岩町・西坡里の鐵道線路以東に屬する部分即ち府の西部外圍に位する方面

二、柳町・橋口町に屬する府の南部外圍に位する方面

三、船橋里地方即ち大同江東岸、府の東部外圍に位する方面

尙ほこの外、府外に於て俄かに發展し市街を形成するに至つたのは、小野田セメントの工場の所在地たる勝湖里方面、海軍燃料廠平壤鑛業部の所在地たる寺洞方面などである。

將來の都市計畫

市街を雜然と膨脹せしむることは、都市の發展と市民の幸福を阻害すること尠からざるを以て、將來の發展を豫想して一定の都市計畫を樹立せねばならぬが、當然この中に包含せらるべきは、平壤府一圓、及び大同郡大同江面の大部分、竝に西川面・龍山面・古平面の各一部に及び、其の總面積は約六千五百四十六萬平方米に達し、その中より、山峯・河川敷・洪水氾濫地域等を排除しても、住居可能地域は約五千三十五萬平方米に増すべく、將來大平壤の區域に編入さるべき地域と目せらるゝ現在行政區劃の里名は左の通りである。

平壤府大同面 鰲村里・衣岩里・新里・栗里・佛堂里・三井里・將進里・貞柏里・梧野里

西川面 仁興里・上興里

古平面 平川里・九井里・内里

龍山面 大馳嶺里

都市に於ける人口の増加は、その都市の性狀、交通機關の狀態、産業上の地位、其の他諸種の事情に依

りて同一でないが、今過去の統計を基とし、その人口増加率から、以上都市計畫區域内の平壤府の人口増加を推定すると、昭和四年を起算として三十年後即ち昭和三十四年には總數約四十萬に達すべく、保安・衛生上の見地より、これ等人口は過密に陥らざる様分散の必要があるが、更に都市計畫區域を住居地域・商業地域・工業地域と分つことは、府民の居住の安靜を計り、商工業の能率増進の爲め、殊に平壤の如き商工業の發達せる都市に於ては缺くべからざることである。

現在の平壤府を觀るに、各種の建築物が相錯綜し、極めて雜然たるものがあるが、それでも現在の市街は、略ぼ商業地域、工業地域、住居地域を形成して居るから、將來の地域設定に當りても、大體以上の區分に従ひ、平壤驛前一帶より新倉里に至る平坦地は商業地域として發達すべく、瑞氣山より滿壽臺に至る高地及びその西方一帶は、高燥閑雅、眺望佳良にして、自ら住居地域として選ばれるであらう。只だ平壤驛前の現工業地域を形成せる一地區は、將來は府の中心となり、交通の最も便なるべき地であつて、寧ろ商業地域として保護する、が適當と見られて居る。此の外、船橋里方面は、電興會社・製糖會社・「コーン・スマーナ」會社等の大工業會社あり、將來も工業地域とするを適當とすべく、その南方の樂浪遺跡たる貞柏里附近の高地、及び北方寺洞街道、竝に陸軍飛行隊附近一帶の高地は住居地域とし、大同江を中心とし船橋里驛に至る一帶の平地は、對岸の商業中心地に相對して、同じく商業地域として將來平壤府の中

心となるであらう。また鐵道京義線以西の編入地、即ち平川里・九井里方面は一望の平坦地で、既に陸軍兵器製造所・山十製絲工場等あり、將來運河及び船溜の開鑿せらるゝ曉は、水運の便を得て工業地として一層の價值を増大すべく、周圍の山麓地帯は住居地域として適當であらう。

尙ほ將來の都市計畫遂行に重大なる關係を有するは、道路・電車・鐵道等、交通機關の整備、公園・上水・下水・防水等の衛生施設の整備である。

現在の平壤府は李朝時代より發達したる市街にして、道路は迂餘曲折し、幅員狹小にして統制を缺き、逐年これが改善に當りつゝあるも未だ完備の域に達せず、その昭和三年末に於ける府内道路の延長及び面積は延長約十三萬米、面積約七十二萬平方米で、府内利用土地面積に對する道路面積の比は一二・四％で、都市計畫上理想とする二五％——三〇％に比較すると遙かに遠く、府内人口の著しき増加とこれに伴ふ近郊建築物の激増は、街路網計畫の決定を必要ならしめたのである。現在平壤府内の主要道路は市區改正に依りて大體統制を得たが、街路網計畫も概ねこれに準據して改良さるべく、府外道路に就ては指定された地域制に順應し、市街發達の經路並に將來市街地形成後に於ける必要を推定し、交通機關の配置及び一帯の地勢を考慮する外、土地の利用・衛生・防火・體裁等の見地より、市街割、採光、風向等をも斟酌する必要がある。

また電車網計畫は、街路計畫と共に重要な事項であつて、既往の趨勢、先進都市の現狀等を参照し、人口・面積・運輸能率・利用狀況等に依り、將來の所要延長を考察すべく、尙ほ大同江・船橋里・西平壤驛、及び平壤驛に於ける鐵道諸施設も、充分將來の貨客増加を豫想して計畫する必要がある。

平壤府は現に牡丹臺公園を有するも、その他に見るべきものなく、市街地は戸口頗る過密狀態に陥つて居る。下水道施設も不完全にして、汚水は停滯し、降雨時には氾濫を免れず、一方上水道施設は極度一日二萬餘立方メートルの給水施設を有するも、尙ほ擴張の要あり、給水人口も總人口の八割に達せず、その他は依然汚染せられたる井水・河水を使用し、衛生上遺憾の點多く、其の死亡率、傳染病發生率等も頗る高率を示して居る。

そこで將來の公園計畫は、現在の牡丹臺・瑞氣山・大同門の三公園、及び遊歩地たる三角地、運動場たる公設グラウンドの外に、府民の保健・休養・慰安、及び非常時の避難所として、將來は公園四十二箇所、廣場九箇所、計五十一箇所、面積五百六十萬平方メートルに擴張の議がある。

水道は現在に於て給水人口十三萬餘人に對する能力を有し、多少の餘裕を有して居るが、都市計畫の進捗に應じて將來多大の擴張が必要である。即ち給水普及率は、將來の増加人口の七〇％に達せしめねばならぬが、災害、其の他不時の事變に際し、給水の安全を期するためには、給水區域を二分し、水源を平壤

區、及び大同區の二箇所に分つことが、得策であるといふのが専門家の意見である。

下水は將來市街の發展を想定し、全區域に對する統制ある計畫をなすのが最も肝要で、地勢、其の他の關係に依り、府内を數區に分ち、直接、間接に大同江・普通江に放流すべく、更に將來人口飽和の隣には、下水處分場を設け、污水管に依り汚水を之に導き、下水處分を行ひたる後放流すること、せねばなるまい。

大同江及びその支川たる普通江・戊辰川は、雨期には氾濫して、府内の平坦地は浸水を蒙り、これが河川の防水施設の完備は最も急務である。目下工事中の大同江改修工事完了の節は、大同江右岸現在市街地及び平壤停車場後方地帯の一部は安全となるが、尙ほ將來の都市計畫に對しては、左の如き幾多の施設を必要とされて居る。

大同江右岸堤防 平川里兵器製造所より普通江口に至る。

大同江左岸堤防 衣岩里山麓より戊辰川合流點に至る。

戊辰川改修計畫 堤防の築造、及び低水路の幅員擴張、浚渫を含む。

普通江改修計畫 幅員の擴張、低水路開鑿、及び起點の附替を含む。

遊水池・船溜・運河 洪水時の内水の氾濫を防ぐ爲め、遊水池・運河を設け、運河は普通江河敷を利用し、その末尾を船溜とし、工業の發展に資する。

以上は平壤府將來の都市計畫の骨子とも目すべきものに就いて一言したに過ぎないが、更に市民の利益を増進する爲め、大同江・普通江を浚渫改修して大船の出入に便ならしめ、大同江の適當の地點に築港を設け、對岸の工業地帯に運河を開鑿し、交通網を一層完備し、また大同橋上流に人道橋を架設し、或は動力用電氣料金の引下を行ひ、燃料の公營又は組合營によりて低廉なる供給を計る等、市民生活上必要なる燃料問題を解決し、郊外に大住宅地區を設定するなど、幾多大規模の施設を行ふに於ては、その經濟的地位と地勢上より見て、平壤市街の膨脹發展は驚くべきものがあると思ふ。

戸 口

大同江流域の人口密度 河川流域は沿海地方と共に、最も早くより文化が開け、産業が發達して、人口密度が高いのを普通とし、試みに朝鮮の大河川流域の人口狀態に就いて、拙著「朝鮮の人口現象」に載する所に據ると左表の如くなつて居り、人口密度の最も高いのは、平野の多い農村の發達した錦江流域が第一位にして、大都市たる京城を包含する漢江流域が第二位を占め、多數の小市街を有する洛東江流域が第四位に在り、大同江流域の人口密度は第五位になつて居る。

河川別	包含府面數	人口數	面積	一方里當人口
鴨綠江流域	五五	四三八、五一六	六四〇・三 ^{方里}	六四八
豆滿江流域	二五	一一一、一一七	四一五・五	二六七
洛東江流域	九八	七八六、五五六	三一四・七	二、四九九
漢江流域	九三	一、〇一八、九九八	四二六・九	二、七九一
	本流	五四二、四一二	一九六・六	二、三〇一
大同江流域	三	二五、三二六	二二・五	—
	南江	六二、四一〇	六三・三	—
	計	五四〇、一四八	二八三・五	一、九〇五
錦江流域	三四	二九二、六七六	九〇・一	三、二四七
臨浦江流域	二六	一四七、一〇二	九三・一	一、五七九
鎭津江流域(本流)	九	六九、六九二	三八・九	一、七八八
清川江流域(本流)	二一	一八九、二一八	一六六・〇	一、一三九
禮成江流域(本流)	一一	六八、一三八	四四・三	一、五三五

備考一、本流及び支流中、舟筏を通ずる地點以下の沿河面につき調査す。

二、國境河川たる鴨綠・豆滿兩江流域には外國の面積人口を含まず。

都市の人口増加は、これを自然増加と移住増加に分ちて觀察するを要し、自然増加即ち死亡數に對す。

出生数の差増は、住民記簿数の多少、及び氣候風土の關係、地勢地形の如何、國民文化の程度、醫療衛生の施設、生活状態の良否等によりて自ら高低を生じ、また移住増加は面積の廣狹、及び文化交通の影響、政治經濟の消長等によりて、勢ひ増減を來すものであるが、試みに朝鮮の主要都市の最近五箇年間の人口増加調は左の如くはつて居る。

自昭和元年
至同五年 五箇年間人口増加調

市街名	自然増加	移住増加	總増加
京 城 府	一二、三八七	四〇、一二八	五二、七一五
仁 川 府	三一〇	一〇、三七九	一〇、〇六五
開 城 府	三、八三〇	一〇九	三、九二九
群 山 府	一、四六七	三、四四七	四、九三三
木 浦 府	八三二	五、二二三	六、〇五五
大 邱 府	四、三二九	二四、六二二	二八、九五二
釜 山 府	六、四九九	六四、七二四	六七、一九三
馬 山 府	一、三八二	七、二八〇	八、六六二
平 壤 府	五、四七三	二二、一六九	二七、六四二
鐵 南 府	八三二	九、二〇八	一〇、〇四〇
新 義 州 府	三三三	三〇、九二八	二一、二六一
元 山 府	六四九	八、八七三	九、五二二

成興府
沽津府

一、六五一
七〇

七、六二一
一三、〇七二

九、二七二
三、一四二

即ち以上十四府に就いて平壤の人口増加状態を見るに、最近五箇年間に於て、自然増加数では第三位に、移住増加数に於ては第四位に在り、總増加数に於ては四位になつて居る。

戸口の變遷

古い時代の平壤市街の戸口数は、信憑するに足る文獻が無いから推定し難いが、李朝の戸口記録として最も古い「世宗實錄」の地理志には、平壤府の戸數八千二百二十五、男丁一萬四千四百四十とあり、遙かにその後に於て編纂された「平壤志」にも、實戸八千二百六十五、雜項三千百十六、都合一萬一千三百十一、官奴一百二十一、官婢五十九と載せてある。李朝時代を通じて、最も戸口調査の細密に行はれたと思はるゝ、正祖十三年（西曆一七八九年、光緒天皇寬政元年）の記録では、戸數三萬一千五百六十六、人口男五萬八千三百九十七、女四萬九千一百九十五、計十萬七千五百九十二とある。尤も以上の數字は、平壤市街のみの戸口數ではなく、平壤府の管下の戸口を含むのであるが、當時の戸數は漢城五部四萬三千九百二十九、全州府二萬九百四十七、義州府一萬九千九百九十五、尙州府一萬八千六百六十七、慶州府一萬八千五百五十一、忠州府一萬七千八百九、公州府一萬六千四百二、海州府一萬五千二百二十七、晉州府一萬五千二十八、大邱府一萬三千四百十三、開城府一萬一千五百二十五となつて居り、これと對比して稽ふるときは、平壤府及びその管下の戸數が、他の諸府及びその管下の戸數に比して著しく優位にあつたことが出來やう。

平壤市街の李朝末葉の戸口數はこれを審かにし難いが、韓國併合の行はれた明治四十三年には、戸數一萬二百十、人口三萬八千六百二十四となつて居り、爾來戸口の激増せることは、最近の戸口數を見れば一目瞭然たるものがある。

平壤府戸口調 (明治四十三年末)

種別	戸數	人口數
内地人	一、九七七	六、四四三
朝鮮人	八、〇九五	三一、六二七
支那人	一二一	四六八
其他外國人	一七	八六
計	一〇、二一〇	三八、六二四

最近の戸口 平壤府の戸口は近年急激に増加し、大正三年四月府制を施かれた當時、人口僅かに四萬五千に過ぎなかつたものが、大正十二年には一躍八萬六千人に激増し、次いで昭和四年四月に附近村落を合せて府の行政區劃を擴張すると共に、その人口數は十五萬を越へ、實に京城に次いで朝鮮第二の大都市となつたのである。その既往に於ける増加の趨勢を見るに、過古十一箇年間に於ける一箇年平均増加數は戸數約一千五百戸、人口約六千人に達し、今後に於ける進展も亦自ら窺ひ得べく、朝鮮唯一の商工都市として平壤の將來には大に期待し得べきものがある。

内 鮮 外 人 別 戸 口 數

戸 數 人 口

年 別

年 別	内地人	朝鮮人	支那人	其他の 外國人	合 計	内地人	朝鮮人	支那人	其他の 外國人	合 計
大正十四年末	六、五七	一九、八六	三三	四〇	三六、七〇〇	三三、五三七	八五、八九六	七三九	一一二	一〇九、三八五
大正十五年末	七、三〇	二〇、七六	三三	四一	三八、一七四	三三、五四五	八九、九七三	七六	一一六	一二四、三三三
昭和二年末	七、三六	三三、五五	三七	四三	五九、七四〇	三三、四三六	九四、四三九	七三	一一三	一二九、七九
昭和三年末	七、六四	三三、五九	四〇	四七	三三、六三六	三三、五五九	一〇〇、六一八	七六	一一四	一二七、〇九三
昭和四年末	八、一〇	三八、三三	五〇	一〇〇	三七、一五	三七、四六	一三七、四〇	一、三三	一二六	一三六、四四三

職 業 別 戸 口 數 (昭和四年末現在)

	内地人	朝鮮人	支那人	其他の 外國人	計
農林業及牧畜業	七二	三〇八	三、四三	二〇、〇六〇	二四、六二七
漁業及製鹽業	九	五三	六四	二六三	三七
工業	一八〇	三、七六	三、一三〇	一五、五五	一九、四九
商業及交通業	三、九六	九、四九	六、五九	三、五	四六、二五八
公務及自由業	一、五九六	五、一八六	三、八六〇	一〇、八元	一六、二七六
其他の有業者	二、三五	七、四〇	一〇、一四〇	三六、五〇	四三、七七

二、生

活

五五

生活状態調査

五六

無職及職業を
申告せざるもの
計

一、三六〇	二、一九八	八、六六六	二	五	一	一	二、五八〇	九、六五五
八、一三〇	二、七五八	二六、三三三	二、七二〇	五、〇〇一	一、〇三三	一〇〇	二六	一、五八、四〇〇
二、七五八	二六、三三三	二、七二〇	五、〇〇一	一、〇三三	一〇〇	二六	二七、二五	一、五八、四〇〇

出生産數 (昭和四年)

區別 出 生 者 月 別

區 別	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	合 計
内地人 (男)	三〇	六六	三三	三三	六三	七三	二七	六二	六六	三三	三〇	一五	三三三
朝鮮人 (男)	一五	一七	一八	二五	一五	一九	一六	二五	二九	二二	一四	二六	一、六四三
總 計 (男)	一八	二五	二六	二八	二八	三三	二七	二六	二九	二二	一四	二六	一、八六五
内地人 (女)	三〇	六六	三三	三三	六三	七三	二七	六二	六六	三三	三〇	一五	三三三
朝鮮人 (女)	一五	一七	一八	二五	一五	一九	一六	二五	二九	二二	一四	二六	一、六四三
總 計 (女)	一八	二五	二六	二八	二八	三三	二七	二六	二九	二二	一四	二六	一、八六五

死亡數

區 別	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	合 計
内地人 (男)	四三	三〇	九四	九三	一〇八	二四	六五	一〇四	三九	八二	五二	一〇	二七七
朝鮮人 (男)	五八	一六	一七	二〇	二七	五九	九一	四九	六六	四六	五〇	四〇	一、〇四八
總 計 (男)	七〇	二六	一一一	一一三	一三五	八三	一五六	一五三	一〇五	一二八	一〇二	五〇	一、一八六
内地人 (女)	四三	三〇	九四	九三	一〇八	二四	六五	一〇四	三九	八二	五二	一〇	二七七
朝鮮人 (女)	五八	一六	一七	二〇	二七	五九	九一	四九	六六	四六	五〇	四〇	一、〇四八
總 計 (女)	七〇	二六	一一一	一一三	一三五	八三	一五六	一五三	一〇五	一二八	一〇二	五〇	一、一八六

現住者死亡病類別表 (昭和四年)

内地人

[illegible]

[illegible]

病 因	年 齡	總 計		不明 原因 及 詳 の 診 斷		傳 染 性 病	
		女	男	女	男	女	男
全身病	未 滿 一 年	三	四			三	三
精神病	一 以 上 年	一	一			六	四
神經系病	二 以 上 年	一	一			六	五
循環器病	五 以 上 年					五	三
呼吸器病	十 以 上 年					二	一
消化器病	十 五 以 上 年					三	三
	二 十 以 上 年					五	八
	二 五 以 上 年					四	五
	三 十 以 上 年					三	六
	三 五 以 上 年					一	五
	四 十 以 上 年					四	三
	五 十 以 上 年					二	五
	六 十 以 上 年					一	一
	七 十 以 上 年					一	一
	八 十 以 上 年						
	不 詳 年 齡						
	合 計	三 七	二 八 七			四 四	五 一

傳染性病 (女男)	脚氣 (女男)	新生物 (女男)	中毒 (女男)	妊娠及產 (女男)	老衰 (女男)	幼疳形 年及 (女男)	溢溺死 死及 (女男)	外傷 (女男)	殖泌尿 器病生 (女男)	皮膚及其 附屬器病 (女男)	運動器病 (女男)
五五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
六三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
五六	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
六二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
六四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

二、生	運動器病	消化器病	呼吸器病	循環器病	神經系病	精神病	全身病	病 因	年 齡	計	總 計		不明診 察及不詳の 原因	
											女	男	女	男
活	—	—	—	—	—	—	—	未滿一年	三〇	四二	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	一年以上二年	三六	二六	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	三年以上五年	四四	二七	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	五年以上十年	一七	三〇	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	十年以上十五年	四	七〇	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	十五年以上二十年	七	三〇	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	二十年以上三十五年	五	二九	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	三十五年以上四十年	四	六四	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	四十年以上四十五年	三	七六	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	四十五年以上五十年	五	三〇	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	五十年以上五十五年	六	三九	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	五十五年以上六十年	二五	四三	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	六十年以上六十五年	四	七〇	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	六十五年以上七十年	三	五三	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	七十年以上七十五年	—	—	—	—		
六 一	—	—	—	—	—	—	—	不詳年齡	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—	—	合 計	二、〇六六	一、二五九	二二	三		

内地人本籍地別（昭和三年末）

府縣名	人口	府縣名	人口	府縣名	人口
東京府	六六	廣島縣	一、四〇三	奈良縣	一七九
京都府	三七五	山口縣	二、三八	三重縣	三〇六
大阪府	五〇九	和歌山縣	二四八	山形縣	三三
神奈川縣	一五	德島縣	三六	秋田縣	一五六
兵庫縣	四三	岩手縣	一三	福井縣	四九
長崎縣	一、四五	青森縣	一四	石川縣	四六
山梨縣	二七	大分縣	一、二六	愛知縣	四七
滋賀縣	三三	佐賀縣	八三	靜岡縣	三〇三
岐阜縣	四六	群馬縣	一五	香川縣	三〇〇
長野縣	四九	千葉縣	一六	愛媛縣	六七
新潟縣	二九	茨城縣	二六	高知縣	一九
埼玉縣	一六	栃木縣	三	福岡縣	三、〇七
				合計	三、五七
				府縣名	人口
				島根縣	六二
				岡山縣	五六
				鹿兒島縣	五三
				沖繩縣	二
				宮城縣	三三
				福島縣	三七
				熊本縣	一、〇九
				宮崎縣	八
				富山縣	二二
				鳥取縣	一〇
				北海道	一七

町里別戸口（昭和四年末）

生活狀態調查

六四

	内地人		朝鮮人		支那人		其他の外國人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
箕林里	一	一	一、七〇一	八、五五五	三	九	—	—	一、七五一	八、六六六
慶上里	九	三〇四	四〇六	二、〇〇三	五	三	—	—	五〇八	二、三九九
倉田里	五	一六	一、四〇三	六、九五五	二	三	二	六	一、四一〇	七、〇四七
鏡齊里	六	一〇〇	八六五	四、〇〇八	—	—	—	—	八六九	四、四〇八
新倉里	五	二七	八六一	一、八八七	七	三	—	—	九三三	一、九三三
靜岩里	—	—	五三	三九	三	八	—	—	五二六	二六七
上需里	五	五	九六六	四、八六六	一	三	—	—	九八二	四、八六六
上水口里	—	—	九二	一、九四八	四	二	—	—	九六六	一、九六三
下水口里	五	一七	五七六	二、八〇〇	四	二	—	—	五八七	二、九〇八
鷄里	七	二四	一九九	九九	五	六	—	—	二二〇	一、〇三九
館後里	二	六	四四六	二、二九	五	三	—	—	四六三	二、二六二
將別里	—	—	四四	三、三二	三	八	—	—	四八二	二、三三五
大奈里	二	七	三二七	一、五九	五	三	—	—	三五四	一、五九
巡替里	—	—	一四八	一、四一	九	七	—	—	一五八	七、七四
水玉里	二〇	六九	三〇五	一、五〇〇	七	三	—	—	四六	一、九三七
叙貫里	四	一	二七九	一、三六	四	三	—	—	二六七	一、四一三

山手町	南山町	旭町	濱町	大和町	港町	壽町	南門町	新陽里	景昌里	陸路里	碑九里	衙驪里	眞香里	履鄉里	里門里	竹典里	鹽店里
二、生																	
活																	
二七	三五	三三	二七	三八	八九	三六	六三	六六	一	一六	一五	五	三	一	四	八	五
一、〇五	一、三六	一、一八	六八	八〇	三四七	一、三五	三〇四	一〇一	一	五	一五	六	九	一	一七〇	二七	一四二
二	六五	二五	二〇五	六	二七一	三三	一三三	二、五四	三二	四〇三	三六	二七	二六二	二二	一四	三六	三〇三
七	三三	一四	二二	〇	八九	一〇九	六六一	二、五六	一、五五	二、〇三	一、五七	八七	一、三四	五〇	七四	一、一八	一、五九
一	一	四	一	一	一	一八	五	九	一六	二	二	七	二	六	五	二〇	一
一	一	二〇	二	三	三	四	三	八	六	五	五	三	五	九	三	八	一
一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	一	一	一	一	一	一	四	三	二七	一	一	一	一	一	一	一	一
二九〇	四三	一四二	二六三	三三	二六二	五八八	三三	二、四二	五八九	四三	三三	一八九	二六七	二八	一九五	三五六	一、四二
一、二三	一、七九	一、三三	一、三二	八三	一、八九	二、三七	九三	二、八三	一、七四	二、〇七	一、六三	九四	一、三八	六九	八九七	一、三三	一、五二

生活狀態調查

泉町	五〇五	一、九三七	一五	〇	八	二〇	五八	二〇	二〇、四七六
幸町	四〇九	一、五二三	一六二	三三〇	四	八	一七五	二、三五一	三、三九一
巖町	九〇	三五一	五九〇	二、九四〇	—	—	—	六〇〇	三、三九一
櫻町	七三三	二、二二〇	四三四	二、二二六	四	一〇	—	二、二〇〇	四、三六六
本町	一七〇	六六一	三三四	一、一〇五	五	二二	—	三九九	一、七七八
柳町	六〇	三三九	一、三二七	一、五八九	一〇	三五	—	一、三八七	六、八四三
黄金町	二五七	九六六	三三五	一、六六八	二三	六一	—	六五五	二、六七五
販町	六六	二五六	五一	二五三	—	—	—	二九	五〇八
橋口町	八九	三三〇	一、二三三	六、九八一	一	二	—	一、三三三	二、三三三
八千代町	五〇九	一、八三三	四五六	二、二七〇	四	八	—	九九	四、二〇〇
南町	二二九	八六六	二六六	一、四一七	二	五	—	五七七	二、四〇三
東町	三四三	九四〇	一一三	五六六	二	五	—	四五六	一、五一一
竹園町	四七四	一、七三八	一〇	—	一	二	—	四八五	一、七七一
紅梅町	七三	二七〇	三	三	一	二	—	七七	二八五
若松町	四九九	一、七四八	六一	四〇五	七	一七	—	五九七	二、〇六九
西町	一三八	五三三	—	—	—	—	—	二三八	五三三
船橋里	三八九	一、七五	一、二八	七、〇一五	二八	七	—	一、六四五	八、四四七
新里	三八	一七	三四四	一、九六六	二七	七〇	—	四九九	二、一八三

東大院里	一五	六	二六	一、六四	八	三	一	三二	一、四六〇
仁興里	五	一六	一八〇	八九六	一〇	六	一	一五	九四〇
堂上里	一	一	一七八	八九三	一	一	一	一六	八九三
綾羅里	九	二	七一	三三三	一	一	一	八〇	三八三
羊角里	五	一六	六七	三三三	一	一	一	七一	三三八
平川里	一七二	六四〇	八四〇	四、七三	三	八	一	一、〇〇九	四、八三二
西城里	一三	一五	二九四	一六、五三	八一	三六	一	二、四六七	二、六八六
計	七、六〇八	二七、四六	三三、五四	一、七、四三	四五二	一、三三	九	三六二	三、七五五

大同郡の戸口

尙ほ大同郡は大同江流域の太平野中に在り、平壤府を包擁して居るので、平壤府の經濟勢力の延長と見做すべき部分が極めて多いのである。従つて平壤府に於ける戸口消長の影響を受けることが甚だ大であるから、大同郡の戸口狀態を參考の爲め左に示して見よう。

大同郡内鮮外人別累年戸口表

種 別	大正十四年		昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	戸	數	人	口	戸	數	人	口	戸	數
内地人	六三	二、六五五	七九四	三、一九四	七九三	二、八四七	八一	三、〇四九	四七一	一、五二
朝鮮人	三九、六七七	一、六、六九	二九、六九	一、五、四四五	二九、七〇三	一、五、四八六	三〇、三七一	一、六、一八二	二六、六五	一、七、七三〇

生活狀態調査

六八

外國人	三六	一、〇九一	三三	八六四	二四六	九五六	四〇〇	一、三三三	一〇九	四八
總計	四〇、七〇六	一、六、三六六	三〇、六三四	一五、五二三	四〇、七四三	一五、九七一	三、三六三	一、七、六三二	二七、〇三七	四三、六六九

備考 外國人は總て支那人とす。

昭和四年に於て戸口減少せるは行政區域變更に因る。

大同郡現住戸口職業別表 (昭和四年末)

職業名	内地人			朝鮮人			外國人			計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
農林及牧畜業	六	三〇	三、三九〇	一一三、一〇四	七	三〇六	三、四六八	一一三、三三九		
漁業及製鹽業	一	一	六九	四六二	一	一	六九	四六二		
工業	六五	三、五九	六〇八	三、四三二	六	三〇	六七九	三、八四一		
商業及交通業	四六	二、三七	一、三五六	七、二九一	一四	五三	一、四二六	七、七七一		
公務及自由業	三〇四	一、二九	五七三	二、八三四	二	七	八七九	三、九六〇		
其の他有業者	一五	一〇六	八五四	三、六四	八	三三	八七七	三、五三		
無職及職業を申告せざるもの	一	一	一六三	七四	一	一	一六三	七四		
計	四六六	一、七、六一	二六、〇一四	一五七、七四〇	一〇一	四八	二六、五一一	一、四三、六六九		

大同郡累年男女別出生產者數表

	男	女	總計
大正十四年	三、五五	三、五八	六、七六三
昭和元年	三、五〇九	三、二三四	六、七四三
昭和二年	三、七〇〇	三、三三三	七、〇三三
昭和三年	三、五四三	三、三九六	六、九三九
昭和四年	三、七六七	三、五三九	七、三六六
合計	一八、〇四四	一六、七六〇	三四、八〇四

大同郡累年男女別死亡者數表

病名	全身病	精神病	神經系病	循環器病	眼及其附屬器病
一年未滿	1	1	3	7	1
一年以上	1	1	3	16	1
二年以上	3	1	1	9	1
五年以上	1	1	1	7	1
十年以上	2	1	6	3	1
十五年以上	1	4	16	6	1
二十年以上	1	4	7	9	1
二十五年以上	2	7	9	16	2
三十年以上	3	6	3	6	1
三十五年以上	2	4	7	2	1
四十年以上	1	6	6	7	1
五十年以上	4	10	9	3	2
六十年以上	2	13	7	9	1
七十年以上	1	6	6	8	1
八十年以上	1	3	3	5	1
不詳	1	2	2	1	1
合計	3	17	77	136	9

[illegible]

斗	助	土	石	貞	梧	將	三	佛	七	小	院	絃	昭和四年末				(其の二)
													名	戸	異	年	
團	王	城	巖	栢	野	進	井	堂	山	新	北	橋	戸	轉入	内地人	昭	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出	和		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入	朝鮮人		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出	四		
五	四	三	五	九	六	四	二	一	八	三	一	一	戸	轉入	外國人		
三	七	一	五	五	三	一	八	七	八	九	一	一	口	轉出	年		
六	四	四	四	五	四	四	三	八	五	二	一	一	戸	轉入	末		
三	四	六	七	三	五	一	七	三	四	九	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	口	轉出			
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	戸	轉入			

生活狀態調查

七四

羊角	船橋	栗	新	東大院	繁村	綾羅	衣	計
一	一四	二	一	一	一	一	一	一
一	一四	九	一	二	一	一	一	一
一	一五	一	一	一	一	一	一	一
一	一五	四	一	五	一	一	一	一
一	一〇一	三七	五三	一〇	一八	一〇	三九	三九
一	一四八	一三二	二〇〇	一九	六五	二二	一六二	一六二
二	九八	元	四三	五三	一九	二〇	一〇	一〇
八	一六〇	一六七	一八〇	二五〇	六八	八二	一五八	一五八
一	二	四	一	二	一	一	九	九
一	五	八	一	五	四	一	三	三
一	三	五	一	一	一	一	九	九
一	二	一七	一	三	一	一	三	三
四	四七	二六	一〇五	一三	四六	四六	一、四六	一、四六
一	一六	五二	八四八	八二六	一六五	一八三	五、六三四	五、六三四
三	四三	一七	二七	二二	四二	四	一、四〇	一、四〇
一〇	一、九四〇	五〇七	八四〇	七八九	一六五	一四	一〇、一〇	一〇、一〇

生活様式

平壤府及びその近郊には、内地人・支那人、及び西洋人の生活するものも多いが、彼等の生活様式はいづれの地方に於ても同様にして、何等取り立て、云ふ程のこともないから、衣食住、冠婚葬祭等に就いては、主として朝鮮人に關して述べることにするが、都會地にして且つ文化の進歩したるこの地方に於ては、朝鮮固有の生活様式に、漸次和洋式が加味折衷され、殊に生活上必要なる家具・什器などには、内地製品を用ふることが次第に多くなつて來た。

住居

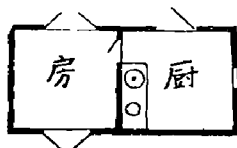
民家

一建築方式 平壤地方に於ける朝鮮固有の建築方式は、大體左の方式が基本となり、貧富により地形に應じて種々組み合せられ、例へば

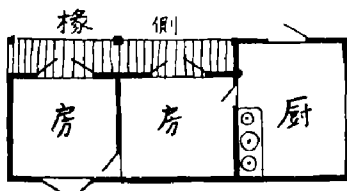
二形、形、形、形、形、形、形、形と色々

の方式が行はれて居るが、この地方では第四圖の如く、中流の住宅にも大廳の無いものがあり、京城邊では大廳(板間)は家構の中央に取るに反し、この地方では第三圖、第五圖の如く端の方に取つて居る。

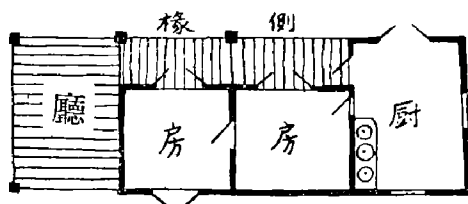
第一圖



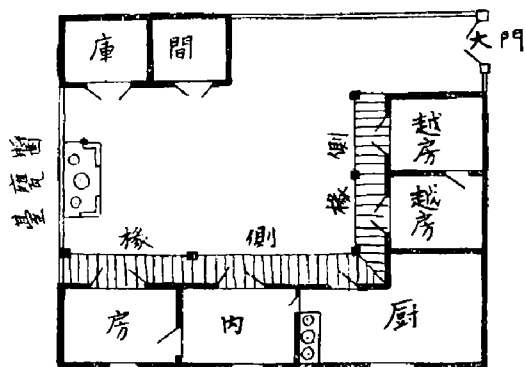
第二圖



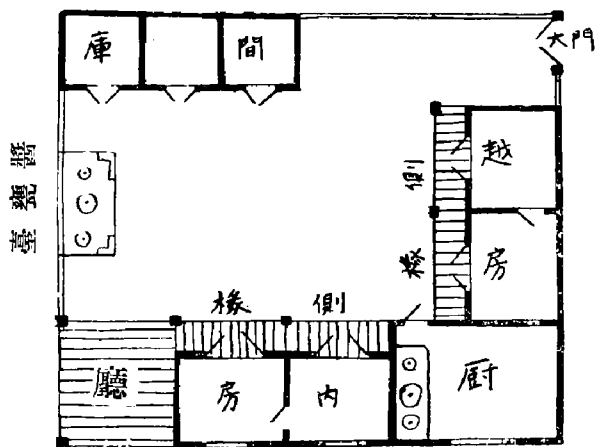
第三圖



第四圖



第五圖



而して家屋建築上、屋根・壁・窓・煙突・垣・焚口等に就いて、普通行はるゝ所を左に示して見よう。
概して市街地たる關係上、村落よりも家屋は整つて居るが、兩班階級の少い爲めか、一般に家屋の構造は質素・簡單である。

屋 根 瓦葺・石葺・草葺・トタン葺の四種あり。

壁 石灰又はセメントにて上を塗る。

窓 廊は硝子窓、房は硝子紙の紙張窓。

煙 突 トタン又は煉瓦。

垣 板 塀

焚 口 共通式にして下圖の如し。

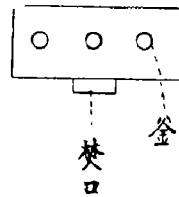
工費概數 一間五十圓より百五十圓までを普通とす。

家屋の修繕 毎年一回の手入をなす。

庭 園 庭園を有する家屋至つて少く、花卉は昔より盆栽として、左記のものを愛賞す。

薔薇・石榴・巴草・菊・柳仙花。

●●●●●●●●●●
家屋の新築 尙ほ最近三箇年間に於ける平壤府内の新築家屋調を見ると左の如くなつて居り、市街の發展が年々著しく、大平壤の膨脹狀況が明かに窺はれる。



平壤府内新築家屋調

年 別	民 家	工 場	計
昭 和 三 年	三六八 _戸	三九 _戸	四〇七 _戸
同 四 年	九六六	二五	九九一
同 五 年	八八八	二六	九一四

旅人宿

平壤府内に於ける旅人宿には、洋式・内地式・朝鮮式の三種あり、その重なるものは、平壤ホテル・三根旅館・櫻屋旅館・朝日旅館・大同館・青々館・泉屋旅館・つばめや旅館・大同館支店・博養館・菊水・梅屋・田村旅館・西鮮旅館・慶興旅館・鍾路旅館・東陽旅館・在日旅館・平壤旅館・文武旅館等である。

平壤府内旅館室數調

等 級 別	經營者別	旅館數	室 數
一 等 旅 館	内地人	二	三四
	朝鮮人	二〇	一〇八
二 等 旅 館	内地人	八	一〇二
	朝鮮人	八二	三四二

三等旅館
四等旅館

{ 内地人 }
 { 朝鮮人 }
 { 内地人 }
 { 朝鮮人 }

金 (内地人旅館)

一〇
 五五
 三
 一
 一〇四
 一七二
 二一

一等
二等
三等
四等

一等旅館
二等旅館
三等旅館
四等旅館

一泊
 二食
 三食
 四食

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

金 (朝鮮人旅館)

一泊
 二食
 三食
 四食

一等
二等
三等

一等旅館
二等旅館
三等旅館

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

一泊
 二食
 三食
 四食

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

貸家

昭和六年七月現在平壤府内の貸家中、内地建五百七十二戸、朝鮮建百四十五戸に就いて、調査した所に據ると、間數・構造・設備・家賃は左表の如くなつて居る。内地建には家賃四十圓以上のものに三戸に過ぎず、朝鮮建には、間數五間以上、家賃十五圓以上のものは一戸も無い。敷金は内地建・朝鮮建共に要らないのを普通とし、大體に於て家賃は一箇月前拂、又はその月初めに支拂ふものが多い。

平壤府内借家調 (昭和六年七月)

間數		構造	
内地	朝鮮	内地	朝鮮
七疊未満	一	五間以上	三
七疊以上十二疊未満	二	四間	二
十二疊以上二十疊未満	三	三間	九
二十疊以上三十疊未満	四	二間	二
三十疊以上	五	一間	一
計	五七二	計	一四五

家賃

服 裝

朝鮮					内地		地方		建	
一	二	三	四	五	七疊以上十二疊未滿	七疊未滿	十二疊以上二十疊未滿	二十疊以上三十疊未滿	三十疊以上	三十疊以上
戸數	五圓未滿	五圓以上十圓未滿	十圓以上十五圓未滿	十五圓以上二十圓未滿	二十圓以上三十圓未滿	三十圓以上四十圓未滿	四十圓以上五十圓未滿	五十圓以上六十圓未滿	六十圓以上七十圓未滿	七十圓以上八十圓未滿
四二	一	七	二五	八	二	二	一	一	一	一
二〇八	二	三〇	一一一	五二	一四	一七	三	一	一	一
二〇〇	一	四	五二	一四	一七	三	一	一	一	一
九五	一	一	二	七	六九	一六	一	一	一	一
二七	一	一	一	一	二二	一	二	一	一	一
二八	二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	一〇	二四	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	二	一七	五	一	一	一	一	一	一	一
六	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

平壤地方に於ける朝鮮人の在來の服裝に就いて、少しく左に説明して見よう。大體に於てこの地方は、昔から兩班の階級に屬するもの、殆んど無かつた關係上、服裝は一般に質素に見受けられる。近時若き人

達の間には洋服を着用するものが増加し、また色服着用の運動が漸く盛んになつて來て居るのは欣ぶべき傾向である。

男子の服装

(一) 衿 衣

襦・袴・周衣・チヨツキ・襪・單襪・腰帶

内赤衫はメリヤスに、内袴衣はサルマタに、襪はクツシタに代つてゆく。

材 料

絹、類、 明紬・充經・生紬等

木、綿、類、 玉洋木・洋木・廣木・唐木・白木・漢陽木・日本瓦斯縞等

毛物、類、 セル・毛紗等

(二) 單 衣

赤衫・袴・周衣・チヨツキ・襪・單襪・腰帶

材 料

白亭・生亭・春紗・粗布・北布・安東布・孟山布・海東亭・其他支那布屬類等

(三) 綿衣

襦・袴・周衣・チヨツキ・襪・單襪・腰帶・麻古子・吐手

吐手は手袋に、麻古子はセータに代りて、老人の外は着る者が無くなつた。

材料

絹物類 明紬・熟綿・毛本綴・法綴等

木綿類 給衣材料と同じ

毛物類 セル

女子の服装

一、春秋服

手巾 (アハセ) (手巾は女子の冠にして、平安南北道の特有の風習である)

襦 (アハセ)

袴 (アハセ)

裳 (ヒト)

内裳 (ヒト)

内袴 (ヒトヘ)
襪 (綿入)
袴料

甲紗・熟高紗・充羅・生明細・眞珠紗・菊紗・苧・春布・毛紗・木毛紗・玉洋木・紬洋紗・人造絹・日本・唐木・白木・廣木
玉廣木・チジミ・メリンス

二、夏服

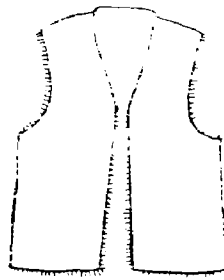
手巾 (ヒトヘ)
赤袷 (ヒトヘ)
襦 (アハセ)
裳 (ヒトヘ)
袴 (ヒトヘ)
内裳 (ヒトヘ)
内袴 (ヒトヘ)
襪 (アハセ)
二、生活

材料

米紗・生高紗・倭紗・苧・真珠紗・春紗・廣生絹・生苧・瀟州布・甲紗・亞紗・半苧・水亞紗・ボイル・道理紗・チジミ・細洋紗・廣布・玉簀木・唐木

三、冬服

手巾	背子	加襦	襦	袴	裳	内裳	内袴	襪	材料
(綿入)	(毛皮)	(毛皮)	(綿入)	(綿入)	(アハセ)	(ヒト)	(ヒト)	(綿入)	



(平安南北道の特有の衣服である)

熟綿・甲襦・羽二重・老紡紬・明細・唐毛皮・羊皮・水獺皮・黃毛皮・毛本緞・法緞・鼠皮・富士絹・合紗絹・半紬・瓦斯緞・羅緞・セル・人造絹・玉洋木・白木・廣木・唐木・日本・玉廣木

寢具

一、春秋季用 衾 衾 縷緋衾（布帛を刺縫ひして作つた衾）

二、夏季用 衾 衾 單 衾

三、冬季用 綿 衾 襦 襦（小なる蒲團）

褥は四季を問はず編入とする。

材料

熟高紗・熟羅・土紬・明紬・生高紗・甲紗・苧・安東布・春布・其他布屬・毛本緞・法緞・水緞・廣木・唐木・玉廣木

色

紫色・藍色・銀灰色・粉紅色・錦香色・紅色・雨色

枕

九鳳枕・鶴枕・虎枕・牡丹枕・蓮花枕・壽星枕・退枕（木枕）

幼兒用として「ヌビボテキ」（布帛を刺縫ひして作つた幼兒用の寢具）がある。

冠物

二、生 活

從來の笠・巾・網巾は段々中折・烏打等の新帽に代つて行き、また從來の防寒用ナムバキ(남바위)・ボ
ルキ(불키)等は頸巻に、長衣スルチマ(솔치마)等は蝙蝠傘に代つてゐる。特にこの地方では、笠の下
に冠る巾巾のみを冠つて居るものが多い。

履物

從來の皮鞋・麻鞋・草鞋・木履等は、漸次洋靴・ゴム靴・其他新製形の履物に代つて行く。

附屬物

從來のジユモニ(주머니：巾着)はチョツキのポケットに、サムヂ(삼지：煙草入)・煙管は卷煙草
に代つて行き、眼鏡入を吊るものは老人の外には見ることが出来なくなつた。

結髮

この地方の若い婦人は、髪を娘の様に編みて頭上部へ巻き付けて束髪となす風がある。

装身具

常用の物は金指環、婚禮の時には新婦用の金・銀製の佩物がある。

洗濯

從來の灰汁を使はず、シャボン・ソーダを使つて洗濯をするが、大同江の清流を利用して洗濯をなす

ものが特に多い。

沐浴

自家用の風呂場を有する家庭は至つて少く、市街地たる關係上、共同風呂に依つて沐浴するが、村落に往くと湯屋の設けが無いので、時々水又は湯で身體を清めるか、或は水流に於て垢を洗ひ落すのである。

食物

平壤地方に於ける朝鮮人の食物に就いて、普通行はるゝ主食物・副食物・救荒食物・料理の種類・食器・食膳様式の一斑を示せば左の通りである。

主食物

粟・米・蕎麥・大麥・麥粉・稗・唐黍・黍・玉蜀黍・薩摩薯・赤豆・大豆・其他豆類

副食物

(イ) 獸肉類 牛・豚

(ロ) 鳥肉類 鶏・鴨・雉

(ハ) 卵類 鶏卵・鴨卵・鶺鴒

(ニ) 魚貝類 (生鮮・鹽漬・乾物)

石魚・秀魚・鮓・鱸・鯉・鮒・鯰・鰻・大刀魚・沙魚・鯛・鰺・明太魚・高登魚・
鯧魚・白魚・箭魚・鰻・鰻・白蝦・大蝦・大蛤・小蛤・石火・蟹・海蔘・全鰻・
蛸・黃頰魚・其他大同江產魚・明卵・其他魚卵

(ホ) 鹽類 石魚鹽・白蝦鹽・蛤鹽・明卵鹽・蟹鹽・其他魚卵鹽

(ヘ) 海藻類 海苔・昆布・甘藷

(ト) 蔬菜類 白菜・甘藍・大根・蕪・春菊・波薩草・葱・蒜・芹・青苦草・南瓜・胡瓜・茄

子・馬鈴薯・干瓠・桔梗・蕨・水艾・萵苣・綠豆ムツク(号)・綠豆菜・豆腐・大
豆菜・蒟蒻・其他山野に於ける若芽類

(チ) 調味料類 清醬・土醬・胡椒・胡麻油・醋・苦草・胡椒・生薑・銀杏・梨・栗・松實・大

棗・胡桃・蒜・葱・鹽・清蜜・砂糖・桂皮・芥子・紫蘇

荒食物

樺實・ムルクチ(물구지)・ドンクルレ(동굴래)・松樹皮

料理の種類

名 稱	種 類	材 料
飯 類	普通飯 赤飯 粘飯	白米 粳米・赤小豆・栗・棗・鹽 糯米・赤小豆・栗・棗・鹽 白米・胡麻油・水・醬油
粥 類	白米粥(計号) 重粥(司号) 赤豆粥(計号)(綠豆粥)	白米・粟・鹽・水 赤小豆・白米・粳米粉・鹽・砂糖又は蜂蜜 砂糖・朝鮮松實・米・水
飲料類	桃・櫻桃・莓 食醋 水正果	白米・麥芽の粉・砂糖・朝鮮松實・夏蜜柑 乾柿・砂糖・生薑・朝鮮松實・梨・胡椒 梗米・胡麻粉・豆の粉・小豆・砂糖・鹽・桂皮粉
餅類	團子 餅菓子 松餅	梗米・栗・胡麻・胡麻油・桂皮粉・石茱・棗 白米・胡麻・赤小豆・砂糖・桂皮粉・胡麻油・鹽・青松葉 白米・砂糖・栗・棗・石茱・松實・鹽・胡麻油・平紙
二、生 活	大根菜漬(명나물) 胡瓜漬(오이김치)	大根菜・唐辛・葱・大蒜・鹽・醬油・生薑 胡瓜・唐辛・葱・大蒜・鹽・醬油・生薑

漬物類

大根漬漬(다박김치)

白菜醬油漬(장김치)

白菜漬(배추등김치)

大根切漬(마두기)

肋骨汁(갈비국)

肉汁(육개장)

魚類汁

生鯉クツク(구:汁)

饅頭汁

饅頭クツク(同上)

野菜類

茄子汁(가자국)

胡瓜汁(오이국)

胎類

大蛤胎

魚胎

牛肉胎

パン類

明太デヤーパーン

海苔デヤーパーン

チケ類

明太チケ(서케:陶器に盛りて蒸したる汁)

大根・芹・葱・生薑・かぶら「汁」・鹽・唐辛・松實

白菜・大根・梨・栗・醬油・芹・葱・松實・唐辛・生薑・かぶら「汁」

白菜・大根・唐辛・葱・生薑・芹・かぶら「汁」・石首魚・鹽漬及汁・梨・栗・松實・鰯・鹽・大蒜

大根・白菜・唐辛・葱・生薑・鰯・蝦・鹽漬・鹽・芹・大蒜

牛の肋骨・牛の胃(양)・大根・糖麵・葱・大蒜・胡椒粉・醬油・松實

牛肉・牛の胃・牛の脾(복합)・牛の腸(음창)・糖麵・卵・醬油・葱・胡椒・大蒜・松實

鯉・牛肉・卵・葱・芹・胡麻油・胡椒粉・醬油

小麥粉・白菜漬・牛肉・豚肉・豆腐・綠豆もやし・葱・大蒜・胡椒・醬油・胡椒油・松實・糖麵・白餅

茄子・牛肉・小麥粉・卵・葱・大蒜・醬油・胡椒・胡椒油

胡瓜・牛肉・小麥粉・卵・葱・大蒜・醬油・胡椒・胡椒油

大蛤・片栗粉・石茸・卵・鹽切唐辛・葱・酢・醬油

鯉・大根・白菜・梨・豚肉・葱・生薑・胡麻油・鹽切唐辛・醬油・酢・牛肉の煮たもの・芥子

新鮮な牛肉・大根・白菜・梨・豚肉・葱・生薑・胡麻油・鹽切唐辛・醬油・酢・牛肉の煮たもの・芥子

明太・醬油・胡麻油・砂糖・粉唐辛・鹽・胡麻

海苔・醬油・胡麻油・砂糖・粉唐辛・鹽・胡麻

大蝦・醬油・胡麻油・砂糖・粉唐辛・鹽・胡麻

明太・牛肉・葱・醬油・胡麻油・胡椒粉・刻み唐辛

ア
チ
ヤ
ン
類

蔬
菜
類

煎
肉
魚
類

二、生

活

瓜ヤンアチ (장아찌: 醬
油に漬けた
るもの)

芹ヤンアチ

葉大根 (열우장아찌)

大根 (우장아찌)

胡瓜菜 (오이나물)

綠豆菜 (녹두나물)

茄子菜 (가지나물)

芹菜 (피나리나물)

大根 (우나물)

桔梗 (도라지나물)

干瓢 (박나물)

蕨菜 (고사리나물)

豚肉 (서육전유어)

唐辛 (당추전유어)

蟹 (게전유어)

南瓜 (호박전유어)

生鮮 (전유어)

胡瓜・牛肉・砂糖・醬油・大蒜・胡麻油・纖切唐辛・葱・胡麻・鹽

芹・牛肉・砂糖・醬油・大蒜・胡麻鹽・纖切唐辛・葱・胡麻鹽

葉大根・牛肉・醬油・鹽・胡麻油・葱・纖切唐辛・胡麻鹽

大根・牛肉・醬油・鹽・胡麻油・葱・纖切唐辛・胡麻鹽

胡瓜・牛肉・葱・蒜・唐辛・醬油・胡麻油・鹽・胡麻

綠豆・牛肉・葱・蒜・唐辛・醬油・胡麻油・鹽・胡麻

茄子・牛肉・葱・蒜・唐辛・醬油・胡麻油・鹽・胡麻

芹菜・牛肉・葱・蒜・唐辛・醬油・胡麻油・鹽・胡麻

大根・牛肉・葱・大蒜・胡麻油・纖切唐辛・醬油・鹽・胡麻

桔梗・牛肉・葱・大蒜・胡麻油・纖切唐辛・醬油・鹽・胡麻

干瓢・牛肉・葱・大蒜・胡麻油・纖切唐辛・醬油・鹽・胡麻

蕨・牛肉・葱・蒜・唐辛・醬油・胡麻油・鹽・胡麻

豚肉・小麥粉・鹽・胡麻油・酢・醬油

唐辛・小麥粉・鹽・胡麻油・酢・醬油

蟹・小麥粉・卵・鹽・胡麻油・酢・醬油

南瓜・小麥粉・卵・鹽・胡麻油・酢・醬油

鯉(又は鱈)・小麥粉・卵・鹽・胡麻油・醬油・酢

おでん類

肉(骨付)
 牛肉・豚肉・葱・醤油・胡麻油・大蒜・胡麻鹽・砂糖・胡椒・酢
 白餅・牛肉・豚肉・葱・醤油・胡麻油・大蒜・胡麻鹽・砂糖・胡椒・酢

チム類

タルナム(骨付・鶏肉)
 カルビチム(肋骨の煮たもの)
 鶏肉・片栗粉・卵・葱・醤油・胡椒・胡麻油・大蒜・石茸・木耳・松實
 牛の肋骨・栗・棗・胡椒・葱・大蒜・胡麻油・松實・砂糖・醤油

スラン類

スラン(牛乳・煎卵)
 卵・胡麻油・酢・醤油

ビビン類

ビビンパツフ(비빔밥)
 クツクスビビン(국수국수)
 白米・鶏肉・豚肉・卵・醤油・胡椒・胡麻油・麻・桔梗・胡瓜・片・大蒜・粉唐辛・
 胡麻鹽・松實・石茸・海苔
 乾麵(蕎麥)・鶏・牛肉・豚肉・片・葱・醤油・胡麻油・胡瓜・綴切唐辛・石茸・松實

ボツキ類

トクボツキ(떡볶이: 燒餅)
 白餅・牛肉・豚肉・葱・片・木耳・卵・石茸・松實・胡麻油・醤油

湯類

中子湯
 牛肉・豆腐・豚肉・葱・蒜・醤油・片栗粉・卵・松實・胡椒
 牛肉・豆腐・豚肉・葱・大蒜・醤油・片栗粉・松實・胡椒
 大豆・鹽・水

醬類

醬油(간장)
 唐辛味噌(고추장)
 大豆・唐辛・梗米・鹽・醤油

醬補、千里饅

醬補、千里饅
 醬油・牛肉・砂糖・胡麻油・胡椒・蒜・松實

食器

(一)七

楪

食器一

羹器一 匙楪一 鉢盤一 沈菜羹器一 外羹器二 皿七 鍾子三 匙箸(銀・白銅・真)

鍮の三種あり

(二) 五 楪

食器一 羹器一 匙楪一 鉢盤一 沈菜羹器一 チケ羹器一 皿五 鍾子二 匙箸

(三) 三 楪

食器一 羹器一 匙楪一 鉢盤一 沈菜羹器一 チケ羹器一 皿三 鍾子一 匙箸

冬には銀・白銅・真鍮製を用ひ、夏には陶磁器製を用ふ。

(四) 附 屬 器 類

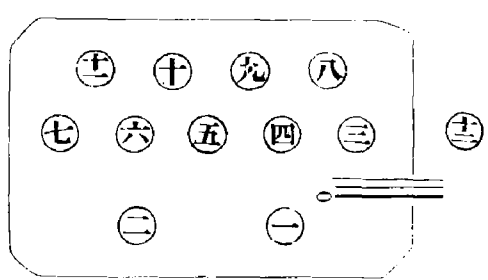
眞鍮盆・ヤンブン(양분)・バンベントリ(반명들이)・盆(大・中・小)・養齒器・クツクザ(구자)
バンジユク(반죽)・眞鍮床・ノツセオン(노새옹)

銀杯・銀酒煎子・沙器杯・沙器酒煎子

食 膳 樣 式

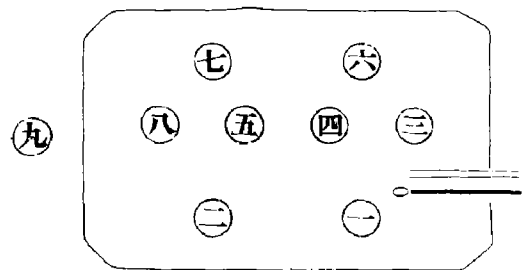
五 櫟飯床

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|---|---|----|----|----|----|---------|----|----|
| 一 | 湯 | 二 | 飯 | 三 | 煎油魚 | 四 | 姜刻 | 五 | 醋醬 | 六 | 醬油 | 七 | 炒麵 | 八 | 炙 | 九 | 沈菜 | 一〇 | 菜蔬 | 一一 | 鹽(白蝦・蛤) | 一二 | 熟冷 |
|---|---|---|---|---|-----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|---|---|----|----|----|----|---------|----|----|

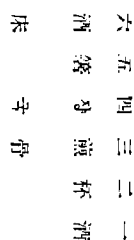


三 櫟飯床

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 一 | 湯 | 二 | 飯 | 三 | 炙 | 四 | 醋醬 | 五 | 醬油 | 六 | 炒麵 | 七 | 沈菜 | 八 | 菜蔬 | 九 | 熟冷 |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|



一	湯	一	魚	四	雞	三	飯
二	飯	三	鴨	四	雞	五	魚
六	牛	六	肉	七	醋	八	醬
九	芥	〇	薑	一	魚	二	牛
三	池	四	牛	五	菜	六	白
七	熟	八	雞	九	鴨	一〇	風
一八	骨	一七	鴨	一六	鴨	一五	鴨

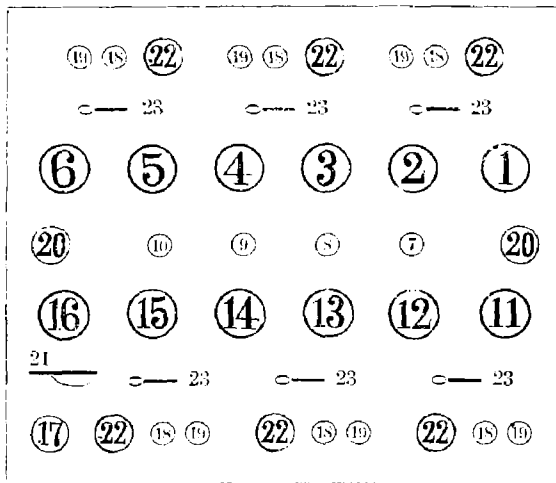


文
子
床
(六人分)
(寫眞參照)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
肉	各色煎油魚	神仙燭	魚肝	冠立(片師) 寶柏・乾看	魚肝	醋醬	清醬	三醬	三醬	雞醬	雞菜
三片肉	四沈菜	五食醋	六各色餅	七果實(梨・ 蘋果・乾柿)	八小皿	九酒杯	一〇酒壺	一一小皿	一二湯	一三丸子湯文 丸・豆湯	一四外丸

二
六
生
活

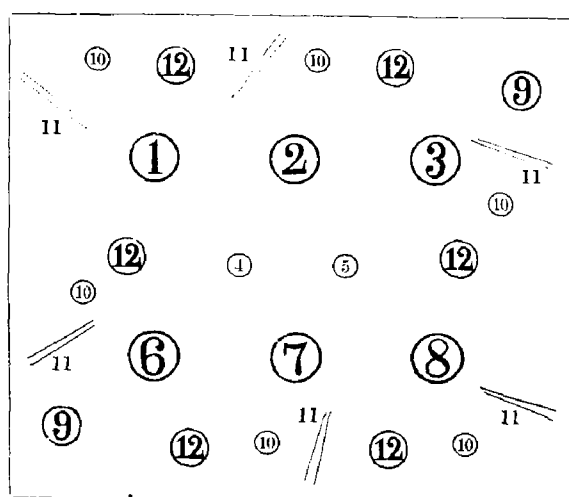
席 席 席



九
九

普通酒肴床 (六人席)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二
肉	半	果	醋	醬	片	沈	醬	金	杯	箸	小
胎	子	實	醬	醬	脂	菜	醬	醬			皿



還

甲

床
(壽宴)

一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一
肺 葉 正 斗 葉 色 水 散 藥 卒 栗 柿 橘 實 胡 銀 大 梨
砂 沙

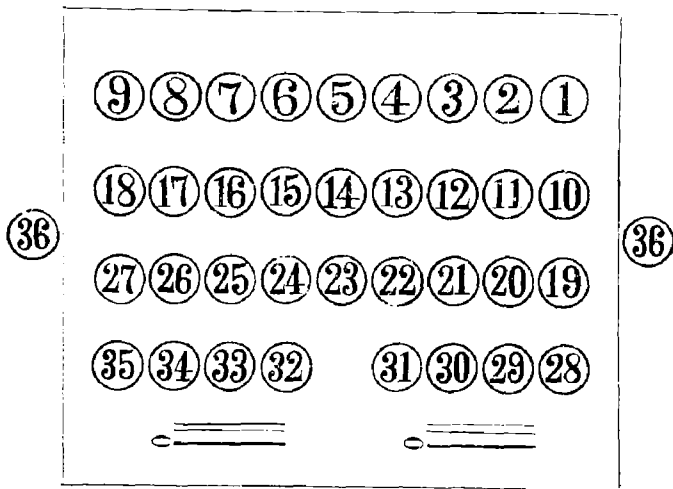
子 果 식 子 糖 果 子 果 果 栢 桃 杏 梨

二、生

活

一六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
壽賀蓮	加里母	魚膾	魚膾	자리	神仙爐	석복기	藥飯	雞餅	鷄炙	散炙	足汁	肉煎	片肉	熟卵	魚煎	蟹炙	魚炙

席 女 子



男 席

女 席

本床の外に、七椽の床を供して獻尊の祝杯を進上する。

材料は時節に依り種々取代へ又は加減する。

子孫の内、婦又は鰥が居る場合には、子孫親族の祝杯獻上を略する。

春秋遊山の飲食

- | | |
|---|--|
| 一 ビビムパツプ
(비빔밥: かやく飯) | 二 煎 油 魚
(各色) |
| 三 餅
(各色) | 四 蔬 菜
(各色) |
| 五 タルチム
(갈비: 鶏肉の煮たもの) | 六 トクサンダヤツク
(독산자: 餅と牛肉を長方形に切り味をつけたもの、おでん的一种) |
| 七 綠豆ムツク
(綠豆を水に浸して白にて煮、布裏に入れて洗したる汁を煮、之を冷却したる食品) | 八 沈 菜 |
| 九 醬 脯 | 一〇 明太ザヤーバン
(지반: 明太の醬油漬) |
| 一一 牛肉クイ
(구이: 燒牛肉) | 一二 魚 粥
(夏期船遊又は川獵の時) |
| 一三 酒 | 一四 果 物 |
| 一五 醋 醬 | 一六 カンデヤン
(장: 醬油) |
| 一七 砂 糖 | |

冠 婚 葬 祭

平壤地方は市街地として早くより開け、内地人・外國人の多數に住居し、新文明・新制度の行き渡つて居る關係上、在來の風俗・慣習は次第に壞れ行き、又は改良せられ、すべてに新式のものゝ加味されて居り、従つて冠婚葬祭に關しても、純朝鮮式のものゝ極めて稀れであり、婚禮や葬式及びその披露の方法には、洋式・内地式が取り入れられて居る。

殊に住居内地人・西洋人・支那人は、それらの信仰・習慣により、婚禮・葬式を行つて居るが、若い人達の間には、基督教式により教會に於て婚禮・葬式を行ふものゝ増加して來た。今試みに朝鮮人側の冠婚葬祭に就いて、その一斑を示して見やう。

冠 禮 最近に於ては、市中に在りては冠禮を行ふものはなくなつた。

婚 禮

A 結婚の慣習 (1) 媒酌人をして縁談を起す (2) 看善 (3) 請婚 (4) 許婚 (5) 納采 (6) 結婚式の順序にて行はれる。

B 早婚の状況 教育の進みたる結果、近時早婚の弊は改められ、市街地にては法定年齢以下の結婚者

は殆んどなき筈である。

C 結婚の費用 身分の上下により一定しないが、百圓より千圓以内が普通である。

D 特殊の結婚 市外の村落に於ては、勞役婚や養婦等の風習が偶にはある様である。

E 未亡人の再婚 從來は縁談・看善・納幣・粗宴・同居と云ふ順序で、極めて内密に行はれたが、近時は堂々と式を擧げるやうになつて來た。

葬 儀

A 葬式の慣習 各人の信教に依り、基督教信者は基督教式にて、佛教信者は佛教式にて、儒者は從來の儀式に依り喪禮を行ふ。

B 葬式の費用 上中下一定せざるも、五十圓以上より千圓以内を以て普通とする。

C 墳墓の状況 墓地規則に依り土葬をする。

祖先の祭祀

祖先父母の祭祀は朝鮮人一般に重んずる所であり、父母の死したときは、三年喪中は定つて居る喪禮に依り祭祀を行ひ、忌祭は忌祭禮に依り四代目までの祖先の忌日に行ひ、墓祭は春秋二回祖先の墓に詣り普通の祭禮に依り行ひ、茶禮は正月一日・三月の寒食、五月の端午、八月の秋夕の四の節句等に普通祭禮に

依り行つて居るが、現今の状態は儒者の家庭に於ても、經濟の關係上祭禮を缺くことあり、また當地は基督教信者多き爲めか、祖先崇拜の念が日を追つて薄らいで往く様に見受けられる。

平壤府内朝鮮人結婚年齡別表 (昭和四年)

妻の年齡	夫の年齡										合 計
	十七歲未滿	十七歲以上二十歲未滿	二十歲以上二十五歲未滿	二十五歲以上三十歲未滿	三十歲以上三十五歲未滿	三十五歲以上四十歲未滿	四十歲以上五十歲未滿	五十歲以上六十歲未滿	六十歲以上		
十五歲未滿	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇
十五歲以上二十歲未滿	二七	五五五	二九〇	八四	二四	—	—	—	—	—	九八一
二十歲以上二十五歲未滿	三三	二二六	二八一	七九	二六	六	—	—	—	—	六四五
二十五歲以上三十歲未滿	—	二〇	五二	六〇	二八	二	二	—	—	—	一五六
三十歲以上三十五歲未滿	—	—	一六	二五	二	—	—	—	—	—	五五
三十五歲以上四十歲未滿	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	一四
四十歲以上五十歲未滿	—	—	—	—	—	六	—	—	—	—	五
五十歲以上六十歲未滿	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	二
六十歲以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三
總 計	二二〇	七九一	六三六	二五〇	八七	二六	九	八	二	—	一九二

二、生

活

一〇五

貧 富

貧富の程度 平壤は商工業の盛んなる市街で、商工業者中には資力あるもの尠からず、殊に同地の朝鮮人商人は、開城商人と共に鞏固なる商業勢力を有し、概して富の程度は高いが、職工・労働者等に在りては貧困なる生活を営むものも相當に多く、殊に最近人口の都市集中愈々大となり、不景氣に伴ひ多くの失業者を出し、勞銀の低下を來し、窮民數を益々増加せしめて居る。

平壤府内貧富調

種 別	人 員	種 別	人 員	種 別	人 員
一萬圓以上	五九二	四萬圓以上	四〇	細 民	五五一
二萬圓以上	二五七	五萬圓以上	三八	窮 民	一七七
三萬圓以上	一三二	十萬圓以上	三五	乞 食	二〇〇

以上は平壤府内のみの貧富調を示したものであるが、平壤府を圍繞する大同郡は、平壤府内に職業を有するものも多く生活し、工場・炭坑・營農・運輸等、すべて府の延長と目すべき部分も尠くないから、その各前別の貧富調を左に掲げて見る。

大同郡内貧富調

種別	富者						貧者		
	以一萬圓以上	以二萬圓以上	以三萬圓以上	以四萬圓以上	以五萬圓以上	以十萬圓以上	細民	窮民	乞食
大同江面	八	一	一	一	一	一	一五〇〇	六三	二三
秋乙美面	三	五	八	一	一	一	一三六	三三	一
青龍面	二	三	一	一	一	一	三七	三三	三〇
栗里面	七	一	二	一	一	二	一三五〇	二九五	四
龍淵面	六	一	一	一	一	一	四三三	五九一	一〇
南串面	七	二	一	一	二	一	二二九六	五七	六
古平面	六	八	一	一	二	一	五九二	四二五	三七
大寶面	三	三	二	一	一	一	四九〇	二二〇	四
南兄弟山面	五	二	一	一	一	一	八五九	四一	五
龍山面	二〇	五	一	一	一	一	一四七〇	一六五	二七
金祭面	二	三	一	一	一	一	四七四	一〇四	五
在京里面	八	四	一	一	一	一	四二六	五三	二
西川面	六	一	一	一	一	一	四三三	二五〇	二
斧山面	五	一	一	一	一	一	八四一	六一九	三

二、生

一〇七

生活状態調査

一〇八

龍	活	面	三	一	一	一	三四三	九五	一
柴	足	面	二〇	三	一	一	一四四	二〇	一
林	原	面	六	四	五	一	九三〇	一一五	一三
合	計		一八三	五一	二四	二	七	六	一四三三
									三三七四
									一五一

年所得額 尚ほ平壤府民の戸別割納税者に就いて、内鮮人別にその一箇年間の所得額を見ると、各階級別の人員は左の如くなつて居る。而して左表に漏れたる課税免除者に屬する貧民數の多いことは、防貧救貧等の社會施設を行ふ上に於て、須らく注目を要する點である。

平壤府民所得調

年所得額	内地人	朝鮮人	計
二萬圓以上	二	一	三
一萬圓以上	三	二一	二四
七千圓以上	一七	二二	三九
四千圓以上	一一四	六七	一八一
三千圓以上	一一六	九四	二一〇
二千圓以上	三三九	二二五	五六四
一千五百圓以上	四八六	二八三	七六九
一千圓以上	九三九	三六七	一、二〇六

六百圓以上	一、五三四	一、七七六	三、三二〇
六百圓以下	五九一	六、八二五	七、四一六
計	四、一四八	九、六八一	一三、八二九

失業労働者 最近に於ては、不景氣の深刻化に伴ひ、平壤府及びその接續地の失業労働者數は、次第に増加して行く傾向があるが、昭和五年六月末現在の平壤警察署管内の失業労働者數は左の如くなつて居る。

失業労働者調査表

職業別	男女別		内地人	朝鮮人	支那人	計
	男	女				
護謄工	一	一	一	六四四	一	一、〇八八
鐵工	一	一	一	六〇	一	七二
大工	三	一	一	一五	一	一八
左官	一	一	一	二	一	二
船夫	一	一	一	一三	一	一三
車夫	一	一	一	五	一	五
印刷工	一	一	一	三	一	三
洋服工	一	一	一	九	一	九
二、生活						一〇九

計	日	上	(カ モ ジ 工)	洋	酒	煙	精	洋	店	生
			子	靴						活
	稼	工	工	工	造	炭	米	被	員	狀
	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	態
										調
										査

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	一〇、	一一、
四	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	一〇、	一一、
七二	八〇	六三	四	二	三	三	三	三	三	三
八〇	六五	七〇	二九	三三	四	三	三	三	三	三
六三	七〇	九	三三	四	三	三	三	三	三	三

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	一〇、	一一、
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	一〇、	一一、
二〇	一四	五二	六	二九	六	四	三三	三〇	七六
一四	二六	二九	六	二九	六	四	三三	三〇	七六
一四	二六	二九	六	二九	六	四	三三	三〇	七六

娛樂遊興

娛樂機關 平壤府内に於ける娛樂機關としては、僅に劇場として金千代座、寄席として平壤座、活動寫眞常設館として平壤館・偕樂館・第一館があるのみで、この大都市としては、市民の慰安娛樂の機關として多少物足らない感がする。

諸興行調 (昭和五年十月分)

區別	名稱	定員	興行日數	入場人員	金額	經營者
劇場	金千代座	七三九	一三	五七三〇	三,一〇三.八五〇	内地人
寄席	平壤座	四四九	一九	四,五七八	一四,五九九.〇〇	同
活動寫眞	平壤館	五三六	三二	一〇,三三四	三,一七三.六〇〇	同
同	偕樂館	六七六	三二	四,八八六	一,二八二.一五〇	同
同	第一館	五六〇	三二	一,一八七	三,三六六.四五〇	朝鮮人
假設場			二八	八,三〇五	八,三〇四.〇〇	三箇所に於て興行したるものにして興行日數は合計したるものなり

遊興機關

平壤府内に於ける花柳街は賑町・櫻町一帶にして、この邊には大料亭・大妓樓軒を聯ね、四時絃歌鳴り響き、常に不夜城を現出して居る。軍隊・會社・工場等の多い關係上、遊興者は比較的多いが、

府内の著名なる料理屋・飲食店・藝妓置屋・貸座敷は左の通りである。

料理屋

喜樂・玉屋支店・大翠亭・赤かべ・歌仙・七星館・東華園・大成館・長春館・東昇樓・鴻昇樓・武漢野・八千代・壽・魚滿・曙・泰源樓・金千代軒・お牧の茶屋・彌生・海興樓・岐阜屋・大安食堂

飲食店

林泰華・徳興裕・協成通屋・申永禹・更科・林昌淳・林麵屋・東清樓・朴乃鉉・金完洙・崔麵屋・洪治禹・三木屋・安瀾亭・田中孝一・金泰華・金昌河・朱勳敬

藝妓置屋

あつみ屋・新喜樂・菊花・君の屋・鶴屋・津多屋・梅花

貸座敷

美人樓・長筈樓・文明樓・松の屋・靜樓・敷島屋・勇樓・萬福樓・摩の屋・若松樓・大船樓・永樂樓・朝日樓・翠月・東京・大鳥屋・萬歲樓・秋月樓・興樂樓・平安樓・永和樓・迎月樓・新豐樓・松山樓・大觀樓・相逢樓・大帆樓・永樂樓・黃海樓・永平樓・明月樓・光月樓・翠松樓

昭和四年十二月末現在、平壤警察署管内の料理屋・飲食店・貸座敷業營業調を見ると、料理屋三十戸、飲食店五百六十七戸、貸座敷五十三戸に達し、その一箇年の營業收入は二百五萬三千餘圓に及んで居る。

平壤警察署管内料理屋・飲食店・貸座敷業營業調 (昭和四年末現在)

種 別	經營者別	營業者數	一箇年の營業收入額
料 理 屋	内 地 人	一七	二八六、三九九
	外 國 人	四	三七、八六〇
計		二一	三二四、二五九

貨		飲	
座		食	
敷		店	
外朝内		外朝内	
計國鮮地		計國鮮地	
人人人		人人人	
五 三	三一 七六	五 七六	五 四九
二、〇五三、二五三	三一二、八六五	一、三三七、〇三七	三〇一、五三〇

また大同警察署管内の料理屋は十三戸、飲食店は百二十七戸にして、その一箇年の収入は六萬七千餘圓に達して居る。

大同警察署管内料理屋・飲食店營業調

種別	營業者別		一箇年の収入額	
	計		計	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
料理屋	一三	一三	一一、六〇三	一一、六〇三
飲食店	一二七	一二七	五八、三〇〇	五八、三〇〇
計	一四〇	一四〇	六七、九〇三	六七、九〇三

尙ほ藝娼妓・私娼の數及びその稼高を見ると左の如くなつて居る。

平壤警察署管内藝妓・娼妓及私娼人員調 (昭和四年末現在)

二、生

活

種別	藝妓	娼妓	私娼
種別	妓	妓	娼
種別	朝内	朝内	朝内
種別	計鮮地	計鮮地	計鮮地
種別	人人	人人	人人
種別	二一六四五	二一四二五	一七九九

平壤警察署管内藝娼妓一箇年一人平均稼高

朝鮮人娼妓	朝鮮人娼妓	朝鮮人娼妓	朝鮮人娼妓
三八一	一、〇五二	八一三	二、五九九圓

また大同署管内の酌婦數は、朝鮮人三十三人にして、その一人一箇年の稼高は、最高六百圓、最低二百圓位である。

妓生の養成 朝鮮人藝妓は妓生キサンと稱するが、古來平壤は妓生の本場にして、歴史上有名なる妓生の輩出したことが尠くない。京城に於ける妓生の中にも平壤出身のものが頗る多く、平壤は妓生の産地として夙に

喧傳されて居る。現在平壤に於ける妓生には、箕城・大同兩券番の設けがあり、彼等は内地人藝妓の如く抱主に自由を束縛せらるゝことなく、大部分は自前にして、各自券番の組合員として、役員選舉、其他の發言權を有し、その自宅に於ける生活は概ね中流以上の堂々たるものである。一般に平壤の妓生は、容姿・技藝・客扱ひ等に卓越して居るが、これは妓生の養成方法の組織的なことにも大に原因して居ると思ふ。今試みに箕城妓生養成所の規定要領を左に掲げて見よう。

平壤箕城妓生養成所規程要領

- 一、本養成所は箕城券番に附屬し妓生の養成を爲すを目的とす
- 二、本所の名稱は箕城妓生養成所と稱す
- 三、本所の位置は箕城券番内に置く(平壤府銀貫里五〇番地)
- 四、本所に左の職員を置く

學 監	一 名
歌 舞 教 師	若 干 名
雜 歌 教 師	一 名
音 樂 教 師	一 名
書 畫 教 師	一 名
日 本 唄 教 師	一 名

二、生 活

事務員

若干名

五、教師は學監の命に依り相當科目の教務を掌る

六、本養成所に入らむとする者は普通學校第四學年修業若くは同程度以上の學力を有し身體發育完全なる者に限る
但し上級學年に入らむとする者は相當技藝の試験を行ひたる上學監之を許可す

七、本養成所に入らむとする者は願書に依り父兄又は保護者の保證を要す（入學年齡は十二・三歳より）
但し第二學期以後は入所することを得ず

八、本養成所の修業年限は滿三年とし毎年左の三學期に別つ

第一學期	自四月一日	至七月三十一日
第二學期	自八月一日	至十二月三十一日
第三學期	自一月一日	至翌年三月三十一日

但し技藝の上達速かにして其の成績優秀なる者に對しては特に期間を短縮することを得

九、教養科目左の如し

第一學年 歌曲・（羽調・界面）國語・朝鮮語・算術・書畫

第二學年 羽調・平詩調・編・勸酒歌・國語・朝鮮語・算術・書畫・音樂

第三學年 歌詞・詩調・舞踊・雜歌・日本歌・國語・朝鮮語・算術・音樂・書畫・修身

十、毎年三月學期末に於て修業科目に付き試験を行ひ合格したる者には修業證書又は卒業證書を附與す

十一、授業料

入學金

金一圓五十錢

第一學年	一箇月に付き 金一圓五十錢
第二學年	同 金二圓
第三學年	同 金三圓

但し同一保護者方より二名以上通學するときは上級生一名は全額とし他は當該料金半額とす

生徒中品行方正にして學業に勉勵し其成績優良なる者に對し賞狀並に賞品を授與す

十二、性行不良にして成業の見込なしと認むるものは退所を命ず

十三、本所經費は授業料を以て之に充つ

十四、地方より轉入し妓生營業をなさんとするものは技藝審査委員會に於て審査をなし養成卒業者同等の技能ある者を推選す

李朝時代に於ける妓生の最も多く集まつて居たのは京城であり、現在も妓生の數は京城が最も多く、平壤はこれに亞いで居るが、古來妓生の輩出地として著名なのは平壤・成川・海州・江界・晋州・慶州等である。これ等の地方よりは幾多の名妓を出して居るが、就中、平壤の桂月香、晋州の論介、嘉山の紅蓮は、義妓として人口に膾炙して居る。平壤が今も尙ほ妓生の出身地として勢力を有して居るのは、勿論傳統の力もあらうが、水清き大同江畔が朝鮮の美人系に屬して居り、その上に前述の如き妓生養成法の完備して居る爲めではあるまいか。

四、文 化

行政

府の行政

府政の沿革 韓國末葉の光武三年（明治三十二年）には、日本特命全權公使の下に、代理領事を平壤に駐在せしめて居たが、當時の平壤府の行政區域は、現在の平壤府及び大同郡一圓を包括し、行政官廳としては、觀察府・郡廳・面所の三機關を以て、行政・司法・稅務を統轄し、別に開市監理官を置き、外交事務を掌理せしめたのである。當時平壤に於ける内地人は、民選の總代と稱するものを置き、民間事務を處理せしめて居た。

明治三十八年九月、朝鮮に統監府を設置せらるゝと共に、居留民團なるものが設置せられ、この居留民團に依つて、内地人に對する自治行政事務を執つて來たのである。明治四十三年八月、韓國併合と同時に「朝鮮總督府を設置せられ、當時平壤には、官廳たる府廳があつたが、内地人に對しては依然居留民團と稱する特別の自治團體存在し、また朝鮮人に對しては、府の下に面が在つて、府尹の監督を受けたのである。大正三年三月府の行政區劃の變更が行はれ、新に大同郡を置き、大體從來の居留地の區域を以て府を

置いたが、更に昭和四年三月一部區域を擴張せられて今日に至つたのである。大正三年四月府制實施に依りて、行政區劃たる府の區域を以て團體たる府を置き、居留民團を廢止し、其の後府制中數次の改正あり、更に昭和五年十二月一日制令第十一號を以て府制の改正が行はれ、昭和六年四月一日よりその實施を見るに至つた。又大正九年より内地人教育に關しては、學校組合・朝鮮人教育に關しては學校費が設置せられ、夫々教育事務を掌つて來たが、昭和五年の府制改正に依り之を統一し、府の特別經濟となつたのである。

行政組織 府は公法人として官の監督を承け、其の經濟を以て團體の發達を計り住民の福祉を増進するに必要な施設經營を爲す外、法令に依り府に屬せしめた事務を處理する。其の區域は國の行政區劃である府の區域に依り、國の官吏である府尹が府内の國の事務を掌り併せて團體たる府を代表し統轄すると共に、府會及教育部會の決定した意思に基き之を執行する。

府の特別經濟 府の經濟は之を一般經濟と特別經濟に區分し、特別經濟は更に第一部特別經濟（從來學校組合に屬したるもの即ち主として内地人の教育を目的とするもの）と第二部特別經濟（從來學校費に屬したるもの即ち主として朝鮮人教育を目的とするもの）に區分せられる。即ち昭和六年度より府を區域とする學校組合及府の學校費を廢して之を府に統一したが、未だ其の教育機關を全然單一化する時期に到達しな

いので、各其の經濟を一般經濟より分別して特別經濟とし、各經濟毎に其の財産より生ずる收入、使用料、手数料其の他の收入を以て之に充て、仍不足するときは府税を賦課徴收すること、なつたのである。

府會及教育部會 府の意思機關としては府會及教育部會がある。教育部會は更に第一教育部會（内地人教育を目的とする第一部特別經濟に關する事件を議決する）及第二教育部會（朝鮮人教育を目的とする第二部特別經濟に關する事件を議決する）に分れて居る。府會の外に教育部會を設けた理由は、教育に關する經濟を特別經濟とした以上、之に關する事件の議決を府會に於てするは適當でないからである。府會は議長（府尹を以て之に充てる）副議長（府會に於て府會議員中より選舉する）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申並に府の事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。府會議員の任期は四年、定數は最低二十四人以上で府の人口に應じて増加するが、現在の定數は三十三人と成つて居る。第一教育部會は議長（府尹）及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長（府尹）及朝鮮人たる府會議員を以て組織する。教育部會は府會の例に依り副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並に官廳の諮問に對する答申を爲す等府會と殆んど同様の權限を有する。斯くの如く府會及第一第二の各教育部會が各別個に存在して夫々職務權限を有して居る關係上、

府會議員は府會を組織するの外、別に何れかの教育部會をも組織するのであるが、假に極端な事例を想像すれば内鮮人何れかの當選者が皆無又は非常に少數であつた場合には、何れかの教育部會の構成が困難になる虞がある。之を救済する方法として、内鮮人何れも議員定數の四分の一を下ることを得ざる旨の規定が設けられ、其の結果府會議員中關員が生じた場合に於ける取扱に付ても特別の規定がある。現在の第一教育部會に屬する議員は十八人、第二教育部會に屬する議員は十五人である。

監督事項 府は第一次に道知事、第二次に朝鮮總督が監督する。府の重要事件は府會又は教育部會の議決を経べきことは前述の通りであるが、其の議決が權限を越え、法令若は會議規則に背き、明に公益を害し又は府の收支に關し不適當と認むるとき等の場合に於ては、府尹は其の意見に依り又は道知事の指揮に依り再議に付し又は其の議決を取消すことを得る。又道知事は府會又は教育部會の停會を命じ、朝鮮總督は府會の解散を命ずることを得る等の規定を設けられ、尙ほ府に於て法令に依り又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざるときは、道知事は之を豫算に加へることが出来る。

府 制

- 第一條 府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ府ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第二條 府ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、教育部會、
邑會、面協議會、學校評議會及學校組合會ノ意見ヲ徴シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之ヲ定ム

第四條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ府ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ
定ム

第五條 府内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス

府住民ハ本令ニ依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 府ハ府住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設クルコトヲ得

府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第七條 府ニ府會ヲ置キ議長及府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 府會議員ハ之ヲ選舉ス

議員ノ定數左ノ如シ

一 人口三萬未滿ノ府 二十四人

二 人口三萬以上五萬未滿ノ府 二十七人

三 人口五萬以上十萬未滿ノ府 三十人

四 人口十萬以上ノ府 三十三人

人口十萬ヲ超ユル府ニ於テハ人口五萬ヲ加フル毎ニ議員三人ヲ増加ス

前二項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

内地人議員及朝鮮人議員ノ數ハ何レモ議員定數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ關員ヲ生ジタル場合ニ於テ次ノ補闕選舉ヲ行フ迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 帝國臣民タル年齡二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來府住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル府稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ府ニ於テ府會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治產者及準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク)又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者選舉權ヲ有スル者府稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ府ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル邑面制第九條第一項ニ規定スル邑面稅及學校費賦課金又ハ學校組合費ハ之ヲ第一項ニ規定スル府稅ト看做ス

第十條 府會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 所屬道及當該府ノ官吏及有給吏員

二 判事、檢事及警察官吏

三 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 府會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十二條 府會議員中議員ヲ生ジタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補關選舉ヲ行フベシ

一 關員ノ數議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ

二 内地人議員又ハ朝鮮人議員ノ數第八條第六項ニ規定スル最少員數ノ六分ノ五ニ滿チザルニ至リタルトキ

三 府尹必要アリト認ムルトキ

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員中關員アルトキハ併セテ補關選舉ヲ行フベシ

補關議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外府ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス但シ特別經濟ニ關スル事件

ハ此ノ限ニ在ラズ

一 府條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外府税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徴收ニ關スルコト

五 府債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

十一 訴訟及和解ニ關スルコト

府尹必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外府ニ關スル事件ヲ府會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十四條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第十五條 府會ハ府ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得但

シ特別經濟ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラス

府會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル府會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 府會ハ府ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ府尹其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 府會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

府會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ府會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ府會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 府會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スベシ

副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 府會ハ會議規則ヲ設クベシ

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外府會、府會議員並ニ府會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十二條 府尹ハ府ヲ統轄シ府ヲ代表ス

二十ハ二會又ハ教育部署ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ賛シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他所ノ事務ヲ擔任ス

第二十三條 府尹ハ府員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フニ付其懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過意金

ニ處罰ス

第二十四條 府會又ハ教育部署ノ議決又ハ選舉區ノ選舉ヲ越エハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹

ハ其ノ意見ニ依リ又ハ通知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ通知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部署ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ通知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十五條 府會又ハ教育部署ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ通知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ通知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部署ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ通知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨

グズ

第二十六條 府會又ハ教育部署成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決ス

ベキ事件ヲ議決セザルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第二十七條 府會又ハ教育部會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ府會若ハ教育部會成立セザルトキ又ハ府尹ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府尹ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十八條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府會又ハ教育部會ニ報告スベシ

第二十九條 府會又ハ教育部會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ府尹之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十條 府ニ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ有給トス但シ府條例ノ定ムル所ニ依リ名譽職ト爲スコトヲ得

吏員ハ府尹之ヲ任免ス

吏員ハ府尹ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三十一條 府ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ府尹之ヲ命ズ出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ府ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 府會議員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

有給吏員ニハ府條例ノ定ムル所ニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第三十六條 收益ノ爲ニスル府ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

府ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他府ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキ

ハ府税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十條 府税トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國税及道税ノ附加税

二 特別税

第四十一條 三月以上府内ニ滞在スル者ハ滞在ノ初ニ廻リ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十二條 府内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ府内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、府内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ府内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 納税者ノ府外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ府外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ府税ヲ賦課スルコトヲ得ズ

府ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本税ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加税ヲ賦課スル場合及住所滞在府ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ府税ヲ賦課スル場合ニ付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十四條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルベキ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ府税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十五條 府税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件

ノ検査ヲ要スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第四十三條 府稅其ノ他府ニ屬スル徵收金ハ道ノ徵收金ニ次デ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例

ニ依ル

第四十七條 府稅、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノヲ除クノ外府

條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ其ノ府條例中ニ八十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外府稅、未稅現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收

ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十九條 府ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場

合ニ限リ府債ヲ起スコトヲ得

府ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十條 府ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ定ムベシ

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 府費ヲ以テ支拂スル事務ニ關シテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出

額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十二條 府ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 府ノ收入金及支度金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 府ノ經濟中内地人教育ヲ目的トスルモノト朝鮮人教育ヲ目的トスルモノトハ各之ヲ特別經濟トシ一般經濟ヨリ分別ス

特別經濟ノ費用ハ其ノ特別經濟ニ屬スル財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

特別經濟ニ屬スベキ費用中特ニ必要アルモノハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ一般經濟ニ於テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第五十六條 前條第二項ノ府稅及夫役現品ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ内地人ニ、朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ朝鮮人ニ賦課ス

第五十七條 特別經濟ニ關スル事件ヲ議決セシムル爲第一教育部會及第二教育部會ヲ置キ第一教育部會ハ議長及内地人タル府會議員ヲ以テ、第二教育部會ハ議長及朝鮮人タル府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三教育部會及第二教育部會ノ議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第一教育部會ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ、第二教育部會ハ朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ議決ス

第五十八條 第十三條乃至第二十條ノ規定ハ教育部會ニ之ヲ準用ス

第五十九條 本令ニ規定サルモノノ外特別經濟及教育部會ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十條 府ハ第一次ニ於テ道知事、第二次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ府ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 府ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ府ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得

第六十二條 朝鮮總督ハ府會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

府會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付

特別ヲ設クル事ヲ得

第六十三條 道知事ハ期日ヲ定メテ府會又ハ教育部會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得

第六十四條 本令ニ規定サルモノノ外府ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十五條 本令中官吏ニ關スル規定ハ該官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

道制施行ノ日迄ハ第四十條中道税トアルハ地方税、第四十六條中道ノ徵收金トアルハ道地方費ノ徵收金トス

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

府の事務分掌

府の事務を執行する爲め平壤府には、府尹の下に、理事官・産業主事・土木技師・視學・國・技手・稅務吏・森林主事・産業技手・及び道地方費吏員たる地方書記・吏員・電氣技師・衛生技師・書記・書記補・建築技手・水道技手・衛生技手・土木技手・土木技手補・電氣技手・電氣技手補、府立圖書館及び博物館に主事・書記、職業紹介所に書記、公益質屋に書記・囑託等を置き、府の事務分掌を左の如く定めて居る。

平 壤 府 處 務 規 定

第一章 府 事 務 分 掌

第一條 平壤府邊ニ業務係・內務課・土木課・電氣課・財務課・圖書館及博物館ヲ置ク

第二條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 御遺影奉護ニ關スル事項

三、行 政

生活狀態調査

- 一 概算ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退身分ニ關スル事項
- 三 褒賞儀式ニ關スル事項
- 四 恩給退隱料給與金ニ關スル事項
- 五 官印・公印ノ管守ニ關スル事項
- 六 文書ノ授受發送及保管ニ關スル事項
- 七 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 八 刊行物ニ關スル事項
- 九 公告式ニ關スル事項
- 十 宿直及廳中取締ニ關スル事項
- 十一 國費・地方費・府費・學校組合費・學校費及郷校財産ノ會計ニ關スル事項
- 十二 現金有價證券預金證書及物品ノ出納保管ニ關スル事項
- 十三 財産ノ管理及處分ニ關スル事項
- 十四 統計ニ關スル事項
- 十五 民事ニ關スル事項
- 十六 警務ニ關スル事項
- 十七 他課ノ主管ニ關セザル事項

第三條 內務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 府・學校組合・學校費及學校財産ニ關スル事項
- 二 學校職員ノ進退身分ニ關スル事項
- 三 教育學藝ニ關スル事項
- 四 救恤慈善ニ關スル事項
- 五 社寺宗教及祭祀ニ關スル事項
- 六 社會事業ニ關スル事項
- 七 地方改良ニ關スル事項
- 八 公設運動場ニ關スル事項
- 九 娯場ニ關スル事項
- 十 公會堂ニ關スル事項
- 十一 寺館ニ關スル事項
- 十二 衛生ニ關スル事項
- 十三 戶籍及居住ニ關スル事項
- 十四 市街改良及分府明ニ關スル事項
- 十五 商工業・森林・六畜及殖業其他産業ニ關スル事項
- 十六 軍需工業動員ニ關スル事項

三、行 政

生活狀態調查

十七 度量衡ニ關スル事項

第三條ノ二 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 都市計劃ニ關スル事項

二 市區ノ整理ニ關スル事項

三 公園ニ關スル事項

四 道路・河川・堤防及下水ニ關スル事項

五 渡船ニ關スル事項

六 交通ニ關スル事項

七 土地收用ニ關スル事項

八、上水道ニ關スル事項

第四條 電氣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電氣供給ニ關スル事項

二 電車軌道ニ關スル事項

第五條 財務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國稅・地方稅・府稅・學校組合費及學校費ノ賦課徵收ニ關スル事項

二 使用料・手数料其ノ他稅外諸收入ノ調査及收納ニ關スル事項

三 稅法違反者ノ處分ニ關スル事項

四 土地臺帳及地籍圖ニ關スル事項

五 林野臺帳及林野圖ニ關スル事項

六 資源調査ニ關スル事項

七 稅務ニ關スル免許狀・許可狀及鑑札ノ交付ニ關スル事項

八 稅務統計ニ關スル事項

九 金融機關ニ關スル事項

十 地方經濟ニ關スル事項

第五條ノ二 圖書館ニ於テハ圖書ノ所藏・寄託及閲覧ニ關スル事項ヲ掌ル

第五條ノ三 博物館ニ於テハ博物ノ所藏・寄託及觀覽ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條 分掌事項ニ關シ疑義アルトキハ府尹之ヲ決ス

第七條 係ニ係主任・課ニ課長・館ニ館長ヲ置ク

係主任・課長及館長(以下單ニ係・課・館ヲ課ト稱シ)
(係主任・課長・館長ヲ課長ト稱ス)ハ府尹ノ命ヲ承ケ所管事務ヲ掌リ係・課及館員ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及ハ技術ニ從事ス

町里組合 面に於ける區長の如く公認せられたるものではなく、從つて府制には何等の規定もないが、平

壤府には町里組合があり、町里組長は事實上、府制の補助機關となりて府行政施行上多大の便益を與へて居る。而して府に於ては町里組合に對し次の如き準則的規約を設けてあるが、各町里に於ては、夫々其の

町里の事情を斟酌し、別に規約を定めたものもある。

町 里 組 合

第一條 平壤府各町里ニ組合ヲ設ケ、組長一名、副組長若干名ヲ置ク、副組長ノ員數ハ府尹之ヲ指定ス、町里ノ大小戸數ノ多寡ニ依リ町里ヲ分合シテ組長及副組長ヲ置キ、又ハ副組長ヲ置カザルコトヲ得、此ノ場合ハ之ヲ指定ス

第二條 組合ハ府ノ行政ヲ補助スルモノトス、組合事務ノ概目左ノ如シ

- 一 法令其他ノ般周知ヲ要スル事項ヲ町里内各戸ニ傳達スルコト
- 二 町里居住者ノ廠知親睦ヲ圖リ町里ノ平和ヲ保持スルコト
- 三 公衆衛生ヲ保持スルコト
- 四 傳染病ヲ豫防スルコト
- 五 道路溝渠ヲ清潔ナラシムルコト
- 六 街路其他必要箇所ノ植樹ヲ獎勵シ且之ヲ保護スルコト
- 七 常ニ火災及盜難ヲ豫防注意スルコト

第三條 組長ハ組合事務ヲ總理シ外部ニ組合ヲ代表スルモノトス

第四條 副組長ハ組長ヲ輔佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

一 町里ニ二名以上ノ副組長アルトキハ各受持區域ヲ設ケルコトヲ得

第五條 組長及副組長ハ町里ニ於テ之ヲ選定ス

組長及副組長ハ病氣其ノ他ヒムヲ得ザル場合ヲ除クノ外辭スルコトヲ得ズ

組長及副組長ノ就任及辭職ハ府尹ノ承認ヲ受クルモノトス

第六條 組長及副組長ハ名譽職トス

第七條 組長及副組長ノ任期ハ二箇年トス

官 公 署

平壤に於ける重なる官公署としては、平安南道・平壤府・大同郡・平壤警察署・大同警察署・平壤土木出張所・平壤郵便局・平壤運輸事務所・平壤專賣支局・平壤稅關支署・平壤覆審法院・平壤地方法院・平壤覆審法院檢事局・平壤地方法院檢事局・平壤供託局・平壤刑務所・歩兵第三十九旅團・歩兵第七十七聯隊・平壤飛行第六聯隊・平壤憲兵隊・平壤衛戍病院・平壤兵器製造所・海軍燃料廠平壤鑛業部等がある。

教育機關としては、平壤師範學校・平壤醫學講習所・中學校・高等普通學校・高等女學校・女子高等普通學校・商業學校・農業學校・工業補習學校・小學校・普通學校・女子普通學校、及び各種の私立學校がある。勸業機關としては、官設の平安南道物産陳列所・平安南道種苗場・平安南道蠶業取締所・蠶業傳習

所・平安南道原蠶種製造所・平安南道農會等があり、私設の商工團體としては、平壤商工會議所を始め、數種の重要物産同業組合等がある。この外、銀行・會社・商店・市場・工場・病院・社寺・教會・新聞社等、都市としての各種の機關が備はり、市街には、水道・瓦斯・電燈・電車・電話・乗合自動車・空中旅客機などの設備がある。

財 政

歴史古き舊市街たると同時に、産業・教育・交通・軍事上、重要な新興都市として年々伸びて行く平壤府の財政は、その地方の急速なる進展に伴ひて自然膨脹せざるを得ず、教育・衛生・土木・産業・社會事業等、人口の増加、市街の發達と相俟つて、今後爲すべき施設經營が多い。殊に諸般の都市施設、及び内地人教育機關たる元の學校組合費即ち今の府特別經濟第一部、竝に朝鮮人教育機關たる元の學校費即ち今の府特別經濟第二部の如き年々莫大なる膨脹を餘儀なくされ、府當局に於ては財政の改善に鋭意努力して居る。而して平壤府に於ては、先年他に率先して電氣事業の府營を斷行したる結果、これに依りて府民の利益を計り得たるも、一方府は巨額の起債を爲し、昭和五年度に於ては、二百二十萬三千三百九十九圓の電氣電車及び乗合自動車事業費府債を有し、この外、土木費府債二十萬一千七百八十圓、上水道費府債五萬七千八百二十一圓、合計府債總額二百四十六萬三千圓に達して居る。今左に平壤府の財政狀態を一目する爲め、歳入・歳出・租稅公課の各項目の統計を示すこととした。

歳 入

國庫歳入 (昭和四年度)

科 目	調定 濟 額	收 入 濟 額	不納缺損額	收入未済額
地 稅	二七、九四三	二七、九四三	—	—
所得 稅	九、三六五	九、三六五	—	—
營業 稅	六四、八八八	六四、八一—	七七	—
酒 稅	一、七五一	一、七五一	—	—
煙草 賭博 稅	四	四	—	—
酒 稅	一、一九、九九四	一、一九、九九四	—	—
砂糖 消費 稅	一、八三五、六三六	一、八三五、六三六	—	—
租 稅	三、〇五九、五八一	三、〇五九、五〇四	七七	—
印 紙 收 入	四五	四五	—	—
官有物拂下代	三	三	—	—
懲罰及沒收金	八六八	八六八	—	—
雜 收 入	五一	四九	二	—
雜 收 入 計	九六七	九六五	二	—
合 計	三、〇六〇、五四八	三、〇六〇、四六九	七九	—
臨時部土地拂下代	一〇五	一〇五	—	—
總 計	三、〇六〇、六五三	三、〇六〇、五七四	七九	—

地方費歳入 (昭和四年度)

科 目	調 定 済 額	收 入 済 額	不 納 缺 損 額	收 入 未 済 額
地 税 附 加 税	一九、五〇三 _円	一九、五〇三 _円	—	—
家 屋 税	五三、六二八	五二、八九一	一八六	五五一
所得 税 附 加 税	二、四三五	二、四三五	—	—
特 別 所 得 税	一九二	一九二	—	—
屠 畜 税	二一、八七三	二一、八七三	—	—
不 動 産 取 得 税	二二、四六二	二一、五二〇	八六	八五六
車 輻 税	二〇、八五四	一九、二七〇	七一三	八七一
地 方 税 計	一四〇、九四七	一三七、六八四	九八五	二、二七八
使 用 料 手 数 料	一、二六〇	一、一一四	六〇	八六
物 品 賣 却 代 (自 轉 車 標 示 銀)	一、〇三二	一、〇三二	—	—
雜 收 入 計	二、二九二	二、一四六	六〇	八六
臨 時 部 過 年 度 收 入 (過 年 度 地 方 税)	一、四三七	一、一四九	二八八	—
同 (過 年 度 諸 收 入)	五〇	三九	一一	—
臨 時 部 計	一、四八七	一、一八八	二九九	—
總 計	一四四、七二六	一四一、〇一八	一、三四四	二、三六四

三、行

政

一四五

府 歲 入 (昭和四年度)

經常部

府											
稅											
市場使用料	物產場使用料	公會堂收入	隔離病舎收入	計	戶別稅	雜種稅	特別營業稅	特別所得稅附加稅	車輛稅附加稅	家屋稅附加稅	營業稅附加稅
三、九四三・五〇	四、二八二・三二	一、一三四・二〇	一〇四・〇〇	二二二、一三九・九六	四四、七〇七・六〇	一一、三八一・四〇	一一、三二七・四六	七九・四八	一八、六九三・四二	五二、七五三・五五	六四、三一〇・五七
											所得稅附加稅
											一六、六二六・九五
											二、二五九・五三
											六四、三一〇・五七
											五二、七五三・五五
											一八、六九三・四二
											七九・四八
											特別所得稅附加稅
											一一、三二七・四六
											一一、三八一・四〇
											四四、七〇七・六〇
											二二二、一三九・九六
											一〇四・〇〇
											一、一三四・二〇
											四、二八二・三二
											三、九四三・五〇
											決算額
											一六、六二六・九五
											二、二五九・五三
											六四、三一〇・五七
											五二、七五三・五五
											一八、六九三・四二
											七九・四八
											特別所得稅附加稅
											一一、三二七・四六
											一一、三八一・四〇
											四四、七〇七・六〇
											二二二、一三九・九六
											一〇四・〇〇
											一、一三四・二〇
											四、二八二・三二
											三、九四三・五〇
											決算額
											一六、九〇三・〇〇
											八八〇・〇〇
											五二、八三七・〇〇
											五二、〇〇〇・〇〇
											一九、一四八・〇〇
											三四・〇〇
											一〇、六五五・〇〇
											一二、六九三・〇〇
											四一、五九三・〇〇
											二〇六、七四三・〇〇
											一〇〇・〇〇
											九六五・〇〇
											四、三八五・〇〇
											三、六五〇・〇〇

使用料及手數料		交 付 金		財 產 收 入	
道路使用料	一、三七九・七八	國稅交付金	一二、二六七・五三	御慶事記念	四〇・一〇
公園使用料	二〇七・一四	地方稅交付金	二、九〇・二二	御立金收入	一、一七六・八二
運動場使用料	五九一・二三	學校費交付金	一、二一三・七三	御大典記念府廳常建	六六・三九
圖書館使用料	六三三・四一	計	一六、三八三・四八	築津備積立金收入	四四・〇六
博物館觀覽料	三三五・三四	督促手數料	二七四・一九一・九一	救助費積立金收入	一、五四七・七五
水道使用料	二二四・二三二・一三	計	二六九、六七〇・〇〇	忠魂碑維持資金收入	二、二〇四・〇〇
給水設備料	四五、四九五・五一		一〇、四八八・〇〇		
	一、八五三・三五		二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
			二九、四二八・〇〇		
			一、五四四・〇〇		
			二六九、六七〇・〇〇		
			一〇、四八八・〇〇		
			二、六〇六・〇〇		
			一、二〇五・〇〇		
			一四、二九九・〇〇		
			三九・〇〇		
			一、一六〇・〇〇		
			六五・〇〇		
			四四・〇〇		
			二、二〇四・〇〇		
			一、六六〇・〇〇		
			二一八・〇〇		
			八一六・〇〇		
			三二五・〇〇		
			四二四・〇〇		
			二二六、二四五・〇〇		
</					

生活狀態調查

一四八

收入證紙收入	公設住宅建設	五〇・九七	五〇・〇〇
	費積立金收入	五二・一四	五一・〇〇
電氣收入	退隱料遺族扶助料基	一六二・七六	一六〇・〇〇
	金積立金收入	一六二・七六	一六〇・〇〇
電氣收入	電氣事業改良擴張公債	三、一四〇・九九	三、七七三・〇〇
	償還準備立金收入	三五、七五八・一五	三五、五三二・〇〇
電氣收入	使用料及手数料	五五五、四一・八二	五五四、五四一・〇〇
	賣品及賣	四三、三五一・八五	三五、九九六・〇〇
電氣收入	切工事收入	八、四二九・〇八	二、八〇九・〇〇
	計	六〇七、一九二・七五	五九三、三四六・〇〇
電車收入	乘客收入	二二三、〇七八・一九	二一二、二八〇・〇〇
	貨物收入	一、〇一五・四五	二、二五〇・〇〇
電車收入	廣告料收入	七一〇・〇〇	七〇〇・〇〇
	計	九、二三三・六四	六、三〇〇・〇〇
公益質屋收入	委託事業收入	二三四、〇三七・二八	二二一、五三〇・〇〇
	物品賣却代	一、五六八・八〇	二、〇〇〇・〇〇
委託事業收入	辨價金	三九、七四〇・三七	一、五八〇・〇〇
	計	一、五六八・八〇	六、一七六・〇〇

[illegible]

歲出

府 歲 出 (昭和四年度)

經 常 部

	決 算 額	豫 算 額
事務費	一一七、五七七・五四 ^内	一二一、五四八・〇〇
土木費	三二、二五三・九七	三五、五二六・〇〇
傳染病豫防費	九、九九五・九八	一〇、〇三〇・〇〇
檢査費	一、〇一〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
隔離病舎費	三、四三三・五二	二、八二四・〇〇
汚物掃除費	七五、八二八・四二	七九、四二一・〇〇
撤水費	七、八四一・三七	八、三四〇・〇〇
水道費	一一六、七七八・五五	一一三、四五一・〇〇
居場費	七、四〇二・五六	八、二〇五・〇〇
墓地及火葬場費	一、六六六・三九	二、五七九・〇〇
公園費	三、七三八・〇二	四、〇一三・〇〇
公舎堂費	一、六六六・一七	二、四七五・〇〇

社會事業費	警備費	財產管理費	植樹費	勸業費	電氣費	電車費	圖書館及博物館費	雜支田	豫備費	經常部計
土木費	汚物掃除費	水道費	居場所費	墓地費	公園費					

三、行政

臨時

時部

三四、四三一・五〇	二九、七一七・〇九	五、六五八・〇四	五〇・〇〇	五、五四四・一四	三一、三八〇・六九	一三二、〇六九・六二	一六、四五〇・五五	一一、五二七・四三	九二六、〇一一・五五
-----------	-----------	----------	-------	----------	-----------	------------	-----------	-----------	------------

三六、九二五・〇〇	三一、二一三・〇〇	五、六九一・〇〇	一一〇・〇〇	八、八八二・〇〇	三一〇、一〇六・〇〇	一三二、一七七・〇〇	一七、〇二八・〇〇	九、六九三・〇〇	四四、四八〇・〇〇	九八五、七一七・〇〇
-----------	-----------	----------	--------	----------	------------	------------	-----------	----------	-----------	------------

一五一

生活狀態調查

社會事業費	三六、〇五三・八六
警備費	七、三六二・五〇
電氣費	五八、〇〇七・一五
電車費	八、九九六・一三
博物館費	四〇〇・〇〇
積立金穀	六一、七四九・一八
寄附及補助	八、一五〇・〇〇
府債	一、一〇六、一九五・九八
第二期市區改正費	一二〇、四八七・〇〇
本年度支出額	一二九、二七三・七七
市街建設費	一三、〇〇〇・〇〇
本年度支出額	一、四五三・七七
河川改修費負擔額	五、七五六・七五
選舉費	三三七・〇〇
區域擴張記念費	二、四七六・八〇
衛生費	一、六一一、八〇〇・三二
土地買收費	二、五三七、八一・一八七
臨時部計	
歲出總計	

學校組合歲入（昭和四年度）

三六、三八〇・〇〇	一、一五、九〇八・〇〇
七、三六三・〇〇	一二〇、〇〇〇・〇〇
五九、二五五・〇〇	二一五、〇〇八・四六（繰越額使用）
八、三三六・〇〇	一八〇、〇〇〇・〇〇
一、四二〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
六一、七三〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
九、五〇〇・〇〇	五、五〇〇・〇〇
三三、三八〇・〇〇	三三八・〇〇
二、四七七・〇〇	二、四七七・〇〇
一、六九三、四〇九・〇〇	一、六九三、四〇九・〇〇
二、六七九、一二六・〇〇	二、六七九、一二六・〇〇

（學校組合費は主として内地人教育を目的とするもので、現在は府特別經濟第一部となつて居る。）

經常部

科目	調定濟額	收入濟額	不納缺損額	收入未濟額
家屋稅賦課金	一八、四七七 _明	一八、二三六 _明	七八 _明	一六三 _明
戶別割	四三、二五二	四〇、一三二	一、六二六	一、四九四
賦課金計	六一、七二九	五八、三六八	一、七〇四	一、六五七
授業料	五八、八五八	五八、七四二	—	一一六
督促手數料	一、二九〇	九〇九	二六三	一一八
使用料及手數料計	六〇、一四八	五九、六五一	二六三	二三四
基本財産收入	五八〇	四三五	—	一四五
財産收入計	五八〇	四三五	—	一四五
總計	一二二、四五七	一一八、四五四	一、九六七	二、〇三六

租稅公課

直接稅負擔額 (昭和四年度)

種別	内地人	朝鮮人	外國人	計
戸數	八、一二〇	二八、三九五	六〇二	三七、一一五
人口	二七、四三八	一二七、四〇二	一、六〇二	一五六、四四二

[illegible]

地 税

民有課税地（昭和五年四月一日現在）

地 目	地 積	地 價	税 額	地 番 數	納 税 人 員
田	一、六二、六〇六	△ 一五九、九〇〇	△ 二二、二一五	一、四〇五	—
池	三、七〇、八三三	△ 二七、九八六	△ 四、七	二	—
雑 種	一、八、二五一	△ 一七、二四六	△ 二、九二一	八、〇七五	—
沼	二、五、六九六	△ 一、八、一七	△ 二〇〇	四三	—
計	二、八、八三〇	△ 一、八、二九	△ 一、五九	九、五四三	四、九〇一

備考 二即は課税標準地價及これに對する税額を示す。

其の他の土地（昭和五年四月一日現在）

地 目	地 積	地 價	地 番 數	地 積	地 價	地 番 數	地 積	地 價	地 番 數	計
田	一、六、八三三	△ 一、八、二九	一、四〇五	田	一、六、八三三	△ 一、八、二九	一、四〇五	田	一、六、八三三	△ 一、八、二九
池	三、七〇、八三三	△ 二七、九八六	四、七	池	三、七〇、八三三	△ 二七、九八六	四、七	池	三、七〇、八三三	△ 二七、九八六
雑 種	一、八、二五一	△ 一七、二四六	二、九二一	雑 種	一、八、二五一	△ 一七、二四六	二、九二一	雑 種	一、八、二五一	△ 一七、二四六
沼	二、五、六九六	△ 一、八、一七	二〇〇	沼	二、五、六九六	△ 一、八、一七	二〇〇	沼	二、五、六九六	△ 一、八、一七
計	二、八、八三〇	△ 一、八、二九	一、五九	計	二、八、八三〇	△ 一、八、二九	一、五九	計	二、八、八三〇	△ 一、八、二九

生活狀態調查

合資會社	二〇	六五四、一〇	一九五八
合名會社	三	一〇〇、〇〇〇	五九二、三八五
計	四二	一〇、一〇七、一一〇	一〇〇、〇〇〇
			三、六四九、八八五

事務處理狀況 (昭和四年度)

法人ノ種別	法人數	事業年度數	普通所得	超過所得	清算所得	計
株式會社	二	三	五、三三三	二、六一〇	—	七、九四三
合資會社	三	三	六四一	六六一	—	一、三〇二
合名會社	三	四	一三八	—	—	一三八
計	四二	一〇	六、〇九二	三、二七一	—	九、三六三

營業稅

業名別決定額 (昭和五年度)

營業名	人員	場數	課稅標準額	稅額
物品販賣	一、四七九 五二	一、四七九 五二	甲 九、八四九、九一〇 乙 二〇、二二〇、〇二三 丙 一〇、四九七、二七一	二八、六六八、六四
銀行	一	一	資本 一、四一七、四五二 預金 一、四一七、四五二	六一二、〇一

三、行

X X X X X X X X X X
 — — — 二 四 — 二 〇 — 八 一 二九
 — — — 一八 三九 — 〇 六九 五七四 二七 一 五〇 一六 六一 — —

一五九

生活状態調査

伸立	問屋	信託	合計	備考
×	×	×	×	×
二八	二七	一一	二、一五三	×印は業者数を示す。
一七・六〇	二、四三三・三四	一九・〇〇	七三、八五三・三〇	

附一 法人の部

營業名	人員	場數	課税標準額	税額
物品販賣	×	×	甲 四、八五六・二一〇 乙 四、九一三・三二一 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
銀行	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
無盡	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
金貨	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
物品	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
製造	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
電気	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇
運送	×	×	甲 一、四一七・四五二 乙 一、二六六・八二九 丙 一、三七三・七二一 丁 一、二六六・八二九 戊 一、四一七・四五二 己 六、二八八・〇〇 庚 六、二〇〇・〇〇 辛 六、二〇〇・〇〇 壬 五、二二〇・〇〇 癸 五、一七六・五	六、五三八・八八 六一二・〇一 四・九五 四一三・一四 六一・一六 九・一〇 一五、三五九・七三 二、一五一・六〇 四九四・〇〇

三、行政	物品貸付	金銭貸付	物品販賣	營業名	人員	場數	備考 ×印は兼業者数を示す。	合計	信託	問屋	仲立	代理店	料理店	旅館	印刷	請負	倉庫	運送取扱
	×	×	×					×		×	×	×					×	×
	六四	二九	四四・五〇					一〇六	一	一	一	五二	一	一	二	六	三	三二
	×	×	×					×		×	×	×					×	×
	六四	二九	四四・五〇					一〇六	一	一	一	五二	一	一	二	六	三	三二

附二 内地人の部

課税標準額	税額	小乙甲
九五、九〇六	九、一七五・四	九、一七五・四
一〇、二一〇	二八四・〇〇	二八四・〇〇
一、〇一六、八〇〇	八六・二四	八六・二四
二〇、〇〇〇		
四、〇〇〇		
一一、〇〇〇		
二九、四八一		
一、七七〇		
八三、一九四		
一、九〇〇		
二九、八二一・五二		

生活狀應調査

製	運	運	倉	請	印	寫	席	旅	料	周	代	仲	問	合
送	送	取												
								人						
								理						
造	送	扱	庫	負	刷	眞	貸	宿	店	旋	理	立	屋	
×	×	×	×	×			×	×	×		×	×	×	×

備考 ×印は業者數を示す。

備考 ×印は兼業者數を示す。

附三 朝鮮人の部

七二 四五	五三 一六	五七 一七	一六 一七	三〇 一	一七	一〇 六二	九二 一一	一六 四二	五二
----------	----------	----------	----------	---------	----	----------	----------	----------	----

×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
七二 四五	五三 一六	五七 一七	一六 一七	三〇 一	一七	一〇 六二	九二 一一	一六 四二	五二

乙

一、七九三、八〇〇	一、八八、二〇〇	三、五〇〇	一五、三五〇	二、九九八、五〇〇	九七、七〇〇	二五、八〇〇	二、〇〇〇	一五〇、九〇〇	二八三、〇〇〇	四、七五〇	二四、〇四〇	七、九九〇	三六、三二〇
二、三三一、九四	一、二四四、六六	三五〇〇	八一、三五	三、八九八、〇一	一二七、〇五	三三、五四	一三、四〇	七〇九、二三	一、八九六、一〇	四七、五〇	二四〇、四〇	七九、九〇	三六三、二〇
													二〇、六四七、四二

營業名	物品販賣	金錢貸付	物品貸付	製造	運送	運送	請負	印刷	寫真	旅館	料理	周旋	代理	仲立	問屋	合計	三、行
人員	九二八一	一五九二	一〇三八	一〇三八	七三一	七三一	七三一	八七	一四	一七一	四	四	一四	二一	一六五	五三	
場數	九二八一	一五九二	一〇三八	一〇三八	七三一	七三一	七三一	八七	一四	一七一	四	四	一四	二一	一六五	五三	
課稅標準額	四、〇九七、五〇〇 五、〇〇四、七三〇 五、〇〇三、二〇〇	一三七、四三〇	二、一四〇	二、一三八、八〇〇 三、三三九、〇〇〇 一五二、五〇〇	二、一六〇	六二、九〇〇	四五、五〇〇	七、七〇〇	三八、三〇〇	七一、五〇〇	三、六四〇	九、七〇〇	二、〇〇〇	一二三、七二〇	一		
稅額	一〇、七〇四、八二 一、六四九、一六	一四、九八	五、三九三、四七 一九八、二五	二一六、〇〇 八一、七七 五九、一五	一一〇、〇一	一八〇、〇一	四七九、〇五	三六、四〇	九七、〇〇	二〇、〇〇	一、二三七、二〇	二〇、三七七、二七					

備考 ×印は兼業者数を示す。

附四 外國人の部

營業名	人員	場數	課税標準額	税額
物品販賣	五五	五五	乙 三、一六六、二〇〇 小 二、九八一、〇〇〇	二、二四九、〇四
製造	六	六	乙 九三、四〇〇	一一一、四二
請負	四	四	二四、三〇〇	三一・五九
旅人宿	一	一	三、〇〇〇	一四・一〇
料理店	七	七	八八、二〇〇	五九〇・九四
合計	七三	七三	一	三、〇〇七・〇九

年額五百圓以上の納税者（昭和五年度）

業別	種別	課税標準	税額	住所	氏名
物品販賣業	食料雜貨	乙 二、一〇〇、〇〇〇 小 八四五、〇〇〇	六九六	大和町	幸田 信助
同	同	乙 八四五、〇〇〇 小 五〇〇、〇〇〇	五一三	里門里	廣田 辯次郎
同	米穀	甲 二、〇〇〇、〇〇〇 乙 四〇七、〇〇〇	八八〇	大察里	李 載純
製造業	ゴム靴	乙 四〇七、〇〇〇	五二九	水玉里	尹 基禮
同	同	乙 四〇七、〇〇〇	五二九	橋口町	崔 享一 (外 一名)

物品販賣業	絹綿布	煙草	絹綿布絲	石炭	銀行業	製糖業	同業	同業	電氣供給業	請負業	運送取扱業
乙一、〇八六、〇〇〇	甲一、二九七、五八二	乙一、七七九、五〇〇	甲、九〇一、〇〇〇 資本金二六六、八二九 預金一、四一七、四五二	乙八、三六六、五〇〇	乙一、〇三二、七〇〇	乙一、〇八六、七〇〇	乙六五二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五八、九一五	鈔道	
六五一	五一九	一、〇六七	五九〇	六一二	一〇、八六九	一、三四二	一、四一二	二、一五一	六五〇	五八九	
竹典里	竹典里	館後里	本町	南門町	船橋里	橋口町	平川里	船橋里	本町	壽町	
玉朝鮮煙草元賣社	株式會社	高瀬合名會社	三井物產株式會社	安田銀行	大日本製糖株式會社	朝鮮支店	太平釀造株式會社	山十製紙株式會社	朝鮮電氣興業株式會社	株式會社中平組	國際通運株式會社

酒 稅

免許人員及造石數（昭和五年九月一日現在）

種別	免許人員	免許場數	昭和五酒造年度見込造石數	同上總額
清酒	六	六	七、一四〇石	二一四、二〇〇
非朝鮮燒酎	四	五	二六、〇二四	四一六、三八四

三、行 政

生活狀態調查

朝鮮燒酎
甘味葡萄酒
計

二四
二

二四
二

三三、七六一
一一六
六七、〇四一

一六六
五四〇、一七六
三、八二八
一、一七四、五八八

酒類販賣者及麵糰子製造者數 (昭和五年九月一日現在)

酒類販賣者數

一、八六三

麵子製者
麵子製者
麵子製者
改良麵子

六

一

二

砂糖消費稅

種別

昭和二年度 昭和三年度 昭和四年度

種別	製造高 引取高	課稅 率	稅額	免稅 額	製造高 引取高	課稅 率	稅額	免稅 額	製造高 引取高	課稅 率	稅額	免稅 額
二種	二、四九	四	五、〇二七、九八九	—	一、三九九	四	五、〇〇六、九八三	—	一、四八〇	四	五、〇〇七、〇〇九	—
三種	一、九三	四	七、五二九、八三九	—	五、二六二	四	七、五二六、六七二	—	五、七七五	四	七、五二四、六〇八	—
四種	四、一八六	四	八、五五九、四七二	—	五、五五五	四	八、五五七、七四五	—	八、三五一	四	八、五五二、四〇八	—
舊令五種	四七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	五、〇〇一、五七〇	—	一、一七〇、三三三	—	六、三六三、一五五	—	一、一七〇、三三三	—	一、一七〇、三三三	—	一、一七〇、三三三	—

[illegible]

生活状態調査

四年

臨時検査

一五三

三六

四九〇

一一〇六

四〇七六

△一七六

△一七七

△一、四九

一七、六六一

計

二、五七六

八四五

四九八

△一、四〇六

一七、三八

△一七三

△一七

△一、八二四

三、三九五

備考 二印に犯則件数を示す。

地方税

地稅附加稅

(昭和五年四月一日現在)

課稅標準

二九、五五七

稅率

一圓に付七十錢

稅額

二〇、六八九

納稅人員

九、八一四

家屋稅

(昭和五年五月一日現在)

家屋稅配當基本戶數

二六、四六

配當額

二四

稅額

五、八六三

納稅人員

二、九七七

家屋建坪

煉瓦石造

木造瓦葺

木造草及亜鉛葺

計

三五、九四坪

三〇、七六六坪

七、八三二坪

二九、五三坪

所得稅附加稅

(昭和四年度實績)

課稅標準

九、三六五

稅率

本稅一圓に付一七錢

稅額

二、四三五

納稅人員

三六

特別所得稅 (昭和四年度實績)

課税標準	1、300 ^円	税率	千分の二七	税額	192 ^円	法人数	2
------	--------------------	----	-------	----	------------------	-----	---

屠畜	税率	（昭和四年度実績）	税額	納税人員
牛	一頭に付 三圓		21、873 ^円	1

不動産取得税	（昭和四年度実績）	課税標準價額	税率	税額	納税人員
		3、058 ^件	千分の一〇	22、462 ^円	3、058

種別	数量	税率	税額	納税人員
人力車	127	三 ^円	351	1
自動車	4、419	三	13、257	1
荷積車	1、231	三	3、693	1
自動自轉車	19	四	76	1
自動車	105	四〇	4、200	1
荷積牛車	191	八	1、528	1
三、行			169	

生活狀態調査

荷 積 馬 車

計

一〇八

六、一九〇

六

六四八

二三、七五三

五、四六五

一七〇

府 税

地 税 附 加 税 (昭和五年四月一日現在)

課 税 標 準

二九、五五七_円

税 率

本税一圓に付 六〇錢

税 額

一七、七三四_円

納 税 人 員

九、八一四

課 税 標 準

一、二、〇八四_円

税 率

百分の七

税 額

二、三〇五_円

納 税 人 員

四三

營 業 税 附 加 税 (昭和五年度)

課 税 標 準

五九、七三七_円

税 率

本税一圓に付 九五錢

税 額

五六、五五四_円

納 税 人 員

二、〇六二

一四、一一五

本税一圓に付 八〇錢

一一、二九二

五一

計

六七、八四六

二、一一三

家 屋 税 附 加 税 (昭和五年五月一日現在)

課税標準
五二、八六三_円

税率
一圓に付一圓

税額
五二、八六三_円

納税人員
一一、九一四

課税標準
二二、七五三_円

税率
一圓に付二圓

税額
一九、一〇〇_円

納税人員
五、四六五

人力車一臺に付
自轉車一臺に付
其の他本税と同額

特別所得税附加税 (昭和四年度実績)

課税標準
一九二_円

税率
十七分の七

税額
七九_円

法人數
二

特別營業税

業態
人

員區分

課税標準

税率

税額

物品販賣

七七五

賣上金額

小卸乙
一八三、二四〇_円

小卸乙
萬分の二六

×小卸

一九一、三四_円

金錢貸付

一一

收入金額

×
二二〇〇〇_円

×
千分の十二

×

一一、一三_円

物品貸付

二

同

×
四二〇〇_円

千分の七

×

二、一一_円

三、行政

一七一

仲	立	問	計
×	×	×	×
三四	九	一、一六四	一、一六四
同	同	同	同
×	×	×	×
七六〇〇	二、七〇〇	同	同
同	同	同	同
×	×	×	×
二七六八	一、〇四七〇	六、八四〇	一、〇四七〇

備考 ×印は新入區域に屬し算出税額の八割を徴收するものにして内書とす。

種 目 員 數 稅 率 稅 額 備 考

畜	種	目	員	數	稅	率	稅	額	備	考
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

犬	一頭	一頭に付	三、〇〇	一、〇二三						
---	----	------	------	-------	--	--	--	--	--	--

二等	五四人	月額一人に付	三、五〇	二、二六八						
----	-----	--------	------	-------	--	--	--	--	--	--

藝妓	二	同	二、五〇	四、八〇〇						
----	---	---	------	-------	--	--	--	--	--	--

三	二人	同	一、五〇	三六						
---	----	---	------	----	--	--	--	--	--	--

四	四人	同	一、〇〇	四八						
---	----	---	------	----	--	--	--	--	--	--

計	平均一日	一、二〇〇	七、一五二	四、三八〇	一、二、五五五	既往三箇年の平均額に依る				
---	------	-------	-------	-------	---------	--------------	--	--	--	--

諸興業	平均一日	一、二〇〇	四、三八〇	一、二、五五五						
-----	------	-------	-------	---------	--	--	--	--	--	--

合	計	平均一日	一、二〇〇	四、三八〇	一、二、五五五					
---	---	------	-------	-------	---------	--	--	--	--	--

區	分	稅	額	納	稅	人員	免	除	人員
---	---	---	---	---	---	----	---	---	----

内地	人	二五、一一	四、二六六	一七三					
----	---	-------	-------	-----	--	--	--	--	--

三、行政

生活狀態調查

朝鮮
外國人

計

二一、七八八
二、〇〇九
四八、九〇八

六、七四五
二二一
一一、二二三

一四、二八五
一
一四、六八三

一七四

公課等級別課率 (昭和五年度豫算)

等級	一人當 數	所得程度	戸別			學校組合費戸別割			學校費戸別割		
			賦課額	人員	總額	賦課額	人員	總額	賦課額	人員	總額
一	三、〇〇〇	五、〇〇〇圓以上又は之と同等の生活をなすもの以下同じ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	一、八〇〇	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	一、六〇〇	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	一、四〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	一、二〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	一、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七	九〇〇	六〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八	八〇〇	五〇〇、〇〇〇	三三〇	—	三三〇	一、三六〇	—	一、三六〇	—	—	—
九	七〇〇	四〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	六〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一二〇	—	一一二〇	九六〇	—	九六〇	四八〇	—	四八〇

三、行

政

一七五

二八	九〇	四、五〇〇	三	一、五二	二四	三	三、〇〇	二七	二	一、七五
二七	一〇〇	四、九〇〇	四	一、四〇	〇六	三	三、〇〇	〇八	三	一、〇〇
二六	一五	五、〇〇	四	一、四〇	一八	一	三、三二	九三	九	〇八
二五	一〇〇	五、〇〇	五	九六	九	一	一、八七	二〇	七	七〇
二四	一〇〇	六、〇〇	六	一、〇〇	一四	一	三、二八	二六	五	〇八
二三	一〇	六、九〇	七	一、〇八	九	二	三、〇〇	二八	六	七六
二二	一〇	七、〇〇	七	九六	六	一	一、七六	一四	七	一、〇〇
二一	一〇〇	八、〇〇	八	〇六	三	三	九六	一〇	七	一、一〇
二〇	一〇〇	八、〇〇	八	九六	三	三	一、〇六	一六	五	〇八
一九	一〇〇	九、〇〇	八	七六	五	五	一、九〇	二九	三	五七
一八	一七〇	一〇、〇〇	五	五〇	一	一	一	二六	五	一、〇〇
一七	一〇〇	一、一五〇	五	六〇	一	一	四〇	二〇	五	一、一〇〇
一六	一〇〇	一、一五〇	六	七五	一	一	五八	二六	四	一、〇六
一五	一六〇	一、三〇〇	二	二八	一	一	一	二八	二	五七
一四	一〇〇	一、四〇〇	二	三〇	一	一	六〇	三〇	一	三〇
一三	一五〇	一、六〇〇	一	一	一	一	一	六〇	一	三六〇
一二	一〇〇	一、七五〇	一	二〇	一	一	一	四〇	三	一、一〇〇
一一	一五〇	一、八、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一

二九	公	四、三〇〇	三	三八	一、二六	二六	三	二、六八	六四	一六	八、六四
三〇	公	三、九〇〇	二六	四七	一、二六	一一	二九	三、四八	六	一八	一、〇八
三一	公	三、九〇〇	二四	四六	一、一八一	九六	三三	三、〇七	四八	一四	七、七
三二	公	三、九〇〇	二〇	三七	一、〇三四	〇八	三四	三、七	〇〇	二七	一、〇八
三三	公	三、九〇〇	一八	三七	一、〇三〇	七	三	一、五	六六	二	九〇〇
三四	公	三、九〇〇	一六	三七	一、〇三〇	六四	四	一、八八〇	一一	三	九、九
三五	公	三、九〇〇	一四	一三	一、〇三〇	五六	六七	一、七	六	四	一、〇
三六	公	三、九〇〇	一三	九九	一、〇八八	四八	五	二、六〇〇	二四	四	一、〇
三七	公	三、九〇〇	一〇、四	三九	一、〇三〇	四一、六	八一	三、六九、六	二〇八	四	九、六
三八	公	三、九〇〇	八、八	三五	一、〇三〇	三五、七	九	一、〇三〇	一七、六	六	一、〇
三九	公	三、九〇〇	八	一三	一、〇三〇	三	七九	二、五八	一六	四〇	一、〇
四〇	公	三、九〇〇	七、三	一五	一、〇三〇	二八、八	九三	二、六八、四	一四、四	三	七、三
四一	公	三、九〇〇	六、六	九〇	一、〇三〇	二六、四	八	一、五八一	一三、七	三	七、三
四二	公	三、九〇〇	六	一八九	一、〇三〇	二四	〇	一、〇三〇	一三	七	六、四
四三	公	三、九〇〇	五、四	三九	一、〇三〇	二六	三三	二、三三、六	一〇、八	一〇	一、〇
四四	公	三、九〇〇	四、八	一〇	九七九、七	一九、七	一六	一、三九、六	九六	九	一、〇
四五	公	三、九〇〇	四、四	一三	一、〇三〇	一七、六	一七六	一、三三、八	八八	七	一、〇
四六	公	三、九〇〇	四	一七	一、〇三〇	一六	一九七	一、五	八	七	一、〇

四七	九	1,000	三・六	二八	八〇〇・八	一四・四	一七・八	二、五三・三	七・二	五〇	三六〇
四八	八	1,000	三・三	三五・八	1,145・六	二二・八	二二	二、八五四・四	六・四	100	八三三
					五三〇	二一・三	二一〇	一、二四一	五・六	七・八	四四六・八
					七六〇	九・六	一九一	一、九〇〇・八	四・八	一三三	五八五・六
					五五六・六	八・八	一四一	一、二四〇・八	四・四	一一一	四八八・四
					八四六	八	二五二	一、八四八	四	一八五	七四〇
					六八〇・四	七・三	一七四	一、二五三・八	三・六	二〇〇	七二〇
					八八九・六	六・四	二二七	一、七三二・八	三・三	二七〇	八六四
					六九五・八	五・六	一五四	八六二・四	二・八	三四〇	九三三
					八八八	四・八	二五六	一、三三八・八	三・四	四七〇	一一二・八
					六六九	四	一四四	五七六	二	五二四	一、〇四八
					八八八・八	三・三	一九五	六四	一・六	九〇四	一、四六六・四
					六五〇・四	二・四	一三七	三三八・八	一・三	九三三	一、一三三
					五二一・四	一・六	一一五	一八四	〇・八	一、三七一	一、〇九六・八
					—	—	—	—	〇・六四	一、五一	九、九三六・四
					—	—	—	—	〇・四八	一、五四〇	七三九・二
					四、八八四・八	—	四、四八九、三九・二	—	九、六八一四三、五四・四	—	—

濟第一部戸別割、學校費戸別割は朝鮮人の負擔する現在の府特別經濟第

地稅附加稅

100

100

100

昭和三年度
一期 二期 年度末
100 100 100

1	1	100	100	100	100	一期	二期	三期	四期	年度末	昭和三年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和三年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和三年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和三年度
九九	100	100	100	100	100	九九	100	100	100	100	昭和三年度

昭和四年度
一期 二期 年度末
100 100 100

1	1	100	100	100	100	一期	二期	三期	四期	年度末	昭和四年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和四年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和四年度
1	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	昭和四年度
九九	100	100	100	100	100	九九	100	100	100	100	昭和四年度

家屋稅	七〇二	六三四	九九一	七〇九	六三九	九八三	七三四	七三四	九八六
所得稅附加稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇
特別所得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇
屠宰稅	—	—	一〇〇	—	—	一〇〇	—	—	一〇〇
不動產取得稅	—	—	八八二	—	—	九六三	—	—	九五八
車輛稅	五〇	五二〇	九三三	七六五	五二八	九一七	五八〇	五四〇	九四〇
計	—	—	九七三	—	—	九七八	—	—	九八六

特別營業稅	特別所得稅附加稅	車輛稅附加稅	家屋稅附加稅	營業稅附加稅	所得稅附加稅	地稅附加稅
-------	----------	--------	--------	--------	--------	-------

昭和三年度

昭和四年度

期 二 期 年度末

期二期年度末

九九〇 一、〇〇〇 九九九

九九七
九九五
九九八

九九五

一一九六〇

九三三
九四三
九九三

八六
八九
九八

六六九
六五五
九八二

七二二 七五三 九六三

九一四

九〇七
〇七
三〇七

1
1
1

1000

二四六二七

三
二
八九六

政

一七九

[illegible]

二、學 校 組 合 費 (昭和四年度)

[illegible]

生活狀態調査

一八四

税目	区分	定滞	納	督促狀發	督促狀付	財產差押	財產差押	處分決行	處分決行	徴收	損	繰年度へ
戸別割	人員	一六、六〇六	八、四三二	三、三九二	四、五三二	三、三九二	一六九	二九	四〇	二九	九四	繰年度へ
税額	九七、二七三	五、四〇九	三〇、三三七	三、〇八二	三六、四六六	六一	四〇〇	一〇〇	二八三	三、七〇		

小・學・校・費。(昭和四年度)

税目	区分	定滞	納	督促狀發	督促狀付	財產差押	財產差押	處分決行	處分決行	徴收	損	繰年度へ
戸別割	人員	一七、五五〇	一〇、七九五	三、六六〇	七、一三五	三、二四〇	五三三	三六	一七	二、四四〇	八四四	繰年度へ
税額	四三、四三三	二九、四八五	二、六六六	一七、八一九	二、一四〇	六九九	五七	一六	一、六六六	三、二九八		
家屋稅	人員	一七、八二三	四、一三八	九七五	三、四三三	二、九四〇	七四	四三	三	一〇四	七	繰年度へ
附加稅	稅額	一八、四六六	四、九三六	一、一〇二	三、一三二	三、四六二	一六	八五	四三	六	一三	

學校授業料 (昭和五年五月一日現在)

學・校・組・合・

校名	生徒數	月額	授業料
若松尋常高等小學校	一、三九一		五六四・八〇
山手尋常高等小學校	一、一五四		四二六・〇〇

高等女學校
計

學。

生徒數
校・費。

五八八
三、一三三

二、一三四・五〇
三、一二五・三〇

校名

生徒數

月額
授業料

鍾路普通學校

一、三〇一

一、〇四三・二〇

上需普通學校

一、三八四

一、一三〇・六〇

若松普通學校

一、一五六

九七三・六〇

明倫女子普通學校

八五五

六八四・〇〇

南山女子普通學校

七八五

六二八・〇〇

敬臨普通學校

五六八

四五五・二〇

萬壽普通學校

三〇四

二四三・二〇

工業實習學校

四〇

五一・〇〇

計

六、三九三

五、二〇八・八〇

警察・衛生

警察

平壤警察署定員數

警視	内地人 朝鮮人	一
警部	内地人 朝鮮人	三
警部補	内地人 朝鮮人	五
衛生技手	内地人 朝鮮人	一
巡查部長	内地人 朝鮮人	一八
巡查	内地人 朝鮮人	一一一

大同警察署定員數

警 部		警 部 補		巡 査 部 長		巡 査	
内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
一	一	一	一	二四	一	二一	二八

思想運動 李朝時代より、平安南道の住民は他地方に比して政治思想に富み、鞏固なる團結力を有して居る。蓋しこれは李朝時代に於て政府が西北の人民を壓迫し、その不遇は遂ひに傳統的に反政府的氣風を瀰蔓し、各種の政治的陰謀が企てられたものと思はれる。而して是等の運動は常に平壤を中心として劃策せられたが、併合後に於ては、彼の西友學會（後西北學會と改稱す）を母體として設立された安昌浩を校長とする大成學校に於て學びたるものが、思想運動の中堅を爲して居た。同校は西鮮地方に於ける有力者の子弟を收容して中學程度の教育を施し、熱烈なる民族思想の涵養に努めた結果、遂に地方思想界の牛耳を執るに至つたのである。

爾來是等の思想團體が主となり、歐洲大戰後に於ては、民族自決の語に刺戟せられ、朝鮮の獨立を標榜して各種の不穩なる運動が行はれ、或は内外不逞者の相策應して暴舉を敢てし、多數の犠牲者を出したる事件もあつたが、今や一般民衆は無謀なる獨立運動の如きは何等得る處なきを自覺し、實力養成の必要を

認め、教育・産業の振興發達を圖り、以て民族自立の基礎を成さむとする所謂民族運動の萌芽となり、また一面最近に於ける外來思想の影響に依り、社會主義思想に走る傾向もある。

同盟休校 斯くの如くして彼等は、機會ある毎に教育の必要を叫び、教育機關の充實を要望し、向學熱勃興は甚しきものがあり、男女公立普通學校、高等普通學校入學志望者は年々超過し、收容不能の状態であるが、一方學校に於けるストライキ騒ぎは極めて熾んであり、特に平壤地方に於けるものは團結力強大にして、運動の過激なる例が尠くないのは教育上洵に遺憾である。

平安南道同盟休校調

年度別 及件數	學校名	年月日	原	四	學 年	處 置
大正十五年 (四件)	平壤公立高等 普通學校	大正十五年 一月二十七日 (約一箇月間)	教員排斥		三・四學年	主謀者三年生六名、 四學年六名を退學せしむ
	鎮南浦第一 公立普通學校	大正十五年 五月四日 (三日間)	受持教員(男)排斥 (女教員と取替希望)		女子六學年	
	同校	大正十五年 五月五日	校長排斥 (同校訓導安添の煽動による)		男子六學年	
	咸從公立 普通學校	大正十五年 七月五日 (一日間)	校長排斥 (取扱不親切にして苛酷、授業怠慢 なるためなりとの理由)		四學年 男子二十名	主謀者十四名に停學 を命ず

昭和三年 (三件)	光成高等普通學校	昭和三年三月十六日 (三週間)	校長排斥	四學年以下全部	主謀者二十八名を退學せしむ
	順安公立學校	昭和三年三月 (日)	實科教育嫌惡 (同校訓導尹斗星の煽動による)	五學年	
昭和四年	眞池公立普通學校	昭和三年四月二十八日	教員排斥 (體操教授に對し取扱辛烈なるため及古本使用を嚴重に取締るため)	六學年	主謀者三名を無期停學處分とす
	私立義明學校	昭和四年二月二十七日 (約一箇月)	學校昇格、設備充實、勞働部改善	高等科一・二・三・四學年全部	主謀者十六名を退學處分に處す
	松亭公立普通學校	昭和四年四月二十日	受持教員排斥 (取扱苛酷、教授不親切、職務怠慢、人格劣等、不身持)	五・六學年在籍四十一名	主謀者一名停學教員退職
	看東公立普通學校	昭和四年五月二十五日 (一)	校長排斥 (足袋使用禁止、掃除の勵行、取扱苛酷、授業不熱心の理由)	三・四學年全部	面長の調停により圓滿解決
	順安公立普通學校	昭和四年六月四日 (一)	農業實習嫌惡 受持教師排斥	五年生全部	父兄の謝罪により解決
	平壤公立高等普通學校	昭和五年一月二十一日	學生萬歲懸擲	二・三・四・五學年	退學二七、停學二二
	平壤公立女子高等普通學校	同 二十二日	同	一・二・三・四學年	戒 飭
	崇實學校	同 二十一日	同	二・三・四學年	退學四、停學一三
三、行政	崇實專門學校	同 二十一日 二日は休校	同	一・二・三・四學年	退學五、停學一四

民族意識の高潮に努めつゝあつたが、新幹會員中には、思想運動者・勞動運動者等多數入會し居る關係上、最近これ等の間に意見の衝突を見ること屢々あり、殊に先年五山學校長政要李昇薰の社會葬問題に關し、民族及び共產の兩主義者間に軋轢を惹起し、共產主義者は民族主義者の專横を憤りつゝありたる折柄、時恰も府内ゴム職工の同盟罷業勃發するや、當地青年同盟執行委員は青年同盟及労働聯盟の幹部が前記罷業に關し日夜奔走中なるに、民族の此の悲境にあるに對し新幹會幹部が、何等同情の意を表することなく全然無關心なることは、ゴム工場主中に新幹會幹部あるが爲なりとて非常に憤慨し、本部及び平壤支會に抗議文を發送せる等、彼等の間に内訌を生じ、主義者の一部間には新幹會の解體をも叫びつゝあつた。偶ま昭和六年に至りて、中央の新幹會解體に伴ひ、平壤に於ける同支部も自然消滅したけれども、同系統に屬する分子は依然存在し、潜行運動をして居るやうである。

平壤地方には工場・炭坑等多く、従つて労働者の數も多いが、その労働團體の數と團體員の多いことは、他に見ることの出来ないもので、且つその労働爭議の發生も近年續出し、極めて長期に亙る過激な運動の起つた例も尠くないが、特にこの地方の労働爭議には、往々暴行事件を伴つたことが珍しくないのは最も注目を要する。試みに平壤地方に於ける思想及び労働團體の名稱を掲げて見よう。

思想及び労働團體一覽表

民族運動——新幹會平壤支會・朝鮮物産獎勵會・朝鮮修養同友會平壤支部・權友會平壤支部・平壤商工協會・平壤農村事

業聯合會・平壤節約貯金殖産組合・關西體育會・大成學校學友會・民立大學期成會平壤地方部・平壤青年會・朝鮮工

業獎勵會

共產運動(社會)——平壤勞働聯盟・衡平社・(其他)平壤瓦職工組合・平壤新聞配達組合・店員相助組合・橋口町勞働組合・自

轉車職工組合・引鉅共濟組合・理髮從業員親睦會・農村研究會・修養研究會・平壤讀書會

勞働運動

ソウル青年會系——共助勞働組合・勞働大會・勞働親睦會・春精勞働會・飲食店勞働組合・北部勞働組合・波水組合・店員相

助會・裁縫職工組合・石手勞働組合・運送勞働組合・平南牛車勞働組合・木工勞働組合・平壤女子傭雇人相助會・箕

城青年會・平壤青年同盟・平和少年會

火曜會系——石工組合・月子職工組合・粧飾職工組合・鑰器職工組合・染職職工組合・鍼力職工組合・製菓職工組合・金

根細工組合・精米勞働組合・便利靴職工組合・洋襪職工組合・大同門勞働組合・印刷職工組合・洋服靴職工組合・緬屋

勞働組合・洋服職工組合・ユウ職工組合・船運勞働組合・プロ藝術同盟・女性同盟

無系統——平壤穀物斗量組合・平南水上運搬勞役組合

國粹運動——大日本國粹會平壤支部

犯罪の傾向 平壤地方に於ける犯罪には、都市特有の窃盜・詐欺・横領の如きものが多いことは言ふ迄も

ないが、就中、この地方に於ける特殊のものとしては、殺人・強盜・姦通・重婚・傷害等に屬する犯罪の多いことで、同地方に於ける人心の殺伐なることを示して居り、殊に昭和六年には滿洲に於ける萬寶山間

題を動機として、彼の忌はしき鮮支人衝突の大事件をさへ勃發せしめたのである。

平壤警察署管内犯罪發生及檢舉件數累年比較表

罪名	昭和二年	昭和三年	昭和四年
放火	一四五	二二三	二二五
文書偽造	二二二	一一四	四四七
姦通	八九二	六三八	八八八
殺人	六七	一一一	一一八
傷害	四四〇	四四三	五五〇
誘拐	六六三	五四九	六二八
強盜	三四三	四四二	一〇八七
窃盜	二、三、四、九、九	二、三、七、一、五、八	二、二、〇、八、〇、六
詐欺	六六三	七八一	七七一
横領	三三六	三九五	三九六
三、行政			一九三

生活狀態調査

一九四

其 他

〔檢發〕

舉生

五二八
四九一

四九五
四八五

三七七
三七一

計

〔檢發〕

舉生

五、二三六
四、六五〇

五、四六二
四、九五二

五、〇〇三
四、四〇二

大同警察署管内犯罪種類別發生件數累年比較表

罪 名	昭和二年	昭和三年	昭和四年
公務執行妨害	一	一	一
放火	二	四	一〇
失火	六	七	二
住居を侵す	五	一三	一
文書偽造	四	一八	二一
有價證券偽造	一	一	一
印章偽造	二	七	一一
偽證	一	一	二
誣告	一	八	二
猥褻姦淫及重婚	八	一五	六
賭博	二	三	一三
禮拜所及墳墓に關す	三	四	一

三、行	恐	同	詐	窃	同	強	信 用 及 業 務 に 對 す	名 譽 に 對 す	略 取 及 誘 拐	脅 迫	逮 捕 及 監 禁	遺 棄	過 失 傷 害	過 失 傷 害 致 死	同	同	傷 害 ノ 罪 （ 傷 害 ） （ 暴 行 ） （ 殺 死 ）	殺 人
政	喝	迷	欺	盜	遂	盜						棄	害	死				

九	七	五 六	一〇 八	五	四	六	三	一 九	六	一	三	七	二	一 五	七 四	三	一 三
---	---	--------	---------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---	--------	--------	---	--------

一	一	七 〇	一 五 六	一	三 〇	二	三	一 四	一 三	六	二	二	四	一 四	一 二 五	二	七
---	---	--------	-------------	---	--------	---	---	--------	--------	---	---	---	---	--------	-------------	---	---

一九五	三	一 〇 七	二 二 七	一 〇	一	三	一 九	八	三	一	八	六	九	一 二 五	三	八
-----	---	-------------	-------------	--------	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	-------------	---	---

生活状態調査

一九六

横領

四一

四六

二二一

蔵物に關す

二

一

六

毀棄及隠匿

一〇

一〇

五

大正十五年法律第六〇號

一

一

一

溢水及水利に關す

一

一

四

河片煙に關す

四

三

一

墮胎

一

一

一

姦通

一

一

一

計

四三二

五九二

八三七

火災

平壤府に於ては常備消防隊及び義勇消防隊を、郡部に於ては義勇消防隊を置いて、火災の防止に努めて居るが、最近の消防施設及び火災調を見ると左の如くなつて居る。

平壤府内消防機關

種別	従業員	望樓見張所	自動車ポンプ	水管自動車	手引小管車	手押ポンプ	其他器具
常備消防隊	四六	三	三	一	三	二	一七
義勇消防隊	一〇一	一	一	一	二	一	五〇
計	一四七	四	三	一	五	二	六七

年	別	組數
内地人	組頭	
明洋人		
内地人	小頭	
明洋人		
内地人	消防手	
明洋人		
		腕用ポンプ

昭和五年 副二 五 一 一四 一 一六〇 六

昭和二年
昭和三年
昭和四年

[illegible]

種別	火災原因表	死者傷死者		損害見積價額	燒失坪數	生活狀態調查
		人民	警憲消			
		傷死	傷死			
破損	損口	一四	二四	九四七四	一三〇	一九八
溫損	損口	一四	二四	二六八七五	八五七	一一五五
突燃	損口	一四	二四	二二六	九六七	二八六五三
突燃	損口	一四	二四	四七五八一	四五四	五九二八六五三
殘取	損口	一四	二四	九六四六三	六七七	六三三四〇
煙	損口	一四	二四	一四四〇四四	一〇七二	七一九
遺	損口	一四	二四	六五二五四	四八	八
火災	損口	一四	二四	六三三四〇	七一九	一一五五
昭和二年	損口	一四	二四	四七五八一	四五四	五九二八六五三
昭和三年	損口	一四	二四	九六四六三	六七七	六三三四〇
昭和四年	損口	一四	二四	一四四〇四四	一〇七二	七一九

	石	焚	洋	油	揮	煉	子	電	ス	煙	鼠	機	炬	火	洋	場	呂	風
								燈		ト	草					殘	煙	焚
三、	油		燈		發		供					械						
行				引	油			複										
	引		轉		引		弄	射		ト	吸		摩					
政																		
	火	火	覆	火	火	炭	火	熱	フ	殼	穴	擦	鏈	鉾	燈	火	突	口

| 二 三 一 | 一 五 | 七 ^一四 七 四 一 三 一 | | |

| 一 一 一 四 二 ^二一 一 五 ^二二 五 三 一 三 一 | | |

一九九

| 一 一 二 五 一 ^二二 | 九 九 一 一 三 一 | | 一 |

大同警察署管内火災調

年 別	火災度数	原 因			焼 失 物 件				損 害 額
		失 火	放 火	雷 火	不 審 火	住 宅	倉 庫	其 他	
昭 和 二 年	五	四	一	一	一	七	一〇	一	三一八
昭 和 三 年	一〇	一〇	一	一	一	四七	五〇	六一九、四二五	
昭 和 四 年	一八	一四	二	一	二	二五	一四	一五、一〇三	

大同江の水害

大同江は河岸高く水源良好なる爲め、一般に洪水の氾濫左まで甚だしからざる河川なるが

如く考へられたが、大正十二年八月一日の大洪水に於ける著しき氾濫により、始めて其の然らざることが周知せられた。古記録に徴すると、大同江流域に於ける洪水の決して尠くないことを知り得るが、今古記録に依るもの、及び河川調査によるもの、大同江洪水記録を摘出すると左の通りである。

古記録に依るもの

年 代	西 暦	記 事
高句麗閔中王二年五月	四五	國東大水
同 慕本王元年八月	四八	大水山崩二十餘箇所
高麗顯宗十七年九月	一、〇二六	西京大水漂没民家八十餘戸
同 明宗十年六月	一、一八〇	大雨西京苻仁寺漂流八十餘間

李朝中	宗十五年二月	一、五二〇	大水三江發溢
同	明宗二年七月	一、五四七	八道大水、人畜田舍漂溺無數、平壤城中依山倉亦至沈沒、漂沒家舍七百二十戶、淹死人二百餘名、牛馬三百餘匹、又平壤誌曰、自長慶門濁流亂入、監司李俊慶自上衙乘舟移快哉亭
同	正祖五年六月	一、七八一	平安道大水漂沒三百餘戶
同	同	一、七八九	平壤大水漂沒五百餘戶
同	憲宗五年八月	一、八三九	平安道大水漂額一千五百六十餘戶、淹死者二百餘人
同	憲宗十一年七月	一、八四五	黃海道同
同	哲宗二年七月	一、八五一	平安道同
同	同	一、八五六	平安道同
同	七年八月	一、八六二	黃海道同
同	同	一、八六二	平安道同
同	李太王三年七月	一、八六六	平安道同
同	同	一、八六八	平安道同
同	五年七月	一、八七一	黃海道同
同	八年七月	一、八八一	平安道同
同	十八年閏七月	一、八八五	平安道同
同	同	一、八八五	平安道同
同	二十二年八月	一、八八五	平安道同

大正十一年八月一日	一、九二五	六・五五	四七・七七	五、六六三	五・六五	一五・六	七、三六八、五七五
同 十三年十月一日	一、九二五	五・一五	一八・五三	二、六六一	二、三三	九・六	一、五五四、四三三
同 十四年八月十三日	一、九二九	六・九三	一八・七七	六・六六	六・六	一四	二、七九七、七一一
昭和元年八月廿七日	一、九二六	六・二二	一、六三三	七・七	六	一	一四六、二一九
同 二年七月十四日	一、九二七	六・五五	三・六三三	一、四三三	三	七	一、五五四、二一一

此の中、李朝明宗二年洪水記事中の長慶門は、今の鏡濟里牡丹臺入口の山尾にあつたもので、今尚ほ其の基石残存し、また上面は舊物産陳列場にして、其の儘現存して居るから、其の基石の高さ及び物産陳列場の前庭の高さ等を連絡實測し、當時の水位を推定したるところに據ると、大正十二年八月一日の洪水位よりも一米餘高いことが明かにされた。即ち大同江としては、李朝明宗二年七月の洪水位が最も高く、李朝憲宗五年八月の洪水、及び大正十二年八月一日の洪水等が之に次ぐのである。

平壤に在住せる古老の言によれば、李朝哲宗十三年（西紀一、八六二年）の洪水以後、著しき大洪水は無かつたやうであるが、大同江沿岸は一般に河岸高き爲め、普通洪水では氾濫は甚だしくないが、大正十二年の洪水に於ては、南江合流點附近以下沿岸平野に悉く氾濫し、平壤市街の如きもその八割は浸水し、氾濫區域合計四萬七千餘町歩に上り、被害は慘憺なるものであつた。大正五年以降十二箇年平均の水害額は流域内、面積四五、四二四町歩、同田面積三三八、九三八町歩、合計三八四、三六二町歩、洪水氾濫區域面

積四七、七六七町歩、耕地面積に對する比率二・四、一箇年平均水害額一、六九一、六一一圓に達する。

水 害 平壤市街及びその接續地は前述の如く大同江及び普通江の流域に在る關係上、屢々水害の見舞ふ

所となり、最近の記録としては、大正六年・大正十一年・大正十二年・大正十四年には大同江及び普通江の大氾濫を見、殊に大正十二年の水害は最も猛烈を極め、大同江の浸水に依り新市街の各町及び舊市街の一部は全く水廓と化し、普通江附近一帯も浸水し、西城里・平川里方面の被害も亦尠からず、官民一致して住民の避難救護には非常なる努力が拂はれたのである。平壤警察署管内の被害のみにても、死者朝鮮人十一人、負傷者朝鮮人七人、行衛不明内地人一人・朝鮮人六人・外國人一人・家屋流失六百六戸、倒壊二千六百二戸、床上浸水一萬七百三十三戸、尙ほこの外に單に建物として被害を蒙りたるもの流失二百七十、倒壊一千三十四、床上浸水一千七百七十四あり、家屋・家畜・建物などの總被害額一百七十九萬六千餘圓に達し、この外、田畝・道路・橋梁・堤防・山嶽等の流失・埋没・浸水・破壊・決潰・崩壊等に依る損害を加ふるときは、被害總額は平壤府及びその近郊のみにて約二百萬圓に及んだのである。今水害の程度を推想するため、大同江の累年最高水位を示すと左の通りである。

大同江最高水位調

年次	大同江水位	年次	大同江水位
大正六年	二三・〇 [*]	大正十三年	一七・〇 [*]
同七年	一八・六	同十四年	二二・八
同八年	一二・八	同十五年	一九・四
同九年	一八・三	(昭和元年)	二一・二
同十年	一四・八	同三年	一六・二
同十一年	二三・七	同四年	二〇・六
同十二年	三一・二	同五年	一六・八

衛生

医療機関 従来朝鮮人間に於ける衛生状態は極めて不良にして、病者は先づ巫女・賣卜者等の言を聴き、

医療を嫌ふ風習があり、社會的衛生施設も亦甚だ不備にして、各種の傳染病が常に流行したのである。併合以來、平壤府は醫療衛生施設の充實と改善に留意したる結果、今日に於ては殆んど往時の面目を改むるに至つた。病院としては規模廣大なる道立平壤慈惠醫院あり、一箇年の取扱患者數五千人を超え、他に私

立病醫院三十五あり、傳染病の爲めの機關としては、西城里及び慈惠醫院構内に隔離病舎がある。道立平壤慈惠醫院は京城の大學病院に亞ぐの内容を有し、朝鮮に於ける衛生機關の中樞として、平南北・黃海の各道より集まる患者が頗る多い。尙はその附屬醫學講習所を、昭和四年度より道立醫學專門學校に昇格せしめて、朝鮮醫療界の充實に努めてゐる。

醫 療 機 關 表 (昭和四年)

別 種	病醫院	醫師	醫生	藥劑師	產 婆	看護婦	種痘員	按 摩	鍼灸術	藥種商	醫師一人當人口
内地 人	一四	一五	一	五	三四	六	四	一三	二二	一〇	一、〇七五
朝鮮 人	二二	二八	三六	六	二六	一三	一〇	一四	一七	五〇	三、二八二
外國 人	一	三	一	一	一	二	一	一	一	一	七九五
計	三六	四六	三六	一二	五〇	二二	一四	二七	二九	六〇	一

また傳染病患者の收容治療の爲めには、大正三年度・同五年度及び十三年度に於て、經費四萬六千圓を投じ、西城里及平壤慈惠醫院構内へ各一箇所の隔離病舎を建設し、西城里隔離病舎には五十名を、慈惠醫院構内の病舎には六十八名、通計百十餘名の患者を收容し得る設備を爲したのである。

隔 離 病 舎 表

所在地別	市	町	村	計	收容力	建築費	設立年月
市	一七	六七	一六四	五〇	一一、三五五	大正三年六月	
町	一三	一〇六	三〇一	六八	二五、〇〇〇	同 五年三月	
村	計	三〇	一七五	四六五	一一八	四六、二五五	

上下水道 上・下水道は、公衆衛生上都市的施設として最も重要な事項に屬し、上水道は明治四十年四月工費百四十萬餘圓を投じ敷設に着手し、同四十三年五月竣功を見た。ところが府勢の進展と共に人口の増加に勢ひ上水の不足を來し、其の後經費約十九萬四千八百餘圓を投じ、數箇年に涉り擴張工事を行ひ、現在は勿論今後増加すべき人口を豫想し、人口三十萬に對する標準給水量を確實ならしむるに至つた。尙ほ府内に於ける在來の下水溝は其の構造極めて不完全にして、夏期にありては動もすれば雨水の市街地に汎濫すること夥だしく、その被害程度も尠くなかつたので、これが幹支線橋梁の施設及び改修工事を施して基礎を鞏固にする爲め、大正十三年より各三期に分ち、十二箇年の歳月と約七十二萬圓の經費を以て完成の域に達せしめ、又小局部的の小工事を續け來りて、今や下水暗渠の延長は二十餘里に亘つてゐる。

汚物排除 府内に於て收去を要する汚物の運搬は、主として尿尿は馬車・手車、塵芥は馬車・手車・自動車等を使用して居る。これが處分に就いては、尿尿は汚物請負販賣人の希望に依り、大同江又は普通江に於

ける一定の場所に搬出し、船に積込み、農家の肥料として供給し、塵芥は府外の一定捨場に搬出し、肥料として使用の途なきものは、焼却或は埋却して整理するのである。

汚物掃除表

區分	使用人員	搬出戸數	搬出數量	作業日數	每月一戸當搬出度數	一日平均		
						使役人員	搬出戸數	搬出量
屎	三八四九	八五三一九	一九五〇六二	日	三二六	二二	二六八一	五二石
塵芥	二四六七	八八三三七	一七二七三	三七	五二	七七	二七八三	五四五

屠場 食料衛生機關たる屠場は府内岩町にあり、大正九年の設立に係り、經費四萬圓にして、一日百二十頭の屠殺能力を有し、昭和四年中の屠殺數牛七千三百三十九頭、豚三千四百十四頭に達して居る。

埋火葬場 その他府營の衛生施設としては、西城里に火葬場、西城里及び大同郡林原面・西川面の三箇所に墓地あり、府内には十八箇所の共同便所を有する。

清潔法及種痘 尙は春秋二季に於て定期清潔法及種痘を施行するの外、臨時にこれ等を施行し、また毎月二回に亙り市内全般の下水浚渫を勵行し、時としては腸窒扶斯その他傳染病の豫防注射をも施行して、公衆衛生の徹底を期する外、市内人車往來の頻繁なる個所には季節に依り撒水を行ひつゝある。

種痘人員表 (昭和四年)

種別	總數	内譯			
		善感	不善感	未詳	
内地人	二、四八二	九一六	一、五六六	六二	
朝鮮人	六、一六三	三、〇七三	三、〇九〇	二、四九六	
合計	八、六四五	三、九八九	四、六五六	二、五三一	

傳染病 平壤府内に於ける傳染病の流行は、支那に近く、西に鎮南浦港を控へたと、大同江に接したる關係上、毎年腸チブス・猩紅熱・痘瘡・赤痢等の患者が相當に多い。當局に於ては下水の改善、清潔法の施行、豫防注射等を實行する外、水源地の殺菌、郡部飲料水の水質検査等をなし、また患者の隔離、その他郡部にも種々防疫設備を施して、極力これが撲滅を圖りつゝある。尙ほ隣接地たる大同郡に於ては、昭和五年一月突如痘瘡患者の發生を見、その數二十名に達して一時猖獗を極めたが、幸ひにして蔓延することなく三月に至つて終熄した。

平壤警察署管内傳染病患者死者數表 (昭和四年末現在)

病名	内地人		朝鮮人		外國人		合計	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
赤痢	三七	六	三	三	一	一	四一	九

大同警察署管内傳染病患者死者數表

大同警察署管内傳染病患者死者數表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
政	三、行	計	昭和三年					昭和四年					昭和五年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			發生	全	治	死	亡	發生	全	治	死	亡	發生	全	治	死	亡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		巴	發	チ	猩	赤	腸	痘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

地方病 平壤地方に於ける地方病としては、マラリヤが最も多く、平壤府及び大同郡管内の到る所、これが發生を見るが、尙ほ肺ヂストマも相當にあり、平壤府内に於ては十二指腸蟲が多く、大同郡に於ては癩疹の流行が多い。

平壤警察署管内地方病患者死者數表 (昭和四年末現在)

病名	内地人		朝鮮人		外國人		合計
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	
肺ヂストマ	四	一	八五	一	一	一	八九二
十二指腸蟲	二五	一	一三三	一	一	一	一五八
マラリヤ	二二〇	一	三四五	八	一	一	五六五
合計	二四九	一	五六三	九	一	一	八一二

大同警察署管内地方病患者死者數表 (昭和五年)

マラリヤ		十二指腸蟲		肺ヂストマ		癩疹	
患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
一四六	九	一一	一	一五六	一	二二九	一〇

平壤警察署管内結核患者死者數表 (昭和四年末現在)

内地人		朝鮮人		外國人		合計	
患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
一八六	五七	三二三	七六	一	一	五九	一三三

大同警察署管内結核患者數表

發生	死亡	現在
七二	三三	三九

兒童衛生 平壤府内に於ける小學校・普通學校在學兒童の身體検査の結果に依る、發育・營養・脊柱・視力及び疾病種類別を見ると次の如くなつて居る。

兒童身體検査表 (昭和五年)

校名	検査員	發育概評			營養			脊柱		視力	
		甲	乙	丙	甲	乙	丙	正	不正	正	遠近
小學校	二、四二五	六五九	一、五四五	二二	二〇九	二、二〇八	八	二、二二三	二、二〇一	二、二七四	一、二五一
普通學校	六、三九六	一、三、五九	三、五九三	一、三、四四	二、九三三	三、一八四	一七九	六、二〇四	九二	五、七三九	一九、一五三八

兒童疾病種類別

校名	色神異狀	眼		聴力障礙	耳	疾	隣齒有る者	疾病異狀
		トラホーム	其の他					
小 學 校	二七	二一八	一五五	—	三四	一、四八九	一〇一	
普通 學 校	四五	四三九	四一五	一八	一八〇	二、二六五	一一一	

麻藥中毒

平壤府内に於ける阿片・モルヒネ・コカイン喫煙者・中毒者・癮者數を見るに、麻藥中毒者は昭和五年五月末現在左表の通にして、之等の中毒者は一定の生業なき浮浪者に多く、常に轉々として各地を徘徊し、その調査は極めて困難とする所なるを以て、調査洩のものも相當あるものと思はれるが、之等に對しては登録規定に依る加療の外、希望者を募り時々道立中毒者治療所に入所せしめ治療しつゝある。

彼等は一時全治するも終生注射の快味を忘るゝこと能はずして、他の誘惑に會へば忽ち從來の惡習を反覆するに至るもの多く、殊に中毒者は他人を誘惑すること極めて巧妙なるを以て、退所後に於ける取締を嚴にし、その誘惑に陥らざる様、警察に於て注意して居るが、大部分は一定の住所を有せず、轉々乞食生活をなすものであるから、之が調査にも亦極めて困難して居ると聽いて居る。平壤警察署管内には今尚は無届の儘密賣者に依り買入治療中のもの多少あり、當局は之等の發見に努むる一面、府内に潜在する密賣者の撲滅を期すべく、平素密賣者を調査し、時々一齊に檢舉を行つて居るそうである。

中毒者治療狀況表 (昭和五年五月末)

種 別	男 女 別	中 毒 届 出	登 録 票 交 附	同 上 交 附 せ	登 録 したるものゝ内	
					療 養 所 入 所 者	同 上 全 治 退 所 者
内 地 人	(男) 女	11	11	11	11	11
朝 鮮 人	(男) 女	193	175	19	18	10
外 國 人	(男) 女	12	12	11	11	11
計	(男) 女	195	177	19	18	10

貧困者施療 平壤警察署管内の昭和四年中に於ける行旅病者、同死者其の他は別表の通りにして、警察署は平壤府廳と連絡し、佛教廣濟會並道立平壤醫院に依頼して施療救治に努めて來たが、財界の不況に伴ひ、之等の救助を要すべきものは益々増加の傾向にある。

行旅病人は佛教廣濟會の收容所に收容し、看護人をして親切に看護せしめ、診療及醫藥は平壤醫院に依頼し、毎日若くは隔日診察投藥を請ひ、食事は同醫院内の賄部より毎日三度病勢に應じ給與せしめ、全治者及希望者は郷里に送還するのである。行旅死亡人は救護所内の屍體室に收容し、葬儀社に命じて叮嚀に共同墓地に假埋葬し、後遺族の申出に依り適宜の處置をなし、且毎年一回同會收容死亡者のため追弔法要を営むのである。

其他の貧困者には旅費を支給して、原籍地若は希望地に送還するの外、署に於て貧困證明を支給して平壤施療部に入院せしめ、又は同院の施療券を發行して通院施療を實施しつゝある。

平壤警察署管内貧困者救治表（昭和四年）

種別	行旅病者		行旅死亡者		貧困證明に依り入院治療せしめたるもの	遺棄兒
	男	女	男	女		
内地人	六	三	九	一	一	一
朝鮮人	六三	九	七二	四六	七	五三
外國人	二	一	二	一	一	一
合計	七一	一二	八三	四六	七	五三
					二九	一四

多く使用さる、漢藥

平壤地方に於ける醫療の狀況は前述の通りであるが、今尙ほ民間に於ては漢藥を使用するもの多く、その主なるもの、名稱及び效能を示すと左の通りである。

名稱	效能
當歸	補血及通經藥
香附子	通經藥
人參	強壯藥

六 荆 蔘 白 白 川
防
味 敗 蘇 芍
毒
九 散 飲 藥 朮 芎

補 感 咳 腸 解 順
血 胃 止 痛、 熱 血
劑 疾 痢 及
清涼藥

四、
文

化

教 育 智 識

儒 教 文 化

書 院

由來平壤は歴史の古き地にして、檀君・箕氏・衛滿・樂浪・高句麗の都城の地となり、周代早くも箕子が民に八條の教を授けたと傳へられ、漢代に入りてはこの地方が燦然たる文化の中心を爲して居たことは、古墳その他の發掘物により充分に立證される。降つて新羅・高麗時代に於ても、大同江流域のこの地方が夙に交通の便良く、農耕狩獵に適し、自然人口の集中を大ならしめ、聚落の發達を來し、政治上、軍事上重要な地位を占めて居たことは想像するに難くない。高麗忠烈王の時代に平壤に文廟を置いたのを見ても、この時代に儒教の相當に盛んであつたことが窺はれるが、李朝時代に於ては各道共に儒教の興隆を見、道治の中心たる平壤に於ける儒教は勢ひ盛況を極め、先哲を祭る書院は左の五箇所を算し、また郷校、及び譯學堂と名くるものがあつた。明倫堂は地方の儒生を教養し、儒學の淵源を爲して居た。

李 朝 時 代 の 書 院

書院名稱 祭祀者 創建年

仁賢書院 箕子 明宗甲子・西曆一、五六四年・正親町天皇永祿七年

龍谷書院 鮮于 孝宗戊戌・西曆一、六五八年・後西院天皇萬治元年

武烈祠 石星・李如松・楊元 宣祖癸巳・西曆一、五九三年・後陽成天皇文祿二年

忠武祠 李如栢・張世爵・駱 尙志 乙亥文德・金良彦 仁祖乙酉・西曆一、六四五年・後光明天皇正保二年

西山書院 洪翼漢・洪命者 肅宗丁亥・西曆一、七〇七年・東山天皇寶永四年

儒生 李朝政府は平安道出身者を重用せざりし爲め、平安道の儒學は他に比して隆盛を極めたとは云

へないが、最近の調査に據ると、平安南道内の儒生數は一萬六千三百十八人に達し、この中で平壤府及び大同郡に屬するものは八百八十一人に過ぎないが、平南儒林の中心人物たる田德龍を始め、黃錫龍・鮮于瑛・羅一鳳・曹興翼等の有力者がある。今日に於ては學校教育の振興の爲め儒生の活動範圍は甚だしく縮小され、地方に於ては僅に書院・祠院を祭り、又は書堂を設けて子弟を教育する位に過ぎず、儒生の多くは無爲徒食して時事を慷慨する弊があるが、近來平壤地方の儒生中には、迷信打破、生活改善の新運動を起して、民衆の指導に任じて居るのは大に意を強うするに足る。而して平壤に於ける儒生團體としては、平安儒林聯合會・平南儒林青年會・箕老社などがあり、同地方儒教の中心勢力を爲して居る。

學校教育

教育機關

平壤は朝鮮に於ける經濟都市であると共に、また西鮮第一の教育都市である。即ち併合以來諸般教育上の施設は漸を追うて進展し、現在に於ては學校教育の完備は、京城に次ぐの地歩を有して居り、官立學校一、道地方費經營公立學校五、學校組合(府第一部特別經濟)及府學校費(府第二部特別經濟)經營公立學校十一、及び府經營青年訓練所一あり、其の他私立學校十五を算し、教育事業は極めて旺盛である。

官立學校 (昭和五年末)

學校種別	創立年月日	學級數	生徒數		教員數		一箇年經費總額	一箇年經常費一平均額
			男	女	内地人	朝鮮人		
官立師範學校	昭和四年四月十八日	三	三七	一	二〇	二	六五、九三	四〇〇・元
道地方費經營公立學校 (昭和五年末)								
醫學講習所	昭和四年四月一日	二	二三	一	一五	一	二八、三〇	三三・七一
中學	大正五年四月一日	一五	七六	一	三〇	一	二九、三四	一四・六〇
高等普通學校	明治三十二年十月一日	一五	六七〇	一	六六〇	四	八九、六三	一七・六六
女子高等普通學校	大正三年五月十九日	八	一	三五四	一五	三	五九、七六	一六・〇九
農業學校	明治四十三年六月一日	三	二五	一	一五	一	六六、四六	一五・〇〇

學校組合(府第一部) 經營公立學校 (昭和五年末)

學校種別	創立年月日	學級數	生徒數		教員數		入學志願者狀況				
			男	女	計	內地人	朝鮮人	合計	志願者數	許可者數	百分比
小學校											
若松	明治三十五年五月六日	三三	七二	六九	一四一	三五	一	三六	二七〇	二七〇	一〇〇
山手	大正元年十二月十四日	三三	六六	五五	一二一	三五	一	三六	二五	二五	一〇〇
計		四四	一三六	一二四	二六〇	九〇	二	九二	四八五	四八五	一〇〇
高等女學校	大正二年四月十五日	二	一	五〇	五一	三	一	四	一〇	一四	九一
府學校費(府第二部) 經營公立學校 (昭和五年末)											
普通											
鐘路	明治三十九年十月十八日	一八	一、〇〇四	一	一、〇〇五	八	一三	二〇	二八八	三二〇	七五
上需	明治四十五年四月一日	三〇	一、七七八	一	一、七八八	八	一四	二二	三三〇	三六八	六六
若松	大正八年四月七日	一八	一、五〇〇	一	一、五〇一	七	一三	二〇	三〇〇	一八九	五三
敬臨	昭和二年四月五日	八	三九〇	二七	四一七	三	六	九	二〇〇	一四三	五三
萬壽	大正十年五月十日	六	三〇〇	一	三〇一	四	三	七	五五	四一	七五
明倫	大正三年四月一日	三	一	八五	八六	四	九	一三	二四〇	一四七	六二
南山	大正十年四月二十三日	三	一	七二	七三	五	八	一三	二五三	一四三	六六
計		九四	四、四一九	一、九六	六、三三	三九	六五	一〇四	一、七九六	一、〇〇〇	六〇
工業實習學校	昭和五年五月一日	一	四〇	一	四一	三	二	五	四一	四〇	九五
府經營青年訓練所 (昭和五年末)											
青年訓練所	昭和三年十二月三十日	一	五	一	六	一〇	一	一〇	九四	四七	五〇

私立學校（昭和五年末）

學校名	創立年月日	學級數	生徒數		教員			經費	設立者
			男	女	計	内地人	朝鮮人	外國人	
崇實專門學校	大正十四年六月八日	四	二二	一	二三	一	七	七	二七、六〇〇
崇仁商業學校	大正十二年三月十三日	五	二〇一	一	二〇二	二	三	一	二一、四〇〇
光成高等普通學校	大正七年四月一日	二〇	五四五	一	五四五	三	三	二	一八、〇〇七
正義女子高等普通學校	大正九年五月一日	八	一	三一	三二	二	三	二	二六、〇二二
崇實學校	明治三十一年十月十日	二〇	五五	一	五五	四	二	四	五〇、八九〇
崇義女學校	明治三十九年十月三十一日	二〇	一	七七	七七	三	二	六	二六、一四〇
華頂女學院	大正九年六月一日	四	一	六	六	四	一	一	三、七三
光成普通學校	明治三十七年十一月一日	二	八二	一	八二	一	二	一	二、三〇〇
正進女子普通學校	明治二十九年九月一日	一〇	一	四九〇	四九〇	一	一〇	一	八、七六
聖母普通學校	昭和四年三月二十五日	九	一九	二〇六	四〇七	一	七	一	八、〇〇〇
崇德學校	明治二十七年四月一日	六	三六	一	三六	一	七	一	七、九〇〇
崇賢女學校	明治四十二年九月一日	六	三〇四	一	三〇四	一	六	一	三、七六
新明學校	明治四十三年五月十九日	三	一四三	六	一四九	一	四	一	一、七三
箕林學校	昭和五年四月十五日	四	二七	六	一五	一	五	一	二、二〇
			一五	一五	一五	一	五	一	吳世昌

育 嚙 學 校 明治三十二年二月二十八日 一 一 一七 一七 一 二 一 三 三、五七〇 エム・ユー・トリツセル

特殊學校（ルラ・ウエルス・インスチチュート）平壤に於ける外國人宣教師達の手に依る各種教育機關の

經營は、いづれも好成績を擧げて居るが、就中、婦人の成人教育を目的とするルラ・ウエルス・インスチチュートは、最も特色あるものである。これは朝鮮の新教育を受けたる男子が、無教育なる妻に不満を懷き、趣味・教養・生活様式等より見て、一生を共にすべき想思の女性を見出して同棲し、妻を離婚し又は捨てて顧みないものが多く、自然これ等の憐むべき寡婦は、歸るに家なくして路頭に迷ひ、年若きものは誘惑の魔手にかゝり、淪落の淵に身を落すものさへ多數あつたのを見たウエルス夫人（當時在平壤宣教師ウエルス氏夫人）は、この憐れなる寡婦の救済の使命を感じ、終に私財を投じて其收容所を開設し、温かき心を以て彼等を迎えて教育を授け、宗教に導くと共に、裁縫・機織等の職業を修得せしめ、以て暗黒自棄より光明希望の生活に導いたのである。これが即ちルラ・ウエルス・インスチチュートの創立で、今より二十三年前即ち千九百十年の秋であつた。

以來此の收容所を知つて鮮内各所より、牧師或は教會關係者よりの依頼紹介にて、入所を希望するものが多く、千九百二十一年には收容人員五十有餘名に達した。同年現經營者女宣教師ドリス女史が來鮮して經營の任に當り、益々事業發達の必要を認め、同情者の寄附によつて、校舎を擴張し、同時に組織を改

め、從來の寡婦收容の範圍をひろめて、既婚婦人及び未婚の女子にして、學齡を經過せるもの、入所を認め、修業年限を五箇年とし、其の間に於て初等六箇年程度の課程を修得せしめ、午前を學課・宗教の教育に當て、午後を作業時間と定め、智・徳・實業の教育を授け、現代教育を受けたる男子の配偶者として、一段の向上をはかつたのである。

此の組織の許に、活動を續けた結果、牧師・實業家・學生等の夫人・其の他の職業婦人、又は女子にして學齡を經過せるもの、入所希望者が増加した。入所生の年齡は十五歳より三十五歳までのもので、有配偶、未配偶、夫に死別又は離別せるものを含み、現任の數は八十餘名に達して居る。而して學費負擔能力者には年額十九圓の授業料を納入せしめ、寄宿を希望するものには年額五十圓の食料實費を負擔せしめ、負擔能力なきものには、午後の作業賃金にて一切の費用を支辨せしめて居る。この種の女子成人教育機關は鮮内に唯だ一つあるのみであるから、入所希望者が多いのは當然であらう。然し現在では、校舎の狹隘と、經費の缺乏で、到底其の申込に應じ兼ねて居ると、當事者は話して居たが、ドーリス女史の熱心なる經營と親切なる指導振は、實に敬服すべきものである。

國語解得者 學校教育の普及進歩と、都會地たるの關係上、平壤府内に於ける朝鮮人にして、國語を解するもの、數は近來大に増加し、昭和四年末現在では左の如くなつて居る。

國語解得者數調

計	男	女	計
	稍解し得るもの	普通會話に差支無きもの	合
	八、二九二	五、七七二	一四、〇六四
	二、五九二	二、六一〇	五、二〇二
	一〇、八八四	八、三八二	一九、二六六

社會教育

平壤府内の社會教育機關としては、幼稚園・日曜學校・圖書館・博物館・青年團・少年團等の如きものに依りて促進さるゝ所も尠くないが、就中民衆の思想上に大影響を與ふるものは、出版物及び新聞雜誌である。今その頒布狀況及び購讀者調を見ると、左の通りになつて居る。

出版物

平壤警察署管内出版物頒布狀況（昭和四年末現在）

種別	職業別	官公吏	農工商	儒生	僧侶	宣教師	教師	生徒	労働者	婦人	其他	計	合計
政治	朝鮮人	一〇	三	七	七	二	六	五	一	八	九	三	三
	治朝鮮人	一〇	三	七	七	二	六	五	一	八	九	三	三

四、文 化	小 說										其 他 文 學 類	經 濟	法 律
	其 他 (朝内 鮮地 人)	滑稽 嘲 諷 (朝内 鮮地 人)	家 庭 (朝内 鮮地 人)	傳 說 (朝内 鮮地 人)	探 偵 (朝内 鮮地 人)	戀 愛 (朝内 鮮地 人)	忠 義 武 勇 (朝内 鮮地 人)	宋 教 (朝内 鮮地 人)	政 治 (朝内 鮮地 人)				
	馬六	四三	四六	一七	五四	五三	八六	元五	二二	五五	元四	元五	
	四九	四三	八〇	三六	元元	五二	四四	五三	四一	一〇	六五	五五	
	七	九	一	三	五	八	二	三	三	一	一	七	
	三七	一	五一	二六	一	三二	一二	五四	一	二八	三一	三八	
	六六	三二	六三	四二	三五	三〇	八三	九一	五四	八〇	七八	四三	
	七六	五五	一六	三七	四七	四四	六五	九一	一二	七三	四三	五一	
	二四	六七	一三	七三	五九	六二	九二	一	一	一三	一	一五	
	六三	九三	四二	二六	一五	二五	四二	五四	一三	三四	四六	一	
二二七	八四	三三	一七	一三	四〇	五五	一五	一二	一	一三	四〇	二三	
	一〇一	二六	六六	二二	一〇	五六	二二	五五	四九	五五	二一	二七	
	四〇	四〇	三四	三六	二七	七九	四四	六一	五	四三	六八	四三	

新聞雜誌

其	族	普	語	傳	歌	教	實	醫	社	宗	生
他	諸	學	學	記	諸	育	業	事	會	教	活
朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	朝鮮地	主義に關するもの	及之に類するもの	狀態調査
三〇	三	三三	七四	二六	一〇	三六	五三	三三	三三	三〇	
五四	二	三三	六三	三七	九九	三四	五六	六一	二〇	二六	
五	六	七	一	四	一	八	五	一	六	六	
一七	三	一六	六四	一	一	二一	一一	一	七五	一〇〇	
一五	二	三〇	五〇	三三	九三	五五	三六	三五	七	二二	
一〇	二	三六	一七	四四	一四	九七	六九	八	六三	一三	
二〇	一	二五	一	一三	三	一	一六	一	二四	五二	
一三	一	五〇	九	三五	六〇	四三	五七	五一	二	一五	
九三	一	三六	八三	一	七	二五	七五	七四	三	七一	
一、六八〇	二九	五九	七九	二五	三九	三〇	三七	八四	二六	八三	
一、八四六	二九	一、一九五	一、〇五	八五	二八	五八	五八	二四	二六	八三	

平壤警察署管内新聞雜誌講讀者調 (昭和四年末現在)

題 號	購 讀 部 數		題 號	購 讀 部 數	
	內地人	朝鮮人 外國人 計		內地人	朝鮮人 外國人 計
伊勢新聞	一	一	岩手新聞	一	一
馬關新聞	七	七	日本商業通信	九	九
二六新聞	一	一	報知新聞	四〇	四〇
平壤每日新聞	一〇五五	一四〇〇	東京日々新聞	八八	八八
東京朝日新聞	四二	四二	東亞日報	停刊	
東京每日新聞	四	四	德島新聞	四	四
東京通信	一	一	朝鮮新聞	三二三	三七
朝鮮日報	一一	九八〇	中外日報	六	四二六
朝鮮每日新聞	一七〇	一七五	朝鮮民報	一	一
中外商業新聞	二二	二二	朝鮮警察新聞	二一	四
大阪每日新聞	一七四二	二一七九二	大阪朝日新聞	一三六四	三六
大阪時事新聞	四三	四三	鹿兒島新聞	七	七
關門日々新聞	二三	二三	鹿兒島日々新聞	四	四
讀賣新聞	三五	三五	長崎新聞	七	七
熊本日々新聞	一	一	萬朝報	二〇	二〇
四、文 化				二二九	

生活狀態調查

滿洲日々新聞	四	！	四	滿洲申報	！	！	三五
每日車報	六	二〇四	二一〇	京城日報	九〇二	！	九一〇
京城日々新聞	一二	！	一二	元山毎日新聞	二	！	二
釜山日報	六〇	！	六〇	福岡日々新聞	二八	！	二八
國民新聞	四〇	！	四〇	英文大阪毎日新聞	二〇	三	二四
九州新聞	五	！	五	宮崎新聞	一	！	一
新愛知新聞	一三	！	一三	西鮮日報	五四五	！	六七〇
一年の英語	三一	！	三一	二年の英語	二八	！	二八
日本醫界	一二	！	二〇	日曜治療	二	！	二
日本少年	七五	！	七五	日活映畫	二五	！	二九
法律新聞	二三	！	二三	法律研究雜誌	一二	！	一二
ホト、ギス	二〇	！	二三	ボッチャン	二〇	！	二二
補習教育	一	！	一	法學協會雜誌	七	！	七
法曹會雜誌	五	！	五	法律評論	四	！	四
法律春秋	五	！	五	法制時報	四〇	！	五〇
法律時報	七	！	七	ボケット講談	五	！	五
朝鮮地方行政	一五	！	二三	朝鮮司法協會雜誌	八	！	一〇
治療試驗	四	！	四	治療彙報	三	！	三

二三〇

中央公論	八〇	五	八五	畜産	二	一	三
チヨウチヤン	一八	一	一八	地理教育	九	一	九
治療と療法	四	一	四	朝鮮及滿洲	六	一	六
朝鮮公論	四	一	四	理學會	二	一	二
科學の友	三〇	五	三五	若草	四七	一	四七
改造	二〇	七	二七	蒲田	六〇	一	六〇
カサ、ギ	二	一	二	科學書	四八	一	四八
家事研究	一	一	一	考へ方	二一	一	二一
科學智識	三〇	一	三〇	學校教育	一一	六	一七
學習研究	八	四	一二	學年書報	四〇	八	四八
カメ	二	一	二	幼年書報	五	一	五
幼年の友	二五	一	二五	幼年書報	五	一	五
幼年書報	一〇	一	一二	幼年書報	一五	二	一七
幼年の友	五	一	五	幼年書報	三二	一	三三
幼年の友	三七〇	三	三七三	幼年の友	一四	一	一四
男子	一〇	一	一〇	男子の友	二五	一	二五
タノシキ男子	五	一	五	タノシキ幼女	六〇	一	六四
男子	一〇	一	一〇	譯海	六〇	四	六四

四、文

化

二三一

三 年 の 英 語	サ ン デ ー 毎 日	電 氣 工 學	鐵 道 世 界	英 語 青 年	映 畫 時 代	映 畫 と 演 藝	映 畫 畫 報	國 語 と 國 文 學	國 語 教 育
-----------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	------------------

五 五	五 七	一 七	一 九	一 九	二 一	三 三	九 九	九 九	五 五
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

五 五	五 七	一 七	一 九	一 九	二 一	三 三	九 九	九 九	五 五
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

五 五	九 九	三 三	一 一	一 四	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

公 認 旅 行 案 内	小 供 界	エ バ ナ ン	映 畫 世 界	英 語 研 究	鐵 道 年
----------------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------

파 오 손 면

[p.234~236]

○三日饑ゑて泥棒にならぬものなし

○勝てば君王敗くれば逆賊

○養虎憂患

○自分の育てた犬に足を噛まる

○生き人の眼球を抜く

○他人を敬ふは自己を敬ふに同じ

○角立つた石は鎚に打たる

○甕の爲に鼠が打てぬ

○針の穴より牛の風が這入る

○盲人が門の鍵を把つた

○雪の上に霜が重なる

○虎の尾放し難し

○自分は食ひたくないが犬にはやりたくない

○嫂の恨で犬を蹴る

○子供の腹は割れても大人は識ある

○夫に睡せば己の顔にかゝる

○牛の舌で草の根を刈る様になれ

○上が濁れば下も濁る

○杵で牛を打つても慶尚道へ一日では行けぬ

○平安道の死人黃海道の生人

○負つては行けぬが食つては行ける

○三尺童子の話も背越に聞け

○鎌で眼を隠す様な業

○破れ器を織ぐ様な無駄

○牛の耳に念佛

○行軍後のラッパ

謎

○晝夜の別なく歩むものは

川の流れ

○上から食つて横に出すものは

すりうす

○下から食つて上に出すものは

かん

○出る時は前に抱き入る時は背に負ふものは

表門

○此の角があゝの角の様で、あゝの角が此の角のやなものは

そばの實

○一度花を咲かせて實を結び再び花となるものは

棉花

思想・信仰

宗 教

布教狀況

府内に於ける内鮮人の宗教は頗る複雑多岐を極め、神道・佛教・基督教の各派を網羅してゐる。内地人の宗教は、日清及び日露戰役後、内地人の増加に伴ひ著しくその勢力を増し、寺院・教會・布教所などが設けられ、神道には天理・金光・大社・神理教があり、佛教には眞宗・眞言・淨土・日蓮・曹洞及び臨濟宗あり、基督教にもまた日本基督教會・組合基督教會・メソヂスト教會などがある。朝鮮人の宗教としては、佛教に禪宗・教宗等あり、基督教には長老・監理の兩派及び天主教等がある。基督教は、明治三十年頃、米國宣教師エス・エー・モヘット氏が始めて朝鮮に渡來し、平壤を根據として布教所を設け、廣く全鮮的に教義を普及傳播した結果、各宗教中最も多く朝鮮人信徒を有して居り、殊に平壤地方には熱心なる信者多く、禮拜日に於ける教會は白衣の人達で埋められて居る。今左に平壤府内の各宗派の布教狀況を示して見よう。

布教狀況一覽表（昭和四年末現在）

教 派 別	寺院 又には 布教 所數	布 教 者 數						信 徒 數						
		内地人			朝鮮人			内地人			朝鮮人			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
天理教派	—	—	二	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神理教派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金光教派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	二	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眞宗大谷派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本願寺布教所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日蓮宗照國寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眞宗本願寺派	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
淨土宗華頂寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古義眞言宗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眞濟宗妙心寺派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
曹洞宗大照寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眞宗山元派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法華宗本能寺派	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
布教所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四、文 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

教		基		督		教	
字牌派永明寺	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
神宗極古寺派	一	日本メソヂスト	一	日本基督教會	一	東洋宣教會	一
布教所	一	平壤教會	一	第七天安息日	一	朝鮮公衆	一
龍福派修驗	一	日本基督教會	一	耶穌教再降臨教	一	基督教會	一
道分教會	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
計	七	長老耶蘇教會	一	聖公教	一	東洋宣教會	一
	六	美監理教會	一	天主公教	一	朝鮮公衆	一
	一	日本基督教會	一	日本基督教會	一	日本基督教會	一
	一	平壤教會	一	第七天安息日	一	耶穌教再降臨教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本基督教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	平壤教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	日本メソヂスト	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	美監理教會	一	天主公教	一	聖公教	一
	一	長老耶蘇教會	一	天主公教			

宗教類似團體

右の外、宗教類似團體としては、天道教・侍天教がその重なるもので、集會所を有し布教に従事して居る。この外、檀君教・水雲教・畔珍教・中心教・神理教・大本教等も行はれて居るが、その勢力は微々として振はないやうである。

天道教・侍天教教徒數調 (昭和四年末現在)

	集會所數	布教者數	教徒數	年 中		
				本	年	中
天 道 教	二	一三	六四五	一九七	四一	一五六
侍天中心教	一	三	九一	九五	一	九五
計	三	一六	一、五五五	二九二	四一	一、五六一

尙ほ平壤附近の大同警察署管内に於ける、宗教及宗教類似團體の布教狀況を見ると左の如くなつて居り、信者の大部分は長老派に屬する基督教徒である。

大同警察署管内寺院寺刹布教所信徒數

教 派 別	寺院又は寺刹數	布教所數	信 徒 數
長 老 派	一	五三	六、四二六
安 息 教	一	二	四二
南 監 理 派	一	二	一一七
四、文 化			二四三

天	主	教	一	三	七五
佛	教	四	一	四六	四六
十		四	六〇	六、七〇七	

大同警察署管内宗教類似團體布教所信徒數

種	類	布	教	所	信	徒	數
天	道	教	四			六二	
天	化	教	一			二一	
普	天	教	一			一二	
計			六			九五	

平壤府内に於ける、文廟・箕子陵・關帝廟・崇仁殿・崇靈殿等は、古來民衆の尊崇したる所にして、今も尙は春秋二期祭祀を行ひ、内地人の移住によりて奉安されたる平壤神社は、府の産土神として參拜者が多い。

迷信

いづれの國に於ても、野蠻未開の時代に在りては、天地・日月・星辰・山川・鬼神等を祭り、吉凶禍福を卜ふ、これに病氣の平癒を祈りて醫療を排する迷信行爲の例に乏しくないが、宗教の勢力弱き朝鮮に於

ては特に甚だしく、迷信は全道を風靡し、實に民間信仰の中心となるに至り、李朝末葉に及びても、下層社會のみならず、上は王室より政治の局に携はるもの、家庭に於てさへも、愚昧なる迷信に囚はれたことが尠くなかつたのである。併合後當局は、或は教育により、或は警察の力を以て、極力迷信打破に努めて居るが、因習の久しき爲め容易に弊害を除去すること難く、未だ社會民衆の間には、荒唐無稽なる迷信の風潮濃厚なるものあり、勿論平壤地方に比較的新しき文化の惠澤に浴して居るので、多少奥地僻陬の地方とは異なつて居るが、今その迷信行爲の著しきものを擧げて見よう。

一、日月蝕は暗黒の國の使者が來て、日月を奪はんとするものであるとて、盛んに鳴物を鳴らし、これを追拂はんとする習ひがあつたが、現今では殆んど其の影を沒した。

一、己巳年は蛇が凶作である、これは蛇は一本の毛もない所から出て居るらしい。

一、父母・祖父母の喪に服する時は、成るべく小供の生れたる家に出入を避ける。若し之等の家に出入し、其の子供が罹病せば、これは喪問の疾患であると云つて非常に忌む。

一、トッカビ（獨脚）は種々の惡戯をなし、夜間等に他人の荷物を奪ひ、又は釜の蓋を釜の中に押込みなどし、時としては健康なる畜牛を持ち去ることがある。

トッカビに好かる、時は金満家となり、若し嫌はる、時は其の反對に家運衰ふ。

或る寡婦は、トツカビの情婦となりたる爲め、トツカビは金銀を同家に運び金満家としたが、その後寡婦がこれを嫌ひて絶縁したので、トツカビは金銀を全部他所に運び去つた。

一、精神病者は悪魔が附纏ふものなりとて、晝夜の別なくこれを就寝せしめず、鳴物を鳴らし呪文を唱へてこれを追ひ出さんとし、最も甚しきものは患者の四肢を縛し、桃木を以て殴打し、遂に死に至らしめたことがある。

一、子供の生れざる婦女子は、近隣に出産のありたる際、窃かにその家の匙を盗めば、自己も亦出産する。

一、子供の流行病ある時、唐黍の飯を炊き、これを色布に包みて電柱等に結び付けると、病氣を豫防し、又は全快と通かたふしむ。

尚ほ郊外の大同郡地方に於ける迷信も、大體に於て平壤府内と相似たものであるが、村落に行くとき迷ひの度は市街地よりも一層甚だしいやうである。試みに現行行はるゝもの、數例を擧げて見ると左の如くなつて居るが、中には極めて危險極まるものがある。

一、大門に空瓶を吊して置くと傳染病除けとなる。

一、重病患者るときは、人形を作り、十二箇所を縛して埋葬すると患者は全快する。

- 一、電柱を削り取りて焼いて灰とし、子供に服用せしむると、子供の腫物は全治する。
- 一、癩疹流行の際は、一部落中の洗濯用臺石を裏返しにすると、これを豫防し得る。
- 一、陰曆十月に雷鳴があると、一國に凶變がある。
- 一、難産の時は、妊婦が火藥を服用すると軽く出産する。
- 一、百日咳に罹つたときは、驢馬と接吻すると全治する。
- 一、濕氣ある土地、其の他地相不良の地に墓地を定むれば、子孫は繁昌しない。
- 一、痘瘡に罹りたるときは、電柱に患者の衣類を吊るせば全治する。
- 一、癩病患者が、死者の肝臓を食すると全治する。
- 一、肺結核患者が、死者の陰毛を食すると全治する。
- 一、死者を蘇生せしむるには、左の血液を服用せしむると目的を達する。
 - 死者 親なるときは 其の子
 - 死者 夫なるときは 其の妻
 - 死者 子なるときは 其の親
- 一、癲癇病患者が、人の陰莖を食すると全治する。

一、神經衰弱者は、胎盤を食すると全治する。

巫 ト

巫女 「陪書」にこの地方の風俗を叙し「敬鬼神多淫祠」とあるが、古來より民間に於ては、巫女の言動は自己の運命を左右するものとして絶對に信を置く爲め、一度巫女が凶禍を説くに於ては、貧富を問はず多額の金銭を費すも之を厭はず、親族知己を招し鬼神に對する大祭禮を行ふを常とする。而してその費用は少きは三・四十圓、多きは數百圓に達する。平壤地方の一般中流以上の家庭に於ては、概ね毎年之を舉行するの風習あり、この場合巫女がこれを司祭する。而して巫女はまた運命判斷・祈禱等をなすを通例とし、自宅庭前には守護神を安置し、信者の請ひにより常時祭祀を行ふのである。平壤地方に於ける巫女の勢力は今尙ほ大なるものあり、これが統一機關として崇人組合がある。

家庭に患者のある時は、盲人・卜者の如きものをして嘉日を選ばしめ、神棚を設けて食物・五色の反物・鶏・錢を供へ、巫に依頼して通常一日半夜祈禱を續ける。最も甚しきに至りては重病患者の枕下に於て、鳴物・舞踊等を行ひ、これが爲め患者に對する悪影響を及ぼすは勿論、附近住民の安眠を妨害することが甚しい。

運命判斷

運命判斷は之を專業とするものもあるが、盲人・巫女・占師等に依頼し、これが判斷を受くるものが多い。而して吉凶禍福・疾病等の判斷を受け、若し凶なる時は鬼神を追拂ふべしとて、巫女・盲人等をして祈禱を行ふを通例とする。運命判斷をなすもの、多くは、鬼神の厄害あるべしとて相手に恐怖心を懷かしめ、豫防の方法として自己等の祈禱を勧めつゝあるが、その判斷を受くるもの、多くは婦女子にして、老人・酒幕の女・妓生・淫賣婦等に、これを信するものが多い。

風水師

古來風水師なるものありて、主として墓地の適否を見、若し不適の場合は、其の家の繁榮に影響するものなりとて、先祖の白骨を掘り出して他に轉葬すること等も行はれたが、市街地たる關係か、近來平壤では餘り風水師を見ざるやうになつた。

祈禱・呪

祈禱及び呪は、主として巫女・盲人等に依りて行はれて居るが、巫女は佛教の念佛に似たる言葉を以てし、盲人は純然たる佛經に依りこれを行つて居る。而して厄忌拂には玉樞經・六武經・太歲經を以てし、一身一家の爲めには千年經を唱へるが、其他多種の呪が行はるゝやうである。

傳

說

平壤は朝鮮の古都として開けた地だけあつて、今尚ほ幾多の傳説が残つて居る。その中で、最も人口に

繪をせるものは、歴史上有名な彼の檀君及び箕子傳説であり、また大同江が民衆の生活に重大な交渉を持つて居る爲めか、これに關聯した傳説も多く、同地の政生が昔から勢力があつたことは、それに就いての傳説の尠くないことに依つても窺ふことが出来る。しかしながら、現在傳はるもの、中には、荒唐無稽の傳説、又は牽強附會の作話に過ぎないやうな物語も尠くないが、こんなもの、中にも、何んとなく地方色と民心の閃きが現はれて居るのは面白い感がある。

檀君傳説

三國遺事に據ると、昔帝釋の庶子桓雄といふ者が、父の命を受けて、太伯山頂即ち平安北道妙香山の檀樹の下に降り、こゝで熊女と婚して子を生み、名けて檀君王儉といつた。檀君は後唐堯の頃、平壤に都して朝鮮を治め、國を御すること一千五百年に及んだのである。周の武王卽位の年に箕子が朝鮮に封ぜられて平壤に來たので、檀君は他に移り、後退隱して山神となり、壽一千九百八歳に達したと傳へられて居る。

平壤仙人説

三國史記には、平壤者本仙人王儉之宅也とあり、また高麗史の妙清傳には、僧妙清國王仁宗に説いて、平壤の附近に大華宮を造り、八聖堂を宮中に置いたとあるが、この八聖の中に、騎麗平壤仙人實德燃燈佛といふのが加へられて居るのを見ても、昔から平壤仙人なるものが一般に信はられて居たものと思はれる。

箕子傳説

史記宋世家には、周の武王殷に克ち、箕子を朝鮮に封じたことを記し、後漢書東夷傳にも、昔武王箕子を朝鮮に封ず、箕子教ふるに禮義田蠶を以てすと載せてあるが、一般には箕子が朝鮮に渡來し、平壤に都したことが信ぜられて居る。そして箕子が朝鮮に來るとき白馬に乗つて來たから、その徳を慕つて白馬を記念する爲め、朝鮮人は白衣を用ゐ、黒衣の場合にも襟に白布をつけるのであると傳へられて居る。

麒麟現はる

成川に都城を築いて君臨した東明王が、曾つて大同江を下り、牡丹臺附近に於て祈禱を行ひたる際、附近の岩窟より麒麟が現はれたが、これは世に聖賢の出る吉兆であつた。

逆鱗の鯉

今より四百九十年程前、薛某といふ一人の老人があつた。或日同人は大同門外に於て逆鱗の

鯉を商ふものあるを發見し、昔から龍種の魚は鱗が逆について居るとの傳説を思出したので、それを七分で買取り、大同江に放つたところ、その魚は其の夜青衣の童子となりて老人を訪れ、「其方の厚意に報ひたきを以て、何なりと遠慮なく申出でよ、何事も願を入るべし」と述べたので、老人は別に希望はないが、「平壤城内の住民は飲料水に不自由にして、一里餘もある美林里まで水汲みに行くので（其の當時大同江は美林より東南方に流れて居たといふ）、如何にかして大同江を平壤に沿ふて流るゝやうにせられたい」と希望した。青衣の童子は、「然らば願を入れて遣はすべし」とて立去つたさうである。老人は其の翌日城内を巡り、近く大同江が平壤に沿うて流れるやうになると觸れ歩いたので、時の監司朴恒進はこの老人を捕

へ、萬一大同江の流れが變れば大に賞讃すべきも、然らざる時は死刑に處すべとしてこれを留置した。ところが其日の午後より大雨となり、二日後には大同江は老人の豫言の通りとなつたので、監司は大に之を賞讃した上に、老人の爲めに記念として薛守堂なるものを建立した。尙ほこの大洪水の際、成川にありたる山が崩れて流れ、それが現在の牡丹臺下にある綾羅島となつたのである。

沈めた大錨 平壤の地形は恰も船の形をして居る。これが大同江の流れに沿つて居るから、昔は屢々洪水の害を受け、人民は安住することが出来なかつたのである。風水上この地相には免るゝことの出来ない自然の力であるから、その災厄を除き、市街の安泰を保つためには、大きな錨を以てこの船を繋ぎ止めねばならぬといふので、或る時大きな錨を造り、これを練光亭下の江中深く沈めて以來、平壤には大洪水が無くなつたのである。

棉の傳來 昔は平壤地方には棉は無かつたのであるが、或る時代に乙亥文徳と云ふ聖者が、筆の管の中へ、棉の種を入れて玄耶より持つて來て栽培したが、それが擴まつて現在の如く一般に普及したのである。

斧山面の由來 大同郡に斧山面と稱する面があるが、これは文祿役當時、同面花谷里附近より現はれたる石の斧を以て猛烈なる日本軍の攻撃を邀撃し、之を滅亡せしめたので、爾來面名を斧山面と稱したので

ある。

廢寺の碑石

大同郡古平而車里に一つの廢寺があるが、この廢寺の碑石に觸るゝときは直ちに盲目となるといふので、今尙ほ同地方の住民はこの廢寺の域内に立ち入らぬことにして居る。

義妓月香

文祿役當時、小西行長の副將に勇力絶倫の者があつたが、妓生桂月香はこの勇士に捕へられ、陣中に於て大にその寵を受けてゐた。或日月香は親屬に會はんことを乞ひ、許されて城壁の上より兄を連呼した。時に金應瑞と云ふ勇士が現はれて自ら兄と偽り、城に入り導かれて練光亭に入つた。夜になつてその副將の熟睡を窺ひ、これを斬つてその首を携へ、月香と共に城を脱出せんとしたが、兩人共に逃れ難きを知り、その男は月香を斬つて城を踰えて還つたといふのである。金應瑞とは龍岡郡の産で、同地に其の子孫といふものが居り、種々の遺物を傳へて居るさうである。また上需普通學校側にある義烈祠は此の月香を祀つた祠であると傳へられて居り、平壤の妓生間に在りては、月香の氣慨を追慕し、春秋二季妓生總出にて祠堂に參拜し、その靈を祭ることになつて居る。

毒婦錦華

昔平壤の觀察使に李某と云つて若い人があつた。彼は夫人を漢城の我が家に殘して單身任地に在り、或夏の一夕、大江上に浮べた蒿舫の清遊に、錦華と云ふ平壤唯一の名妓と會し、その嬌婉なる姿に魂を奪はれ、それから後の李觀察使は、晝はひねもす夜もすがら、彼の女の脂粉に酔ひ、歡樂に耽つて

居た。そして一意識生活の官吏の常として、彼の政治は苛斂誅求に陥ることを免れず、良民の膏血を絞つて止まなかつた。思慕の聲高き折も折、一夏大雨降り續きて、幾十年例のない大洪水が上同江の堤を越えて押寄せた。それに浸はれた人畜は數限りも無い程で、人々はこれを暴君の虐政が天地の怒りに觸れたのだと叫んで、陳情の人は都に上り、民の塗炭の苦しみを訴へたので、李觀察使は轉任の沙汰があり、彼は身も魂もと思ひ詰めた錦華と別れる事になり、最後の夕錦華を侍らして心ゆくまで名残を惜み、別れに臨んで女に求むるものを與へんと誓ふや、錦華は徐ろに朱唇を開き、「眞實妾を可愛いと思召すなら、そのお心のお驗しに前齒を一本抜いて下さい」と曰つた。その翌日李觀察使は傷痕癒えぬ前齒の痛みを抑へつ、都への歸途に就き、彼は戀々の情に堪えがたく、ある峠に立ち停まつて遙かに平壤を振り返へる時、麓の方から一人の若者が慟哭しつゝ坂を上つて來るのを見た。近づいてその譯を聞くと、彼の若者も任々松都に轉じる事となり、日頃愛せし女の爲めに昨夜前齒を奪はれ、哀愁と瘡痍に苦しんで居ると答へた。李觀察使はその話が自分の経験した事に似通つて居るので、その痕痕を示し合つて、世にも不思議な二人の身の上を語り合つた末、その女を確かめ、萬一にも同じ女であつたら、互に齒を取返さうと、手を携へて平壤へ引き返へしたが、二人の足は期せずして錦華の家の前に止まつた。二人は歎かれ根ふに逆上して、女の室に飛び込んだ。そこへ、錦華は冷やかに二人を見返へりつゝ、大きな袋を取出して、「この中から、自

分の齒を撰り分けて取りなさい」と、劔もホロロに云ひ捨てたまゝ座を立つたが、その袋の中には、幾百人のものとも知れぬ、生々しい前齒が一杯に詰めてあつたさうだ。

民心の傾向

嗜好習癖

古文獻の誌する所に據ると、平安道地方の人心には、俗悍而驕、或は驍勇雄強、又は尙氣力、若くは婦人及貞信不淫辟といつたものがあり、人民の氣風は一般に剛毅・粗暴の弊を伴ひ易き缺點あり、概して儒教的教養に乏しく、禮讓の徳に缺くる憾みがあるが、經濟思想發達し、商業經營に長じ、商人には貯蓄勤勉の美風あり、自活自營の志強くして政府の保護を依頼せざる傾向があつた。しかしながら孝子節婦の如きは稀れにして、殊に女子の氣風の荒いことは他に見るを得ざる所である。時代に目覺たる近代の青年と婦女は、早婚の弊甚しきものあるを痛感し、漸次婚期の内地化しつゝあるを認められるが、一面近代思想の影響を受けて、自由解放を叫び、戀愛結婚も漸く多きを加へんとするの風著しきものがある。

平壤府及びその附近は商工業地たる關係上、住民の定着せず、職工労働者の多きを以て、風紀の如きも自ら惡く、下層住民は喫煙飲酒を好み、且つ射倖行爲投機心旺盛にして、賭博の行はるゝことも甚しく、市日の當日などは殆んど何等所要なきに拘らず、市場に至りて飲酒し、一つの公休日の如き觀を呈する風

がある。村落では強盗の市日を利用し、良民の歸途を襲ふこと多く、警察當局に於ても取締に多大の勞を費し、被害の未然防止に努めて居る。附近村落では、盛夏の候は裸體脫衣の風あり、公道の往來にも何等之を恥づることなき風あり、また住民中には初秋に至る迄屋外に就寝する傾向ありて、警察當局は風紀上その取締に相當困難を來すやうである。蓄妾の弊も今尙は其の跡を絶たず、上流家庭に於ては相當多數これを見、中産階級以下に於ても男子出生せざれば、相當の犠牲をも顧みず蓄妾をなし、其の後繼を得んことを欲する風がある。

對人關係 平壤地方に於ける對人關係即ち地主對小作人關係・内地人對朝鮮人關係・朝鮮人對支那人關係・雇主對雇人關係・白丁對常人關係・債權者對債務者關係・官憲對民衆關係に就き、筆者が同地方へ出張した昭和五年冬、この地方の民情に精通せる平壤・大同兩警察當局に聴取した所に據ると、大體左の如き見解を有して居た。

其 一

地主對小作人關係 本道を通じて一般に貧富の差は他地方に比して大なる懸隔なく、地主等も亦兩班の如く權力ふるものなく、殆んど兩者間圓滿にして、只都市在住の地主が、土地所在地の或る者を農監に選定し、之に一切を委任し居るので、時々農監の私利のために、小作權の移動が勝手に行はれ、其他分配上

に於て多少の紛糾を醸して居るが、それも至つて少數に過ぎない。しかし一面より考察すると、近年民衆は著しく經濟方面に目覺め、殊に青年學生等の歸農者増加し、各種思想團體等の農村運動に依り、主義的色彩を帶ぶるに至り、將來の平靜を保し難い感がする。

内地人對朝鮮人の關係 當地方の朝鮮人は、李朝中世の鎖國政策と壓制とに依りて極度に疲弊したが、韓國併合に依りこれが虐待より免れ、殆んど自由の生活と安定を得たのを喜んで居る。尤も一部民族主義者は常に不平を抱き、殊に大正八年の獨立運動以來は民心頓に一變し、現在の境遇を潔しとせず、印度に於けるガンヂーの獨立運動に刺戟を受け、排日思想目を追て深刻となりつゝありて、事毎に民族意識を露骨に見受くるのである。尙ほ又彼等は、表面に於ける獨立運動の到底效を奏せざることを知るや、經濟戰に於て、或は政治的方面よりして目的を達せんとしつゝありて、有識階級の親日家を除くと、漸次内鮮人の間は離反しつゝあるが如く見受けられる。

朝鮮人對支那人關係 最近朝鮮人は世界各國人に比し何等劣ることなきものと過信し居る關係上、朝鮮人の多くは支那人を見るに劣等民なるが如く侮蔑することは掩ふ可らざる事實である。尙ほ近年に至り支那官憲が南北滿洲地方に居住する朝鮮人に對し、職權を濫用し無法なる迫害を加ふること頻發するに及び、支那人に對する反感漸く増長し來りたるも、未だ表面直接行動に出づるものなく、辛うじて平靜を保つて

居た。然るに近年支那人は、其の行動従前に比し横柄となりたる風見受けられ、兩者の感情疎隔し、事態變慮すべきものがある。

雇主對傭人關係 雇主對使用人の關係は、元來主従の美德を有して來たが、近年新思潮の侵入と共に此の美德は地を拂ひ、權利の主張烈しきに至り、傭人が勞力を提供して賃金を得るに、何等恩惠的態度を要せずとの思潮濃厚となり、雇主對傭人間の美德は全く見ることが得ざる状態となりつゝある。

白丁對常人關係 昔は白丁は、常民に對しては對談をも許されざる狀況であつたが、現在に於ては稍此の風減少しつゝあり、殊に平壤地方に於ては白丁極めて稀にして、問題として見るべきものはない。

債權者對債務者關係 市中に於ては、特記すべきものなし。

官憲對民衆關係 西北地方は（平安南道も）李朝五百年來、奸臣の陰謀術策に依り仕官の途を絶たれ、高官大府に登用せられしもの殆んどなく、壓制を加へ來りし爲め、官廳に對する感情は常に反抗的であつたが、韓國併合以來此の惡弊全く除去せられ、官吏に接するにも好感を以て之を迎へつゝある。然しながら中年以下の青年にありては、内心常に反抗心を抱き、殊に最近此の風著しきものあり、制服警察官の職務執行に當りてまで暴行的態度に出でんとするもの尠からず、相當考慮すべきものと認められる。

地主對小作人關係

古來當地方に於ける地主對小作人の關係は、内地に於ける舊幕時代の主從關係のそれに等しく、主命に絶對服從の風あり、小作爭議等の如きもの殆んどなく頗る圓滿であつたが、歐洲大戰後地方文化の發達と、世相の變遷及び思想界の變化に伴ひ、殊に大正八年制度改正以來、動もすれば當局の民意暢達・民意尊重を曲解し、その義務履行の觀念薄らぎ、權利の主張に汲々たるの傾向を生じた。この思想は勢ひ地主對小作人間に及び、且つ小作人の社會的自覺と相俟つて、漸次舊套を脱しつゝあるものの如く、此の間多少主義者等の策動を試みんとするものなきにあらざるも、未だ表面化したる事例なく、概して兩者間圓滿である。現下の狀況より見て、地主に對する小作人の要求を擧ぐれば、小作料の減額・分配方法の改正（從來の折半を地主四分小作人六分となすこと）、金肥代金負擔の全廢等、其の重なるものである。管内に於ける地主對小作人の最も融合し他の範とするに足るものは、龍山面龜村里内地人山口精之助は約四十名の小作人を有して居るが、家族主義をモットーとし、同胞相愛の大精神に基き、内鮮地主小作人の融和極めて固く、逐年農事の改良と進歩を策しつゝある。また龍山面大馳嶺里に於ては、地主・小作人の一團對同地區水利企業者間に、水稅引下問題に關し大正十五年より抗爭し、係争に次ぐに係争を以てし、其の間民・刑事事件の訴訟を提起せらるゝこと數回に及びたるも雙方譲らず、解決の曙光容易に認められず、今尙は係争中のものがある。

内地人對朝鮮人關係　内鮮人間は言語の不通、風俗習慣の相違に依り、兩者の眞意充分雙方に諒解かられざるものあり、加ふるに韓國併合の大精神の尙ほ未だ徹底しないものがあると思え、特に朝鮮民族の大思想と被征服者たる意識の潜在に依り、屯角兩者の意思疏通を缺くものが少なくないやうである。加ふるに制度改正前より居住せる一部地方内地人（商人・貸金業者等）中には、不良なるものありて、内鮮融和を阻害する如き例あり、累を總督政治上に及ぼさんとするものも無いではなかつたが、制度改正以來當局の指導適切になると、内鮮兩者の理解漸く進み、殊に朝鮮人間の國語の普及と、内地人の朝鮮語熟達に依り、言語の行違に依る感情の衝突漸次減少し、一面居住内地人の自覺に基き、近來大に兩者の感情融和し、時に事業の如きも、内鮮人共同經營を營むものも次第に増加して來たのは欣ぶべき現象である。殊に管内居住内地人は概ね官公吏・會社員にして、相當有識階級に屬し、當局の方針を遵奉し、朝鮮人啓發に努めつつあり、朝鮮人も亦漸次併合の大精神を辨へ、逐次融合相和し、當局の方針に副ふやう努力の跡の見るべきものがある。

鮮人對支那人關係　在滿鮮人に對する支那官憲の取扱及び其の措置、時に國際精神に悖るものあり、殊に間島在留鮮人の悲境甚だしきを傳へられ、また國境近接の關係上、各種の情勢急速に聞知せらるゝ爲め、これが影響を受けることも多く、動もすれば國際意識の閃きありて、兩者間に對立排斥等に到らむと

する危險が窺はれる。一面亦經濟的關係に依り、一般朝鮮人労働者に於て、支那人労働者を驅逐せんとするの傾向も見えるが、警察當局に於ては常に深甚の注意を拂ひ、抗爭衝突の未然防止に努めて居るので、未だ兩者間に衝突闘争の事實はない。(筆者曰く、鮮支人衝突は當時既に豫見されて居たのである。)

●雇主對傭人關係 ●雇傭關係は日稼・月定め・年期の三種にして、日給制は概ね四十錢乃至六十錢、月給制は十圓乃至二十圓、年期制は二十圓乃至五十圓、特殊のもの八十圓位にして、年二回衣服を給し、雇主に於て給食するを例とす。管内山丸製絲・朝鮮無煙炭・三菱系炭坑等、相當多數人を使役する會社等あるも、雇傭關係極めて良好にして特筆すべき爭議のあつたことはない。管下大寶面管内地方に於ては、傭人の疾病休養に對しては、滿二箇月迄は雇主に於て其の經費の全部を負担し、期間經過後は治療費のみを雇主に於て負擔するを例とし、これが爲め契約の給與金を減するが如きことなく、相當優遇の途を講じ居る爲め、傭人も亦極めて従順に勞務に服し永續するものが多い。

●白丁對常人關係 ●時代の要求に目覺めたる白丁も、漸次品位向上せらるゝものあり、一般社會の水平線上に達せる對人待遇を要求し、自由平等を唱導すると雖も、地方的慣習は依然として弊風の改まるものなく、常人の之に對する言語等も極めて下劣なるものあり、若し常人に對して態度不遜のものがあるは、全部落民に依りて、在任さへ出來ざる虐待を受ける風が甚く。管内に於ける白丁の數僅少なる爲め、彼等白

丁もまた、商人に譲るの風大なるものありて、未だ兩者間に事端を醸したる事例はない。

債權者對債務者關係 本關係に就いては、これを一般農村と炭坑地帯とに區別するを要する、即ち兩者は自から其の風習を異にして居るからである。

(イ) 農村 金利は概ね月一分五厘乃至三分にして、舊來の無擔保物信用貸は殆んどなく、不動産の抵當確實なる擔保物の提供、又は信用ある保證人が無ければ貸借は全く不可能である。目下當地方に於ける貸借狀況は、個人貸借は極めて少く、金融組合・銀行等を利用するもの多く、これは利率低利なると、利用の至便なるとに依る。

(ロ) 炭坑地帯 炭坑所在地には坑夫のみを顧客として貸出をなすものあり、其の相手方は勞働者なる爲め、移動常ならざると、支拂の不確實なるもの多く、爲めに其の金利も極めて高率なるものあり、融資金額も十割を最高とし、利率も一箇月九分を徴しつゝあり、而して之が借入には保證人又は擔保物を要せず、債權者は債務者の印章を預り、會社の支拂日に同人の印章を携帶出社し、代理受領の形式を取り、債權取立の方法となせり、而して其の債權の取立を完了せば、印章を債務者に返還することとす。之が爲め去來常なき勞働者は、債務完了迄勞銀の支拂を受くることなきを以て、不履行の儘夜逃移轉等なすものも相當多きに達し、債權者に於ては其の履行を完全ならしむる爲め相當これを優遇

し、苛酷にせらるゝ程度に於て勞働を督勵しつゝありて、一種の雇傭關係を結び居る如き觀あり、般農村の貸借とは其の趣を異にして居る。

官憲對民衆關係 兩者の關係は、一般住民の自覺に依りて、大に舊習を改め面目を一新したけれども、從來は往々彼等の性癖とも稱す可きか、官憲の非行失態に意を注ぎ、無名の投書又は陰に排斥運動をなし、自己に不利なる官吏の轉免を希ひ、殊に地方有力者等に於て自己の勢力を誇らんとし、殊更に謀計を策するものもあつた。是等の輩は何れも自己を中心とし、利害得失を重視し、官憲の施設に對するものが多い。又一面出願其の他官憲の援助を要する事項があると、其の事前に贈賄をなさんとするの傾向亦著しきものあり、内地等に於て到底想像も及ばざるものがあつた。然しながら近來爲政者の訓練指導その宜しきを得たると、民衆の自覺は眞に目覺しく、彼等は總督政治の精神を知り、漸次官憲の施設指導に傾聽するに至り、官民一致の美風を發揮したことが尠くない。之が一端として其の事實の顯著なるものは、警察官憲の犯人逮捕に際し、從來嘗て見なかつた民衆の應援が相當多いことである。其の他一般施設に對する援助も、相當なるものありて、次第に官民融和の良風が醸成せられて居るのを認むる。

社會施設

防貧事業

公設市場

1、平壤府公設市場

名 稱	所 在 地	設 立 年 月 日
壽 町 公 設 市 場	平壤府壽町三二	大正九年四月一日
幸 町 公 設 市 場	同 幸町二八 南町三九	大正九年十月三十一日
司 倉 公 設 市 場	同 倉日里二三四	大正九年七月二十二日

2、目的 日用必需品の低廉供給並に物價の調節

3、沿革 歐洲戰亂の影響を受け、大正八年以來諸物價漸次昂騰を來し、國民の生活を脅威し、其の安定を失はしめむとする狀況に鑑み、日常必需品の供給を圓滑低廉ならしむる爲め、大正九年度に於て、府内壽町外二箇所に公設市場を設置した。

4、組織及維持 府の經營にして府廳内に專任事務員を置き、市場取締及府内物價調査を爲し、小賣價格の調節に資して居り、府費を以て維持し、昭和五年度の豫算額一五、六一一圓である。

ホ、設備

市	敷地面積	建坪	建物の構造	店舗数
海河公設市場	七八五坪	二八六坪	木造 埋鉛葺	二〇
幸町公設市場	三八五	九四	同 瓦葺	一四
同倉公設市場	二、〇七一	二八四	同	三三
計	三、二四一	六六四		六七

へ、事業 市場販賣人の指定に就ては、可成生産者又は卸賣商人を指定する方針を取り、店舗使用希望者より使用願を提出せしめ、出願人に付身元調査を遂げ、相當と認むる者に對し使用許可を與ふることにして居るが、創設以來の成績は左の通りである。

公設市場の販賣高調

年 別	高 調	高 調	高 調	合 計
大 正 十 年	一六五、二〇一	九六、四七四	一四五、八一六	四〇七、三九一
同 十 一 年	一八二、七七三	九八、六二八	一五八、一九四	四三九、五二五
同 十 二 年	二二九、〇四七	一一八、八四二	一四九、二九五	五〇七、一八四
同 十 三 年	一二五、五一二	七三、九〇三	一二五、九六九	三二八、二四二

大正十四年	一二三、三三五	八四、二〇六	二二一、九六九	三九五、九四八
同十五年	一一六、一四四	八六、五九一	二〇三、七三五	三四九、八二五
同十六年	一七二、五二〇	六二、九二三	一八九、九五五	四〇一、九八八
同十七年	六六、七三〇	三九、六三四	一二四、七七九	二三一、一四三
同十八年	七八、一八八	三一、一七八	五七、四〇三	一六六、七六九

二、公設浴場

イ、所在地 平壤府鶴里一三六番地

ロ、設立 大正十年一月十日

ハ、目的 府民の衛生観念向上

ニ、沿革 當時市内の入浴料は大人九錢、小人五錢にして、一般下層生活者の入浴するもの極めて尠く、保健衛生上面目からざる狀況に鑑み、府に於て之が設置を爲し、入浴料大人四錢、小人二錢とし、一般に公開して以來、入浴者場に溢ふる、が如き盛況を呈して居る。

ホ、組織及維持 府の經營に屬し、府費を以て維持す、昭和五年度の豫算額三、五三六圓である。

ヘ、設備 敷地面積八七坪、建坪四九坪、建物構造は煉瓦建にして、設備完全である。

ト、事業 開設以來の事業成績

年次	入浴人員	入浴料金
大正十三年	七五、〇一八	二、六七四・五〇
同十四年	七三、一六三	二、六五〇・一四
昭和十五年	九五、三六六	二、六六六・六四
同十六年	七二、七〇六	二、七〇三・六八
同十七年	五四、六九七	二、一六九・一七
同十八年	六八、二五一	二、九九五・六四

三、公設宿泊所

イ、所在地 平壤府鶴里一三六番地

ロ、設立 大正十一年五月一日

ハ、目的 労働者保護

ニ、沿革 宿泊所は設立以來府の直營に爲したる處、大正十四年四月一日より昭和四年五月三十一日迄は之を民間の委託經營に附した。然るに府の發展は之等の事業の擴張を必要とするに至り、昭和四年六月以來再び府の直營に變更した。

ホ、組織及維持 府の經營に屬し、國庫補助と相俟つて府費を以て維持し、昭和五年度の豫算額三、三

五三圓である。

へ、設備 敷地面積六七坪、建延坪九四坪、建物の構造は煉瓦造二階建にして、昭和四年十二月改築し設備完全である。

ト、事業 主として労働者を宿泊せしめ、附帯施設として當費給食も爲し、其の料金は左の通りである。

宿 泊 料	自十 至十	自十 至十	自十 至十
	年 一 月	年 三 月	月 月
	五箇月間	七箇月間	一 泊 十 錢
			一 泊 五 錢
賄 料	粟 飯	米 飯	十 三 錢
	一食に付	一食に付	十 錢

設置以來の成績

年 次	宿泊者實數	同上 延數	宿泊料金
大正十一年	五三九	二、二一一	九九・六六
同 十 二 年	九八七	七、三〇六	二九二・二四
同 十 三 年	一、三二三	九、六九三	四四五・八一
同 十 四 年	一、一三〇	八、三二二	四七〇・九三
同 十 五 年	一、一二〇	九、八八六	五六〇・四〇
同 二 年	四、一四二	四、五四五	二七二・七〇

同	三	年	二八八	七、七四八	四八三・七二
同	四	年	一六二	四、一七一	二六一・四〇
同	五	年	九五五	四、二〇四	二四三・八〇

四、職業紹介所

イ、所在地 平壤府鶴里一三六番地

ロ、設立 大正十一年四月一日

ハ、目的 職業指導救済

ニ、沿革 職業紹介所は開設以來府廳内の人事相談所に於て取扱ひ來りしが、大正十四年四月一日人事相談所を集約し、府廳内に於て本事務を取扱ふことゝしたけれども、近來財界不況の爲め求職者逐日増加の趨勢に鑑み、昭和五年一月より事務所を公設宿泊所構内に移轉すると共に、専任職員を配置し、これが事務を取扱はしめて居る。

ホ、組織及維持 府の經營に屬し、國庫補助と相俟つて府費を以て維持するのである。

ヘ、設備は公設宿泊所に同じ。

ト、事業 設置以來の成績を示せば左の通りである。

年次	人別	求人數		求職者數		紹介人員		就職者	
		男	女	男	女	男	女	男	女
大正十一年	〔朝鮮地人〕	三五四	三三	三二二	二二	一九七	六九	二八七	二七
同十二年	〔朝鮮地人〕	一〇四	五五	一四二	三三	一〇六	四九	八四	七三
同十三年	〔朝鮮地人〕	一〇五	五四	一三二	三三	一八九	四九	八三	七三
同十四年	〔朝鮮地人〕	二六九	二五	二一六	七二	二四六	三二	七三	六七
同十五年	〔朝鮮地人〕	三六九	三六	七〇	五五	五四三	五五	七六〇	四一
昭和元年	〔朝鮮地人〕	一七四	二一	七五	三一	九七	三一	〇九	三一
同二年	〔朝鮮地人〕	八〇	六六	八五	七三	一四	三三	三〇	三三
同三年	〔朝鮮地人〕	二四	九八	一〇三	三六	二四	七五	一三	七三
同四年	〔朝鮮地人〕	一九四	六一	二六	七三	二七	六	一九	七一

五、公益質屋

イ、所在地 平壤府鷄里、三六番地

ロ、設立 昭和四年十二月

ハ、目的 細民救済

ニ、沿革 府内に於ける中産階級以下の細民に營業資金融通を爲し、生活安定に資せむが爲め、昭和四年度に於て鶏里に公設質屋を新設し、昭和五年一月四日本事業を開始した。

ホ、組織及維持 府の經營に屬し、國庫補助と相俟つて府費を以て維持す、昭和五年度豫算四、〇九六圓である。

ヘ、設備 敷地面積一〇八坪、建延坪四六坪、建物構造は煉瓦建にして、建築費其他壹萬五千圓を以て昭和四年十二月新築した。

ト、事業 昭和五年の貸出及び回收の成績を示すと左の通りである。

貸 付		貸 付	
口 數		金 額	
		(自四年三月至翌年三月)	
貸 付 口 數		貸 付 金 額	
二、四八一		一三、八〇五 ^四 四一	
		五、一六	
貸 付 口 數		貸 付 金 額	
二、一九一		一〇、九二八 ^四 四七	
四、文 化		四三六 ^上 〇六	

兒童保護事業

一、財団法人日本育兒院平壤支部

イ、所在地 平壤府鷄里一三七番地

ロ、設立 大正十一年四月二十五日

ハ、目的 孤貧兒救済教養

ニ、沿革 日本育兒院本部は岐阜縣岐阜市にあり、現院長五十嵐喜廣大正二年四月中滿鮮視察の途次、全羅南道光州に至り該地篤志家佐久間時三郎より未墾地六町歩の寄附を受け、此の地に根據を据へ、從來本部に於て教養しつゝ、ありし年長兒童を漸次移住せしめ、農業に従事せしむる一方、在鮮孤貧兒をも救済教養する目的を以て、大正三年五月該地に支部を創立した、これが即ち日本育兒院光州支部である。然るに此の地に於ては將來事業の進展を期し難きを認め、大正十一年四月院兒を擧げて現在の地に移轉し、以て今日に至れるものである。

ホ、組織及維持 財団法人にして、主事山中春吉夫妻教養に従事しつゝ、あり、賛助會員八十名の醗出金、一般篤志者の寄附金及び官廳の補助金を以て維持經營する。

ヘ、事業 元平安南道慈惠醫院第二病室の無償貸付を受け院舎に充當し、滿三歳以上十二歳迄の孤貧兒

同		同		同		昭同		大	
四		三		二		和十五元		正十四	
年		年		年		年年		年	
朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一七		八		一七		一六		一五	
五		一		三				一二	
一二		九		一〇		一六		二七	
一		一		一				一	
								一	
一				一					
一				一					
一二		一		三				一一	
一〇		八		一七		一六		一六	
二、九七八・八三		二、七八四・〇〇		三、五四三・〇〇		二、四二五・二六		二、四九〇・二五	

二、財團法人平壤孤兒院

イ、所在地 平壤府上需里七ノ一

ロ、設立 大正十年十一月三日

ハ、目的 孤貧兒救済教養

ニ、沿革 寄邊なき貧孤兒を收容し、之に教養を加へ、生業を與へ、將來自活の途を講ずる爲め、大正十年六月鄭世胤外百餘名有志協議の下に設立したものを、昭和五年四月二日財團法人に組織變更し、朴經錫設立代表者の任に當つて居る。

ホ、組織及維持 財團法人にして御下賜金・官廳の補助金・寄附金財産收入・事業收入等を以て維持す。

ヘ、事業 現在收容せる孤兒の數は兒童三十二名にして、九歳より十六歳迄のもの最も多く、年長者十九歳、年小者六歳である。職員には院監・教員・褓母・食母各一人を置き、毎日四時間宛、普通學校教科目に準じ三學年程度迄の學科を授け、年長兒童には將來自活の途を講ずる爲め、實業見習として工場主等に預けこれが指導を受けしめつゝある。

三、遺棄兒の取扱

遺棄兒にして引取人なきときは、これを朝鮮總督府濟生院々兒として地元にて預けと爲し、六歳に達すれば同院養育部に收容せしめつゝあり、大正十二年以來の收容人員を舉ぐれば左の通りである。

年 別 人 員	年 別 人 員
大正十一年 三	大正十五年 一
同十二年 一	昭和二年 一
同十三年 五	同三年 九
同十四年 一	同四年 一二

四、不良児の感化教育

不良児にして、家庭に於て感化すること能はざる程度のあるときは、朝鮮總督府感化院永興學校に收容せしめつゝあり、現在收容者十名である。

五、平壤盲啞學校

イ、所在地 平壤府水玉里三三三

ロ、設立 明治三十一年二月二十八日

ハ、目的 盲啞に特殊教育を授く

ニ、沿革 本校は明治三十一年二月、米國宣教師ホール自費を以て大察里百六十三番地に私塾を設立し、數人の女子盲人を教育したるに創り、其後明治四十三年八月二十八日、舊韓國政府より私立學校の認可を受け、越えて翌年六月九日現在位置に校舍を新築し、女子盲啞兒のみ之を收容することとし

た、現在の經營者は恵仁秀である。

ホ、組織及維持 經營者の出資金及一般篤志家の寄附金、教會若くは官廳の補助金等を以て維持經營す。
ヘ、事業 現在盲女児十五名を收容し、教員は二名にして、教授方法及學科目は普通學校規程に準じ、尙之に鍛術費及被服費等を支給しつゝある。

窮民救助事業

一、恩賜賑恤資金に依る救恤

癘疫・不具・重病、若は年齡六十年以上にして老衰したる者、又は其の家族にして十三歳未滿の者にて生業を營む能はず、且つ他に頼るべき親戚故舊なきものに對しては、本府の管理に係る大正四年御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる金二十萬圓、及昭和二年二月大喪に際し、慈惠救濟の資として下賜せられたる金三十四萬六千二百圓の賑恤金に依り、救助米の給與を爲しつゝ、ありて平壤府現在被救助者九名である。

二、平壤佛教廣濟會

イ、所在地 平壤府南町五番地

ロ、設立 大正六年十一月一日

ハ、目的 行旅死亡人・病人の收容救護及遺棄兒の保育

ニ、沿革 行旅病人・遺棄兒の救護養育及行旅死亡人の取扱等に對する機關設置の必要を認め、大正六年四月十日朝鮮總督府令第二十四號行旅病人救護資金管理規則に基き、府内各寺住職等相談り、右佛教團體に於て本會を組織す、現任組合長は大谷清致である。

ホ、組織及維持 會員組織にして、會長一名・理事二名を選舉し、直接其の事務に當るも、會の隆替に關しては會員相互の責任となし、會員の醵金、官廳の補助金及一般篤志者の寄附金等を以て本會を維持經營す。

ヘ、事業 行旅病人に對しては行旅病人收容所を設けて收容救護し、平壤慈惠醫院の施療を受けさせ、收容中は衣食を給し、全治者には歸郷旅費を給與又は貸與する。棄兒は里預とし、保育料を支給して保育を委託し、行旅死亡人は土葬又は火葬となし例年悼法要を営む。

今自大正十三年度至昭和四年度に於ける救助人員を舉ぐれば左の通りである。

年 別	行旅病人	同上延人員	棄 兒	同上延人員	行旅死亡人
大正十三年度	四〇	三、一六八	一〇	七一〇	五〇
同 十四年度	四八	四、一七七	七	三四三	四〇
同 十五年度	五七	三、一七〇	九	七一八	四二

昭和二年	度	六九	二、二六一	一二	九二七	四六	
同	三年	度	七九	三、二六九	一五	一、六五六	六三
同	四年	度	五八	三、九五七	一二	二、二八七	六二

三、平壤養老院

イ、所在地 平壤府慶上里六九番地

ロ、設立 大正二年九月

ハ、目的 貧困無依の老人を救済保養

ニ、沿革 平壤に於ける耶蘇教長老派教會牧師吉善宙外四人に於て大正二年九月創立したものである。

ホ、組織及維持 平壤に於ける耶蘇教長老派の經營せるものにして、財産收入、及長老派平壤各教會よりの献出金を以て維持す。

ヘ、事業 院監二名・食母二名を置き收容者に衣食を與へ、また健康者には簡易なる手工(綿絲、手縫絲)を爲さしめ、創立以來三十餘名を收容保養せり、現在收容中のものは十名である。

四、平壤痲乙救濟會

イ、所在地 平壤府上需里三四ノ一三

ロ、設立 昭和二年十一月十八日

ハ、目的 不具者たる乞食救護

ニ、沿革 本會には盧光潤外數名相謀り、昭和二年十月に發起したるものにして、其の趣旨は禁酒、禁煙を爲し、之に依り生じたる費用を會員より集め、道路に匍匐し居る痠乞を救護する目的を以て設立したるもので、現在會長は朴經錫である。

ホ、組織及維持 會員組織にして、會員の會費と其他有志の同情金を以て維持す。

ヘ、事業 收容者は手工を獎勵し收益の一部を貯蓄せしめ、將來獨立自營の素地を作らしむるもので、現在收容者は九名である。

五、平壤救治院

イ、所在地 平壤府上需里二一〇

ロ、設立 大正元年十一月二十日

ハ、目的 流浪乞人救濟

ニ、沿革 米國人宣教師クロープの主唱に依り、平壤府上需里にある民屋を借受け、貧困者に對し毎

日夕食を給して宿泊せしめたが、大正七年、設立者クロープが他に轉居したので、宣教師文約翰及び米國人フイリツボの兩人にて引受け、大正九年迄經營し來り、其の後アンダーソンが繼承して經營の任に當り、看護婦を置き、窮民患者を施療し、以て今日に及んで居る。

ホ、維持 基督教會内の義捐金を以て支辨する。

ヘ、事業 冬期間貧困老病者を收容し、衣食を給し、救護するもので、昭和四年中に救助したる人員は五十三名に達する。

平壤保護會

イ、所在地 平壤府岩町一四

ロ、設立 大正元年九月十三日

ハ、目的 免囚の保護

ニ、沿革 出獄者の保護を目的とし、明治大帝の御聖德を記念し奉る爲め、御大葬當日、平壤府内官民有志の發起に依り設置し、本會々長には代々の平壤刑務所長が其の任に當りつゝある。

ホ、組織及維持 會員組織にして、會長の外に、理事・監事各六名を置き、會員の献金、事業の收入、官廳の補助金等に依り維持する。

へ、事業 刑期満了せる出獄者の内、他に寄邊なく、且差當り就職の途なき者に對しては、本會に於て居室及寢具を無料貸與し、其の他の者にも一時的の宿泊、歸宅旅費の給與、若くは貸與、歸宅途中の保護、職業紹介、病氣の治療、衣服の給與又は貸與をなして居る。

その自大正十五年至昭和四年度に於ける保護人員を擧ぐると左の通りである。

年 別	收容保護人員			場外間接保護人員			一時的保護人員			計
	男	女	延人員	男	女	延人員	男	女	延人員	
大正十五年度	一八	一	一、三六八	六	二	一、三六九	三八五	三二	一	四四四
昭和二年度	二七	三	一、四六三	四	一	一、六四〇	四七〇	五〇	一	五四五
同 三年度	二一	一	一、〇〇四	五	一	一、四四〇	四六	四	一	六六
同 四年度	四三	九	一、三九二	二三	二	二、九四六	三七七	二九	四〇六	六、六四四

社會教化事業

圖書館

- イ、所在地 平壤府旭町
- ロ、設立 昭和三年八月
- ハ、目的 府民の修養

二、沿革 本館は通俗的各種の圖書を蒐集して公衆の閲覧に供し、智識の開発、人格の修養に資す爲めに設立したるものである。

三、組織及維持 府の經營に屬し、府費を以て維持し、昭和五年度豫算金一萬七千九百十圓である。

四、設備 昭和三年度建築費三萬圓を以て煉瓦造三階建を新築し、階下及第二層（各八十一坪）は圖書館・新聞縱覽室・兒童及一般閲覧室、竝に書庫、其他に充て、第三層（八十一坪）は博物館用として主として樂浪・高句麗の遺物を蒐集陳列して考古研究に資せしめ、藏書は其の數八千冊に及ぶ。

五、事業 一般圖書・各種新聞・雜誌・博物館の古代の遺物等を閲覧せしめ、昭和四年中に於ける圖書館閲覧者は約四萬五千人（但し新聞閲覧者を除く）にして、博物館觀覽者は一萬五千餘人に達した。

1 講演に依る民衆の指導

修養團・希望社等、精神修養方面の講師を招聘し、其の他名士に委嘱して臨時講演會を開き、民衆の知見を啓發することに努めつゝある。

2 青年會

大正八年以來、青年會の設立各地より簇出したりしも、今日に至りては有名無實のもの多く、其の存在すら明かならざるもの尠からず、今後大に指導獎勵を要するものと思ふ。

人事相談所

大正九年大坂市の方面委員制度に倣ひて設置したる人事相談事務は、その後多少の變遷あり、現在は平壤警察署内に人事相談所を置き、事務を取扱ひ大に成績を擧げて居る。

昭和四年度人事相談事務成績表

平壤警察署

取扱事項	男女別	件		數	
		前期繰越	新受付	解決	未決
一身上に關する問題	男女	一一	一二五 一一四	二〇四 九三	一一二 一四
職業上に關する問題	男女	一一	三三三 一一三	一四三 一一	一六四 二二
雇傭上に關する問題	男女	一一	一一二 四四	一〇四 四二	一三 一三
感化保護上に關する問題	男女	一一	一九一 四七	一八九 六六	一二 一一
住宅又は工場に關する問題	男女	一一	九三 八	八八 八	一一 一
家族及親族間爭議に關する問題	男女	一一	一九三 七九	一八八 六七	八四 一
他人と感情上に關する問題	男女	九	五二八 八八	五二五 八五	三二 一
其他の問題	男女	六	一九五 五七	一九四 六	一一 一

其他の施設

平壤附近には古蹟・遺址・風光絶佳の地が多い。平壤府に於ては牧丹臺を中必とする一帯、瑞氣山・三角地・大同門附近を公園地として指定し、種々の施設を施し、以て府民の遊園たるの實を擧げてゐる。

名	稱	所在地	面	積	合	計	人口一人當坪數	備	考
牡丹台公園		慶上里	一八三、二七一	坪				浮屠樓、乙密台等あり	
瑞氣山公園		山手町	二九、九八三					忠魂碑モ一ダサイレン等あり	
三角地公園		南門町	三四九		二一五、〇五二		一・三七	噴水の設備あり	
大同門公園		里門里	一、四四九					大同門練光亭鐘閣等あり	

その他府營の社會事業としては公會堂及び公設グラウンドあり、公會堂は四百三十四坪の建坪を有し、建築費六萬圓を投じて、大正九年八月設立せるものにして、公設グラウンドは工事費總額五萬餘圓、箕林里牧丹臺下の風景絶勝の地に設けられ、野球場、庭球場、陸上競技場の設備あり、三のスタンダと四千五百人の收容力を有して居る。

合	計	一男	一九	二六〇八	二三八六	二〇〇〇	一一
		一女	二二	五五〇	五〇八		

五、
經

濟

河川流域と農業

河川の流域は、飲料水と魚介に富み、樹木繁茂して、交通の便良く、且つ要害の利もあるので、未開野蠻の時代から、人類の生活をこの地方に求むるもの多く、早くよりその聚落の發生を見、更に進んで農耕の時代に入つては、絶えず河川によりて流し來る肥沃な土壤の爲めに農作物は良く稔り、水利灌漑の便も尠くないので、農業の發達は他の地域に比して著しく優つて居る。試みに「朝鮮河川調査書」に據り、朝鮮に於ける主要河川流域の農業の一斑を窺ふに足る統計を示し、以て大同江流域の農業上の地位を一瞥しよう。

[illegible]

組合名	所在地	灌利區域面積	取水方法	事業費	設置年月
大同郡南兄弟山面	三西二	貯水池	三七七、七六六	大正二、八三三	
備考	本表總生産額は米一石二十五圓、麥一石十二圓、豆一石十三圓、雜穀一石八圓五十錢、蔬菜一貫二十錢、棉一斤二十錢、煙草一貫一圓五十錢として算出せるものにして、其の總生産額は課税地價合計の七割五分に當るを見る。				
尚ほ大同江流域の灌漑状況を見るに、在來堤堰次二八四・灌漑面積二、八七〇町歩、水利組合六・灌漑面積八、六五三町歩、個人事業六・灌漑面積一、八四五町歩、合計二九六・灌漑面積一三、三六八町歩に及び、水利組合の内譯は左の如くなつて居る。					

大同江流域水利組合一覽表

組合名	所在地	灌利區域面積	取水方法	事業費	設置年月
大同郡南兄弟山面	三西二	貯水池	三七七、七六六	大正二、八三三	

江	南	江西郡江西面	一、三三五	貯水池	一、二三、三六一	大正二二、二二六
同	和	中和郡唐井面	四四	揚水機	二四六、九三	同一五、四二四
平	安	平原郡順安面	四、五五六	貯水池	四、八四五、八六六	同一五、九、二九
美	林	大同郡秋乙美面	五二六	揚水機	三四、五三八	昭和二二、二二〇
順	南	順川郡順川面	一四九〇	貯水池	一四、八、九六四	同三三、六

平壤府の面積は従来約二百萬坪、人口約十二萬餘であつたが、輓近西鮮の首都として長足の進歩發展を遂げ、朝鮮唯一の商工都市として各種の事業は府の内外に勃興し、人口の如きも年々激増し、此の儘に放置せんか、將來に於ける都市施設に大なる支障を招來するのみならず、延ては都市の發展を阻害するものと見られて居た。ところが府民年來の希望は茲に達成せられて、昭和四年四月一日より、隣接地域たる大同江の對岸即ち船橋里方面より、平壤の西北部箕林里・平川里方面の一帯を府に編入し、所謂行政區劃の一大擴張が斷行せられ、夫れが爲め面積にありては従來の約四倍即ち八百萬坪、人口に於ては約二萬人を増加し、現在約十四五萬を算することゝなつたのである。

土地面積

土地池目別調（昭和五年一月一日現在）

[illegible]

昭和四年	六五〇〇	一二五〇〇	二五〇〇	二九一〇	四七〇	五四〇	埴田	大倉田	幸橋口	平船橋
							埴田	大倉田	幸橋口	平船橋
							埴田	大倉田	幸橋口	平船橋
							埴田	大倉田	幸橋口	平船橋
							埴田	大倉田	幸橋口	平船橋

土地賃賃價格表

區分	上 等 地			中 等 地		下 等 地		區分	標 準		
	田(反歩) 内	宅地(百坪) 内	田(反歩) 内	宅地(百坪) 内	田(反歩) 内	宅地(百坪) 内	田(反歩) 内		上 等 地	中 等 地	下 等 地
昭和二年	七〇	一、〇〇〇	三九	三九〇	二〇	二一〇		埴田	柳館	橋口	岩新
昭和三年	七〇	九〇〇	五七	三三〇	一六	二一〇	埴田	巡替里	黃金町	慶上里	
昭和四年	二二二	七五	六八	一九五	一八	四六	埴田	大倉田	新倉里	仁興里	
							埴田	大倉田	八千代町	箕林里	

農 産・畜 産

平壤附近は土地肥沃にして農耕に適して居るが、府内の耕地は、田は二百三十三萬坪、畚三萬七千坪に過ぎず、農作物としては主として府民の消費に充つる甘藷・馬鈴薯・蘿蔔・白菜等の蔬菜類である。所謂特産物として、平壤繭・平壤牛・平壤栗等著名であるが、何れも平壤は單にその取引市場たるに止り、その主産地は附近の各地方である。最近に於ける畜牛の頭数は三百七頭で、その中乳用牛六十五頭あり、牛乳搾取場數四箇所、搾取高六百十二石でその價額六千圓に達してゐる。

府内蔬菜作付段別及收穫高表

(昭和四年)

作付段別	收穫高	計
甘藷	三九、二七四	一、三四九
馬鈴薯	三、四二四	一、三四九
蘿蔔	一、七六〇	五、八五九
白菜	五、〇八〇	五、八五九
計	二、三三八〇	五、八五九

果物收穫高表

(昭和四年)

果物	收穫高	計
蘋果	一〇、二二〇	二、二、三六〇
梨	一、七〇〇	二、二、三六〇
桃	四、五〇〇	二、二、三六〇
計	一、七〇〇	二、二、三六〇

家畜及家禽數表

牛	馬	騾	驢	雞	計
二〇七頭	二二頭	二〇頭	二六頭	一、一七〇	一、一七〇

畜産物價額表

國分	數量	價格	計
牛	二五、二六〇	二、六六九	六、九四〇
皮	一〇、二二六	二、六六九	六、九四〇
牛骨	三、八二〇	六、九四〇	六、九四〇
豚毛	四、〇〇〇	六、九四〇	六、九四〇
蜂蜜	一、二六三	五、九〇	六、九四〇
計	二、六六九	六、九四〇	六、九四〇

工業

工場

併合當時の平壤は西鮮の雄都ではあつたが、未だ工業上に於ては見るべきものはなかつたのである。然

るに歐洲大戰以來、内地財界の眼覺ましき經濟的活躍と、一般事業界の好況は、漸次朝鮮にも波及し來り、各種産業の勃興を見るに至り、平壤の天惠的好條件は漸く内地事業家の注目する所となり、從來の消費都市としての平壤は、一躍して半島唯一の工業都市として發達すべき機運に乗じたのである。即ち平壤は水陸運輸の便良く、溶々たる大同江の流は無限の工業用水を供給し、然も工業燃料たる無盡藏の無煙炭田あり、廣大なる工場敷地は大同江兩岸に沿つてゐる。加ふるに勞力の如きも勞働者過剩の爲め供給豊富にして、賃銀も極めて低廉で、従つて朝鮮兵器製造所・海軍燃料廠平壤鑛業部・專賣局煙草製造工場・大日本製糖會社平壤工場・朝鮮電氣興業會社・小野田セメント會社平壤支工場等の大會社工場の設置を見、尙は兼二浦には三菱製鐵會社が三千五百萬圓の巨資を投じて大規模の製鐵業を經營するあり、この外朝鮮第一の模範的工場と推稱される平壤山十製絲工場の如きもあり、資本金一千萬圓を投じ昭和二年より營業を開始したる朝鮮無煙炭組合の如き、或は外人經營の「コーン・スターチ」會社の如き、その他大小幾多の製造工業の相踵いで勃興し、愈々工業的發展の基礎を確立したのである。現在に於ける平壤の特産品としては、精糖・煙草・燒酎・精米・ゴム・靴下・清酒・鐵工品煉炭等を算する。而してその昭和四年に於ける平壤府内の工場數は二百九十四、資本金八千八百九十三萬四千圓、從業者數七千八百七十人、その生産額四十六萬一千圓に達して居る。若しそれ平壤府を圍繞する附近一帯の工場數、及び職工數・資本金・工産額を計算せんが、その偉大なる工業勢力に一瞥を喫するであらうが、平壤の工業は未だ搖籃時代であり、そ

の將來こそ實に刮目に値するのである。

平壤府内工場表（昭和四年）

區分	工場數	公稱資本金	從業者數			生産額
			内地人	朝鮮人	外國人	
煉炭製造業	四	11,110,000 ^円	四	九一	一	四四七,六九五 ^円
電氣業	二	11,450,000	二一	四五	一七	11,100,117
生絲業	一	11,554,411	二〇	五八〇	一	九四七,七五七
精米業	五二	三五九,七五〇	四	六二二	一	二二四七,九五六
酒類製造業	三〇	二,九七九,五二〇	四七	三三〇	一	二,一六六,三九五
靴下製造業	三〇	三〇七,100	一	九六六	一七	八七,100
煙草製造業	一	—	九	四〇八	一	四,五七二,七〇〇
ゴム工業	九	1,130,000	一	一八〇四	一	一六九〇,〇〇〇
鐵工業	一三	七〇五,四九三	一九七	五一一	三八	七五〇,〇〇〇
木工業	二五	11,130,000	九	八三	三四	11,246,000
繻子製造業	一一	七八,五〇〇	三	四五	一	1,990,300
印刷業	一〇	三八1,五〇〇	一〇	一五七	一	1,511,930
製綿業	四	10,800	一	四四	一	二六〇,五〇〇
計						
			計			
			四	九一	一	四四七,六九五 ^円
			二一	四五	一七	11,100,117
			二〇	五八〇	一	九四七,七五七
			四	六二二	一	二二四七,九五六
			四七	三三〇	一	二,一六六,三九五
			一	九六六	一七	八七,100
			九	四〇八	一	四,五七二,七〇〇
			一	一八〇四	一	一六九〇,〇〇〇
			一九七	五一一	三八	七五〇,〇〇〇
			九	八三	三四	11,246,000
			三	四五	一	1,990,300
			一〇	一五七	一	1,511,930
			一	四四	一	二六〇,五〇〇

菓子製造業	一〇	七九,〇〇〇	九	三六	一	四五	一七〇,三〇〇
製糖業	一	五二四,一六〇〇	三八	九一	一	二九	三三四,五四〇
其他	一〇一	五七,九七九	八二	一,二五九	一六四	一六〇五	一四七,五六五
合計	二九四	八二,九四,〇八四	四四五	七〇九二	三七一	七八七〇	四〇,二六二,三九七

工 産

以上の諸工場、及び工場以外に於て生産されたる、昭和四年の平壤府に於ける各種工産額は左の如くなつて居る。

平 壤 府 内 工 産 表 (昭 和 四 年)

品 名	生産 戸数	産 額		従 業 員		原 動 力 汽 蒸 氣	投 資 額
		数 量	額	男	女		
打 綿 布	四	二〇,〇〇〇	二六,〇五〇	二四	二〇	四四	三三
大 巾 布	二	三,四七五	四,一〇七	一	一	一	一
柞 蠶 布	四	四,三八八	二六,五〇〇	一	一	一	一
其 他 の 織 物	一	一七,〇三三	四,二二六	一	一	一	一
五、經 済	八	一〇,一〇〇	二〇,三二五	一	一	一	一
							二九五

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五、 經 濟	類子菜			麵	麥	造	釀	油醬			燒	清	干	業	米精		計		
	蜂	餘	菓					其 他 の 麴 醬 汁	酢	内 地 味 噌					内 地 醬 油	其 他 の 澱 粉		蕎 麥 粉	精 米
	蜜		子	粉	子														
	六	一五	一九	四	一一	一一	一	二	三	四	二四	六	三	九六	三〇	五二	一〇		
	七〇〇	一〇,五〇〇	二六,〇〇〇	一	八八,三二七五	一	一	九五	八二,〇〇〇	一三,九二〇	五八,九五二	六七四元	七五,一五六	一	五四,五〇〇	二四七,九五六	一		
	五九〇	一〇,五〇〇	四八,八〇〇	一三,一〇〇	一九九,〇三〇	一四五一〇〇	二八二〇〇	一,九〇〇	五八,七〇〇	五六,三〇〇	二,四七三,三四五	五〇六,一七五	三,一六四〇	二,七〇三,五〇六	四九,一〇〇〇	二,二四七,九五六	二,一九一,〇〇〇		
	一	一	一	一〇	四八	二七	一	一	一	一	二五九	一〇六	三	二三五	一	一	七〇〇		
	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一三	一	三九一	一	一	一,一〇五		
	一	一	一	一〇	四八	二九	一	一	一	一	二五九	二一九	一二	六六	一	一	一,八〇五		
二九九	一	一	一	一五	二六	一〇	一	一	一	一	二六	二七	一	五〇一	一	一	一,〇五五		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四五	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一																	

生活状態調査

生活計		清涼飲料料	製糖業	帳簿	簿記	煉炭	鳥獸肉罐詰	生糸	染物	陶磁器	柳杞行	工細計	毛筆	筆記用インキ	麥稈帽子	其の他の帽子
四〇	一	二	一	五	三	一八	四	一	一	六	二	二	二	九	一	六
八六、九三四	七、〇〇〇	一五、九七五	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一七、三〇〇	二八、一九三	五、〇〇〇	六七、五二三	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五、〇〇〇	六、三〇〇	三、〇〇〇	一七、〇〇〇	一一、一五〇
四九、〇六〇	八〇、七六〇	一五、九七五	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一七、三〇〇	二八、一九三	六、〇〇〇	九四、七五七	五九、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、六〇〇	一、九一〇	五、〇〇〇	一七、〇〇〇	四、六〇〇
四五	三三	二九	一	一	一六七	九三	四	九〇	五二	三〇	二	一	三	一	一	一
一	六	一	一	一	一	一	六	五〇	四	五	一	一	一	一	一	一
四五	三九	一九	一	一	一六七	九三	一〇	六〇〇	五六	三五	一	一	三	一	一	一
一	二〇	一	一	一	一五五	二七六	二	一	二六	二五	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一
七九、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、二四八	五、二四六	三六、二五〇	二一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、四三三	一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一	一	一	一〇、〇〇〇	一	一	一

三〇〇

備考	總計	其の他											
		ハ	再	桐毛及刷子	油粕及焼酎粕	醬油粕及焼酎粕	米糠	豆腐及蒟蒻	焼酎	スサ	竹細工品	石製品	石材加工
一、従業員△印は未成年者を示す。	計	一	五	一	三	三	六	四	一	一	一	一	一
	七九七	六〇〇	四〇〇	二〇〇	二八六	五〇五	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	五二四	二〇六	一〇〇
	一	一六四八〇	一〇〇〇〇	一四〇〇	五二八	六〇〇〇〇	四二四六	一五五〇〇	三二五	八〇〇〇	五二四五〇	五四一〇〇	六〇〇〇
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

五、工場數に於ける生産戸數より増加したるに自家用品生産戸數を記入したるに因る。

六、昭和四年度生産額の躍進に行政區劃の擴張に因る。

原 料

平壤は工業經營上前述の如き有利なる條件を具備して居る上に、その附近に於ては西鮮三道の寶庫を控へ、更に滿蒙及び支那本土の物資を原料として利用し得る極めて便利なる地位を占めて居る。而して現に平壤を中心とする地方に於ける各種工業用原料にして、既に利用せられ居る主なるものは、煉炭原料としての無煙炭、煙草原料としての葉煙草、生絲原料としての蠶繭、鐵工品原料としての製鐵、石灰及セメント原料としての石灰岩、カルシウム原料としての石灰石、釀造原料としての穀物、陶器原料としての陶土・高嶺土、製糖原料としての甜菜の如き即ちこれである。その他、皮革原料としての牛皮、製材用の木材、罐詰原料としての魚類・牛肉、穀粉原料としての農產物等は極めて豊富であるから、これ等を巧みに利用して經營すれば工業の發展は期して待つことが出来る。

西 鮮 三 道 物 產 額 表

五、經 濟	農 產 物			畜 產 物			林 產 物			礦 產 物			工 產 物			道 別	類 別	計
	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年			
	五三九九、三〇八	六〇、二九四、三三四	五七、五六二、一七六	六七八、一四六	七二二、三〇四	七四六、四六二	四八七、六四四	五二二、八五八	四五〇、二九九二	三七四、一三八〇	五五七、四九九九	六二、三三八〇	三八、四七三、五五一	四六、七七九、八七〇	四七、八九〇、三二一	平安南道		
	四七、〇九〇、五八一	五四、九四三、七八四	五二、三六四六一	四一九、七〇	四九八、四九二	八八二、三三七	六八〇、六七九四	七五七、九五二	一〇、六一五、二七一	五、〇〇六、三三五	四八、四六二九	五、〇三九、六三七	一四、〇七五、一三八	一三、六二五、一〇〇	一五、五六五、六八七	平安北道		
	五三、七五九、五五五	六二、二二二、一一八	五九、七三三、八〇六	八二九、一九六	八七三、八三八	九一八、七七六	四九、七七、一〇二	四二、八五九、二	四二、二〇〇、一三	九九五、五七六	一一、〇八四、八三三	一〇、二七七、〇五〇	一二、九九二、三三三	一三、六七四、二四八	一三、六五二、八六一	黃 海 道		
	一五四、八四九、四一四	一七七、三九九、三三六	一六九、六二二、四四三	一九七、〇五二	二、〇八三、六三五	二、五四七、四七五	一六、六六〇、三三〇	一七、〇三六、七七	一九、三二八、二七六	一八、七〇三、三四三	二二、五四四、四一一	二二、四二〇、四九七	六五、五四〇、九二二	七四、〇七九、一八五	七七、二〇八、六六九			

水産物	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	昭	和	昭	和	昭	和
	二〇七四九六		一六九一五〇六		一四一八四九四	
	三七、九、一三三		三、九、九六、一九		四、四、一九、九	
	三、七、七、二、六		四、五、九、〇、三		五、三、四、〇、八	
	九、一、一、七、九		九、九、九、〇、七		一、一、五、四、五、二	
合計	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	昭	和	昭	和	昭	和
	一〇、八、四、三、七、五		一、三、三、六、五、七、六		一、一、八、二、三、四、〇、五、五	
	七、七、二、七、六、九		八、五、四、八、八、五、六		八、八、七、七、一、三、三	
	八、五、八、二、〇、〇		九、六、二、九、九、〇、一		九、四、一、七、五、九、五	
	三、六、七、九、一、四、六		三、〇、一、五、三、三、六、五		三、〇、一、一、八、〇、八、七、二	

燃 料

平壤炭田 平壤炭田と稱せらるゝものは平壤を中心とし、大同・江西・江東の三郡に跨つて居る廣大なる無煙炭田で、炭屑は主として二疊石炭紀に屬し、炭質は他の朝鮮無煙炭に比し、灰分少く、揮發分多きを特長とするも、硫黄の多いのを缺點とし、大部分は粉炭であるから煉炭製造用に適し、江東三登面に於ては塊炭を産する。この外、平安南道炭田と稱せらるゝものあり、价川・順川・徳川・孟山及び平安北道寧邊郡に互る廣大なる無煙炭田にして、平壤炭田と同じく二疊石炭紀に屬し、炭質は平壤炭に比し、灰分の含有量多きも、揮發分・硫黄分少く、家庭用煉炭原料に適する。

前述の如く平壤附近には良質の無煙炭坑豊富に賦存し、三菱製鐵株式會社の鐵區九百六十四萬坪、海軍

燃料廠平壤鑛業部の六百萬坪、朝鮮電氣興業株式會社の百七十一萬坪を始め、埋藏量無慮六億萬噸を以て稱せる、大無煙炭田を有し、其の他、安州炭、若くは鳳山炭等をも併有するときは、工業用燃料上は實に天賜の恵みを多分に享有して居る。今試みにこれ等無煙炭或は石炭にして、現在稼行中の炭坑より平壤迄の距離を見ると左の通りである。

現在稼行中の炭坑

炭坑名	炭種	平壤迄の距離	經營者
江東炭坑	無煙炭	約八里	朝鮮電氣興業株式會社
貞柏炭坑	同	同	同
寺洞炭坑	同	同	海軍燃料廠平壤鑛業部
高坊山炭坑	同	同	同
栗里炭坑	同	同	同
三神洞炭坑	同	同	朝鮮無煙炭株式會社
坎北炭坑	同	同	同
大寶炭坑	同	同	三菱製鐵株式會社
長山炭坑	同	同	同
大文山炭坑	同	同	朝鮮電氣興業株式會社

五、經濟

江西炭坑	同	八里	朝鮮無煙炭鐵株式會社
大成炭坑	同	六里	明治鑛業株式會社
安州炭坑	石炭	同一六里	明治鑛業株式會社
鳳山炭坑	同	同一九里	鳳城炭鑛株式會社

平壤と各炭坑との距離は何れも近距離にあり、これが爲め輸送費に於て他地方に比し遙かに有利なる地位を占めて居る。然るに今日迄にこれ等各無煙炭坑に於て採掘したる數量は、大正二年以降昭和三年迄に於て約三百八十萬噸に過ぎない。右以前に於ける採掘量は詳かでないが極めて僅少のやうであるから、埋藏量六億噸より見る時は實に九牛の一毛に過ぎないのである。今假りに五億九千餘萬噸の埋藏量を有すると假定し、現在の如く一箇年約五十萬噸の無煙炭を採掘するとせば、今後尙は約一千二百年間採掘することを得る譯である。近時本品の利用價值が一般より漸次認識せられ、年々需要の増加を見つゝあるの狀勢にあり、既往四箇年間に於ける増加率は一箇年間約六、七萬噸乃至八、九萬噸であるが、今假りに一箇年間七十萬噸宛採掘するものと見て、今後約七、八百年間の壽命を有する勘定である。右以外に、安州炭あり、或は鳳山炭あり、更に平安南道無煙炭田もあり、如何に平壤の地が燃料に惠まれて居るかが窺知せられるであらう。

平壤無煙炭工業分析表 (其の一) (朝鮮總督府燃料選鑛研究所)

炭名	水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黃	骸炭狀態	灰の色	發熱量	比重	摘要
江東炭	四・〇〇 三・五〇 一・五〇	三・五〇 六・五〇 四・五〇	八〇・五〇 七六・三〇 八五・八〇	一二・〇〇 二・三〇 八・九〇	〇・七〇 〇・六〇 〇・五〇			六・九五 六・五七 七・八〇	一・四五 一・四一 一・四〇	貞柏里
大成炭	一・五〇 一・三〇 一・〇〇	五・五〇 九・五〇 八・三〇	九一・五〇 八六・〇七 八四・〇六	二・〇〇 三・六六 六・〇六	〇・六〇 〇・五〇 〇・五〇	同同非粘結	橙帶灰 淡灰黃	七・三三 	一・四四 一・四一 一・四〇	
寺洞炭	一・二〇 一・一〇 二・〇〇	八・一七 九・一七 二・五二	八三・三三 八一・三三 七六・〇〇	九・四六 八一・三三 四七・〇〇	〇・七〇 〇・七〇 〇・七〇		同白	八・〇〇 七・八五 	一・三七 一・五〇 	
高坊山炭	三・三三 四・六〇 一・六〇	六・七九 二・九〇 一〇・五〇	八四・三三 七七・六六 七九・七〇	五・六四 四・八〇 八・三〇	〇・四一 					
大寶炭	三・六八 三・〇八 三・六三	三・四〇 二・五五 六・五五	九〇・三三 八三・〇四 九一・七七	三・〇〇 八・四九 二〇・五五	〇・三三 〇・三六 〇・七四		淡褐	七・一八 		二一 種種
江西炭	三・三三 三・三三 四・六	三・八〇 四・二〇 五・五五	八二・四九 七九・五五 六・三三	二・一七 一・四四 一三・七五	一・七 〇・七 〇・八		淡褐	七・三三 七・五九 六・四三		BA 坑坑
江東面炭	三・〇〇 三・二二 三・九二	一・九 四・五五 三・五五	九〇・三三 八五・〇七 八四・五〇	一・一九 七・七 八・一〇		同同非粘結	灰白 淡赤灰	七・二八 	一・六六 一・八六 	

平壤無煙炭工業分析表 (其の二)

生活状態調査

三〇八

産地	水分	揮発分	固定炭素	灰分	硫黄	骸炭性狀	灰の色	發熱量	比重
江東郡三登里	三・八	三・七	六六・七	七・六	〇・六	不粘結	淡灰褐色	—	一・八〇
大同郡三神洞	二・三	六・九	六八・七	一三・三	〇・二	同	淡赤褐色	六九・三	一・五七
大同郡坎北山	〇・四	二二・〇	六九・七	七・六	一・四	同	赤白色	六九・六	一・五七

平壤無煙炭の灰分

試験場所

最小限度の灰分

最大限度の灰分

普通の場合の灰分

備考

試験場所	最小限度の灰分	最大限度の灰分	普通の場合の灰分	備考
大同郡	四・四〇	一七・四八	五——一五	炭坑不明
江東郡	三・九三	三八・一〇	五——一五	同
寺洞坑	六・三五	一五・〇五	五——一五	同
高坊坑	八・六五	二五・九五	一〇——一五	同

無煙炭配給地

平壤を中心とする附近の各無煙炭にして、昭和五年中に鐵道便に依り鮮内各地へ配送せられた数は約十六萬一千噸で、此の内鎮南浦港へ輸送せられた九萬六千餘噸は、其の大部分が内地仕向のものと認められ、結局鮮内の需要に供せられたものは約五、六萬噸内外と思惟せられて居る。今勝湖里・船橋里、其の他の各驛より發送せられた無煙炭の着驛別數量は大様次表の通りである。

無煙炭配送高調（昭和五年）

五、經	仕向 縣名		勝湖里	船橋里	兼三浦	岐陽	大同江	寺洞	美林	西平壤	平壤	計
	仕出 縣名	里名										
五、經	京	城	六、七三	四六〇	三三三	一、七〇五	五、二六	元〇	六	一七	九四三	一六、一〇三
	平	壤	三、六四	—	—	三	〇	四四三	一〇四	—	—	四、三〇
	大	邱	四〇〇	—	—	五	—	二六〇	三三	元	三	九七
	草	梁	一九〇	—	三	—	—	—	—	—	一六	一六八
	鎮	南	—	五六	—	二、六四九	己	八、一五〇	五四、六三	四三	三九	六、五八
	釜	山	二六	四	六	—	—	—	—	—	一六	一七一
	仁	川	五	四三	—	九〇七	—	—	—	—	—	一、九四
	安	東	元	—	—	元	—	—	—	—	—	八七
	大	田	元	—	—	二〇八	—	五	三	元	—	三六八
	兼	二	元	—	—	—	—	—	—	—	—	元
	船	橋	元	—	—	—	二、六六	二、六六	二、六六	—	—	一七、四八
	松	里	元	—	—	—	—	—	—	—	—	元
五、經	美	林	五	—	—	—	—	—	—	—	—	五
	龜	浦	—	二〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇
	金	泉	—	一三	—	—	—	元	—	—	—	一六
	龍	山	—	元	—	一、四〇	元	二六六	—	—	—	一、八三
	濟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[illegible]

肅 順 黑 釜 金 論 東 宜 鎮 新 全 島 平 井 江 裡 開 永

山

致

五、
經

川 安 橋 鎮 堤 山 幕 川 海 幕 州 院 澤 邑 景 里 城 原

濟

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | 允 无 一 兎 无 天 杏 允 一 共 一 合

| | | | | | | | | 品 | 无 | | | | | | | |

| | | | | 云 五 杏 | | | | | | | | | | | |

| | | | 云 云 五 七 | | | 云 | | | | | | | |

三
一
一

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

三 二 四 无 | 无 | 二 品 | | | | | | | | | |

二 二 四 无 云 合 杏 品 二 品 允 二 无 无 天 杏 允 一 共 一 合

品名	数量	単価	金額
計	二、七六	六、三五	一六、四六
清涼里	一	一、二五	一、二五
黄線	一	一、二五	一、二五
慶南線	一	一、二五	一、二五
忠北線	一	一、二五	一、二五
順川	一	一、二五	一、二五
舍人場	一	一、二五	一、二五
博川	一	一、二五	一、二五
嶺美	一	一、二五	一、二五
孟中里	一	一、二五	一、二五

燃料消費高

尙は最近一箇年間に平壤府内に於て消費したる燃料は左表の如くなつて居るが、平壤附近には未だ無限に未許可の炭坑區があるから、若し平壤府又は團體に於て、適當にこれが採掘許可を受け、府民の爲め最も低廉に燃料供給の計畫を樹てるときは、工業上・生活上一大福利を齎すものと信ずる。

平壤府燃料消費調（昭和四年）

品名	数量	単価	金額
江東炭	四八、三五三	七、〇〇	三三八、四七一

安州炭	八、二九	一三〇〇	一〇五、六七七
鳳山炭	三〇〇	一〇〇〇	三、〇〇〇
大門山炭	一六〇	一七〇〇	二、七二〇
大成炭	一、五八五	一三、七〇	二一、一四五
其の他無煙炭	四、一五〇	八、五〇	三五、二七五
計	六二、六七七	—	五〇六、二八八
撫順炭	三〇、一二六	一六、〇〇	四八二、〇一六
本溪炭	一、〇〇〇	一八、〇〇	一八、〇〇〇
豐國炭	七二八	一六、五〇	一二、九〇三
計	三二、九〇九	—	五一二、九一九
電興煉炭	七、一一五	一八、五〇	一三、六二八
同上別口	三、一八五	一五、〇〇	四七、七七五
海軍煉炭	七、三〇〇	一七、五〇	一二七、七五〇
三菱煉炭	一、三〇〇	一六、〇〇	一四、八〇〇
平壤マセツク	一、九五〇	一七、〇〇	三三、一五〇
岐陽煉炭	二〇〇	一三、〇〇	二、六〇〇
穴明キ煉炭	一、三四五	一七、〇〇	二二、八六五
コークス	一、〇〇〇	三〇、〇〇	三〇、〇〇〇
五、經濟			

薪	計	二、三、三九五	一	四一〇、五六八
木		一、六九九、五〇〇	〇・〇六	一〇一、九七〇
松		七〇一、〇〇〇	〇・二〇	一四〇、二〇〇
葉		三、五一四、〇〇〇	〇・一〇	三五四、〇〇〇
計		五、九一四、五〇〇	一	五九五、九七〇
備考 江東炭、撫順炭中の一四、五〇〇噸及び電興煉炭の三、一八五噸は電興及び製糖の發電用に使用されたる動力燃料なり。				

勞 銀

平壤に於ける人口は年々五、六千人宛を増加しつつあるも、これ等は各種事業の勃興に伴つて必然に増加せしものゝみならず、また一面農村の疲弊に伴ふ都市集中の傾向の現れとして、漫然と移住するものも多數あり、これ等人口の増加は新規事業の勃興を凌駕し、徒らに勞力過剰の現狀にあり、従つて勞銀の如きも、鮮内他の都市と比較して遙かに低く、爲めに收入これに伴はず、又は失業に依り悲惨なる生活を營んで居るものが多い。

鮮内各主要都市に於ける朝鮮人普通人夫賃金表 (昭和四年九月末)

平壤	鎮南浦	新義州	京城	大邱	木浦	仁川	釜山	清津	元山	群山
六三 ^円	五九 ^円	七〇 ^円	七九 ^円	八〇 ^円	七七 ^円	七〇 ^円	一〇〇 ^円	九〇 ^円	七〇 ^円	八〇 ^円

即ち右の調査を見ると、普通人夫賃銀は釜山・清津・大邱・群山・京城・木浦・元山・仁川・新義州の順序となつて居り、平壤はその次に位して居る。斯くの如く平壤に於ける労働賃銀の低廉な理由は、勞力過剩にも原因して居るが、從來この地方には、勞銀の安い支那人労働者が多く入り込んで居たことに、影響されて居るところも尠くない。

平壤府内勞銀表

職業別	平均額				職業別	平均額			
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	平均		昭和二年	昭和三年	昭和四年	平均
大工	内地人 三六五	内地人 三五〇	内地人 三一〇	三二二	煉瓦積	内地人 三九五	内地人 四〇〇	内地人 四〇〇	三九五
(家作)	朝鮮人 一八〇	朝鮮人 二五〇	朝鮮人 二〇〇	二一〇	ペンキ塗	朝鮮人 一八〇	朝鮮人 二二八	朝鮮人 二〇〇	二〇〇
左官	内地人 三九五	内地人 四〇〇	内地人 四〇〇	三九五	墨刺	内地人 三九五	内地人 四〇〇	内地人 四〇〇	三九五
工	朝鮮人 一八〇	朝鮮人 三〇〇	朝鮮人 二七五	二五二	表具師	朝鮮人 一八〇	朝鮮人 三〇〇	朝鮮人 二五〇	二五〇
石工	内地人 三九五	内地人 四〇〇	内地人 四〇〇	三九五	工	内地人 一六五	内地人 二二八	内地人 二〇〇	二〇〇
木挽	朝鮮人 一七三	朝鮮人 二〇〇	朝鮮人 二〇〇	一八八	桶	朝鮮人 一六五	朝鮮人 二二八	朝鮮人 二〇〇	二〇〇
屋根葺	内地人 三九五	内地人 四〇〇	内地人 四〇〇	三九五		内地人 三六五	内地人 三五〇	内地人 三五〇	三五〇
五、經濟	朝鮮人 一八五	朝鮮人 二二五	朝鮮人 一七五	一八五		朝鮮人 三八〇	朝鮮人 三五〇	朝鮮人 三五〇	三五〇

瓦葺		染色業		洋服裁縫		靴職		活版植字工		理髮職		杜師		擔車		仲仕	
内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
四・五	一九〇	二・五	・九	月給七・〇〇	六・〇〇	二・六五	一・八五	二・〇八	一・〇八	四七・五	三六・五	×二五・〇〇	×二五・〇〇	・七〇	二・六	二・六	一・八
三七五	二二〇	二二〇	一五〇	七〇〇	六〇〇	二五〇	二〇〇	二〇八	一〇八	五〇〇〇	四九〇〇	×二五・〇〇	×二五・〇〇	・七〇	二・〇〇	二・〇〇	一五〇
三五〇	一七五	二二〇	一・五	八〇〇	六八〇	二五〇	二・〇〇	一五〇	一〇五	五五〇〇	五・〇〇	×二五・〇〇	×二五・〇〇	・七〇	二・〇〇	二・〇〇	一五〇
車製造職		醬油製造職		鳶人足		平人足		土方		自動車手		人力車夫		下男		下女	
内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
三六五	一八〇	×七五・〇〇	×四九・〇〇	三四〇	一六五	六八	一・六八	二・〇八	一・六八	月給七・〇〇	六・〇〇	一	一	×三〇・〇〇	×三〇・〇〇	×二六・〇〇	×二〇・〇〇
三五〇	二五〇	×七五・〇〇	×四九・〇〇	三〇〇	二〇〇	一・〇〇	一・一三	一・〇〇	一・〇〇	七〇〇	六〇〇	一	一	×三〇・〇〇	×四〇・〇〇	×二六・〇〇	×二〇・〇〇
三〇〇	二五〇	×七五・〇〇	×四九・〇〇	三〇〇	二〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	六五〇	五五〇	三五〇	三五〇	×三〇・〇〇	×四〇・〇〇	×二六・〇〇	×二〇・〇〇

×印を附したるは賄付賃銀にして月給とす。

商 業

貿 易

平壤は西鮮三道の中樞を扼し、水陸交通の便亦發達し、南に黃海道の寶庫を控へ、北に平安北道と隣りし、東に咸鏡南道及び江原道と相接し、西に鎮南浦の良港を關門とし、黃海を挟みて南北支那に對し、交通運輸上常に有利なる位置にあり、恵まれたる經濟中心地として優越なる商權を把握し、西鮮に於ける大消費市場として雄飛した爲め、一時は極端なる輸入貿易地であつた。輒近西鮮地方の産業發展に伴ひ、平壤を中心として各種事業の勃興を見、穀物・豆類の農産物は素より、生牛・牛骨・各種肥料・蠶業・棉花・綿實・平壤栗等の特産物の外、大量生産品として、砂糖・セメント・無煙炭等の輸移出頼みに旺盛を極めるに至つたので、貿易狀況は幾分か出入の均衡を保ち得たのであるが、これまで輸送並に税關手續の關係上、陸上税關たる平壤税關の手を経ずして直接釜山經由となり、また仁川・新義州・鎮南浦の諸港に於て通關手續を経るものが尠くない爲め、實際上の貿易額よりも平壤税關の統計は、遙かに低くなつてゐたのである。

然るに歐洲大戰勃發以來、平壤は朝鮮唯一の工業地として各種の産業が企劃され、平壤の貿易は急激なる増加を示すに至つた。即ち工業の勃興と共に、工場の施設經營に要する諸機械諸材料の輸移入を始め、財界の好況に依る經濟力の増進等、輸移出入共に夫々面目を一新した。

これを要するに、貿易地としての平壤の將來は前途極めて有望にして、將來大同江の改修、平元鐵道の完成、國境滿浦鐵道の開通を見んか、水陸の便は一層加はり、これ等の沿線に藏する無盡蔵の物産は開拓せられて、必ずや平壤市場に集散し來るべく、若し夫れ將來愈々内地資金の流入を促し、これ等の資源を巧みに利用して工業經營を行ふに於ては、平壤の商工業上に於ける地位は一段と高めらるゝであらう。

平壤府貿易統計

種 別	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
	輸 出	移 入	輸 出	移 入	輸 出	移 入
計	四、九三一、四七七 _円	一六、四九四	五、三七五、七五五 _円	一五、四八二	三、九五七、三八七 _円	九、七二二
輸 出						
計	四、九四七、九七一		五、三九一、二三七		三、九六七、一〇九	
移 入	七、二五七、四五六		八、九一一、九五六		七、〇五九、二三〇	
輸 入						
計	八、一二九、四〇〇		六、二九八、〇二〇		五、一四〇、〇一〇	
移 出						
計	一五、三八六、八五六		一五、二〇九、九七六		一二、一九九、二四〇	

合計

二〇、三三四、八二七

二〇、六〇一、二二三

一六、一六六、三四九

重要輸出品價額

品名	金額	品名	金額	品名	金額		
砂糖	四、三二、六〇六 ^円	履物	五、八〇〇 ^円	細辛	一三、五〇四 ^円	朝鮮紙	六、九七〇 ^円
皮革類	二七三、五七〇	清酒	一九、三六六	醬油	六、二六八	其他諸品	六、五五五
林檎	一五、五五一	再輸出品	二、七七八	鐵	五、七七九	合計	四、九〇〇、七四〇

重要輸入品價額

砂糖	四、七六、五〇五 ^円	豆粕	三三、七六三 ^円	銃鐵	四七、〇九 ^円	綿織物	三、七六六 ^円
皮革類	九六、九七七	爆發藥	一六、四四九	羅紗及セル	四、〇〇九	其他諸品	二七、一八〇
栗	七六、五二七	小包郵便物	二〇、四二一	コークス	三六、三二	合計	七、三二七、四五六

重要移出品價額

絹布	三、七六 ^円	衣類	三、七三 ^円	其他	五 ^円	合計	一六、四九四 ^円
----	-------------------	----	-------------------	----	----------------	----	---------------------

重要移入品價額

絹織物	二、九六、〇六九 ^円	小包郵便物	一、九九、三六 ^円	毛織物	三〇九、七五 ^円	其他諸品	四、〇〇三 ^円
砂糖	二、二〇、五七七	絹織物	一、一七、六五四	酒類	七〇、五六八	合計	八、二九、九四〇
五、經濟							三一九

水陸空路別輸出入價額累年表

[illegible]

即ち最近の對外貿易は、輸出四百九十三萬餘圓、輸入七百二十五萬餘圓、合計一千二百十八萬餘圓となつてゐる。

その取引先は、輸入に於ては蘭領印度が四百七十八萬餘圓で總輸入額の約六割五分、支那が二百十八萬餘圓で約三割、輸出に於てはその殆んど全部が支那である。

その主なる貿易品を見るに、對支輸入品は米・粟・黍・豆粕等で、對蘭領印度よりの輸入品に砂糖・皮革等があり、對支輸出品は砂糖がその大宗で約九割を占めてゐる。

主なる外國取引先

支	那	輸	入	輸	出	合	計
		二、八二	千円	四、九三二	千円	七、一四	千円

蘭	領	印	度	四、七八一		四、七八一
英		國		一七〇	一	一七〇
其	の	他		一二五	一	一二五

商 店

李朝以來、平壤は西鮮の雄都たると同時に、道治の中心で、人口も多く、消費力は旺盛であつた。平壤の朝鮮人商人は夙に商才に富み、能く開城商人に拮抗するだけの實力を有して居たが、最近に至りては、内地人・支那人の商業勢力が加はり、殊に鐵道の發達、諸産業の興隆等により、平壤の商圈は著しく擴大し、開城を壓倒して西鮮三道は勿論、江原・咸鏡道方面に迄取引を延長して居る。平壤に於ける上着商人の堅實なる營業振は、その店舗の構造等によりても窺ひ得べく、その信用を重んずることも確に特色と思はれる。今平壤府内の販賣業及び準商業の一箇年間の營業高を見るに、販賣業二千二百九十三戸、その營業高三千七百七十二萬四千圓、準商業四百七十三戸、その營業高八百十六萬九千圓に達して居るが、これが業種別及び經營者別營業高は左の通りである。

平壤府内商業戶數竝に賣上高（昭和四年）

（イ）販 賣 業 分 類

生活狀態調查

分類別

戶數

營業高

穀類・粉類

內 地	朝 鮮	法 國	外 計
人	人	人	人

一七戸	一九三	二	二二二
五〇九、九〇〇	四、七五三、六〇〇	九八五、七〇〇	六、二四九、二〇〇

蔬菜・果物・漬物類

內 地	朝 鮮	法 國	外 計
人	人	人	人

二一	三一	二	四	五八
一八〇、九〇〇	九二、一〇〇	一〇、七〇〇	六、四〇〇	二九〇、一〇〇

生・干・鹽魚類・海藻類

內 地	朝 鮮	法 國	外 計
人	人	人	人

一四	五〇	一	六四
二七四、〇〇〇	四五二、〇〇〇	一	七二六、〇〇〇

五、經

濟

獸肉・牛鳥肉・牛乳類				酒類・調味料・清涼飲料水				菓子・煙草・パン類			
外	法	朝	内	外	法	朝	内	外	法	朝	内
計	國	鮮	地	計	國	鮮	地	計	國	鮮	地
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
五八		四八	一〇	五二		二	三九	四五		一四三	四六
七六六、六〇〇		六七二、九〇〇	九三、七〇〇	五二二、九〇〇		五九、六〇〇	三三一、七〇〇	一〇四、五〇〇		三五、一〇〇	三〇〇、三〇〇
								七五五、九〇〇			
								六五五、〇〇〇			
								八三三、九〇〇			

食料品雜貨類				燃料類				木材・石材・建築材料				家具・疊類・荒物類			
外	法	計	國	外	法	計	國	外	法	計	國	外	法	計	國
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一二	一三	三六三	二	五八	九	八八	一四	一七	四	一	三五	三〇	五〇	三	三
二、〇五六、二〇〇	一、一六、一〇〇	三、六六一、二〇〇	七三〇、六〇〇	六〇六、六〇〇	二、九九七、三〇〇	四、三三五、五〇〇	五六九、六〇〇	三七八、六〇〇	六〇五、九〇〇	一、五五四、一〇〇	一八三、七〇〇	二一四、八〇〇	三九、三〇〇	四、八〇〇	

濟

三二五

織物・被服・綿絲・編物類			紙・文具・紙製品・玩戲具類			圖書・新聞・出版物類			藥品・染顏香料・化粧品類		
朝	法	外	朝	法	外	朝	法	外	朝	法	外
計	國	地	計	國	地	計	國	地	計	國	地
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
二二五	九	一九四	二	二	三	三	九	一	二	一	六
三、二五二、五〇〇	二、四八四、四〇〇	二、五四六、八〇〇	二六、四〇〇	一六七、五〇〇	四四九、二〇〇	一八五、〇〇〇	五七、六〇〇	二四三、六〇〇	二七九、〇〇〇	二七八、〇〇〇	二七四、八〇〇

業 種 別	人 別	戶 數	替 業 高	合 計									
				度 量 衡 科					學 器 械 科				
				時 計					寶 石				
				外 國 人	法 國 人	朝 鮮 人	內 地 人	計	外 國 人	法 國 人	朝 鮮 人	內 地 人	計
倉 庫 運 送	內 地 人	二四	二、〇〇六、四〇〇	總 計	外 國 人	法 國 人	朝 鮮 人	內 地 人	計	外 國 人	法 國 人	朝 鮮 人	內 地 人
	朝 鮮 人	一一	一七四、一〇〇										
(口) 準 商 業 分 類				二、二九三	一〇六	六五	一、六三八	四八四	五六	一	三八	一六	五七
				三七、七二四、一〇〇	三、五三〇、八〇〇	一一、二三四、二〇〇	一四、九六〇、六〇〇	八、〇〇八、五〇〇	三六二、七〇〇	一	五九、七〇〇	二一八、四〇〇	八四、六〇〇
													八三二、二〇〇

飲食		料理		旅行		娯樂		交通		通信		郵便		新聞		書籍		其他	
店		館		外		朝		內		計		法		朝		內		計	
鮮	地	計	國	鮮	地	計	鮮	地	計	鮮	地	計	鮮	地	計	鮮	地	計	鮮
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一七〇	二一一	一六八	五六	六〇	五二	一四〇	一三	九二	三五	一七	四	六	七	一〇〇	四八	一三	四八	一三	四八
八九九、〇〇〇	五、五三二、一〇〇	一、〇七〇、六〇〇	九六、八〇〇	五二二、九〇〇	四五〇、九〇〇	三二七、一〇〇	一一四、四〇〇	一三九、一〇〇	七三、六〇〇	四、一〇五、二〇〇	二四、三〇〇	一、〇一六、八〇〇	六二、九〇〇	三、〇〇〇、二〇〇	二、六六六、六〇〇	四八六、一〇〇	二、六六六、六〇〇	四八六、一〇〇	二、六六六、六〇〇

合

計、法

人

三二

一、六一七、三〇〇

外 國

人

六〇

一、二一、一〇〇

總

計

四七三

八、一六九、五〇〇

市 場

李朝時代既に平壤の市場は、南鮮の大邱・全州・江景等と共に、全鮮屈指と稱せられてゐた。併合以來常設店舗の發達するや、大市場は寧ろ交通不便なる地方に移り、平壤の市場は多少衰微した傾きがあるが、市目には尙ほ人出多く市場附近は大に賑ひ、行商者の商品仕入のために市場へ來るものも多い。

先年物價調節を目的とする府公設市場を設け、また水産物の取引を目的とする株式會社平壤魚市場等の設立を見、更に昭和五年には普通門外に肉豚及び仔豚の取引市場が設けられた。

平 壤 府 内 市 場 表 (昭和四年)

市 場 名	所 在 地	經 營 者	開 市 回 數	農 產 物	水 產 物	織 物	畜 產 物	其 他 雜 貨	計	備 考
平壤司會	平壤府	平壤府	三三	三、五七	一、六三	七、五五	三、二八	二、二六	五、六二	一月二日、三日の外
公設市場	會川里	平壤府	三三	三、五七	一、六三	七、五五	三、二八	二、二六	五、六二	一月二日、三日の外
蘇町公設市場	蘇町	同	三三	三、五七	一、六三	七、五五	三、二八	二、二六	五、六二	同

五、經 濟

生活状態調査

三三〇

幸政町 平壤府 平壤府 三三三 二、六〇〇 四、五五五 一五、一七五 一五、一七五 三〇、八〇〇 一號市場
一月二、三、六日の外
毎日開市

新陽市場 新陽里 同 六六 三、〇〇〇 三、五五〇 六、六〇〇 六、七〇〇 二六、八八〇 陰四、九日

食糧品市場 壽町 同 一 一 一 一 一 一 取引なし

上營市場 上營里 同 一 一 一 一 一 一 同

箕林市場 箕林里 同 一 一 一 一 一 一 同

船橋里市場 船橋里 同 一 一 一 一 一 一 同

株式会社 平壤魚市場 同 株式会社 平壤魚市場 三三三 五、六三三 三〇、二六六 一 一 一 三三、六六六 三號市場
一月二、三、六日の外
毎日開市

尙ほ平壤附近の村落市場を見るに、開市日は大抵陰暦の一六・二七・三八・四九・五十といったやうに五日目毎になつて居り、農家は平壤府内の市場又はこれ等の村落市場に於て、自家の生産品を賣却して、他の必需品を購買するのである。試みに大同郡内の市場に就き、その賣上高・開市日等を見ると左の如くなつて居る。

大同郡内市場表（昭和五年）

市場名	所在地	經營者	開市 回数	一箇年賣買高					開市 日	
				農產物	水產物	織物	畜類	其の他 雜品		
休岩市場	秋の美面 寺洞里	秋の美面	五	六〇,〇〇〇 _四	一,〇〇〇 _四	—	三,一六〇 _四	一七,五〇〇 _四	八三,三〇〇 _四	陰 五・十の日
梨本市場	同 梨本里	同	三	四四,〇〇〇	七,九〇〇	—	五,九五〇	一〇,〇〇〇	六六,一〇〇	同 三・八の日
院場市場	金祭面 院場里	金祭面	六	四九,一四〇	九,〇〇元	一〇,一五〇	三,九五〇	四九,〇〇〇	三三,〇〇〇	同 三・八の日
院場市場	同	同	六	—	—	—	二六,三三五	—	三六,三三五	同 三・八の日
長峴市場	同 長峴里	同	七	一五,七〇〇	六,九一〇	六,〇三〇	六九,七二五	三,四九七	一五,一七六	同 二・七の日
長峴市場	同	同	七	—	—	—	一,三三八	—	一,三三八	同 二・七の日
猿岩市場	南串面 猿岩里	南串面	六	八二,四六〇	四,四四〇	六,八〇〇	一九,五六〇	四,三五四	一二七,六九七	同 四・九の日
太平市場	大寶面 太平外里	大寶面	七	—	八,一〇〇	一八,五五〇	二,〇〇〇	八,三六〇	五九,六四九	同 五・十の日
太平市場	同	同	七	—	—	—	一七,五三〇	—	一七,五三〇	同 五・十の日
廣灘市場	古平面 廣灘里	古平面	五	—	一,一六〇	一,六三〇	五,七六〇	一三,四一九	三六,六九二	同 二・七の日
馬嵐市場	斧山面 馬嵐里	斧山面	三	四,六四七	八四〇	三七〇	二六九	一,〇六八	七,一二一	同 一・六の日

五、經

濟

生活状態調査

三三二

長水院市場	柴足面	三、九八	三、三〇	二〇、六九	二六、六八	三、九六	八〇、〇一	同	五・十日
檢浦市場	龍淵面	一五、八〇	四、〇〇	四、六〇	五、七八	四、九一	六、七九	同	五・十日
皮辰市場	栗里面	二六、〇〇	一、〇〇	三、五〇	三、一〇	三、七〇	九、四〇	同	二・七日
下石花市場	在京里面	四、九四	一、〇一	三三	一	六、五七		同	四・九日
柯梓市場	栗里面	取引なし						同	三・八日
平壤常設家畜市場	龍山面	同						毎昭和五年十月二日 一日設置	

行商

平壤府内へは常に各地方より行商者が入り込んで来るが、これと同時に平壤商人の地方へ行商するものも相當に多く、昭和五年の調査に據ると、外來行商者數七十五人、地元商人の地方行商者數三百五十五人に及んで居る。

行商者調

物 價

外來行商者の出身地方別數				地元行商者の行商先數			
釜山府	二〇、	平安南道一圓	二五〇人	元山府	一五	平北江界郡	二〇
清津府	五	寧邊郡	一五	京城府	二〇	黃海道隣邑	五〇
全州邑	一〇	清津府	一〇	統營邑	五	合 計	三五五
合 計	七五						

韓國併合後商品の種類著しく増加し、内地及び外國に於ける情勢の支配を受けること頗る敏速となり、殊に最近商工都市として面目を一新してより、全鮮の消費市場たる京城の商況に支配さるゝことが多い。而して朝鮮内の物價が内地市場の影響を受けるは當然であるが、その中米は内地よりも寧ろ朝鮮、殊に仁川の定期、釜山・大邱・群山等の延市場に於ける情勢如何の影響を受けることが大で、また粟は、滿洲に近くして事實輸入も第一位を占め、且つ地元にも多量の生産を有する平壤の商狀が寧ろ全鮮の相場に先驅し、その他、砂糖・セメント・無煙炭・煉炭・生牛・靴下・ゴム靴・燒酎・平壤粟等は種々の關係に於て

各方面と密接な交渉を有するも、朝鮮に於ける主産地として平壤の相場は、内外の市場に於て重視されてゐる。

平壤府公設市場物價表

品名	年	度	單位	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
精米		十五キロ		三、七八 錢	三、六八 錢	三、一七 錢	三、〇〇 錢	二、八三 錢
樓麥				三、〇〇	二、八五	二、七〇	二、六〇	二、五五
精粟				二、三〇	二、二〇	二、二〇	二、一〇	二、〇〇
大豆				二、〇〇	一、九〇	一、九五	一、九〇	一、九〇
小豆				一、九〇	一、八〇	一、九〇	一、七五	一、七五
牛肉		六〇〇グラム		四〇	三八	三九	三三	三四
鶏肉				六九	五五	五八	五三	四八
豚肉				三八	三七	三五	三五	三〇
鶏卵		十個		四〇	三八	三七	四〇	二八
鯉節		四〇〇グラム		一、九三	一、九九	一、七五	一、八〇	一、八〇
味噌				八	九	九	六	六
油		一升		六九	六五	六五	六一	五五

食	鹽	六〇〇グラム	四〇	四〇	四〇	四〇	三八
砂	糖(白)	〃	二九	二六	二四	二二	二二
茶	〃	〃	一、〇九	一、〇九	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
清	酒	一	一、五一	一、四六	一、四〇	一、四〇	一、〇〇
朝鮮	燒酎	〃	五二	五〇	五〇	五〇	四五
三矢	サイダー	一	二一	二〇	一九	一八	一八
シト	ロン	〃	二一	二〇	二一	二〇	一八
葡	萄酒	〃	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇
キリン	ビール	〃	三九	三九	三九	三八	三五
薪	(松)	一	七	八	九	七	五・五
木	炭(根炭)	〃	二三	二五	二四	二四	二四
石	炭	一	一、四五	一、六〇	一、二五	一、二五	一、二〇

會 社

由來平壤は西鮮地方に於ける經濟界の中心にして、その商圏は遠く滿蒙・西伯利亞、及び南北支那、その他の外國へ及ぶ一方、工業の原動力たる石炭、用水の豊富に加ふるに、その原料たる農・林・鑛・水産

地を背後に擁せるを以て、大工業地として、一般商工業は急激なる勢ひを以て發展するに至り、これが經營に當る諸會社も續出するに至つた。現在會社數は本店三十九、支店百四で、その業務別を見れば、商業及び工業が最も多く、大部分を占めてゐる。

會社種類別表 (昭和四年末現在)

種別	會社數		資本金		積立金	借入貸	付純	益
	株式	其他計	公稱	拂込				
農林業	1	2	110,000	110,000	400	82,496	—	2,786
商業	2	2	78,810	80,888	19,850	13,720	9,183	13,431
工業	5	8	11,844,000	3,457,000	11,1120	6,044,115	8,131	14,110
水産業	1	1	—	—	—	—	—	—
銀行及金融業	4	1	9,000,000	3,770,000	97,760	84,032	567,936	19,664
運輸業	2	1	993,000	993,000	400	30,560	—	16,188
其他	5	1	1,350,000	2,330,000	10,012	56,640	25,686	13,779
合計	16	3	14,006,810	4,880,958	36,944	66,811,358	61,066	47,955
商業	5	3	10,357,000	3,623,850	17,760	33,775,938	101,731	12,404
農林業	1	2	1,000,000	3,457,000	123,240	1,884,420	7,357	1,923,155

支店	銀行及金融業	運輸業	其他	合計
工業	八三三	一〇三	八五,九二,六〇〇	五〇,三三,六〇〇
銀行及金融業	七三	一〇	三三,七三六,〇〇〇	九三,九八六,〇〇〇
運輸業	六三	三九	二六,一四八,〇〇〇	一九,一四三,〇〇〇
其他	五九	一四	一五,三三〇,〇〇〇	五九,九〇〇
合計	三三	二二	二〇,九八四,六〇〇	一七〇,五五〇,九八〇
			七,七四一,〇〇〇	六,三三六,〇〇〇
			一六,〇〇〇	四,四九,一〇〇

會社表 (昭和四年)

名稱	位置	創立年月	營業種類	資本金	稱拂本	込積立	金借入	金貸付	金純益	金配當	決算期
合資會社	南町三	大正二	肥料樹苗及	三〇,〇〇〇 _円	三〇,〇〇〇 _円	—	三三,〇〇〇 _円	—	—	—	内地人
內田百貨店	南町三	大正二	肥料樹苗及	三〇,〇〇〇 _円	三〇,〇〇〇 _円	—	三三,〇〇〇 _円	—	—	—	内地人
東洋拓殖株式會社	黃金町	明治四三	折殖事業	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一,九三三,一三三 _円	五分	内地人
平南種苗會社	竹岡町	昭和三	桑苗生産販賣	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	一〇,〇〇〇	—	—	—	内地人
合資會社	林八千代	大正三	造林	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	—	一〇〇,〇〇〇	—	—	—	内地人
合資會社	港町五	二八	木商	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	—	—	同
高濱合名會社	館後里	七	絹綿絲布販賣	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	内地人

[illegible]

生活狀態調查

三四二

大日本製糖株式會社	朝鮮支店	四六	大正各種砂糖・酒精	二、四六、〇〇〇	四、七九、一〇〇	七、七六、〇〇〇	—	—	—	五、〇六、一〇二	朝鮮	十四月
朝鮮興業株式會社	同	八・五	電氣・石炭	五、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	內九地人	三月
山本製絲株式會社	平川里	一五・九	製絲	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	內二地人	二月
平安製革株式會社	東大院里五〇七	昭和四・六	鮮鞋皮類製造	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—	朝鮮人	七月
合資會社	拉林街廳里七五	四・五	帽子製造・縫・	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—	朝鮮人	二月
合資會社	東製造所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合資會社	本町五	四・六	機械工具	五、〇〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—	—	內十一地人	五月
合資會社	本町	四・七	石炭	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一、三〇、〇〇〇	—	—	—	內十二地人	二月
合資會社	八千代	四・八	鐵工	七、〇〇〇	七、〇〇〇	—	—	—	—	—	同	同
合資會社	大和町	四・〇	陶器	五、〇〇〇	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	同	同
合資會社	柳町一	四・〇	鐵工業	五、〇〇〇	六、〇〇〇	—	一、五〇〇	—	—	—	同	同
合資會社	船橋里	四・二	總子製造	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	七、七〇〇	—	—	—	內十一地人	一月
合資會社	三一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	內十二地人	二月
合資會社	平川里	四・三	洋襪製造	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	內十二地人	二月

株式井橋商店	〇・九	土木請負	100,000	100,000	—	五、二二	13,000	—	十二月 内地人
株式平然社	二・五	土木建築請負	500,000	1,500,000	五、000	五、六〇〇	—	—	三月 内地人
合資澤櫻町六	昭和	請負・礦物 探掘及販賣	100,000	120,000	—	—	—	—	十二月 内地人
合資上商會	三・六	葬儀土木請負	100,000	100,000	—	—	—	—	同
株式地上建物	三・四	不動產鑑定	100,000	100,000	—	13,000	—	—	四月 内地人
合資鮮養社	三・一〇	養鶏	3,000	3,000	一、八九	三、一九五	一、三三	二五	十二月 内地人
合資黑堂炭房	四・二	藥種	3,000	3,000	—	—	—	—	同
合資野組	四・三	土木建築請負	100,000	100,000	—	—	—	△	三月 内地人
合資通商會	四・三	土木請負	3,000	3,000	—	—	—	—	十二月 内地人
合資昇樓	四・〇	料理店	100,000	100,000	—	—	—	—	同
合資洋品店	四・〇	和洋品雜貨	3,500	3,500	三〇	三〇〇	—	二〇五分	同
合資來商會	四・二	軍用品	1,000	—	—	—	—	—	同

五、經 済

保 險

保険業の平壌に進出せしめ、火災保険は明治三十七年の日本火災を以て濫觴とし、生命保険にありては明治三十九年の日本生命を嚆矢とする。現在に於ては保険業者の出張所・代理店を置くもの六十餘に達するが、一般朝鮮人の保険に對する智識は漸次向上せるも尙ほ充分ならず、生命保険の如き中途解約者が頗る多い。

保 險 契 約 高 (昭和四年末現在)

區 分	店 數	契 約		計
		内 地 人	外 國 人	
生 命	一九	五二、一九四	三九、六〇〇	八四〇、七九四
火 災	二	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
海 上	二五	八、八二九、四四五	六、九七、四〇〇	一六、〇〇二、七九五
合 計	三二	一、九一五、四六二	一、六七、八〇〇	三、六七九、七六一
		二、〇〇八、二二一	八、九五四、七四〇	一〇、五五三、三五一

保 險 會 社 表 (昭和四年)

[illegible]

[illegible]

帝國火災保險同	二	〃	(内) 六三	二七、六六	九一	三、〇〇〇	五	八、九六三	九六	二、一九六三	六六	五、五四四六七	六〇〇	〃
横濱火災保險同	一	〃	(内) 三	五、一六九	二一	九、三三九	〃	〃	二一	九、三三九	三六	二、七四、八六七	〃	〃
太平洋火災保險同	一	〃	(内) 一一	五、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	一、六九七八	一九五	〃
日本海上保險同	四	火	(内) 一三	一、〇四、九三	一四	三、〇〇〇	三	一、八六、〇〇〇	六五	二、九六、〇〇〇	四六	三、七三三八	三、四四〇	二
日本簡易火災同	一	〃	(内) 一七	六、一〇〇	〃	七、〇〇〇	〃	〃	八四	七、〇〇〇	四三	八、〇三、〇〇〇	三、一〇〇	〃
富國火災保險同	一	〃	(内) 一〇	五、〇〇〇	二	一、〇〇〇	〃	〃	六二	一、〇〇〇	三三	一、五三、一七〇	一七	〃
東京火災保險同	二	〃	(内) 九	六、六六〇	〃	〃	四	一、〇八、〇〇〇	四九	一、〇八、〇〇〇	一五	九、四八、〇〇〇	一、五六九	〃
日本共立火災同	一	〃	(内) 一六	一七、一〇〇	六〇	一〇、一三五	〃	〃	六〇	一〇、一三五	四三	五、八二、九七六六八	五、〇三	〃
富國火災海上同	一	〃	(内) 五	四、七九〇	一七	七、〇〇〇	〃	〃	一七	七、〇〇〇	一七	六、一〇、三三二	一、八四〇	〃
ニウジラン火災同	一	〃	(内) 五	三、〇九〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五	一、七四、四八五	一、〇〇〇	〃
東京海上火災同	二	〃	(内) 七	三、一八〇	〃	〃	三	六、〇八、〇〇〇	二	六、〇八、〇〇〇	三七	二、〇八、五八九	三、〇〇〇	〃
朝日海上火災同	一	〃	(内) 二	八、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二一	八、五〇、〇〇〇	一、〇〇〇	〃

五、經

濟

[illegible]

金融

銀行

平壤に於ける金融機關としては、明治三十七年日露戰役の初期に於て、初めて第一銀行が臨時出張所を開設したのが、西朝鮮に於ける銀行業の濫觴で、其の後幾度か變遷を経て、今日に於ては一般銀行業務を取り扱ふ銀行が七箇所と、特殊金融を取扱ふ東拓支店、及び金融組合四箇所あり、此の外、平壤無盡株式會社が設立され、何れも夫々その使命に向つて機能を發揮してゐる。而して銀行は朝鮮銀行支店・朝鮮殖産銀行支店・朝鮮商業銀行支店・同出張所・安田銀行支店・漢城銀行支店・同出張所の七で、その預金及び貸出の狀況は左の通りである。

各銀行營業概況

年次	行數	預金			貸出		
		預入	引出	現在	貸出	償還	現在
昭和二年末	七	一九、三三、九三	一九、七六、五六	七、八三、二二	二七、七三、七四	二三、七五、三三	一三、〇六、四六
昭和三年末	七	二〇、六七、〇七	二〇、五三、六〇	八、九五、六八	二七、三三、五五	二七、八六、四四	一三、四三、九六

昭和四年末 七 三三,三三三,七三三 三三,四〇〇,三〇〇 八,三三三,三三三 三三,三三三,三三三 三三,三三三,三三三 二,六六六,六六六

各銀行諸貸出金種類別表

種 類	昭和二年末			昭和三年末			昭和四年末		
	總	高	現 在	總	高	現 在	總	高	現 在
貸 付 金	四,六三三,八二四		九,四三三,七三三	四八,四四九,三三三		七,七四四,二二〇	五〇,八〇八,七四七		七,五九九,五〇〇
當 座 貸 越	二八,六〇六,八九八		四,八六六,六六六	三〇,三九九,四〇四		三,六七,一六九	三〇,九四六,一五五		四,四三三,三三三
諸 手 形 割 引	四,四四四,〇二二		三,三三〇,〇二二	三六,三六一,八〇八		四,三三三,八〇〇	四〇,七六一,〇三七		三,五七九,五二五
計	二七,七三三,七三三		一三,〇〇〇,四二二	一一,三三三,四六五		一二,四三三,三九九	一二,三三三,九〇九		一一,六一一,三三三

各銀行貸出金用途別及擔保別表

年 次	數 行	用 途 別			擔 保 別		
		商業資金	農業資金	工業資金 其 他	計	有價證券 商 品	土地建物 信 用
昭和二年末	七	一一,〇〇九,一三七	二,二二〇,二二〇	一三,四〇〇,一七一,四二二	一三,〇〇〇,四六八,一〇六,四二五	一三,〇三三,七三五,五九六,九六六,四〇一,四三三	一三,〇三三,七三五,五九六,九六六,四〇一,四三三
昭和三年末	七	八,八八八,一三七	三,〇〇〇,一〇〇	七,七三三,一〇三	一〇,三二二,二二二,五二二,四二二	一〇,三二二,二二二,五二二,四二二	一〇,三二二,二二二,五二二,四二二
昭和四年末	七	八,八八八,一三七	一,〇〇〇,一〇〇	九,八八八,一八九	五五,八五〇	九,八八八,一八五	七六五,五三九,一九四,五五五,二四四,六四四,六六六,九一一,六六六,六六六

備考 用途に於ては同業者貸を含まず。

各銀行預金別表

年次	行	数	公	金	定	期	當	座	小	口	其	他	計
昭和二年末	七		八六、八三三		一、八八八、八三三		一、六六、六三三		一、六六、六三三		六三、六三八		七、八三、三二一
昭和三年末	七		八六、五八八		一、七三三、〇〇〇		一、六六、八四四		一、九七、九六五		一、一八四、四八四		八、九五、六八一
昭和四年末	七		五六、四九九		一、四二二、六五五		一、七三、六三〇		一、七三、七二八		七四、七二七		八、九七、九六八

金融組合

平壤府内の金融組合は都市組合として、平壤南・平壤北の二金融組合あり、村落組合として大同金融組合があつたが、昭和四年に至り更に船橋里金融組合が増設された。尚ほ府内には、平安南道金融組合聯合會がある。

金融組合營業概況

年次	組合数	預入	引出	現金在	貸出	償還	現金在
昭和二年末	三	六、七七一、三三三	六、四二一、八五五	一、四二一、九三三	二、六六、四六六	三、七三六、七三三	一、〇〇、四六六
昭和三年末	三	八、六三三、八八八	七、九六、〇〇〇	一、九六、四四六	二、八九、六二二	三、七九、一八五	一、二七、六五五
昭和四年末	四	九、九四、七二八	九、七七一、四四四	二、五五、六二〇	二、九二、一八八	三、七五、五五五	一、三六、六二七

金融組合貸出金種類別表

生活狀態調查

三五四

種別	昭和二年末			昭和三年末			昭和四年末		
	組合 數	總 高	現 在	組合 數	總 高	現 在	組合 數	總 高	現 在
貸出金	1	1,937,744 _円	931,335 _円	1	2,191,333 _円	1,197,971 _円	1	2,736,559 _円	1,555,713 _円
當座貸越	1	375,444 _円	21,433 _円	1	276,128 _円	8,730 _円	1	101,355 _円	7,730 _円
割引手形	1	577,100 _円	59,337 _円	1	111,433 _円	5,003 _円	1	21,334 _円	2,333 _円
合 計	3	2,890,288 _円	1,002,105 _円	3	2,578,500 _円	1,271,704 _円	3	2,859,248 _円	1,565,746 _円

金融組合貸出金用途別表

年次	組合 數	商業資金	農業資金	工業資金	其の他	計
昭和二年末	3	468,351 _円	156,267 _円	126,933 _円	266,115 _円	1,003,466 _円
昭和三年末	3	448,358 _円	215,777 _円	108,848 _円	444,382 _円	1,217,365 _円
昭和四年末	4	514,396 _円	438,097 _円	111,411 _円	346,941 _円	1,410,845 _円

金融組合預金別表

年次	組合 數	定期	當座	貯蓄	其の他	計
昭和二年末	3	3,452,533 _円	51,777 _円	562,226 _円	445,066 _円	4,411,599 _円
昭和三年末	3	711,441 _円	45,771 _円	751,310 _円	449,913 _円	1,958,435 _円
昭和四年末	4	711,104 _円	39,767 _円	779,067 _円	90,467 _円	2,420,408 _円

無盡・金貨

平壤に於ける免許無盡業は、平壤無盡株式會社一あるのみであるが、内鮮人間に講契の行はるゝものもあり、個人金貨業は百十五人を算して居る。平壤に於ける個人金貨中最も特色あるものは、信用ある朝鮮人商人間に於てのみ行はるゝ、朔債と稱する信用貸の金融方法がある。これは貸手と借手との仲介を爲す居間がありて、普通は二箇月期限を以て貸借が行はれ、その金利は月利一分乃至一分二厘で、他の個人金貨の金利に比すると遙かに安いが、二百圓以下は金利高きを例とし、居間が借手より受くる手数料は千圓に對し六圓位である。

個人金融表

營業名	貸付見込額	課税標準額	税額	戸数
内地人	三五七、〇〇〇 _円	一〇七、〇〇〇 _円	一、二八四 _円	三八 _戸
朝鮮人	四五八、一〇〇	一三七、四三〇	一、六四九	七一
法人	六七、三八〇	一六、八四五	二〇二	六
計	八八二、四八〇	二六一、二七五	三、一三五	一一五
無盡會社貸付高				

種別	昭和二年	昭和三年	昭和四年
不動產擔保貸付金	一七、三四三 回 三七、六三三 收 現 在 二九、六二〇 二二三	四五九、三七〇 回 一九三、六六二 收 現 在 二六五、六八八 二〇〇	五二、八六〇 回 三九、四七〇 收 現 在 二二、四四三 一五〇
掛金に對する貸付金	一三九、五六九 回 一〇〇、三七三 收 現 在 三九、三九六 一二七	一五三、二五二 回 一〇〇、八〇〇 收 現 在 五三、八二〇 一一〇	三四九、四四四 回 一六六、九七〇 收 現 在 三九、九四四 一二二
商券擔保貸付金	一〇、二五〇 回 九、七二〇 收 現 在 五二〇 五	一一、六九五 回 一一、四五五 收 現 在 三六〇 二	二六〇 回 六〇 收 現 在 四〇 一
台計	三二七、一三三 回 一四七、六七五 收 現 在 一六九、四二六 二三四	六二四、三三七 回 三〇五、五七六 收 現 在 三三八、七七八 三二三	八三、七七四 回 四七、八九七 收 現 在 三四四、七六六 三三五

備考 △印は口數を示す

無盡現在高

昭和四年	組數	口數	給付金	未給付金
三九	一、五八八	五三七、〇〇〇 ^四	一、三三五、〇〇〇 ^四	

尙は半壊府内の郵便局所に於て取扱ひたる郵便爲替・貯金・振替貯金、其他の受入及び拂戻狀況は、左の如くなつて居る。

郵便爲替貯金

種別	年次	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額
爲替	受入	八、〇四六	三、三四、五〇〇	八、三、四九	三、三九、五五五	九、〇八三	三、四六、七〇〇
	拂渡	一三、〇一〇	三、三三、八六一	一四、七三〇	三、一九七、〇六一	一五、七一九	三、三九、八八四
貯金	預入	一三、〇三六	九、〇〇、九六六	一三、四六一	一、〇二八、五四五	一四、一七六	一、三九、一四〇
	拂戻	三、二九四	七、〇〇、四〇一	三、九一七	九、六五、八〇一	四、六八一	一、一七、七五九
指替貯金	拂込	五、一二七	八、五八、三六六	四、〇二九	一、八八七、八四七	四、五四二	一、九九、七七六
	拂戻	九、一三三	二、四八、九三三	一〇、一三九	二、五七、〇〇九	一、三六三	二、七六四、六四〇
其他	受入	七六九	一、一四、八〇〇	一、三九〇	一、九七〇、〇六一	二、〇六六	二、九三〇、九二〇
	拂戻	三、九六七	五九、九七七	七、六三九	一八、七七、五二五	九、四四〇	二、六四、六八八
計	受入	二四七、九九七	六、六六、四四四	二七〇、七五九	二五、九三六、〇四八	二八八、八三三	二八、六二六、九九六
	拂出	一七、七三三	六、七〇、〇三三	一八、一七〇	二五、五二、五九九	二〇、七三三	六、五三、九三三

金利

貸出金利率表 (昭和四年)

種類	最高	銀行		金融組合		貨金業		質屋	
		擔保信用	割手	擔保信用	用地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人
五、經濟	三・三	三・三	三・二	三・五	三・八 (年利)	五・〇	五・〇	四・〇	六・〇

生活狀態調查

三五八

最低	三・四	三・九	二・六	二・三	一	(年利) 二・五	三・〇	二・〇	二・〇
普通	三・〇	三・一	三・〇	三・〇	三・五	(同) 三・五	三・五	二・五	四・〇

預金利率表 (昭和四年)

種類	銀行		金融組合		郵便局	
	定期	貯蓄	定期	貯蓄	定期	貯蓄
最高	(年利) 五・八	一・二	六・二	一・三	四・六	一・
最低	(同) 五・五	〇・九	六・〇	一・三	一・	一・
普通	(同) 五・七	一・〇	六・〇	一・六	三・三	〇・三

電 氣 事 業

平壤府營の電氣事業は、電燈及び電力の供給並に電氣軌道の經營にして、前者は昭和二年三月平壤電氣株式會社の事業を買收して其の經營を開始し、更に昭和四年十二月朝鮮電氣興業株式會社の經營に屬せし大動力供給事業を譲受け、府内に於ける此の種事業全部の統制を行ひ、後者は大正十一年度に於て其の事業を創始し、以來逐次擴充して今日に至つたものである。

電燈・電力の供給

平壤府が市民多年の宿望を容れ、朝鮮全土に率先して本事業を公營し、其の當初に於て私營時代に比し電燈料約二割、動力約三割の値下を斷行して市民の負擔年額十餘萬圓を輕減し、更に府内電氣事業の統制後に於ては、府營開始以來の實驗に徴し電氣供給の方法に一大改革を加へ、更に料金を改定して年額約九萬圓を減額することゝし、昭和五年六月一日よりこれを實施し、一面事業部組織の合理化に努め、益々市民の日常生活に、將又其の殖産興業に利便を供與せむことを期し、爲めに現在に於ては料金及び需用家の使用手續等に於て、其の安易なること全鮮中比類を見ざるところにして、本事業の公營に因る府民の便益

は尠からざるものがある。

而して事業開始當初に於ては、電燈點燈數三萬七千三百七十一燈（十燭光換算四萬九千二十四燈）、動力六十四萬四千七十五ワットであつたが、昭和五年三月末日に於ては電燈點燈數四萬九千五十二燈（十燭光換算七萬二千七百六十八燈）、動力（統制に依る）四百十八萬八千四百四十六ワットとなり、電燈に於て五割弱、動力に於て五十五割強の増加を見たけれども、供給區域内に於ける總戸數三萬八千八百五十戸に對し、需用家戸數僅に一萬四千百八十三戸に過ぎざるを以て、今後民度の向上と事業の勃興とに伴ひ、必然需用の増加を見るに至るであらう。

本事業の資金は百四十五萬圓にして、全部これを公債支辨とし、昭和二年度より昭和二十六年年度迄二十五箇年（昭和六年年度迄）年賦償還なるも、毎年度事業收入中より元利を支辨し、尙ほ統制に依る代償として、朝鮮電氣興業株式會社に對し九十一萬千五百三十八圓を、昭和四年度より昭和十九年度迄十六箇年度間に、毎年度に分割支拂を爲すべきことゝなつて居るが、更に左表の如く相當額を一般府費に補充しつゝある。

年 度	収 入 額	支 出 額			計
		事業費	公債償還	他經費充當	
昭和二年度	四、五〇九三	一、五八八四	一〇五、八五〇	六七、五九九	四、五〇九三
昭和三年度	四、九、五四七	一、七、四三四	一〇五、八五〇	一一、六三	四、九、五四七

昭和四年度	六〇七・一九一	三六九・三六七	一〇五・八五〇	一三・一九五五	六〇七・一九一
備考	昭和四年度事業費中には代償金を含む				

電氣軌道の經營

創業當初に於ては平壤驛前を起點とし複線二哩を敷設し、客車十輛を以て運轉を開始し、其の後大正十二年大同江人道橋の開通に伴ひ、船橋里支線單線六十鎖、及び大神宮前より箕林里に至る單線五十一鎖、並に船橋里支線を船橋里驛前迄單線三十二鎖の延長を爲し、これに客車四輛を増加し、更に昭和二年本線單線五十一鎖を複線に改め、本線全部を複線とし、寺洞線三哩五鎖の單線を敷設し、客車十輛を増加し、新に撒水車一輛及び貨車三輛を配した。従つて現在に於ては軌道は單線四哩十七鎖、複線三哩二十鎖、延長七哩三十七鎖に、車輛八、客車二十四、貨車三、撒水車一となつた。

本事業の資金は全部これを公債に依り、大正十一年に四十八萬圓、大正十四年に十五萬圓、昭和二年に二十四萬圓を借入れ、公債發行手數料と合せ八十八萬一千五百五十圓を、昭和十六年度迄に償還すべき計畫にして、昭和三年度迄は純益を以てこれに充て得たるも、最近自動車の勃興と財界の不況とに因り電車經濟に著しき影響を及ぼし、昭和四年度の決算は左表の如く一萬六千餘圓の不足を見るに至り、依つて電

車經濟を培養し兼て市内交通の利便に資する爲め、「市内バス」の公營を計畫したる外、昭和五年度に於ては二萬一千餘圓を投じ、新に箕林里軌道終點と西平壤驛とを聯絡する、軌道單線四十三鎖餘の建設工事を行つたのである。

年 度	收 入 額	支 出 額	不 足
昭和四年度	三三〇、七三	一、九一〇、六五	一、五七九、九二

昭和四年度末現在電車及電動機數

種 別	電車一臺	客車定員又は貨車定員	車 輻 數	比前期増減に	馬力個數	車輛取付電動機總數
電 氣 機 關 車	一	一	一	一	一	一
客 車	電動車	四〇	一〇四	一	三二〇五	四
附屬車	ボギー車	一	一	一	一	一
合 計	八〇	四〇	一〇四	一	三二〇五	四

五、經濟	營業日數		客		貨		車		貨		車	
	客		客		貨		車		貨		車	
	數		客		貨		車		貨		車	
	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期
五、經濟	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期	平均	本期
客	客	客	客	客	客	客	客	客	客	客	客	客
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一						

生活状態調査

三六四

使用車輛數
〔本期間總數〕
平均一日

一・七
三臺

△

一・三
一臺

使用走行料數
〔本期間總數〕
平均一日

五、五二〇・〇
千

三九一・一
千

△

七七・七

三一・四

△

載貨數
〔本期間總數〕
平均一日
平均一車一料

二、二五五・三
噸

四五・三
噸

△

三一・八

一五・二

△

四

一

一車一料に對する電氣使用量（變電所）

六一「ワット」時

電燈電力供給

平壤府營の電氣事業の概況は右の通りであるが、その供給に係る電燈・電力の需要家數、竝に用途別を見るに左の如くなつて居る。

電燈需要家數（昭和五年三月末現在）

燈		熱		白		生活狀態調查
燭光 (ワット)	同	燭光 (ワット)	同	燭光 (ワット)	同	
十燭光 (10ワット)	從 量 0	定 額 1.00	從 量 0	定 額 1.00	從 量 0	定 額 1.00
十六燭光 (16ワット)	從 量 0	定 額 1.60	從 量 0	定 額 1.60	從 量 0	定 額 1.60
二十燭光 (20ワット)	從 量 0	定 額 2.00	從 量 0	定 額 2.00	從 量 0	定 額 2.00
二十五燭光 (25ワット)	從 量 0	定 額 2.50	從 量 0	定 額 2.50	從 量 0	定 額 2.50
三十燭光 (30ワット)	從 量 0	定 額 3.00	從 量 0	定 額 3.00	從 量 0	定 額 3.00
四十燭光 (40ワット)	從 量 0	定 額 4.00	從 量 0	定 額 4.00	從 量 0	定 額 4.00
五十燭光 (50ワット)	從 量 0	定 額 5.00	從 量 0	定 額 5.00	從 量 0	定 額 5.00
六十燭光 (60ワット)	從 量 0	定 額 6.00	從 量 0	定 額 6.00	從 量 0	定 額 6.00
七十燭光 (70ワット)	從 量 0	定 額 7.00	從 量 0	定 額 7.00	從 量 0	定 額 7.00
八十燭光 (80ワット)	從 量 0	定 額 8.00	從 量 0	定 額 8.00	從 量 0	定 額 8.00
九十燭光 (90ワット)	從 量 0	定 額 9.00	從 量 0	定 額 9.00	從 量 0	定 額 9.00
一百燭光 (100ワット)	從 量 0	定 額 10.00	從 量 0	定 額 10.00	從 量 0	定 額 10.00

生活狀態調査

其の他電力裝置

從 定 額 量 額

〇 四

減 減

一 七

電氣事業者たる
需要家

從 定 額 量 額

〇 三

減

〇 二

計

從 定 額 量 額

三二二 一

減

六〇 一

電力需要家實數

三二三

五九

用途別電力裝置個數及「ワット」數

(昭和五年三月末現在)

用途

裝置個數

總馬力數又は「キロワット」數

精米用電動機

六六個

七六六・〇〇馬力

製絲用電動機

三

一一・〇〇

印刷用電動機

九

一八・五〇

清涼飲料製造用電動機

二

六・〇〇

染色用電動機

七

二七・〇〇

鐵工用電動機

二九

一〇三・三三

紡織用電動機

二六

一〇〇・五〇

製造用電動機

一

二・〇〇

三六八

五、經 濟

三六九

機

護謨製造用電動機	煙草製造用電動機	木工用電動機	研磨用電動機	化學工業用電動機	製針用電動機	鍍金用電動機	送風用電動機	洗濯用電動機	薄板製造用電動機	蒲鋒製造用電動機	石鹼製造用電動機	石材加工用電動機	廣告用電動機	製車用電動機	罐詰製造用電動機	試驗用電動機	綿打用電動機
三一	七	九	二二	三	三	二	一〇	一	一	一	五	二	一	一	一	二	五
一、二九五・〇〇	一〇六・〇〇	一一・三三	四九・二五	三・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	一九・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一六・〇〇	一〇・〇〇	・二五	二・〇〇	三・〇〇	一三・九九	七八・五〇

電 動 機 合 計		
電 熱 裝 置	菓子焼用電熱裝置	三八八
	洋機用電熱裝置	四
	煖室用電熱裝置	五四
	庖厨用電熱裝置	二九
	自動車タイヤ修理用電熱裝置	二八
電 氣 裝 置	療 用 電 氣 裝 置	一〇
	其 他 (電動機以外) 合 計	一二六
		三、一七七・〇〇
		二一、〇〇〇
		二九、〇〇〇
		一九、〇八〇
		二一、八六〇
		四、〇〇〇
		二六、三五三
		一二一、二九二

この外民營の電氣事業としては、資本金一千萬圓を以て、大正九年船橋里に設立せられたる朝鮮電氣工業株式會社があり、同社は自坑より採掘したる最も低廉なる無煙炭を、微粉炭完全燃燒法により發電するもので、朝鮮に於ける燃料動力界に一大革命を齎らし、平壤府の電氣統制前までは最も低廉にして豊富なる電力を各工場に供給して居たが、昭和四年十二月大動力供給事業を平壤府に譲渡し、現在は自家經營の無煙炭坑に送電する一方、遠く鎮南浦電氣會社へ送電し、また朝鮮送電株式會社を経て、平安北道昌城郡大橋洞金鑛へも送電して居る。大同江水系の水力地點を踏査した所に據ると、干基以上四箇所一四、二五五基、干基未満一箇所八三基、計五箇所一五、〇八五の水力地點を有し、將來水力發電事業の有望なることを示して居る。

交通

鐵道

平壤は朝鮮の幹線たる京義線の中央地點に位し、南京城へ二六〇・七料、北新義州へ二三六料を隔て、東は平壤炭鑛線を以て小野田セメント工場所在地たる勝湖里に至り、西は平南線に依り鎮南浦に至り、これより遠く大連・青島・芝罘・上海等の北支主要各地、及び下關・大阪・神戸等の内地諸港と連絡航路を有する。更に又目下工事中の平元西部線は、既に西浦・新倉間を通じ、その工事完成の曉に於ては、東朝鮮に於ける唯一の良港たる元山と相連絡し、日本海横斷航路に依り裏日本の敦賀若くは舞鶴を経て、鮮滿貿易の策源地たる阪神地方と相通じ、また咸鏡線に依り露支國境と相聯絡することとなり、現在に於ける交通系統に比較し非常なる距離の短縮を來すと共に、物資運輸上に齎らす利便は頗る大である。

運輸一覽表 (昭和四年度)

品名	乗車人員	降車人員	貨物		收入	
			發送噸數	到着噸數	貨物收入	旅客收入
大同江	一七、〇六六	一七、〇〇一	二七、五七〇	二〇、〇九〇	三、八四七	七、二八二
						六、三六六
						計

平壤	西平壤
六七一、四〇〇	六六三、三七七
三四、六三二	一五、六九〇
一二三、五八八	八二九
二二三、九七四	四、二七
六四五、〇〇七	三、六三三
八八五、七五	一九、〇七一
一、五〇〇、九八二	三、六五四

旅客通過表 (昭和四年度)

大田	平壤	西平壤
上	上	上
下	下	下
計	計	計
六〇、七〇三	四、八八三	一、〇〇、四八
四、一一、三八	六、三三〇	一、〇、六、〇一
三九、七一一	三、三、〇八	三、一八二
三、五、九四	七〇、八、三六	二〇、七、五〇
三、五、九三	一、〇、五、四四	一、二、九三、二六四
二〇、七、五〇	二〇、七、五〇	二〇、七、五〇

各驛主要貨物發着噸數 (昭和四年度)

米	麥	大豆	粟	雜穀	野菜
發着	發着	發着	發着	發着	發着
三三	二六	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
一三、八五六	一、九〇一	三、八四四	五、七四	三、八四四	三、七
一〇、七一九	三、四九	一、九四	一、一〇一	一〇、五五七	一、四五六
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二

鹽	鮮	鹽	石	石	砂	鐵	黑	煉	骸	石	杭	木	木	薪	葉	綿	果
魚	魚		油	材	利	石	鉛	炭	炭	炭	木	材	炭		草	打	
			二〇五			二六		一〇六		二二六五四		三三					
			三九四		三〇					八〇	一五〇元	八〇					一
一〇四四	一三五	一九五	七五二	三七	三	二四	四九	九九五	一八三	五八七三	一一	一三四三	四〇		一五九	二二〇	三九八
五四五五	八四七	三五	一七六九	五六八		一	五五	二九三	一六四五	二五〇六四	二二六	一七三六四	二四七一	四八二	三三三七	五〇八	三四七二
												四〇			三五二		
					〇					一		五〇			一〇七		

五、 經	陶 磁 器	綿 布	綿 絲	味 噌 醬 油	砂 糖	石 粉	セ メ ン ト	石 灰	土 管	煉 瓦	豆 粕	肥 料	金 屬 類	金 屬 類	紙	麥 粉	海 藻	干 魚
---------	-------------	--------	--------	------------------	--------	--------	------------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	---	--------	--------	--------

濟

									三 三 九 一			一						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

					一		一			一 五 〇		五	五 九					
--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	-------------	--	---	--------	--	--	--	--	--

二〇〇	九〇〇	一一九	二六四	二	一五六	五二	七〇	六四	一〇六〇	五六	一二三	二七二	二四八	三〇	五六二	五三二	三九
-----	-----	-----	-----	---	-----	----	----	----	------	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----

七四二	二六八二	二二三〇	三八二	五八六七	七三三	五二九	九三	一三	一二八	三七九	七八	一一八九	四一九七	九三五	三一八三	一七〇〇	三八四
-----	------	------	-----	------	-----	-----	----	----	-----	-----	----	------	------	-----	------	------	-----

三七五

											二	三	四				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--	--

									六		四						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--

三七六

和酒	麥酒	刻卷煙草	藥品藥材	蠟燭	繩以延	家具類	食料品	牛皮革	牛	軍用品	局用貨物	其他	計
10,986	480	3,794	87	47	358	122	1,457	430	39	981	3,641	20	27,570
257	405	565	1,264	399	497	367	1,579	160	55	1,382	4,919	188	22,397
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	37	819
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29,966	108	43,077

水 運

大同江は平安南道寧遠郡狼林山に源を發し、西南流して徳川・順川等を過ぎ、支川沸流江及び南江を入れ、平壤・兼二浦を過ぎ、支川靉寧江を合し、鎮南浦下流に於て黃海に注ぎ、流域面積一萬五千七百十五方籽、流路延長三百九十七籽に上り、朝鮮第五位に屬する河川である。流域内は概ね山地にして下流部に稍纏りたる平野あり、流域内の耕地面積約三十四萬七千町歩にして、全流域面積の二割二分に當り、大部分は田で、畝面積は約三萬町歩に過ぎない。上流地方山地は樹木良く繁茂し、全鮮中稀れに見る良好の水源を有し、土砂の流下極めて少く、河床は年々降下の趨勢を示し、一般に河岸高くして中流部以上は洪水の被害尠きも、下流平野に至ると土地低く、年々洪水の氾濫甚だしく、沿岸の都市・部落の被害は多額に上るのである。

大同江流域内には優良なる炭田多く、殊に平壤を中心とし大同郡・江東郡に亙る所謂平壤炭田竝に徳川郡・順川郡附近の大同江岸に散在する炭田はいづれも埋藏量數億噸と稱せられ、その中、平壤炭田は早くより之が開掘を爲し、現に海軍燃料廠平壤鑛業部・朝鮮電氣興業會社・江西無煙炭鑛株式會社・三菱兼二浦鑛業部・明治鑛業株式會社・朝鮮無煙炭株式會社等の經營により産出せらるゝ、石炭は年々四十萬噸乃至

五十萬噸に上り、これが搬出の爲めに、大同江の水運を利用して居ることは甚だ大である。

河口に於ける潮汐の干満差約六米にして、これが影響は平壤上流寺洞附近に及び、平壤に於ても尙ほ一米内外の干満差あり、平壤の下流十數軒の地點迄は干潮時と雖も水深く船舶の航行自由にして天恵の良河道を爲し、下流兼二浦の如き、一時に五千噸級の汽船十隻を碇船せしむるに足り、平壤より約二十五軒下流の保山浦に於ても尙ほ三千噸級の汽船約五隻を碇船せしめ得べく、保山浦に於ては各石炭業者が競うて貯炭場を設置し、將來平壤炭搬出の要衝たらんとするに至つたのである。大同江の航運は古來上流地方の物資輸移出に對して唯一の運送機關であつたが、最近鐵道の發達に伴ひ、漸次頽勢を示して居る。しかしながら一方前記石炭等の新貨物激增しつゝあり、船舶並に運送系統の變化に伴ひ、これが改良工事の施行は焦眉の急を告ぐるに至つた。

斯くの如く大同江の現状は、沿岸平野に防水工事を施行して水害を除き、且つ又現在行詰れる航運の改良工事を遂行する必要があるので、朝鮮總督府は國費三百萬圓を投じ、大正十五年度以降十箇年繼續事業として河川改修工事を施行中である。これが完成の曉は水利・航運・防水上裨益する所が大であるが、しかもその及ぶ所は未だ一局部に止り、大部分の平野は全く防水設備無く、大洪水に際しては依然として災害を免るゝことは出来ない。

大同江改修工事概要

一、高水工事としては、主として沿岸平野に防水工事を施行する方針にして、先づ新河川敷は在來の河川敷に沿ひ、綾羅島による派川、及び羊角島・狸岩島・蓬萊島・豆老島等により分たる、南北流路は之を其の儘存置し、尙ほ之等諸島は非常時の高水敷に充つる爲め、防水工事を施行せず、下流の斗閣島・文發島背後の小派川及び碧只島・蛤島背後の小派川は之を締切り防水區域内に編入す。その改修區域は南江合流附近以下保山浦に至る平野部五十軒の區間にして蒙利面積七萬九千反に達す。

河幅は大體に於て現在の流路を主とし、沿岸地形に應じて多少の洪水敷を残し、堤防は一般に天端幅六米、法内外共二割五分、高さ計畫洪水位上一米半の餘裕を存するものとし、各防水區域の外廓に築設す。

二、低水工事としては、先づ現在に於ける航路狀況及び將來水運改良の曉に於て水運を利用すべき貨物の數量如何の二方面より考察するを要す。之に二案あり、第一案は碧只島・蛤島の側流を締切ることにより下流降仙及び昆陽江口の水深を増大せしめ、航路終點を石湖亭に導き、之より左岸に沿ひ平壤迄側運河を設け、更に上流南江合流迄五十噸乃至二百噸の舢舨を航行せしめ得べき措置をなし、之より上流は最大二十五噸の船舶の航行を可能ならしむることを圖るものとす。第二案としては保山浦に於ける航路

終點は現状の儘とし、順和江合流點附近以上散亂せる流路を現在最も水量多き北側流路に合一し、五十噸斛を目標として瀬の改良をなし、平壤迄の航行を四時可能ならしめ、更に上流南江合流點附近迄は五十噸の船舶を航行せしめ、其の上流及支流は共に最大二十五噸内外を目標として瀬の改良をなすに止むるものとす。

大同江江運狀況（昭和二年）

河川名	河津距離	有潮航路 遡加距離	無潮航路 遡加距離	可航船舶	積卸貨 物概數	主要貨物	備考
本流	鎮南浦	二二〇 ^軒	二二〇 ^軒	巨船	四〇、七〇〇 ^噸	出 石炭、穀、セメン ト、砂糖、砂鐵 入 肥料、砂糖、麥 粉、鹽	距離河口起點外に 大同江側より通過 貨物あり計上せず
同	兼二浦	三三三	四三三	五千噸	三六〇〇〇	出 洗鐵 入 鐵石、開平炭、 無煙炭	外に三萬噸長山大 風炭坑のもの通過
同	瑤浦	二二七	五五〇	三千噸	—	出 半穀 入 鹽、雜貨、肥料	
同	保山浦	二〇七	六五七	三千噸	—	出 石炭 入 石炭	通過石炭 一一〇、〇〇〇噸
同	平壤	二五四	九三二	五十噸	一六五、七八四	出 石炭、鹽 入 石炭、原糖、薪 炭、鐵石、雜貨	
同	寺洞	八〇	—	二十五噸	—	出 石炭 入 坑木	

五、經 濟	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	佛	德	大	陶	無	北	順	慈	了	漢	關	麥	高	南	美				
	流	川	坪	令	盡	倉	川	山	波	堡	波	田	飛	江	林				
	江	里	川		臺	倉	川	山	波	堡	波	田	里	口	林				
	成	松	德	大	陶	無	北	順	慈	了	漢	關	麥	高	南	美			
	川	江	川	坪	令	盡	倉	川	山	波	堡	波	田	飛	江	林			
	一〇三	二二〇	一九五	二六八	一八〇	一五三	八八	八〇	一七〇	一二二	八〇	一五	四五	一六三	四〇	二〇			
	三三三	二二〇	一六八九	一九九四	一二三六	一〇四六	八九三	八〇五	七二五	五五五	四四三	三六三	三四八	三〇三	一四〇	一〇〇			
	同	同	同	同	同	同	同	八				八	十五	同	同	同			
								噸				噸	噸						
												入出	入出	入出					
												鹽穀物	鹽穀物	坑石炭		入			
												雜貨	雜貨	木		抗木			

合流點起點

北倉以上は殆んど
航運なし

實際航行貨物は、右の合計より、鎮南浦の貨物四十萬噸を除きたるもの即ち七十二萬噸と、外に小河津の調査漏貨物一萬噸以内と見て大差なかるべく、然らば一軒當貨物數量實に一千四百餘噸となり、他の河川に比し數倍せる運輸量となつて居る。之によりて見ても如何に大同江に於ける水運貨物の多大なるかを知らることが出來やう。

大同江江運船舶 (昭和四年)

船の種類	積載量		隻數	
	噸	石	隻	數
帆船	二、〇八四		一七八	
同	四、〇八七	五	三六	
發動機船	一六		二	
川船	七五〇		二五九	

道路

道路行政に付ては最も力を注ぎ以て、年と共に都市的施設或は市區の改正等に依り、今や府内に於ける公有道路は一等道路一萬二千二百九十八米、二等道路二千八十一米、三等道路六千十三米、等外道路十一萬六十一米、合計十三萬四百五十四米で、その道路改修の狀況は次の通りである。

累年道路改修狀況

線名	等級	年度	延長
本町——停車場前線	一 等	大正十一年度	一、〇一〇・九
停車場前通——税關前線	等 外	同 十二年度	二四九・〇
同	同	同 十三年度	三〇一・八
大和町終點——大同江岸線	同	同 十四年度	三七二・七
大和町終點——岩町線	一 等	同 十四年度	六六七・九
南門町終點——大同郡廳線	三 等	同 十五年度	五四九・〇
電車通——松永通線	等 外	昭和元年度	五六七・三
平元橋——大同江岸線	同	同 二年度	二〇〇・〇
旭町——靜海門線	同	同 三年度	六八七・〇
水玉里——地內線	同	同	八〇・六
櫻町——地內線	同	同	一二七・五
森町公設市場前線	同	同	一三五・〇
柳町——電氣課前線	同	同	八〇・〇
靜海門——普通門線	等 外	昭和四年度	五三七・〇
對岸——江岸線	同	同	一、二六〇・〇
酒岩——線	同	同	二、二六三・〇

道路延長調 (昭和五年一月現在)

等級	改修距離	未改修距離	計	主要路線名
一等道路	一、六六六・三	一	一、六六六・三	京城義州線
二等道路	二、五一七・九	一	二、五一七・九	大和町道廳府廳線
三等道路	六、九一二・五	一	六、九一二・五	府廳前郡界線
等外道路	八、二二四・〇	一、〇一八・三七・〇	一、二〇、〇六一・〇	靜海門線

陸上運搬具數

種類	自動車	人力車	荷車	荷牛車	荷馬車	客馬車	計	備考
數量	一七	一七	一、六六	一	一	一	一、八三	自動車 營業用七九臺、私用一七臺 昭和四年末現在

通信・航空

航空 平壤には陸軍飛行聯隊あり、飛行機の組立・修理を引受くる朝鮮唯一の兵器製造所あり、日本航空輸送株式會社の東京・大連間聯絡飛行空路の定期着陸場となつて居る。こゝより大連に三時間、福岡へ十八時間、東京へ二十五時間にして達し得べく、聯絡飛行は單に旅客輸送のみに止まらず、併せて郵

便物・小包等の輸送をも行つてゐる。

通信

昭和四年末現在の市内の通信事業は左の如くなつて居る。

通信事業概要 (昭和四年末)

郵便局	一	郵便所	八	自動電話機	四	郵便函數	柱函 五四個 掛函 一七個
通常郵便		引受			七、八三一、四一一通	配達	七、四六五、六九二通
小包郵便		引受			一八〇、八九九個	配達	一六六、九一〇個
電信		發信			二一三、〇三五通	著信	二〇三、三八七通

尚ほ平壤府内及び郊外には府營の電氣軌道を通じ、電車の運轉を行つて居るが、電車の説明は別項電氣事業の部に於て述べてある。

平壤府略圖



部西壤平 (一) 方地壤平



部東壤平 (二 共) 方 地 壤 平



平壤地方(其三) 船橋里附近



平壤地方 (其四) 平壤南部



寫

眞

寫眞目次

一、名所古蹟

- 一、牡丹臺 大同江の清流
- 二、浮碧樓 乙密臺
- 三、箕子陵 大同門
- 四、平壤神社 船橋里日清戰役記念碑
- 五、永明寺大雄殿 練光亭
- 六、お牧の茶屋 平壤グラウンド
- 七、大同江鐵橋 大同江人道橋

二、市街・近郊

- 一、平壤市街(その一) 平壤市街(その二)
- 二、南門通(その一) 南門通(その二)
- 三、大和町(その一) 大和町(その二)
- 四、舊市街(その一) 舊市街(その二)
- 五、舊市街裏町 箕林里附近

寫眞目次

三、建築物

- 六、洋村 支那人町
- 七、磚九里通 南門町舊通
- 八、賑町(その二) 賑町(その二)
- 九、新陽里附近 船橋里部落
- 一〇、堂上里部落 羊角里部落
- 一一、農村部落 山手官舎街
- 一二、鐵道官舎 陸軍官舎
- 一三、寺洞市街 勝湖里市街
- 一、平安南道廳 平壤府廳
- 二、平壤覆審法院・平壤地方法院 平壤警察署
- 三、歩兵第七十七聯隊 野砲兵第二十六聯隊
- 四、飛行第六聯隊 平壤憲兵隊
- 五、大同郡廳 平壤郵便局
- 六、平壤驛 平壤驛ブラットホーム
- 七、日本航空株式會社平壤飛行場 府立圖書館閱覽室
- 八、平壤測候所 平安南道物産陳列館

生活狀態調查

二

九、平壤商工會議所	平安南道金融組合聯合會	九、農家(その一)	農家(その二)
一〇、平壤鐵道ホテル	平壤刑務所	一〇、貧民窟	土菰生活
一一、平壤醫學講習所	平壤慈惠醫院	一一、農家の牛舎(その一)	農家の牛舎(その二)
一二、西城里隔離病舎	公設浴場・簡易宿泊所・公益質屋	一二、農家の豚舎(その一)	農家の豚舎(その二)
一三、平壤免囚保護會	平壤佛教廣濟會		
一四、綾羅島水源池	平壤府營屠牛場		
一五、朝鮮殖産銀行平壤支店	東洋拓殖株式會社平壤支店		
一六、萬壽臺上の消防望樓	平壤常設消防隊		

四、民家

一、朴氏の家(その一)	朴氏の家(その二)
二、朴氏の家(その三)	朴氏の家(その四)
三、鄭氏の家(その一)	鄭氏の家(その二)
四、鄭氏の家(その三)	鄭氏の家(その四)
五、中流民家(その一)	中流民家(その二)
六、中流民家(その三)	中流民家(その四)
七、民家の屋根(その一)	民家の屋根(その二)
八、新式家屋(その一)	新式家屋(その二)

五、風俗

一、老女	老人
二、農夫	婦女
三、行商(その一)	行商(その二)
四、大道易者	巫女
五、女學生	新郎新婦
六、遊ぶ親子	身の上相談
七、ブランコ(その一)	ブランコ(その二)
八、板飛び	石彈びき
九、朝鮮將棋	朝鮮相撲

六、冠婚葬祭

一、誕生の祝ひ	回甲式
---------	-----

二、婚	禮(その一)
三、同	(その三)
四、同	(その五)
五、葬	式(その二)
六、墓	地(その一)
七、同	(その三)
八、平塚府火葬場	
九、佛	教
婚	禮(その二)
同	(その四)
葬	式(その一)
葬	式(その三)
墓	地(その二)
同	(その四)
基	督 教
天	道 教

七、生 活

一、朝鮮料理(その一)	朝鮮料理(その二)
二、漬 物(その一)	漬 物(その二)
三、水汲み(その一)	水汲み(その二)
四、手内職(その一)	手内職(その二)
五、村より市場へ(その一)	村より市場へ(その二)
六、洗 濯	朝鮮 そば
七、運搬人夫	藍 靛 撰り

八、娛 樂・遊 興

寫 眞 目 次

一、劇 場	活動常設館(その一)
二、活動常設館(その二)	活動常設館(その三)
三、料 亭(その一)	料 亭(その二)
四、同	(その三)
五、妓生學校(その一)	妓生學校(その二)
六、同	(その三)
七、妓生の舞踊(その一)	妓生の舞踊(その二)
八、妓生の住居(その一)	妓生の住居(その二)
九、妓生の修養(その一)	妓生の修養(その二)
一〇、妓生の日常(その一)	妓生の日常(その二)
活動常設館(その一)	
活動常設館(その三)	
料 亭(その二)	
同	(その四)
妓生學校(その二)	
同	(その四)
妓生の舞踊(その二)	
妓生の住居(その二)	
妓生の修養(その二)	
妓生の日常(その二)	

九、教 育

一、朝 會	染色の實習
二、手工實習	靴 下 製 造
三、木工實習	製絲及染色實習
四、白菜栽培	除 草 實 習
五、數 練 査 閲	教 練
六、割 烹 實 習	手藝作品展覽會

生活状態調査

四

七、機業實習
裁縫の實習
八、幼稚園(その一)
幼稚園(その二)

一五、野積(その一)
野積(その二)
一六、製材(その一)
製材(その二)

一〇、大同江

一一、商業

一、江上の船舶(その一)
江上の船舶(その二)
二、スケートの賑ひ
江上の舟遊
三、漁業(その一)
漁業(その二)
四、同
同(その四)
五、渡船場(その一)
渡船場(その二)
六、採米(その一)
採米(その二)
七、同
洗濯(その一)
八、洗濯(その二)
同(その三)
九、荷揚(その一)
荷揚(その二)
一〇、同
同(その四)
一一、同
同(その五)
一二、同
同(その六)
一三、同
水上の運搬(その七)
一四、江岸の市(その一)
江岸の市(その二)

一、商店(その一)算筒商
商店(その二)釜商
二、同(その三)金物商
同(その四)紙商
三、同(その五)海産物商
同(その六)穀物商
四、同(その七)薪炭商
同(その八)陶器商
五、同(その九)川魚問屋
同(その十)酒屋
六、同(その十一)栗問屋
同(その十二)栗小賣商
七、同(その十三)漢藥卸商
同(その十四)典當舖
八、市場(その一)果實商
市場(その二)籠市
九、同(その三)打綿市
同(その四)繰綿市
一〇、同(その五)雜貨市
同(その六)陶器商
一一、同(その七)布木商
同(その八)手藝品販賣
一二、同(その九)紬市
同(その十)豚市
一三、同(その十一)蔬菜市場
同(その十二)薪炭市場
一四、同(その十三)甘藷市
同(その十四)繩虱市

- 一五、同 (その十五) 飴商 同 (その十六) 飲食店
- 一六、同 (その十七) 飲食店 同 (その十八) 飲食店
- 一七、行商 (その一) 鶏行商 行商 (その二) 鶏行商
- 一八、同 (その三) 飴行商 同 (その四) アイスクリーム賣
- 一九、同 (その五) 路傍の小賣商 同 (その六) 支那人野菜行商
- 二〇、旅館 (その一) 旅館 (その二)
- 二一、同 (その三) 同 (その四)

二、工

業

- 一〇、煙草工場 (その一)
- 一一、煉炭工場
- 一二、洋機工場 (その二)
- 一三、製絲工場 (その一)
- 一四、ゴム工場 (その一)
- 一五、同 (その三)
- 一六、牛皮の乾燥
- 一七、精米工場 (その一)
- 一八、支那人の工業 (その一)

- 煙草工場 (その二)
- 洋機工場 (その一)
- 洋機工場 (その三)
- 製絲工場 (その二)
- ゴム工場 (その二)
- 煉瓦工場
- 蕎麥粉製造
- 精米工場 (その二)
- 支那人の工業 (その二)

- 一、海軍燃料廠平壤鐵業部 (その一)
- 二、同 (その三)
- 三、同 (その五)
- 四、野田セメント工場 (その一)
- 五、同 (その三)
- 六、同 (その五)
- 七、製糖工場 (その一)
- 八、朝鮮電氣工業株式會社工場
- 九、燒酎工場 (その一)

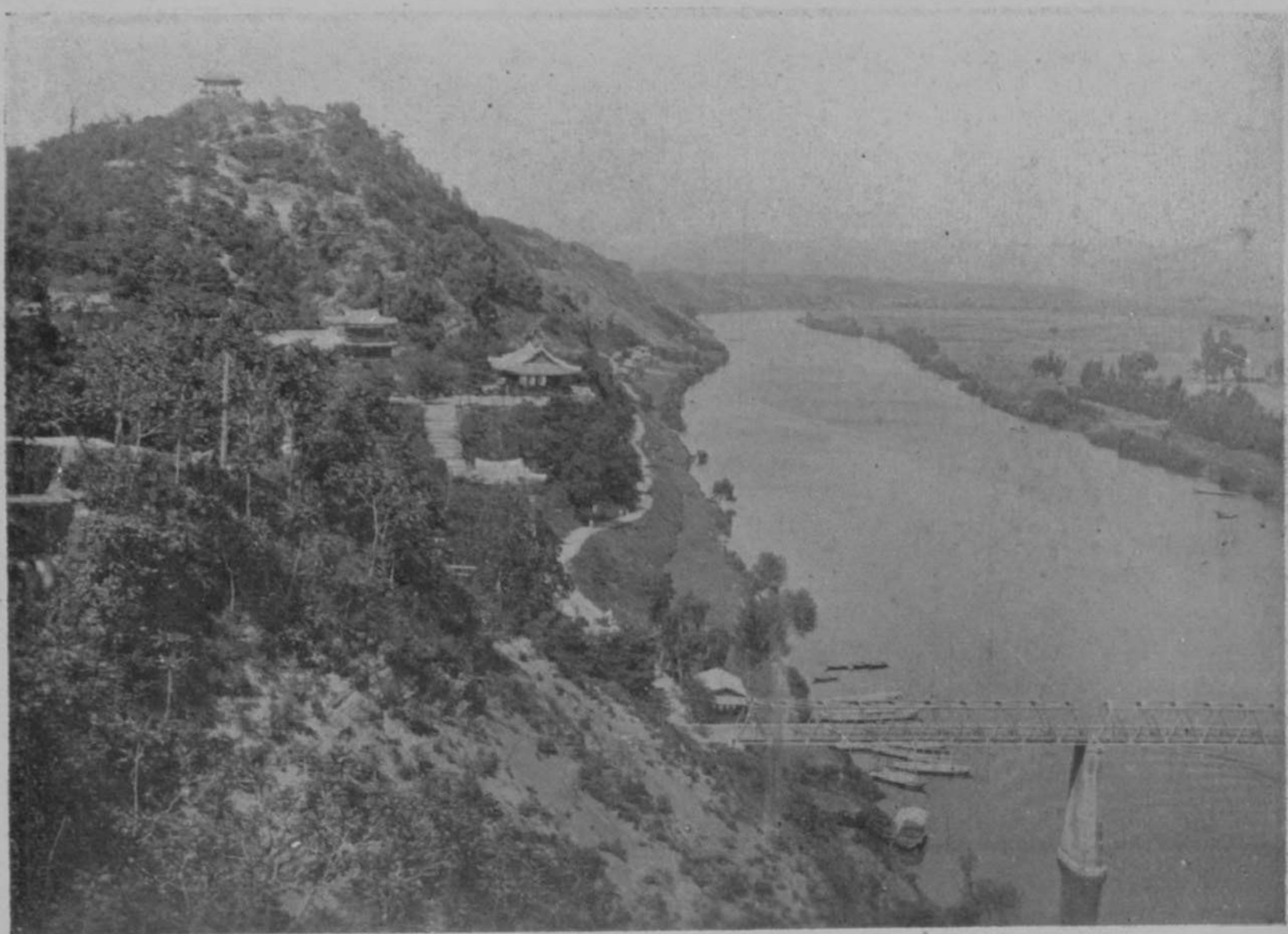
- 海軍燃料廠平壤鐵業部 (その二)
- 同 (その四)
- 同 (その六)
- 小野田セメント工場 (その二)
- 同 (その四)
- 同 (その六)
- 製糖工場 (その二)
- 清酒工場
- 燒酎工場 (その二)

三、農

業

- 一、野菜畑 (その一)
- 二、同 (その三)
- 三、同 (その五)
- 四、果樹園
- 五、粟作 (その二)
- 六、脱穀 (その一)
- 七、棉畑
- 八、養豚

- 野菜畑 (その二)
- 同 (その四)
- 同 (その六)
- 粟作 (その一)
- 同 (その三)
- 脱穀 (その二)
- 牧場
- 養禽



牡 丹 臺



大 同 江 の 清 流



樓 碧 浮



臺 密 乙



箕子陵



大同門



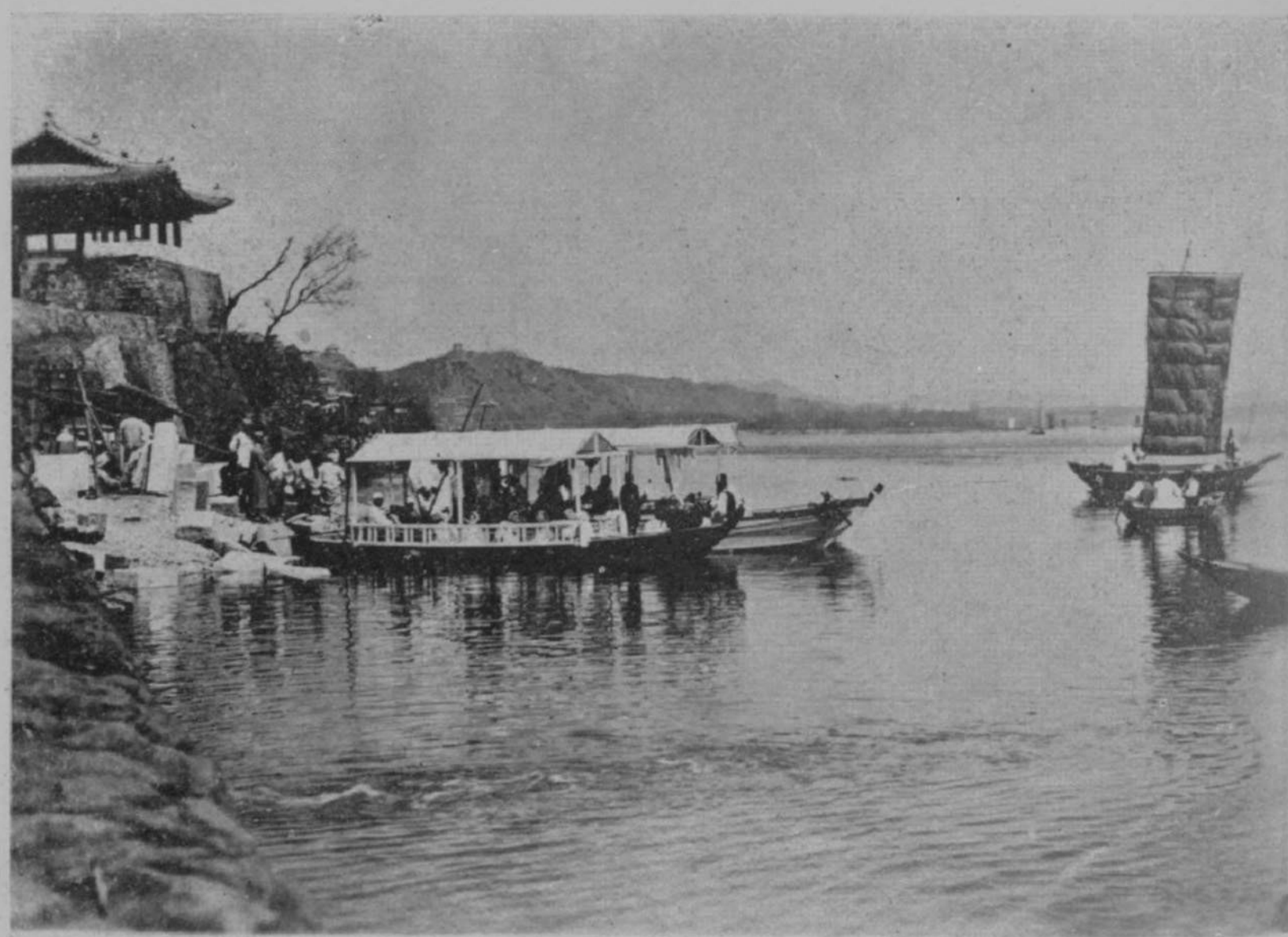
平 壤 神 社



船 橋 日 清 戰 役 記 念 碑



永明寺大雄殿



練光亭



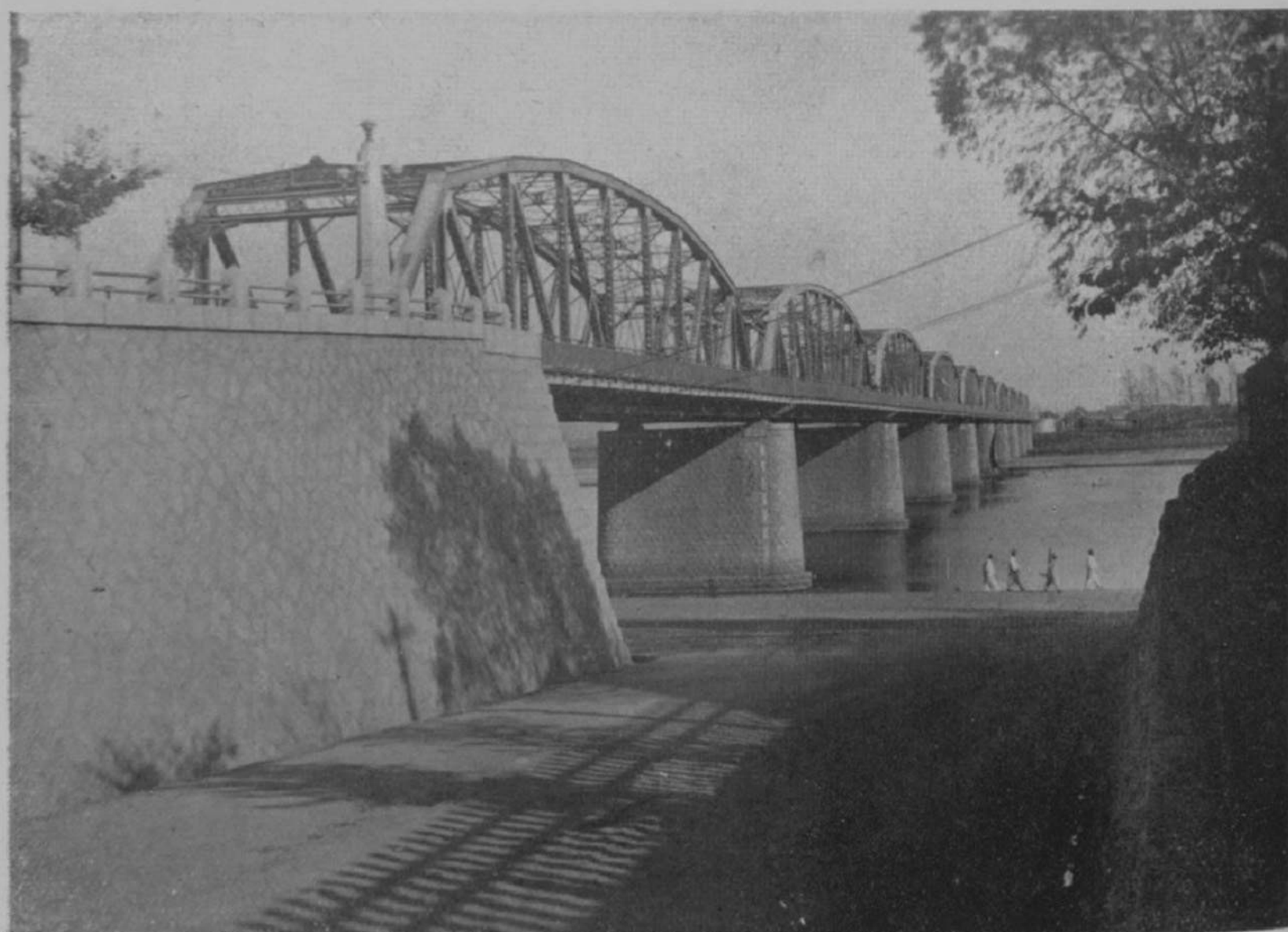
お牧の茶屋



平壤ラグドン



大 同 江 鐵 橋



大 同 江 人 道 橋



平壤市街（その一）新市街の貫通大路



平壤市街（その二）南門町望樓より見たる旧市街



部一の街市新るた見りよ樓望町門南（一のそ）通門南



街店商人地内の町門南（二のそ）通門南



部一の町和大街市新（一のそ）町和大



部一の町和大街市新（二のそ）町和大



街市舊 (一のそ) 街市舊 商人鮮朝街市舊



通門西い多の賈商那支 (二のそ) 街市舊



舊市街裏町 貧民の多い朝鮮人の町裏通



箕林里附近 平壤の外れ箕林里



洋 村 景 昌 里 · 新 陽 里 一 帶 外 人 居 住 地 に 於 け る 學 校 及 教 會



支 那 人 町 舊 市 街 支 那 人 町 野 菜 店



通車電里九磚街市舊 通 里 九 磚



路雜の通裏町門南 通 舊 町 門 南



街廓遊人地内 (一のそ) 町 賑



街廓遊人鮮朝 (二のそ) 町 賑



新陽里附近 平壤西部新陽里南浦街道



船橋里部落 大同江對岸船橋里大通



落部里上堂 落部農の里上堂外郊



村農の島角羊中江同大 落部里角羊



落部導指肥堆の面賓大郡同大 落 部 村 農



い多が舎官の吏官てしに燥高雅閑は帶一町山南・町手山街市壤平 街舎官手山



鐵道官舎

平壤鐵道運輸事務所附近の竹園町・岩松町方面の鐵道官吏官舎を爲し居る



陸軍官舎

蒼光山麓の平地に東西の町は旅團司令部・聯隊に接し陸軍官舎の街であらう



寺 洞 市 街

海軍燃料廠平壤鐵業部在所の市街に於て前方にゆるる官舎であ



勝湖里市街 勝湖里小野田セメント社員の住宅



平 安 南 道 廳



平 壤 府 廳



院法方地壤平・院法審覆壤平



署察警壤平



步兵第七十七聯隊



野砲兵第二十六聯隊



飛行第六聯隊



平壤憲兵隊



大 同 郡 廳



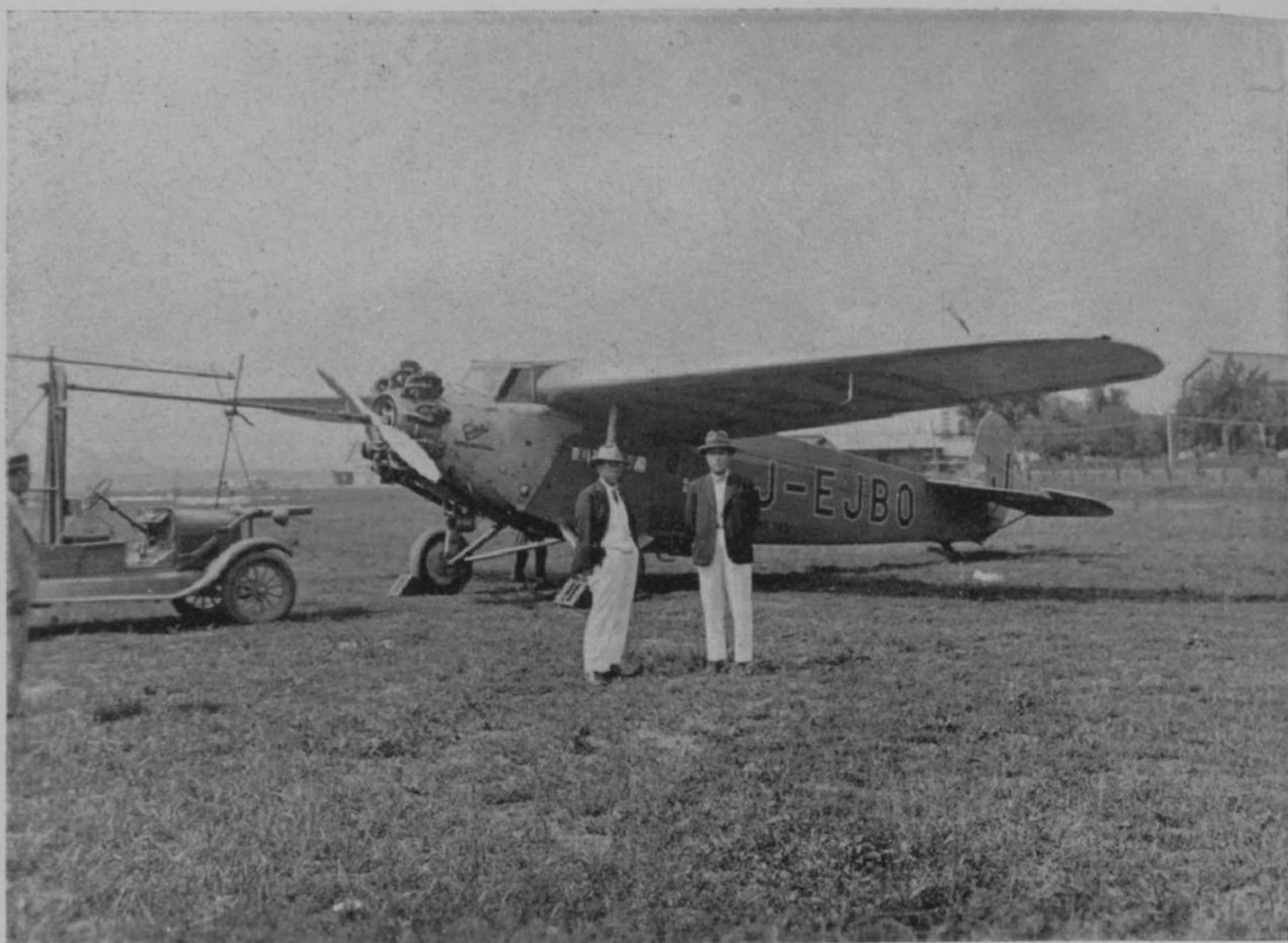
平 壤 郵 便 局



平 壤 驛



平 壤 驛 フラット ホム



日本航空輸送株式會社平壤飛行場



府立圖書館閱覽室



平壤測候所



平壤南道物産陳列館



平壤工商會議所



平安南道金融組合聯合會



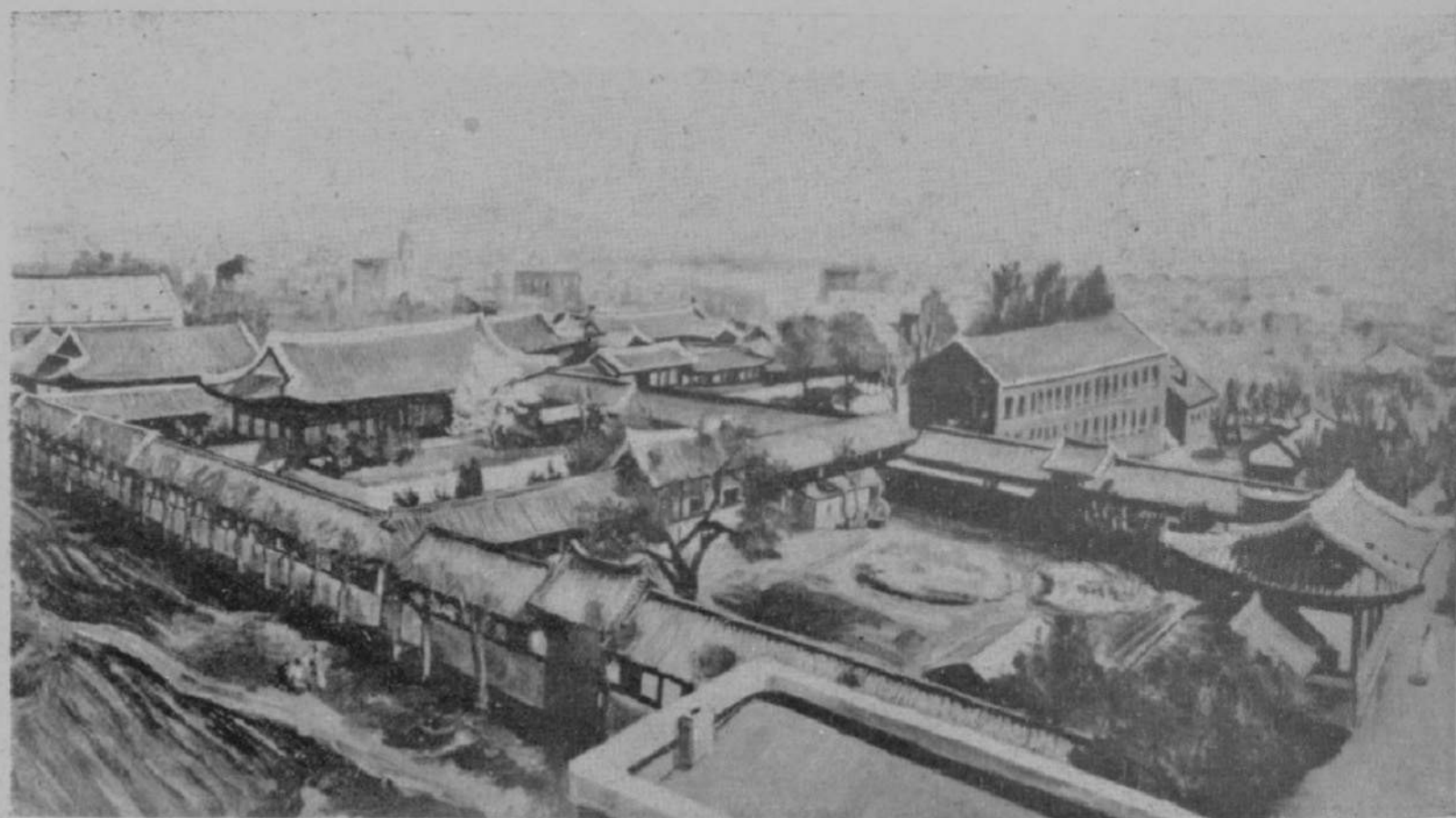
平壤鐵道ホテル



平壤刑務所



平壤醫學講習所



平壤慈惠醫院



舍病離隔里城西



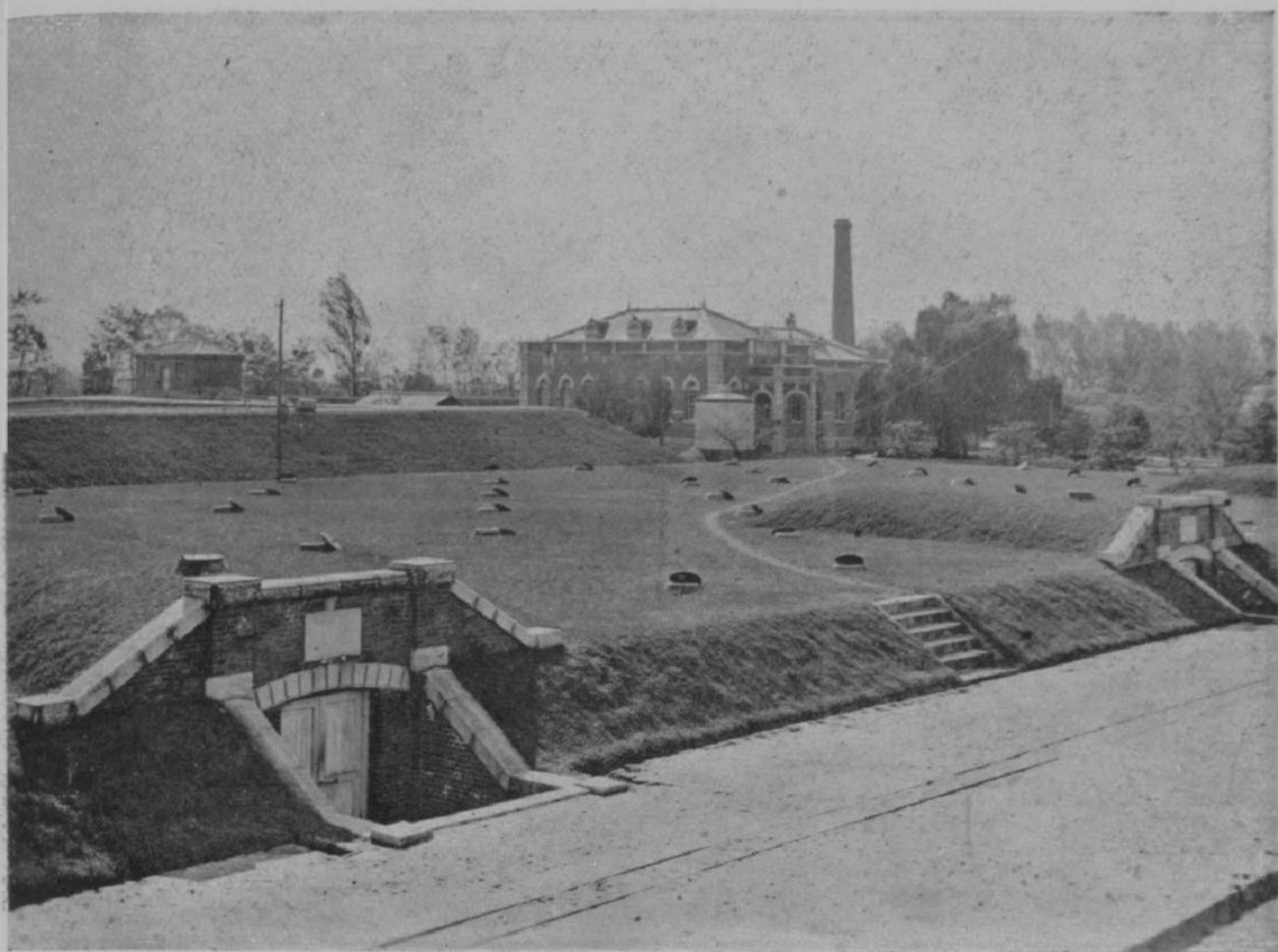
屋質益公・所泊宿易簡・場浴設公



平壤免囚保護會



平壤佛教廣濟會



綾羅島水源地



平壤府營屠牛場



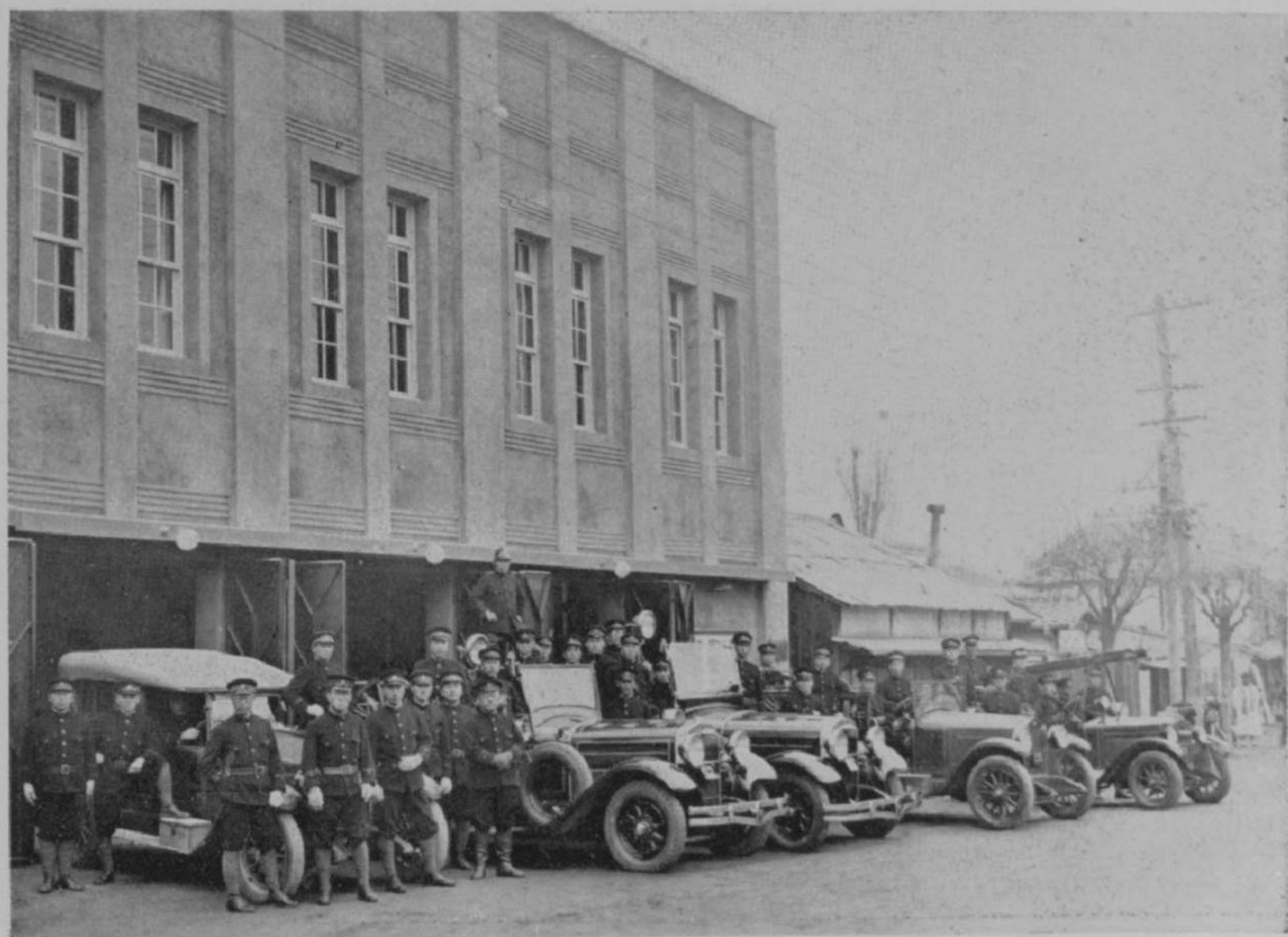
朝鮮殖産銀行平壤支店



東洋拓殖株式會社平壤支店



萬壽臺上の消防望樓



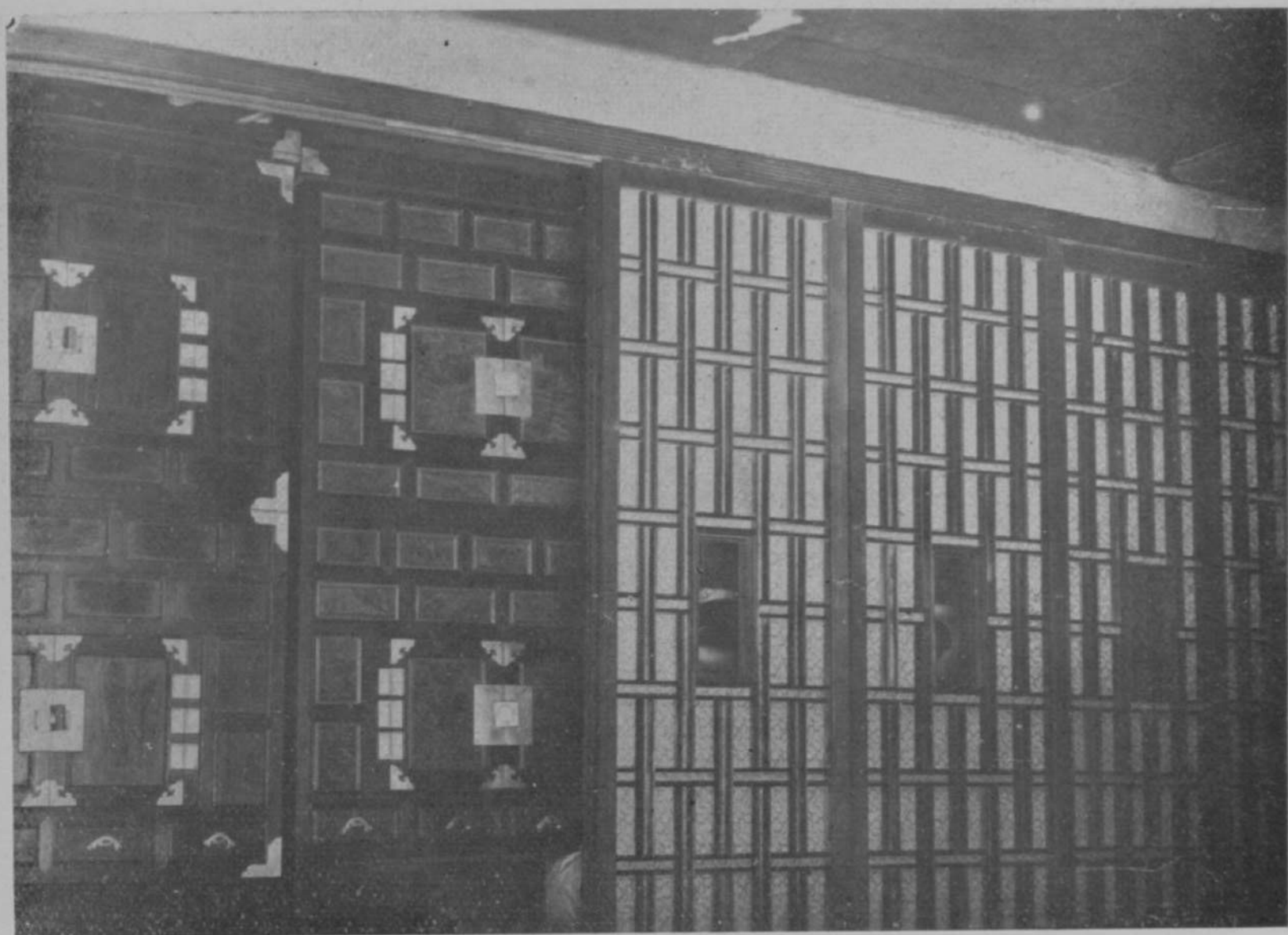
平壤常備消防隊



門正の宅住氏陽箕朴庭家流上 (一のそ) 家の氏朴



廳大と關玄 (二のそ) 家の氏朴



朴氏の家の（その三）居室



朴氏の家の（その四）炊事場



鄭氏の家の（その一）上流家庭鄭寅河氏住宅の玄關



鄭氏の家の（その二）客間と倉庫



鄭氏の家の炊事場 (その三)



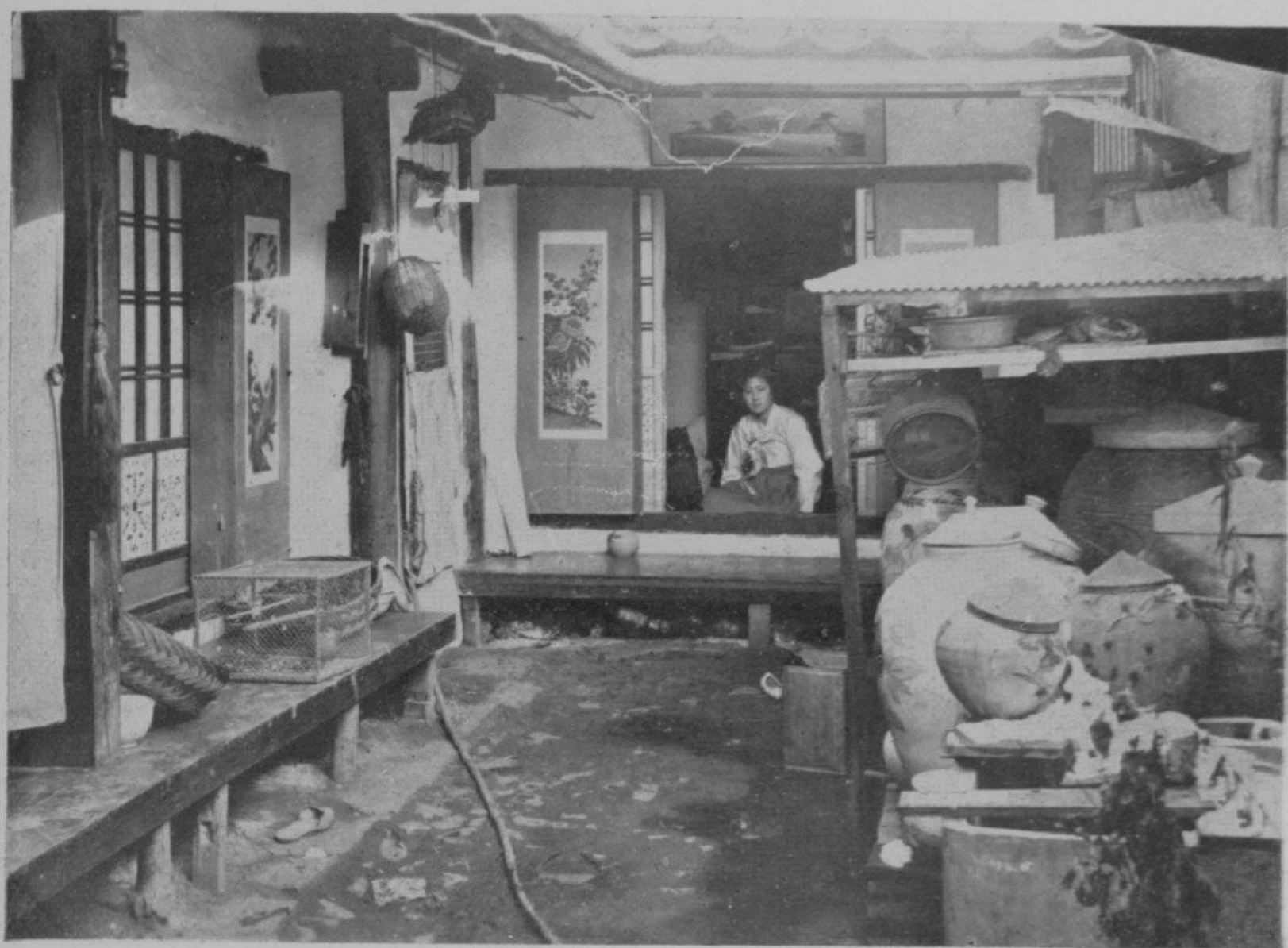
鄭氏の家の漬物置場 (その四)



室居の家民流中 (二のそ) 家民流中



観外の家民流中 (一のそ) 家民流中



場置物漬の庭家流中 (三のそ) 家 民 流 中



所臺の庭家流中 (四のそ) 家 民 流 中



民家の屋根 根屋の家の民 (その一) 平壤外郊に往々見受け石葺屋



民家の屋根 根屋の家の民 (その二) 平壤外郊の家民葺瓦・葺タト・葺石・葺藁の根屋



新式家屋（その一）青木戒三氏の住宅



洋式家屋（その二）稻葉醫院建物



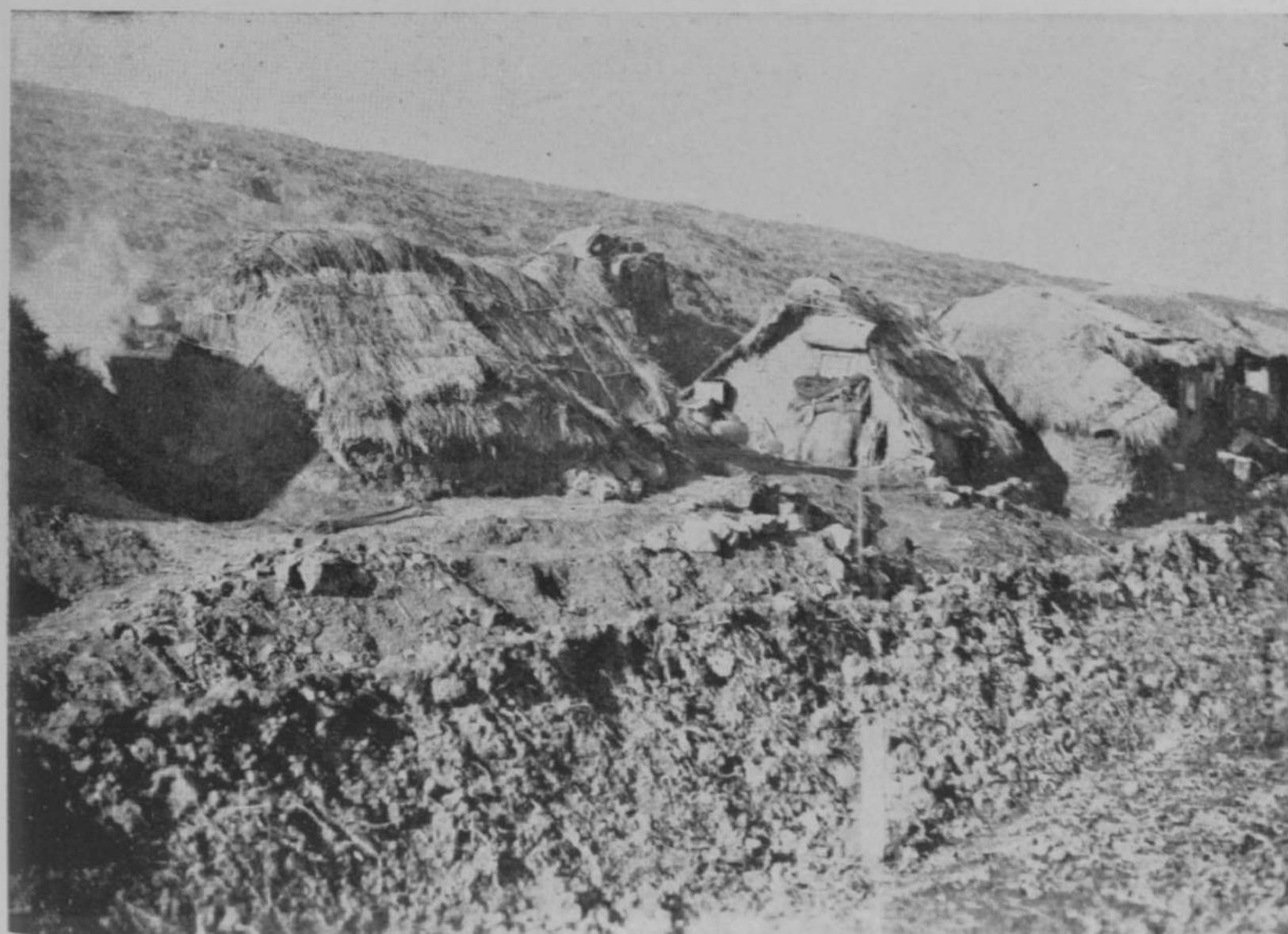
家の主地流上の里林箕（一のそ） 家 農



家農流中の里院大東（二のそ） 家 農



貧民窟 堂外上里の貧民家屋



土幕生活 堂上里の極貧者が住む土幕



舍牛の業搬運兼業農の里橋船 (一のそ) 舍牛の家農



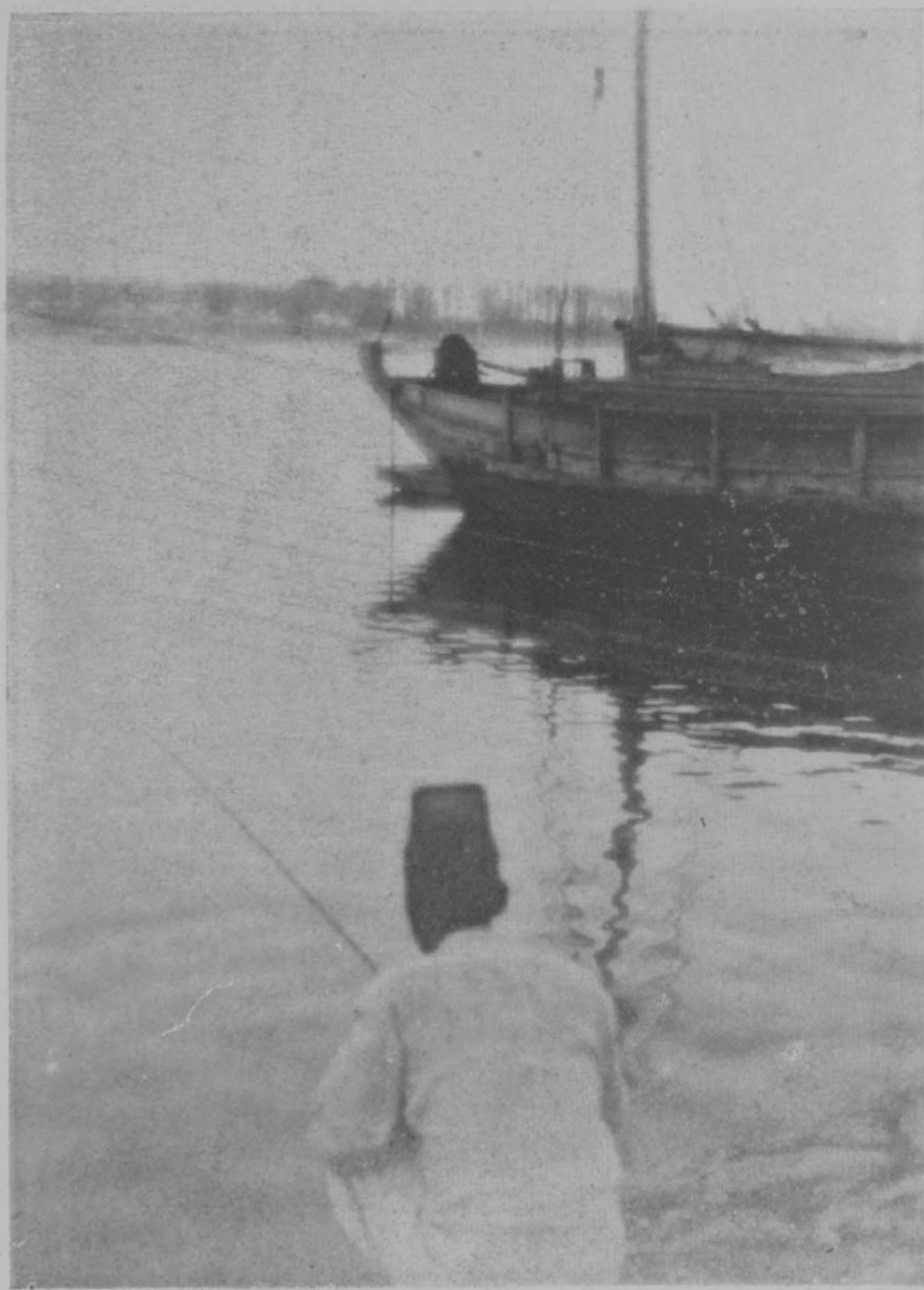
舍豚牛の家農外郊 (二のそ) 舍牛の家農



舍豚來在の家農里城西（一のそ） 舍 豚 の 家 農



舍豚式穴洞る係に勵獎の郡・府・道（二のそ） 舍 豚 の 家 農



老人 大田江に糸を垂て魚を釣る老人



老女 眞綿か絹糸を紡ぐ老女



夫 農
夫農る出へ場市の壤平りよ落村近附



婦 人
達人婦るす事食で場市



人商行貨雜 (二のそ) 商 行



人商行類魚 (一のそ) 商 行



大 道 易 者 路 傍 に し 座 を 待 つ 大 道 易 者



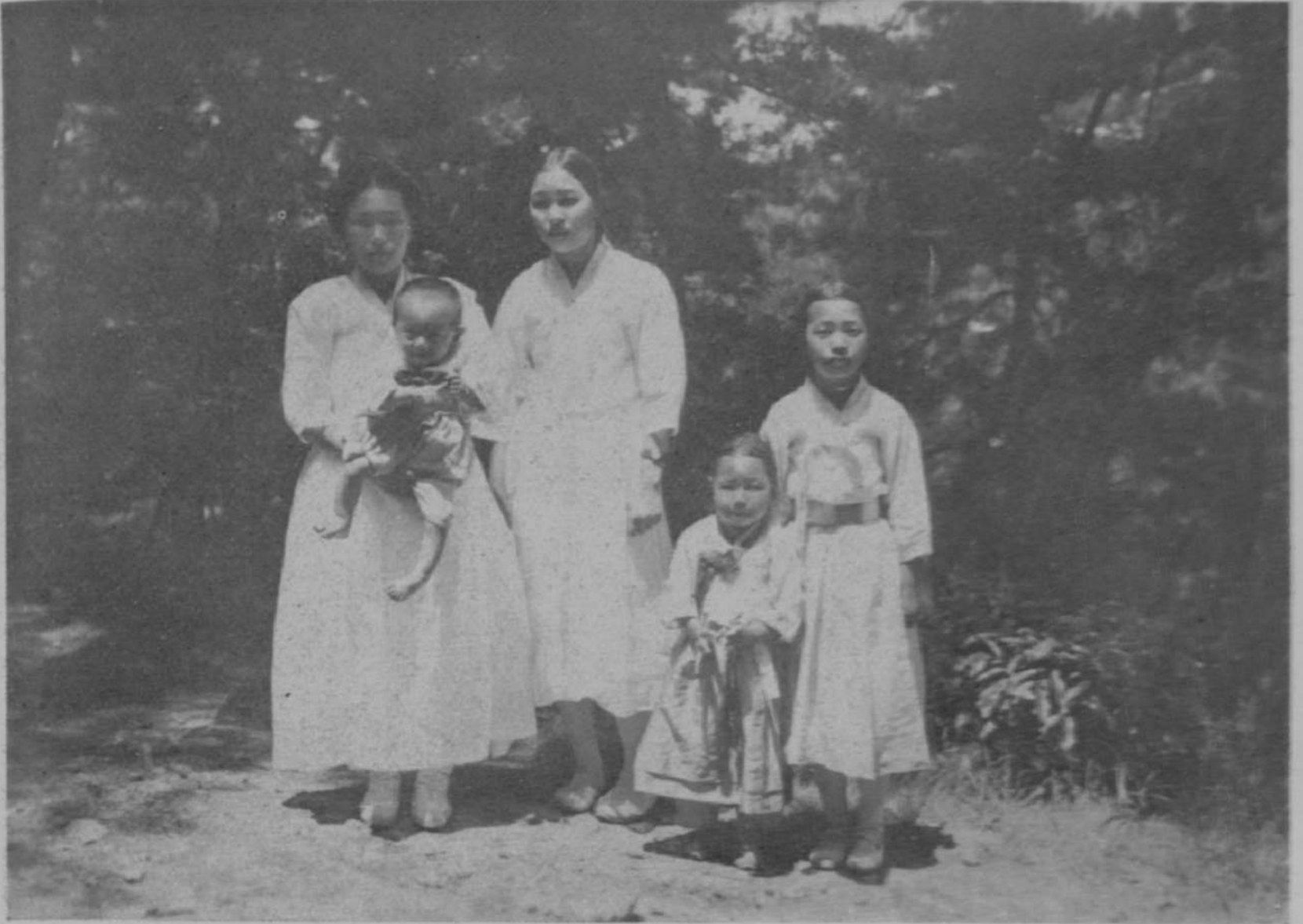
巫 女 祈 禱 す る 巫 女 の 風 俗



新 郎 新 婦 新 式 婚 禮 風 俗



女 學 生 トーマス 女 學 生 服 装



遊ぶ親子 樹下で遊ぶ母と小供



身の上の相談 人事相談所に来る人々



(一のそ) コ ン ラ ブ

よ方地、ばに技競コンラブるた一の樂行人婦鮮朝るけ於に句節月五舊
るあものもす出を輪指金ばに等一てにきつ賞懸、く多も出入のり



(二のそ) コ ン ラ ブ

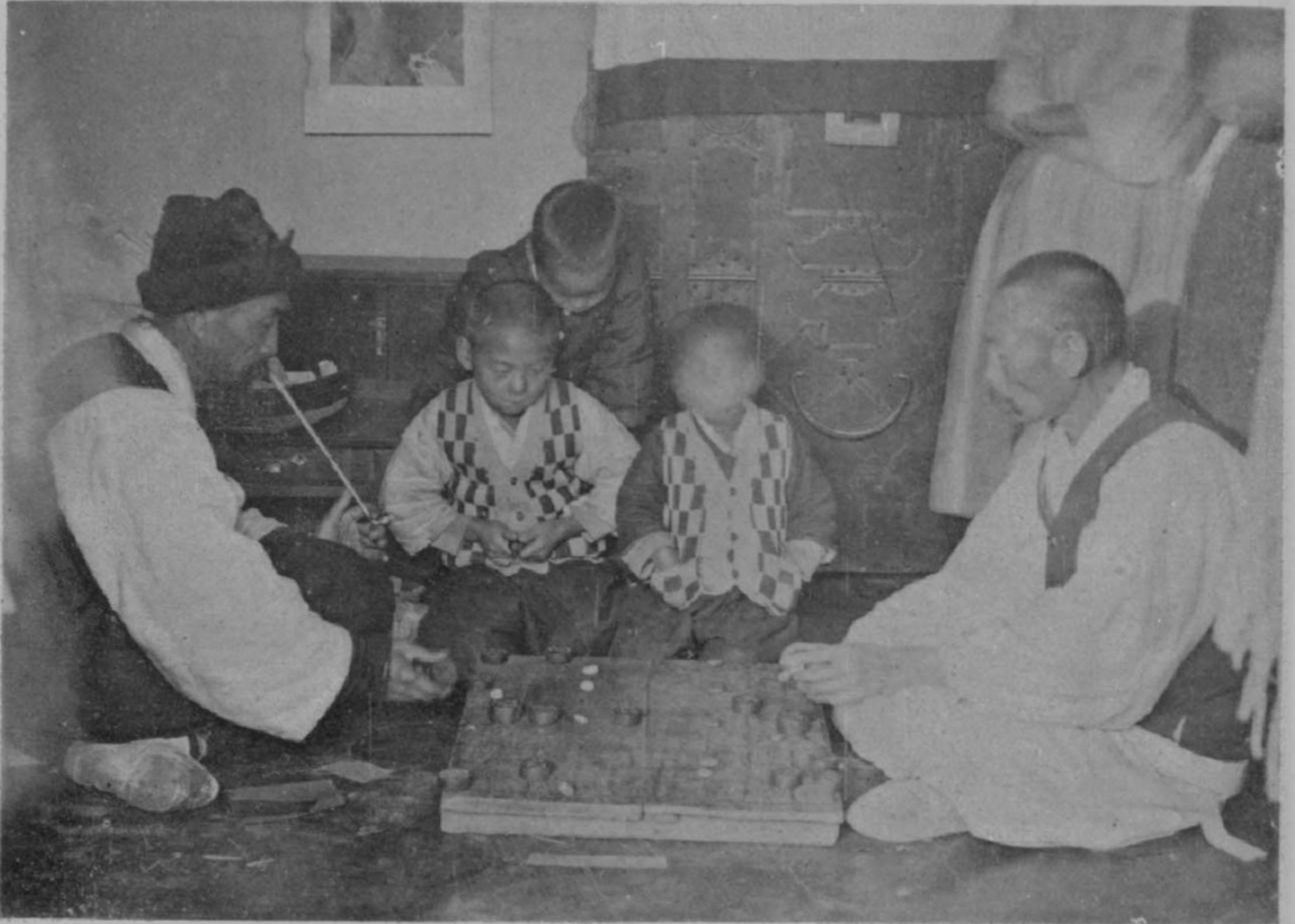
場定指ばで日今がた居てれき吊、がコンラブもに枝の木の處何は來從
いなれき許ばで外以



び飛板ぶ遊てり上び飛み踏に互交を端兩の板が供小の人二 び 飛 板



きちば石ぶ遊てき書を線に上地が供小 き 弾 石



朝鮮將棋 朝鮮在來の將棋は今も尙ほ盛んに流行る



朝鮮相撲 朝鮮在來の相撲地方青年の間に草地相撲同様に流行す



ひ祝の生誕 朝鮮在來の誕生祝ひ



ひ祝の曆還の來在鮮朝 式 甲 回



るす物見てひ集がのもの隣近は場式、式婚結の來在（一のそ） 禮 婚



婦新郎新が央中、禮婚の式鮮朝（二のそ） 禮 婚



婦新が左のそ服生學は郎新、禮婚たつは加の式新稍（三のそ）禮 婚



列行の式婚結（四のそ）禮 婚



式婚結の式新（五のそ）禮 婚



列行式葬の來在鮮朝（一のそ）式 葬



式葬の級階流上（二のそ）式 葬



式葬の級階流中（三のそ）式 葬



地墓同共人鮮朝 (一のそ) 地 墓



地墓同共人鮮朝 (二のそ) 地 墓



地墓同共人鮮朝 (三のそ) 地 墓



地墓同共人地内 (四のそ) 地 墓



平壤府火葬場



基督教會於朝鮮人信者之禮拜



寺泰國宗言眞の教佛派地内 教 佛



院理宗壤平教道天 教 道 天



朝鮮料理 (その一) 七碟飯床



朝鮮料理 (その二) 交子床



いし忙に物漬は女共庭家各ばに節季の物漬てけかに冬らか終の秋（一のそ） 物 漬



（二のそ） 物 漬

ふいと物食副てり取に常日人鮮朝、は物漬む込け漬てしを味調の種各に菜白
るあで要重に程るす定測を低高の度程活生は寡多のそで物食主る寧もりよ



み汲水の女少るけ於に里橋船外郊（一のそ）み汲水



み汲水の戸井同共里上堂外郊（二のそ）み汲水



手内職 (その一) 家庭に於ける賃仕事綿繰り



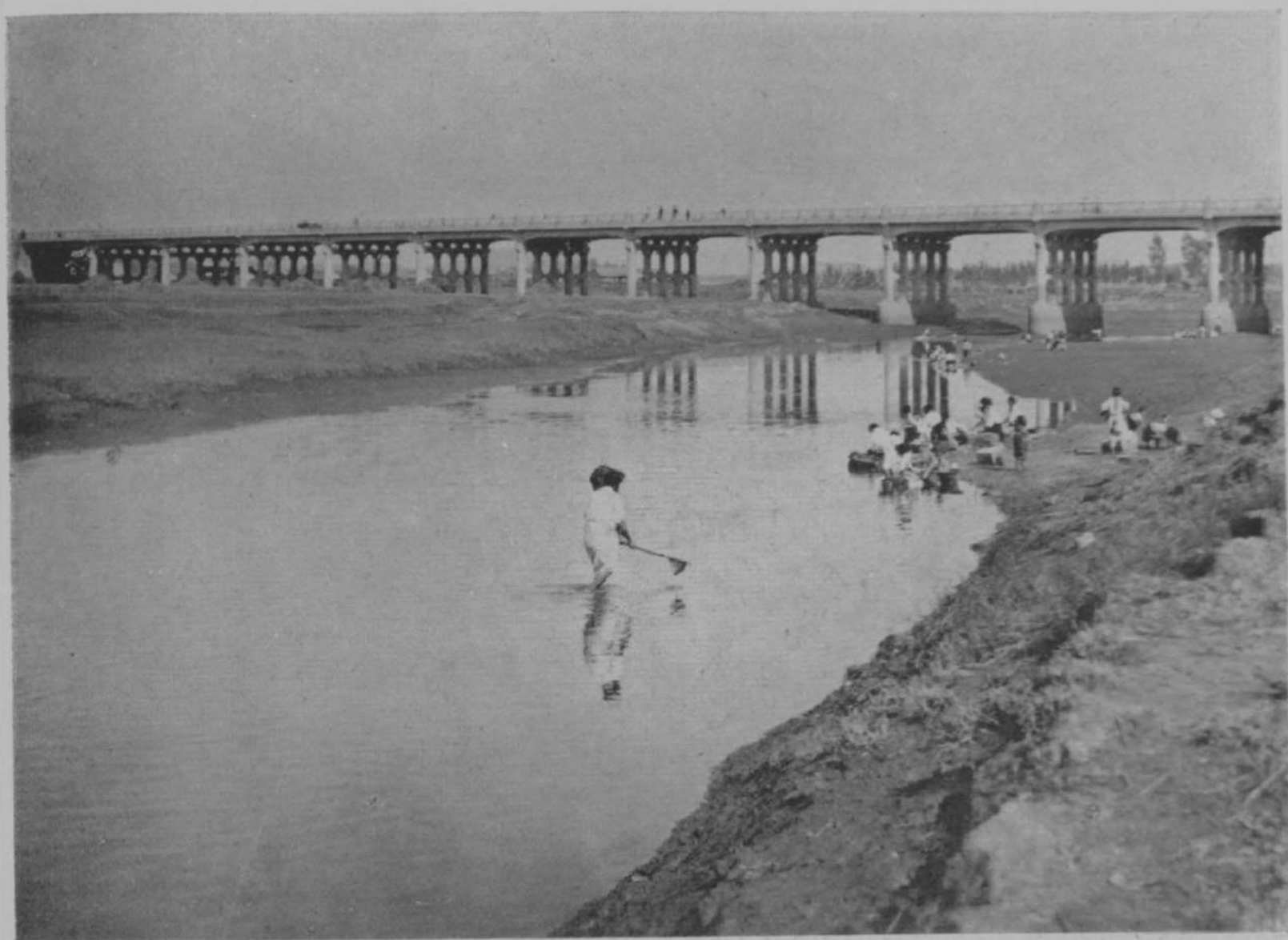
手内職 (その二) 家庭に於ける賃仕事の袋



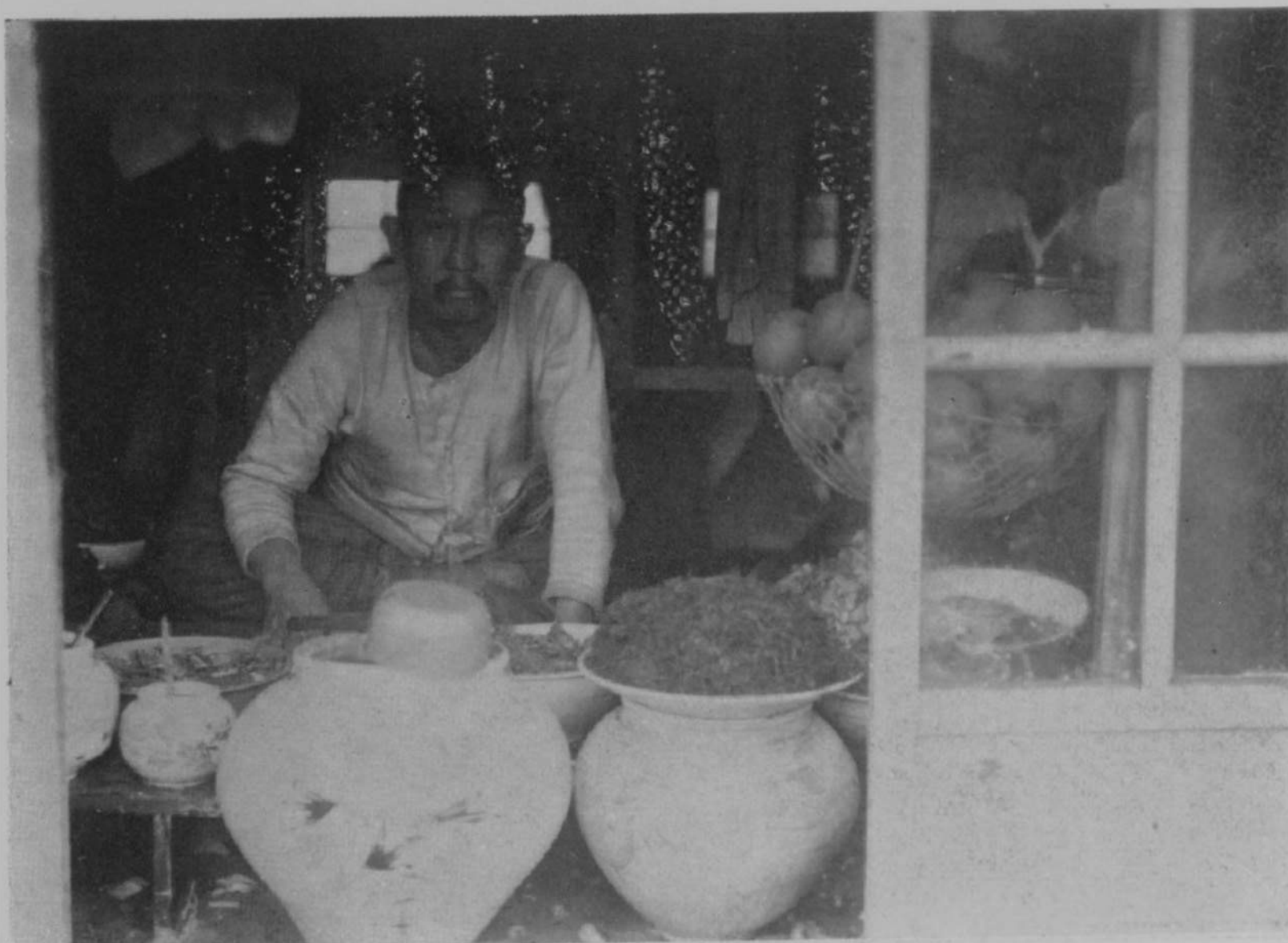
達人婦る出へ場市にり賣をどな物穀・花棉・菜野（一のそ）へ場市りよ村



賣葉松の落村る來へ場市の壤平（二のそ）へ場市りよ村



濯洗の婦人けに於通江 濯 洗



朝 鮮 そ ば 名物朝鮮のば製調理



運 搬 人 夫

工業の盛んな平壤にて搬運夫人が多き住んで居る、こゝは交通頻繁な
鎮南浦街道普通橋上夕暮のあゝ



襪 褌 撰 り 西 城 里 貧 民 部 落 の 襪 褌 撰 り



館樂階の營經人地内 (一のそ) 館設常動活



座代千金の營經人地内 場 劇



館一第の營經人鮮朝 (三のそ) 館設常動活



館マネキの營經人地内 (二のそ) 館設常動活



屋玉亭料人地内 (一のそ) 亭 料



樂喜亭料人地内 (二のそ) 亭 料

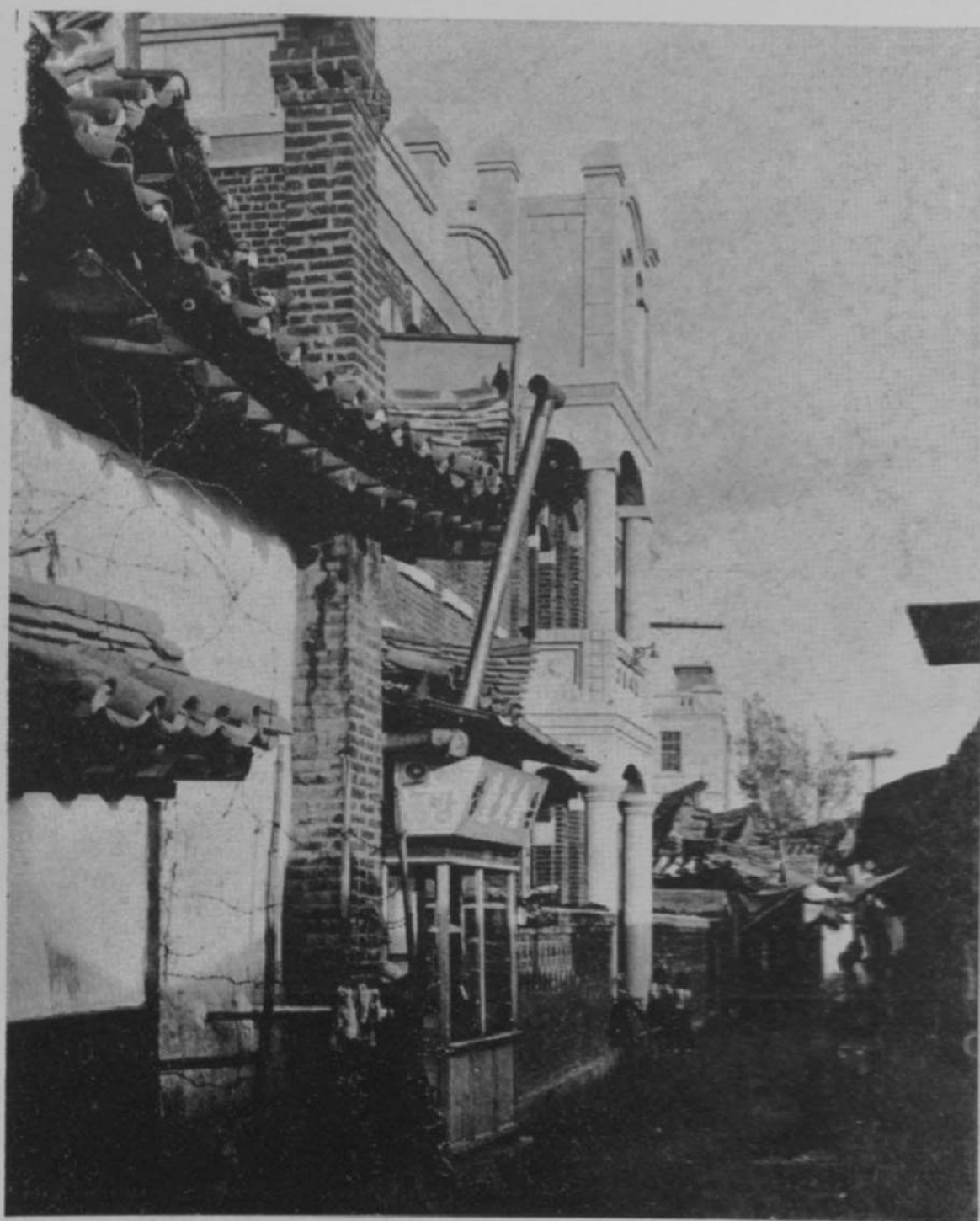


朝鮮料理館 (その三) 亭

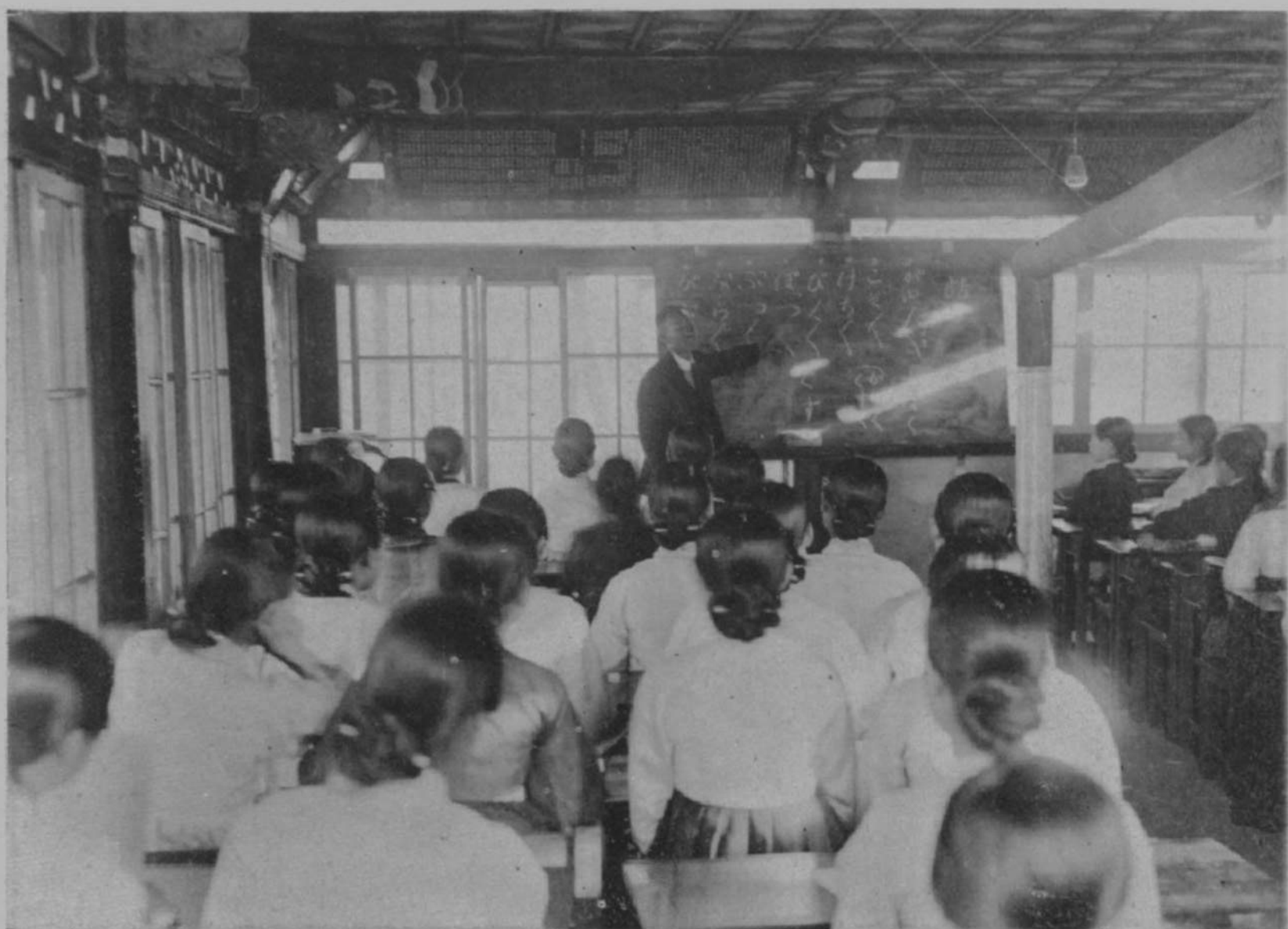


支那料理屋東昇樓 (その四) 亭

妓生學校（その一）箕城券番附屬妓生學校外觀



妓生學校（その二）妓生學生校生徒の整列



授教語國るけ於に校學生妓（三のそ）校 學 生 妓



習・練の謠歌るけ於に校學生妓（四のそ）校 學 生 妓



臺丹牡丹の春は景背（一のそ）踊舞の生妓



花名の番券城簀はふ舞（二のそ）踊舞の生妓



仙花李大るへ迎を客に關玄（一のそ）住居の生妓



紅春金るせ憩休に室寢（二のそ）居住の生妓



紅春金る見を聞新にか静で側椽 (一のそ) 養 修 の 生 妓



仙花李大るす書讀で室居 (二のそ) 養 修 の 生 妓



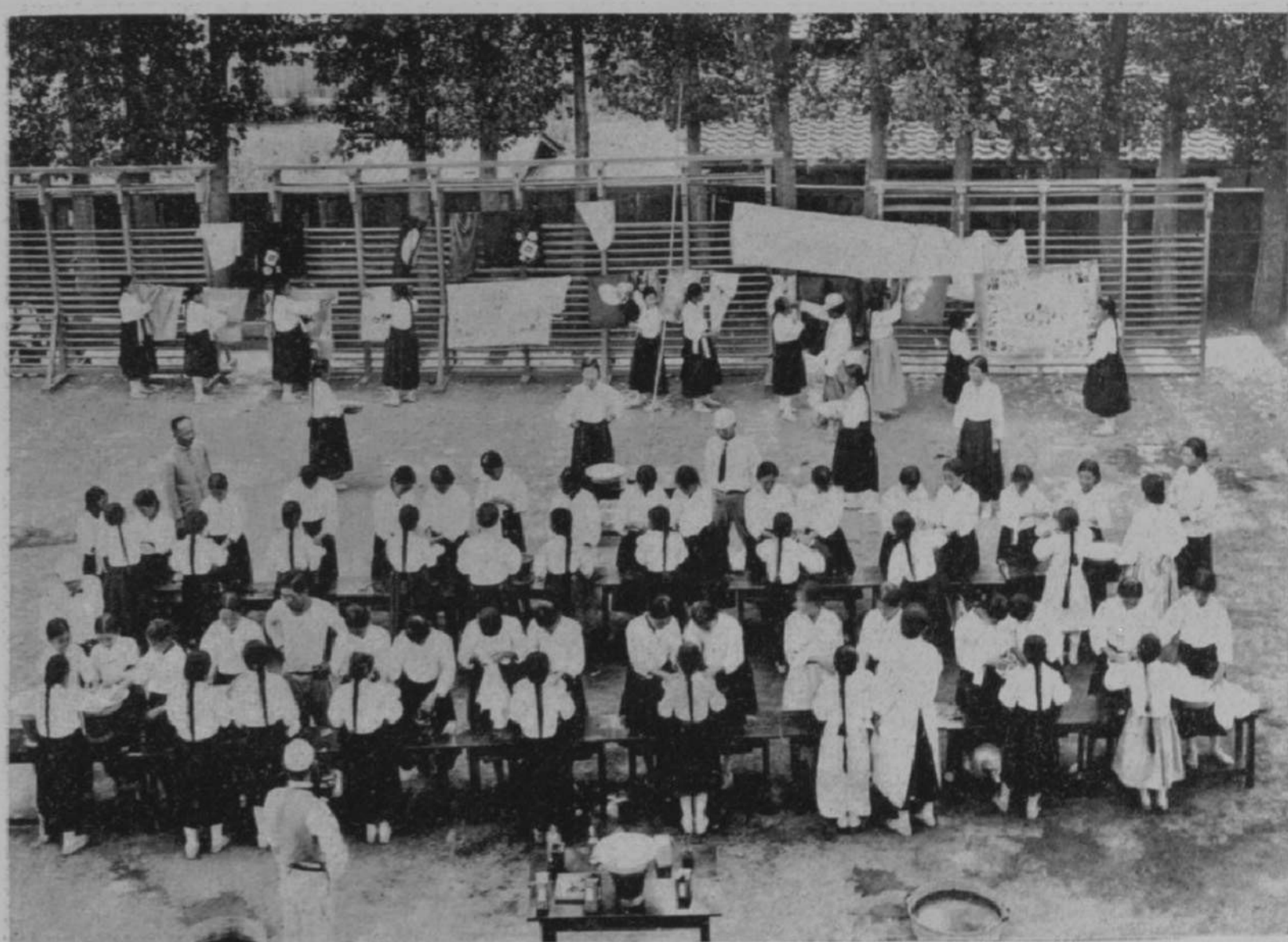
紅蓮張る耽にひ思ゝつき聴を聲の鳥小に房内 (一のそ) 常日の生妓



月山康るむ染を筆に子君四の意得 (二のそ) 常日の生妓



朝會 若松尋常高等小學校に於ける朝會の状況



染色實習 南山女子普通學校に於ける染色實習



習實工手の校學小等高常尋手山 習 實 工 手



習實の造製下靴るけ於に校學通普路鐘 造 製 下 靴



習實工木の徒生校學習補業工 習 實 工 木



習實色染及絲製の所習講業機 習 實 色 染 及 絲 製



白 菜 競 作 平 壤 高 等 女 學 校 生 徒 の 白 菜 競 作 品 評 會



除 草 實 習 平 壤 農 業 學 校 生 徒 の 除 草 實 習



教 練 査 閱 平壤中學校に於ける制服検査



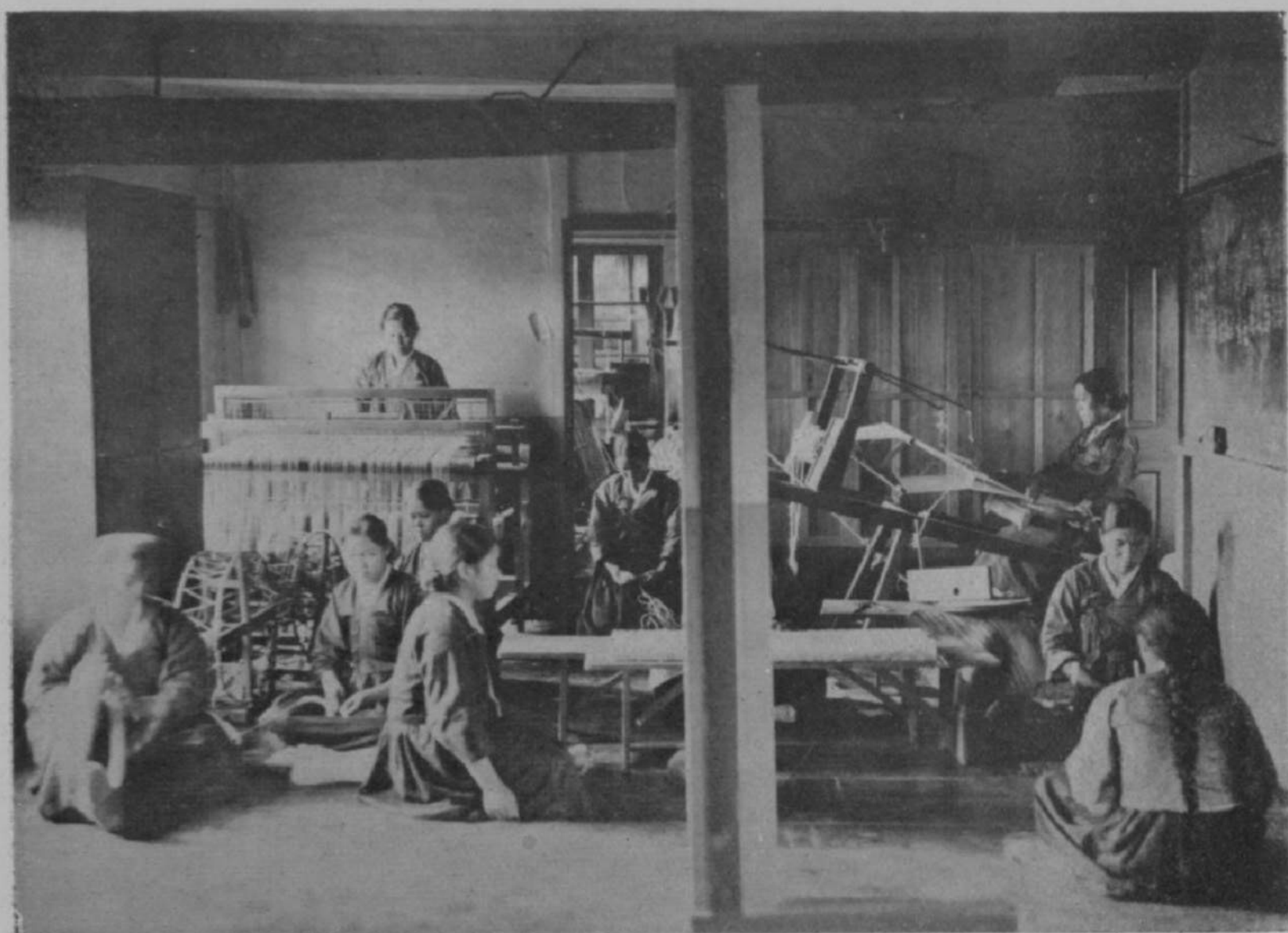
教 練 平壤高等普通學校に於ける教練



習實烹割の徒生校學通普等高子女壤平 習 實 烹 割



會覽展品作製手の徒生校學通普等高子女壤平 會 覽 展 品 作 藝 手



習實業機のトウチチスンイ・スルエウ・ラル 習 實 の 業 機



習實縫裁のリウチチスンイ・スルエウ・ラル 習 實 の 縫 裁



幼稚園内日本人幼稚園児の遊戯 (その一) 幼稚園



幼稚園朝鮮人幼稚園児の遊戯 (その二) 幼稚園



江上船舶の來往 大同江上流の船舶來往 (その一)



江上船舶の轉輾 平壤對岸船舶附近に轉輾 (その二)



トーケスの上江同大るな快壯 ひ 賑 の ト ー ケ ス



亭光練と門同大はるゆ登に岸江、び遊舟の江同大む富に情風 遊舟の上江



備準漁出網曳地の岸江同大（一のそ）業 漁



る釣を鯉・魴てしと主、船釣の上江（二のそ）業 漁



漁業 三のそ 氷の上の釣魚



漁業 四のそ 氷の上の釣魚



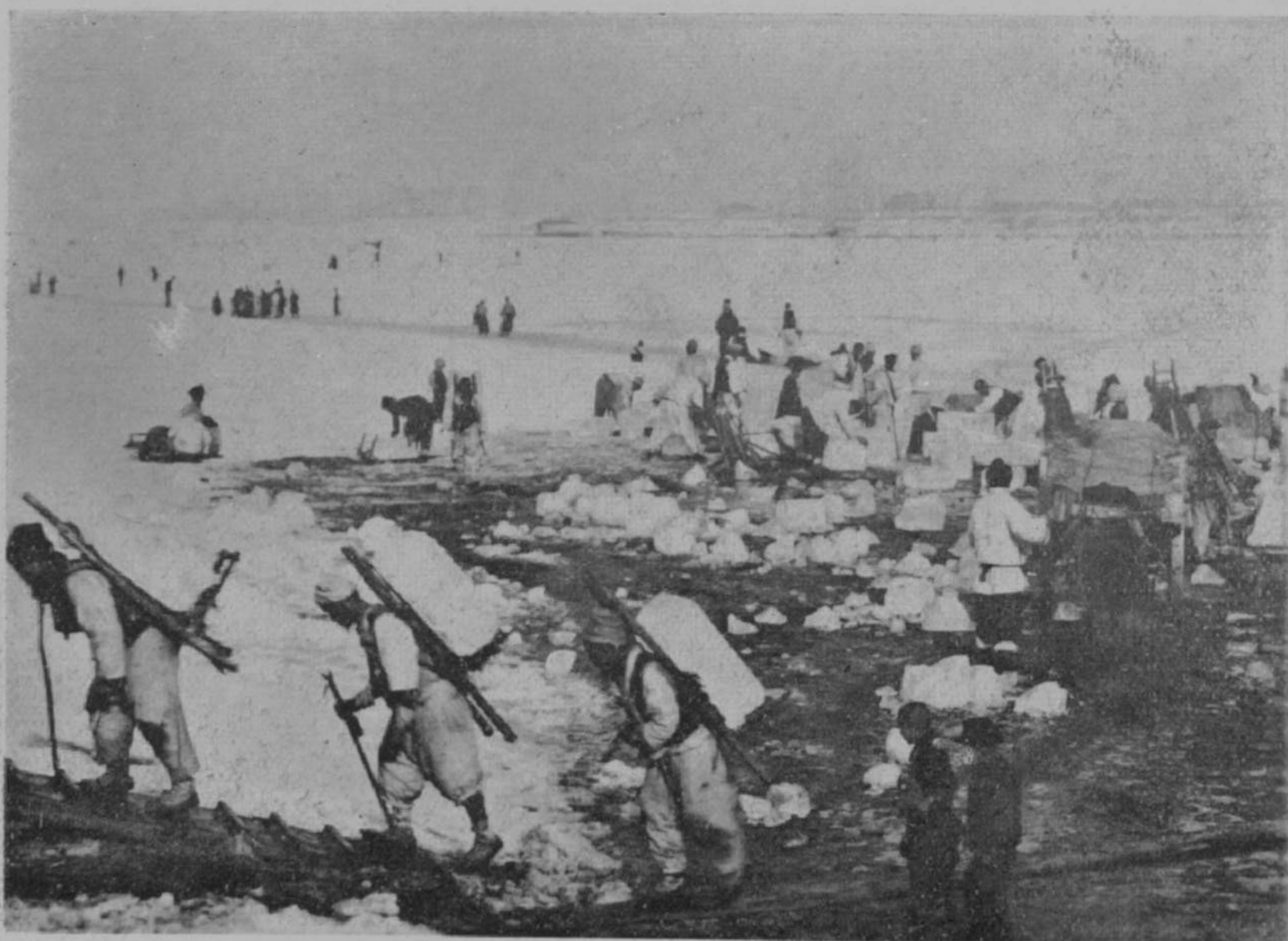
渡船場 大同一門より對岸部落への渡船場



渡船場 羊角島渡船場より大平焼酎工場を望む



採氷の大同江（その一） 氷 採



採氷の大同江（その二） 氷 採



採氷 大岡江の採氷處理 (その三)



洗濯 大岡江に於ける洗濯 (その一)



濯洗のてり上に木材の中江（二のそ）濯 洗



濯洗のてり割を氷期冬（三のそ）濯 洗



揚荷の場 大橋の下（その一） 揚荷



揚荷の岸江（その二） 揚荷



揚荷の材木てい解を筏（三の其）揚 荷



揚荷の炭石（四のそ）揚 荷



揚荷の甕鮮朝 (五のそ) 揚 荷



揚荷の貨雜 (六のそ) 揚 荷



揚荷の豆大（七のそ）揚 荷



揚荷の船葉松る來し搬運りよ方地流上てしと料燃の民市（八のそ）揚 荷



荷 揚 (その九) 松葉の荷揚、その引取りは多く江戸の岸に於ける



氷の上の運搬 冬期に江戸の氷結する所を人も車も上る交通する



江岸の市（その一）松葉市の盛況、帆船は石炭運送船



江岸の市（その二）

大岡江岸の空地は荷揚場に、且つ市場としてみても、ここは野菜市場



野 積 山如き江岸の籾の野積 (一のそ)



野 積 江に於ける籾の野積 (二のそ)



製材 江岸に於ける木材置場 (その一)



製材 江岸に於ける木材作業 (その二)



商筭筆鮮朝 (一のそ) 店

商



商釜鮮朝 (二のそ) 店

商



商物金 (三のそ) 店 商



商紙 (四のそ) 店 商



商物産海（五のそ）店 商



商物穀（六のそ）店 商



商炭薪（七のそ）店 商



商器陶（八のそ）店 商



屋問魚川（九のそ）店 商



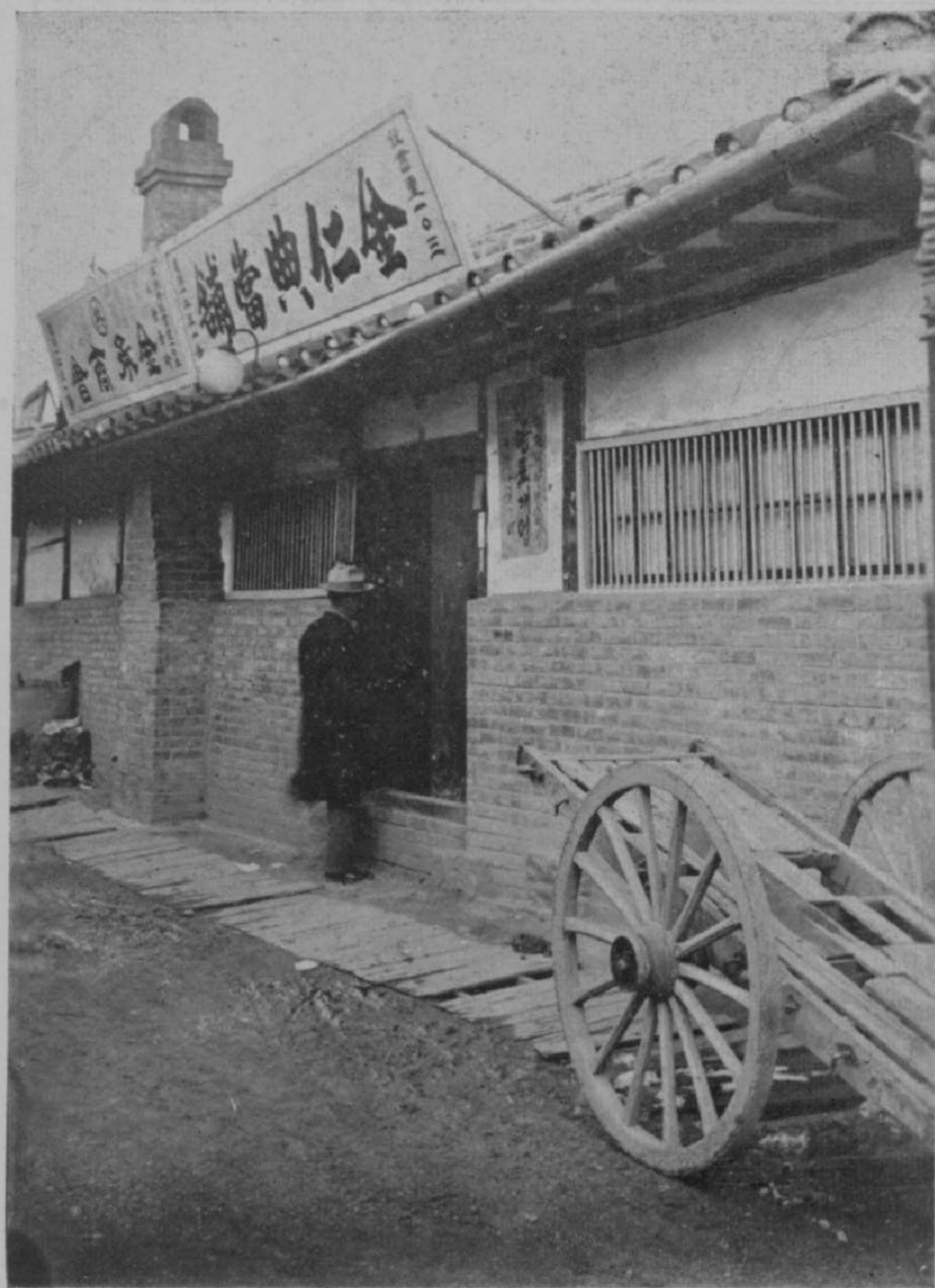
屋麥蕎鮮朝（十のそ）店 商



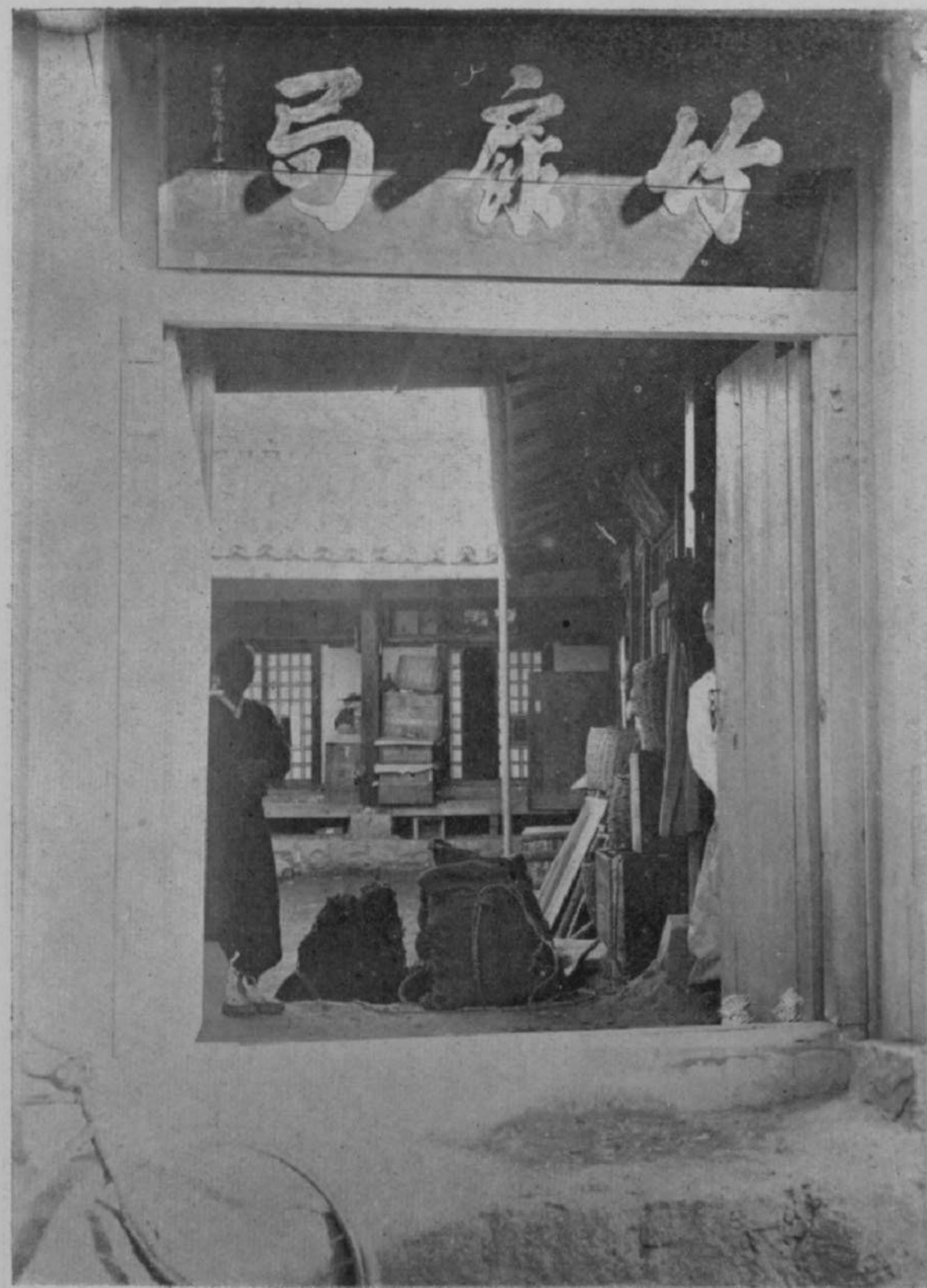
店 商 栗問屋 (その二十)



店 商 栗小賣 (その二十)



朝鮮鮮質店 (四十のそ) 商



漢藥卸店 (三十のそ) 商



市 場 (一のそ) 壽町公設市場果實商



市 場 (二のそ) 新倉里市場籠市



市綿打の場市里倉新（三のそ）場 市



市綿繰の場市里倉新（四のそ）場 市



市 場 (五のそ) 新倉里市場の雑貨市



市 場 (六のそ) 新倉里市場の陶器商



商木布の場市里倉新（七のそ）場 市



賣販品藝手の場市里倉新（八のそ）場 市



市 場 (九のそ) 新陽里市場 市



市 場 (十のそ) 新陽里市場 市



場市炭薪設公壤平（一十のそ）場 市



場市炭薪設公壤平（二十のそ）場 市



市 場 (その三十) 大田同江岸の甘諸市



市 場 (その四十) 大田同郡南串面縄吠市



市場 場（その五十）西城里市場の館商



市場 場（その六十）壽町市場の飲食店



市 場 (七十のそ) 新倉里市場の飲食店



市 場 (八十のそ) 新陽里市場の飲食店



商行鶏（一のそ）商 行



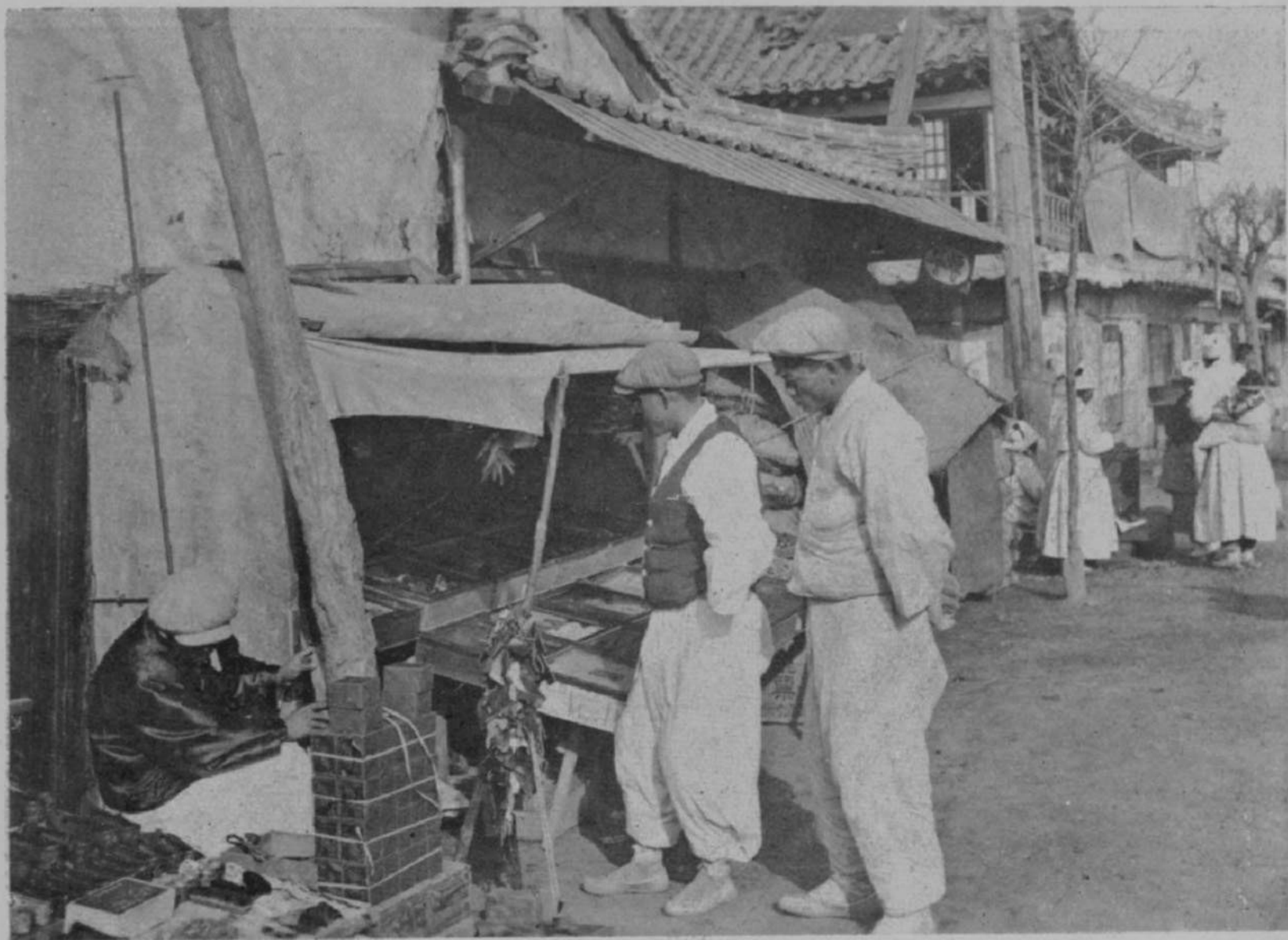
商行鶏（二のそ）商 行



商行餘（三のそ）商 行



賣ムーリクスイア（四のそ）商 行



商行 支那人野菜行商 (その五) 路傍の小賣商



商行 支那人野菜行商 (その六) 支那人野菜行商



館 旅 館 旅 根 三 館 旅 人 地 内 (一のそ) 館



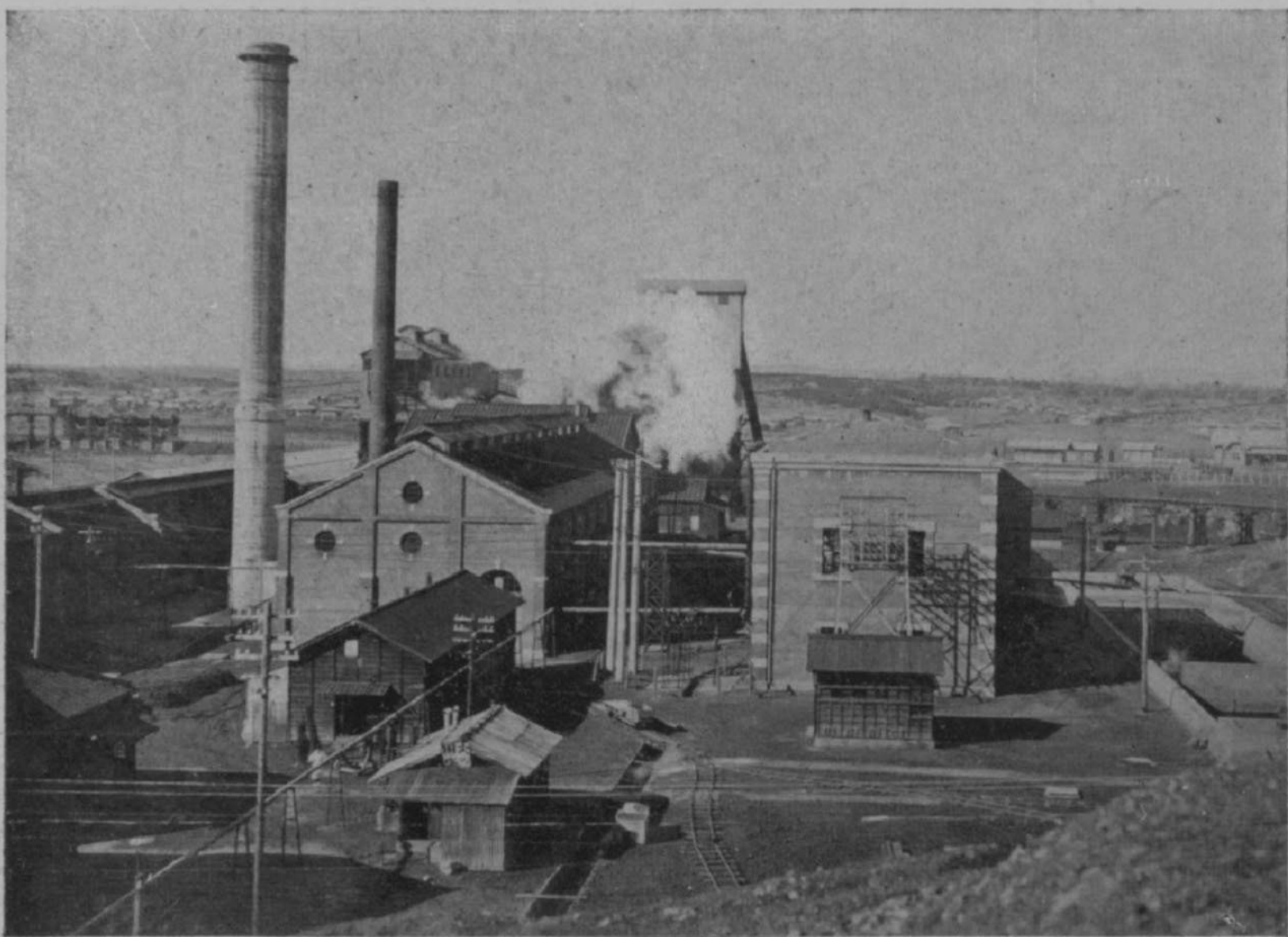
屋 櫻 館 旅 人 地 内 (二のそ) 館 旅



館旅興慶館旅人鮮朝 (三のそ) 館 旅



館旅人鮮朝たべ並を軒 (四のそ) 旅 館



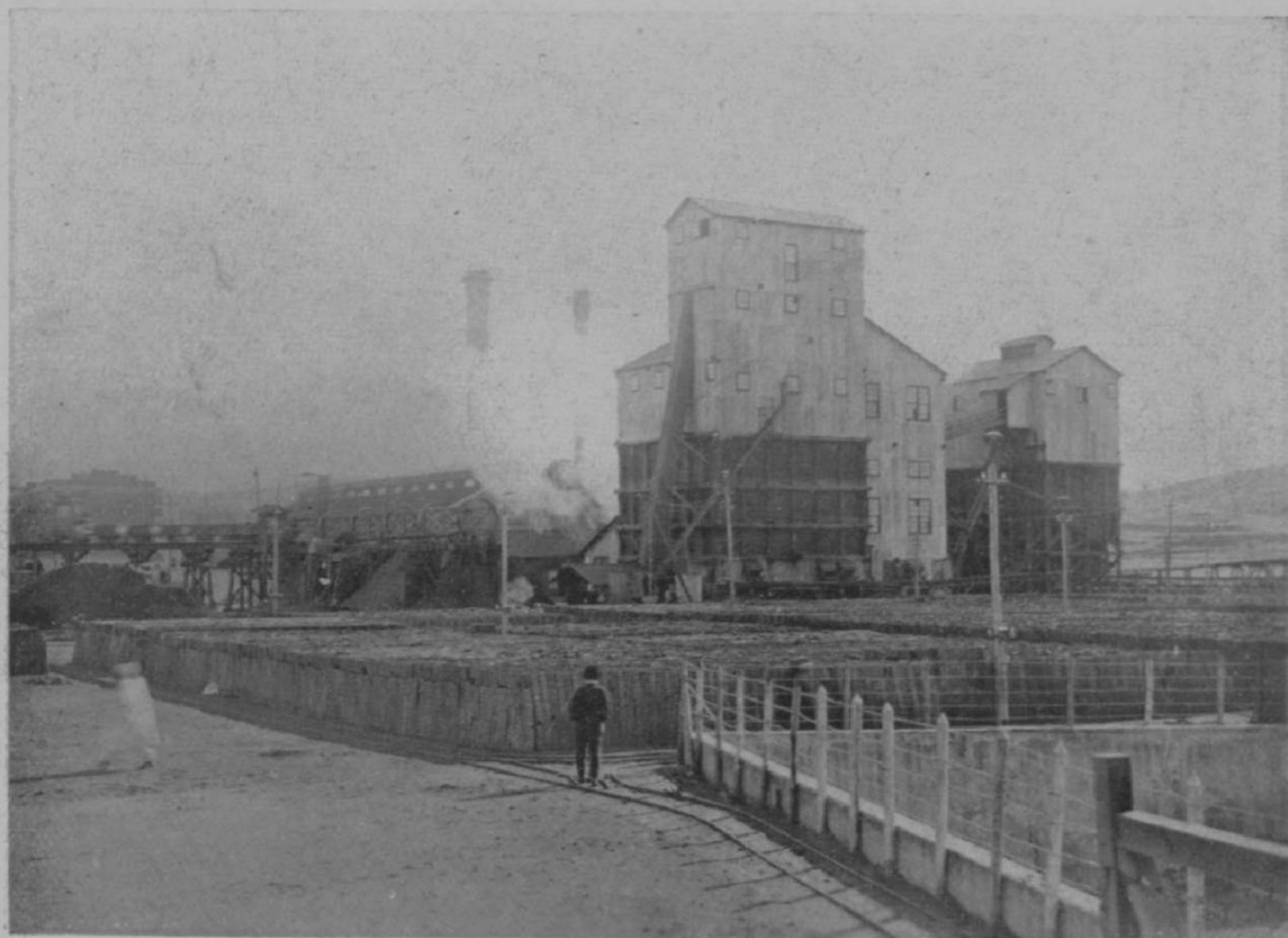
(一のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

、ひ行を理修の等物建械機な要必に坑炭ばで場工屬附、てしに場工炭煉及場工屬附
ツセマ、炭煉穴ツ三、炭煉穴ツ二庭家、炭煉用道鐵鮮朝、炭煉用軍海ばで場工炭煉
るす造製を炭煉型ク



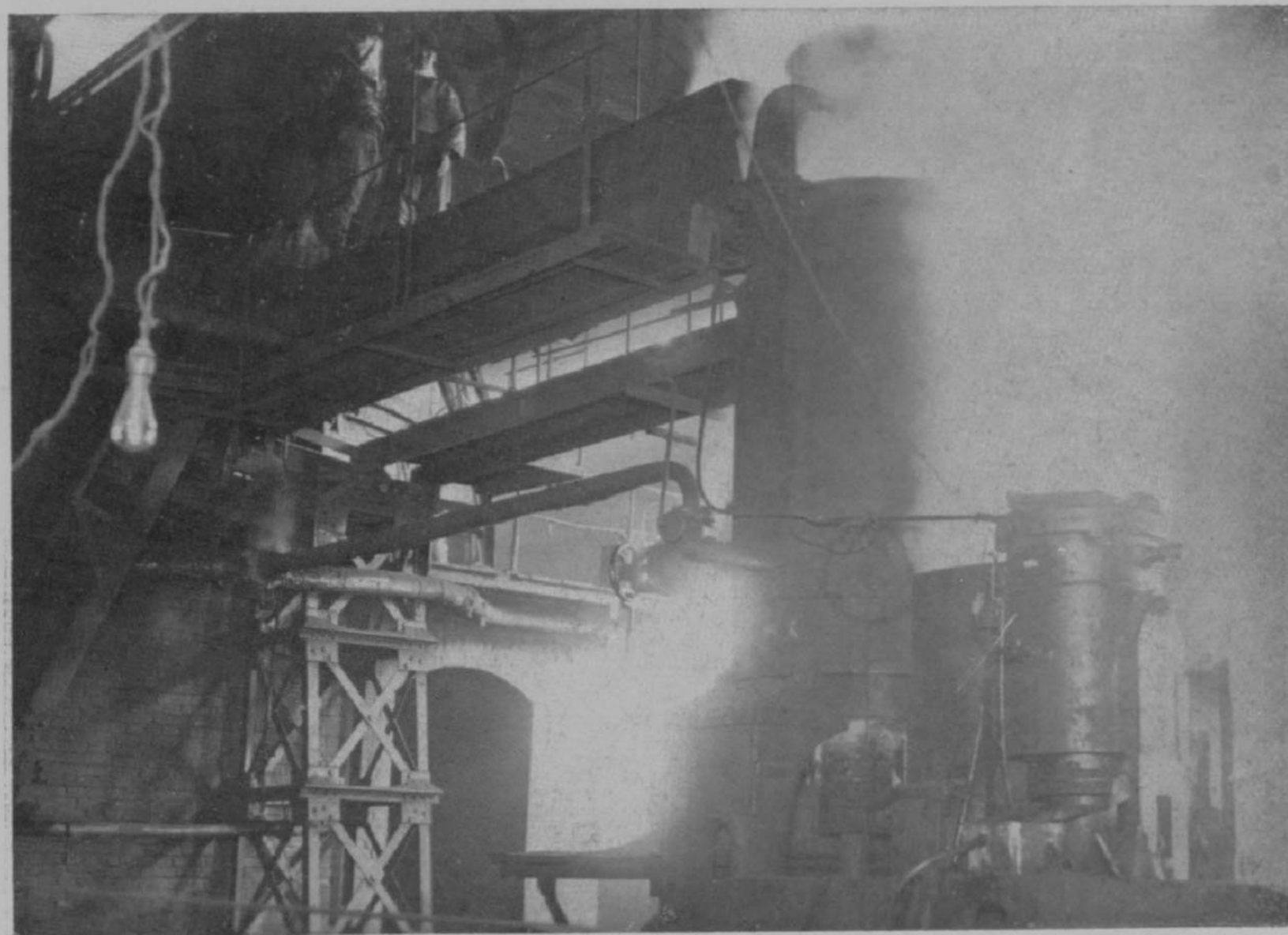
(二のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

るあで地斜皆、りあ(坑四坊高、坑二里栗、坑三洞寺)所ヶ九は口坑、坑一第洞寺



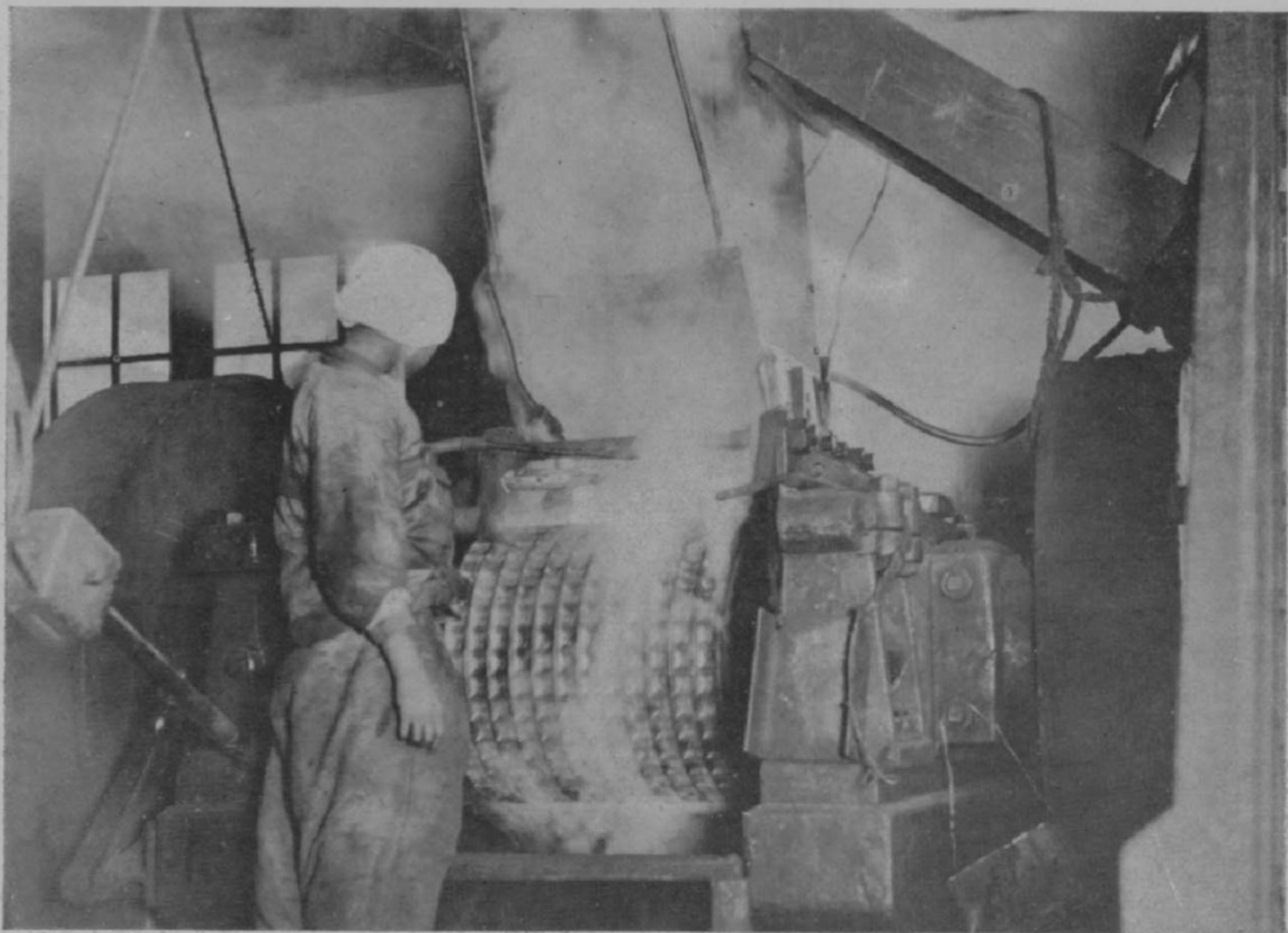
(三のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

貯たれま積に場工炭煉クツセマの物建い高、てしに場工炭煉クツセマ及場炭貯炭煉
す達に上以個萬千一數個、噸萬一約は炭



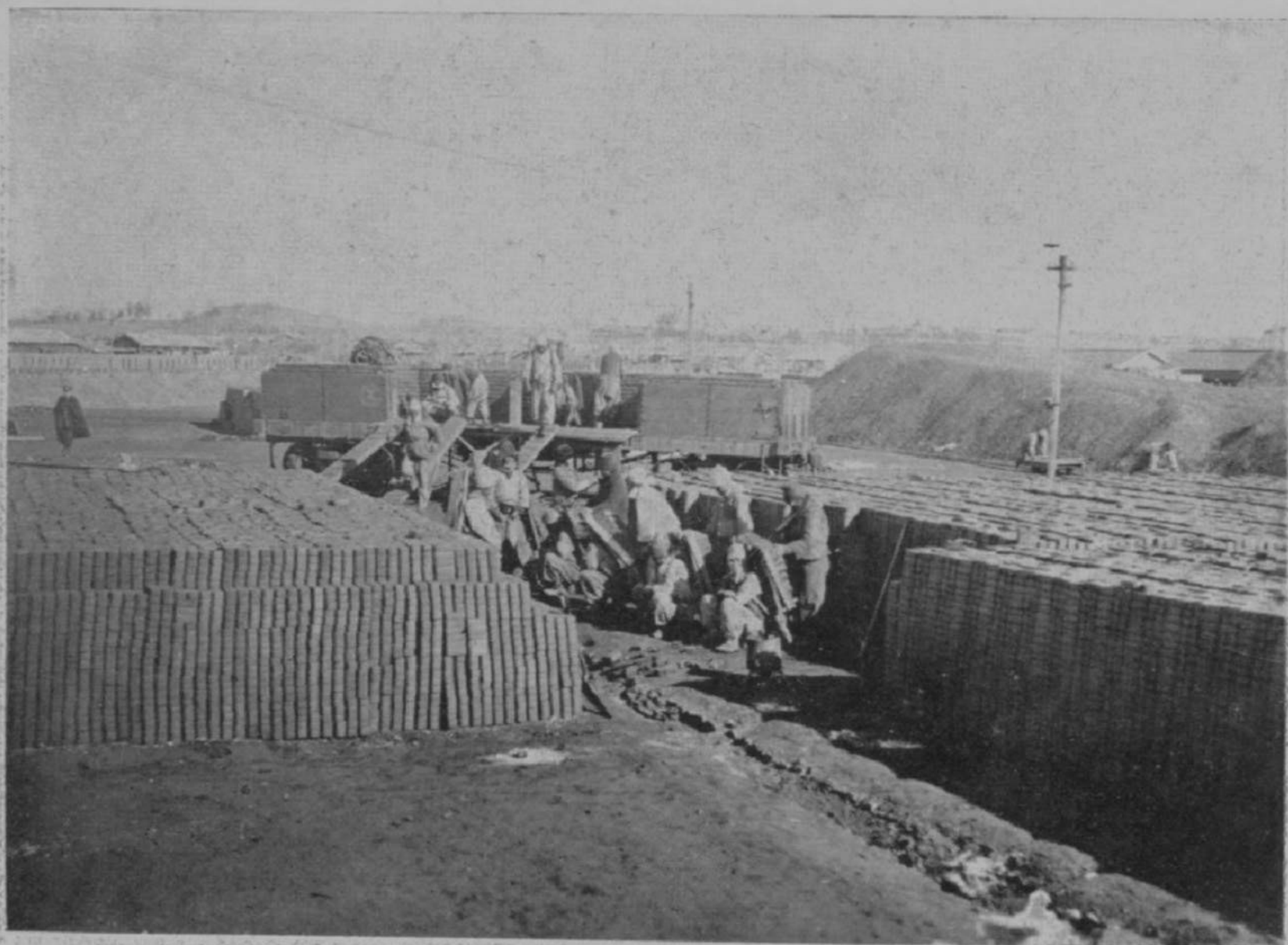
(四のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

粉を炭煙無は炭煉穴ツ二、で機造製炭煉穴ツ三穴ツ二、況狀轉廻の機炭煉ルナヒコ
るあでのもため固でチツパを炭煙無は炭煉穴ツ三、め固で土



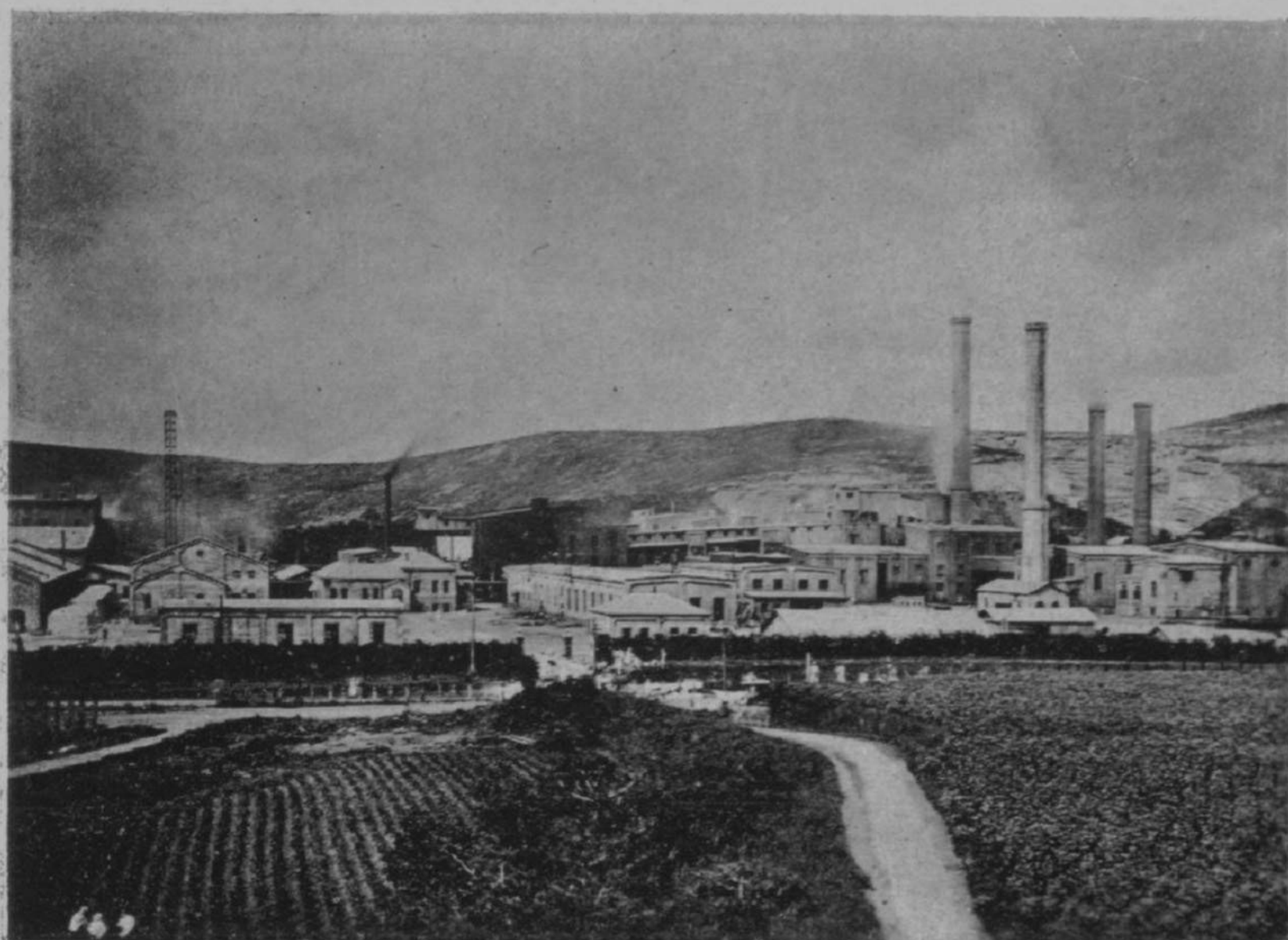
(五のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

るたれさ用使みのに用道鐵來從は炭煉クツセマ、況狀轉廻ーラーロ機炭煉クツセマ
るら作で械機のこは炭煉カナモ印舗、し出賣に般一來近も

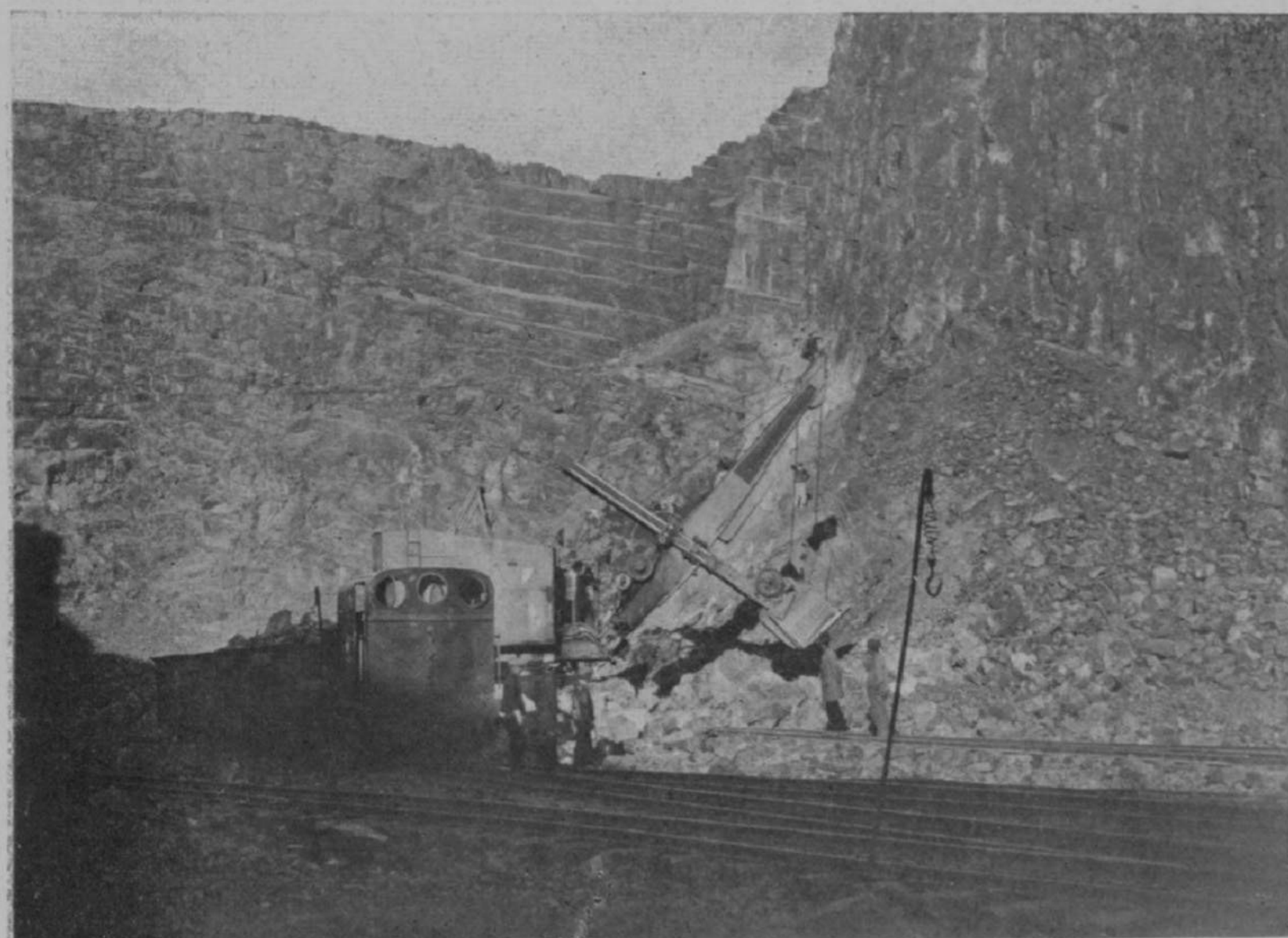


(六のそ) 部業鑛壤平廠料燃軍海

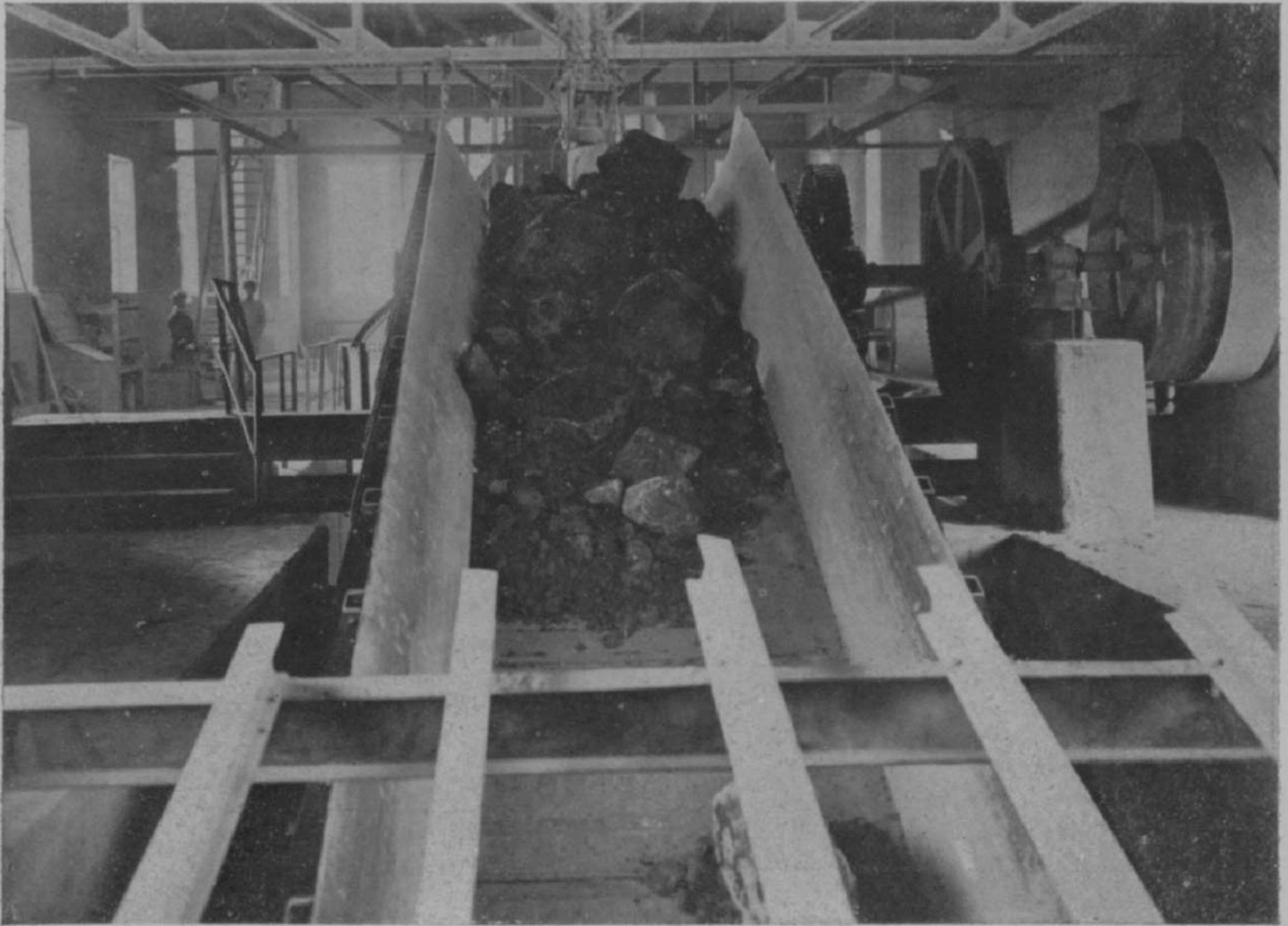
るす送輸へ地各りよに道鐵でん込み積に車貨を品製



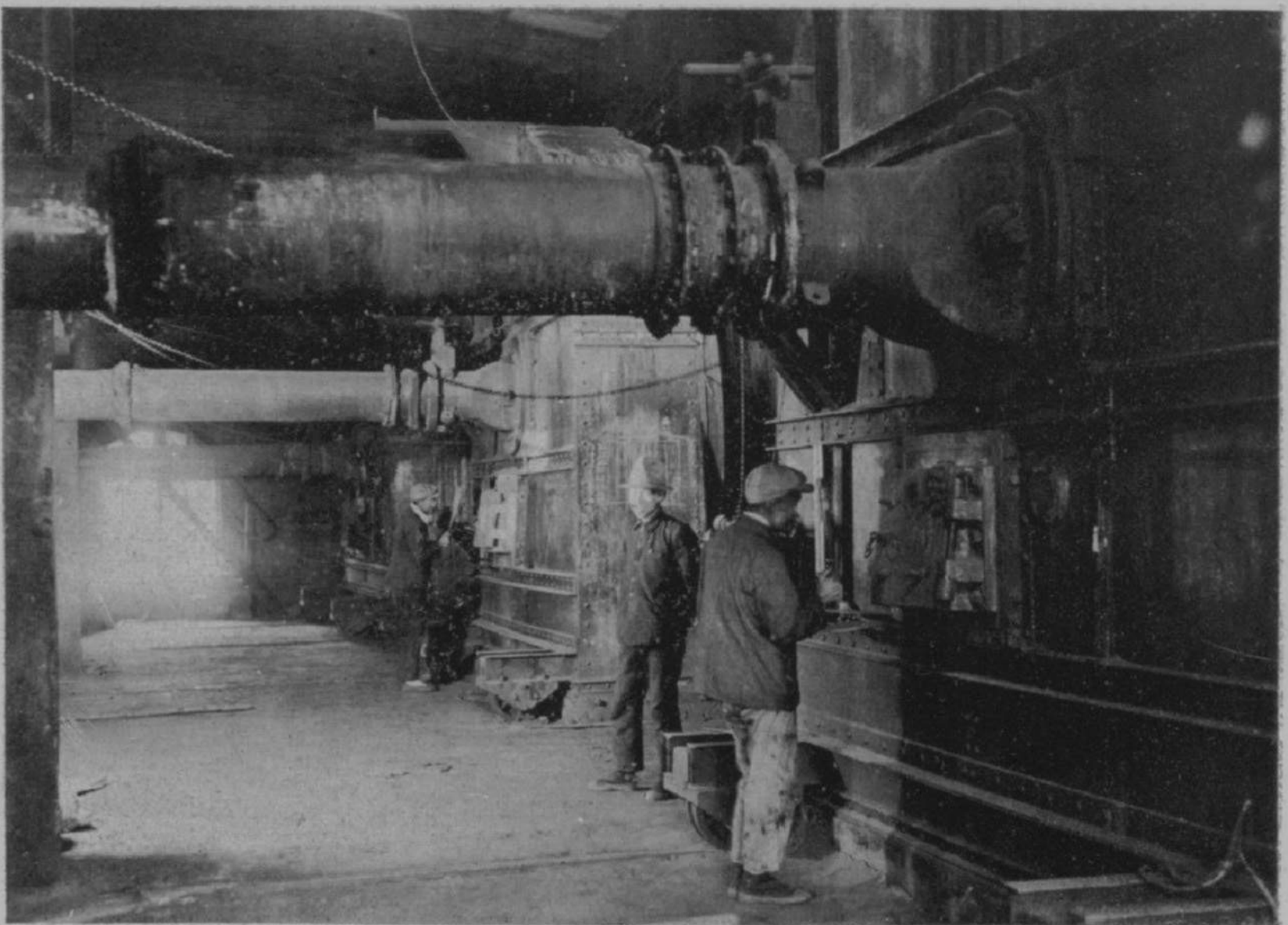
小野田セメント工場（その一） 勝湖里小野田セメント工場全景



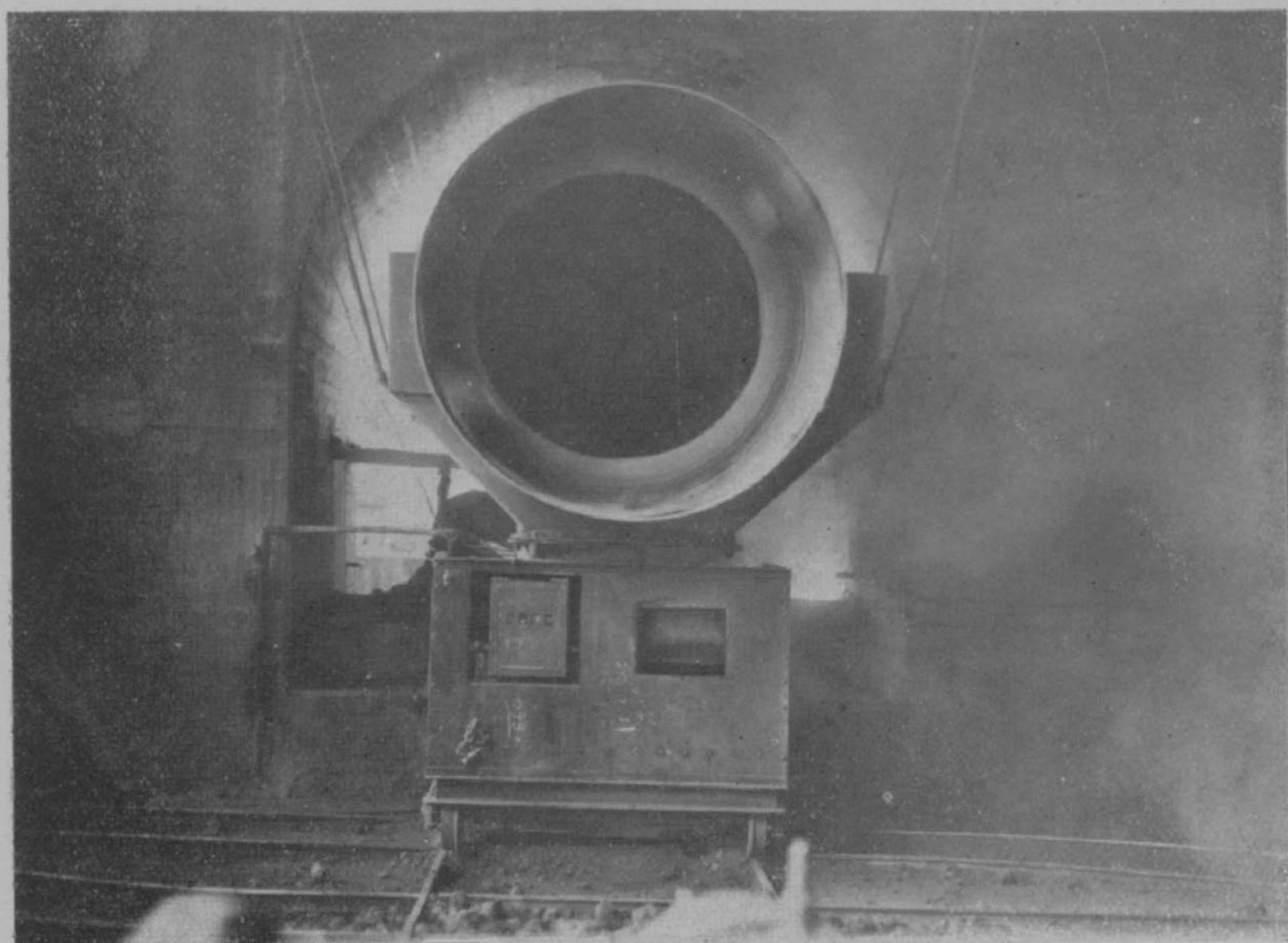
小野田セメント工場（その二）
採石場に於ける石灰石の採掘及搬送車に於ける状況



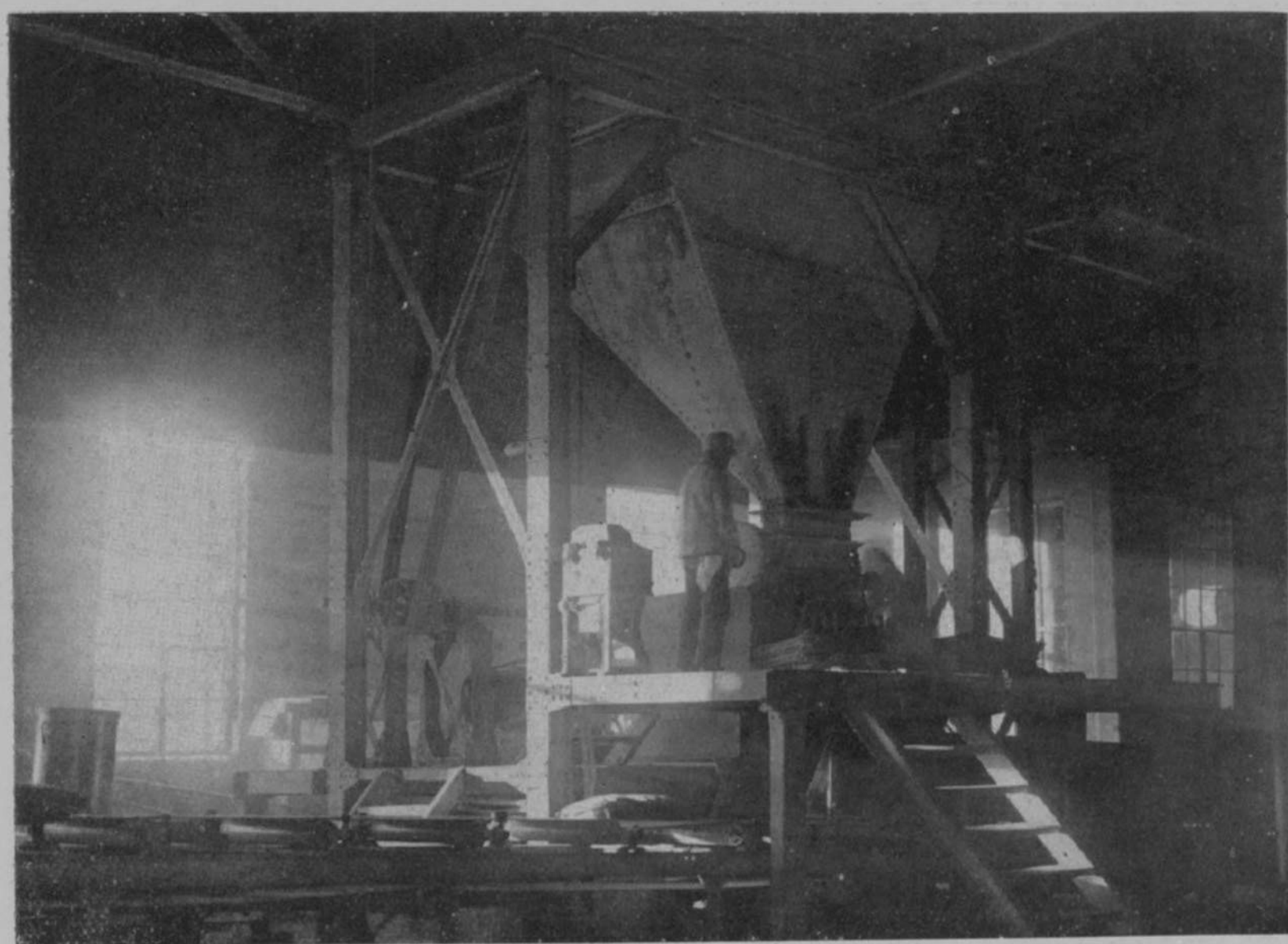
(三のそ) 場工トンメセ田野小
況状む込運を石灰石てにーヤペンコに機割石の場工石碎



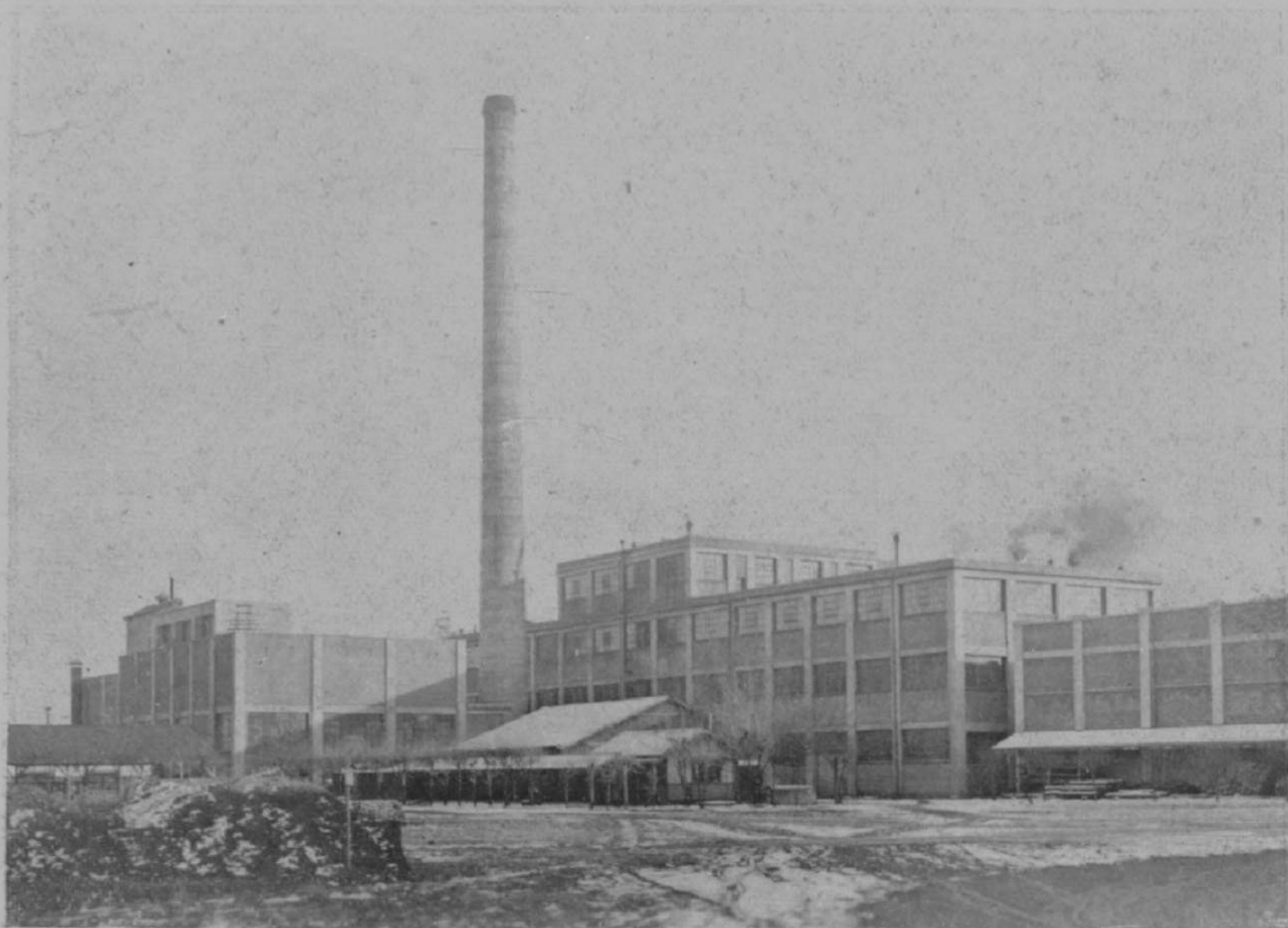
(四のそ) 場工トンメセ田野小
況状るあゝつれか焼にく近點融溶どん殆が料原トンメセリよに筒成焼



小野田セメント工場 (その五) セメント焼塊の冷却筒を出る状況



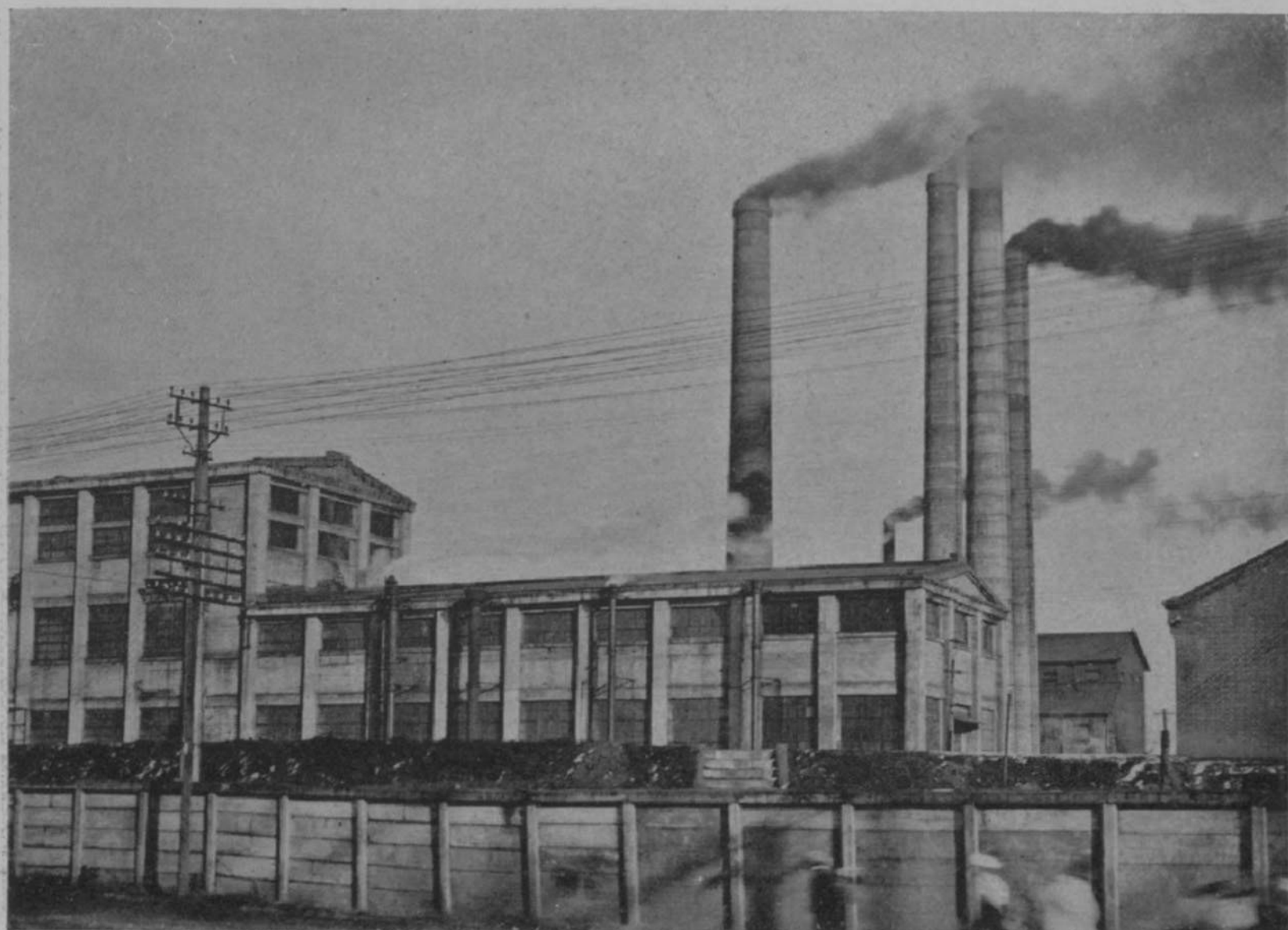
小野田セメント工場 (その六)
一時間五百袋入の内外袋包装品、ベコンヤ一にて貨車内に袋の輸送光景、一



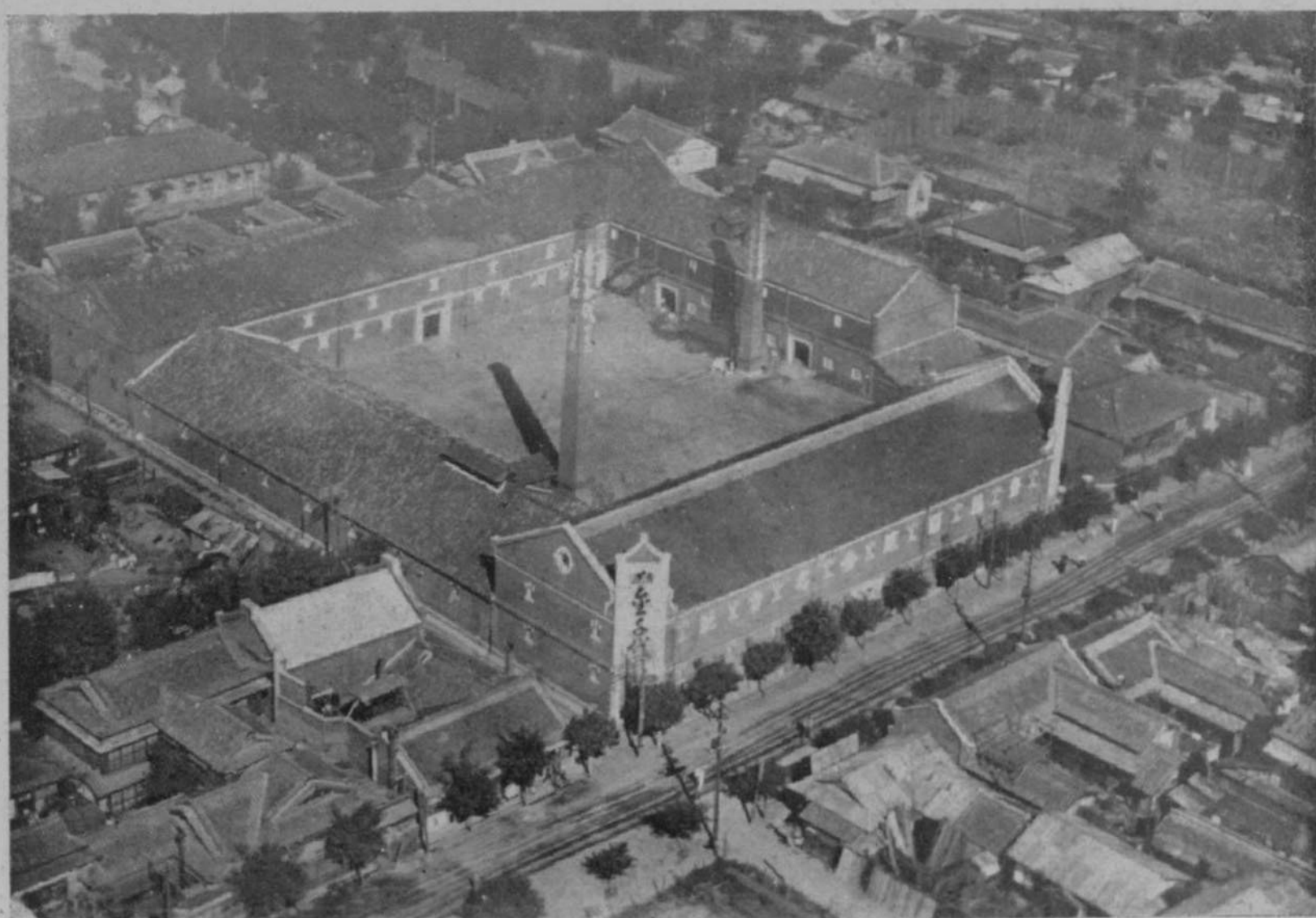
製糖工場（その一）大日本製糖株式會社朝鮮支社平壤工場全景



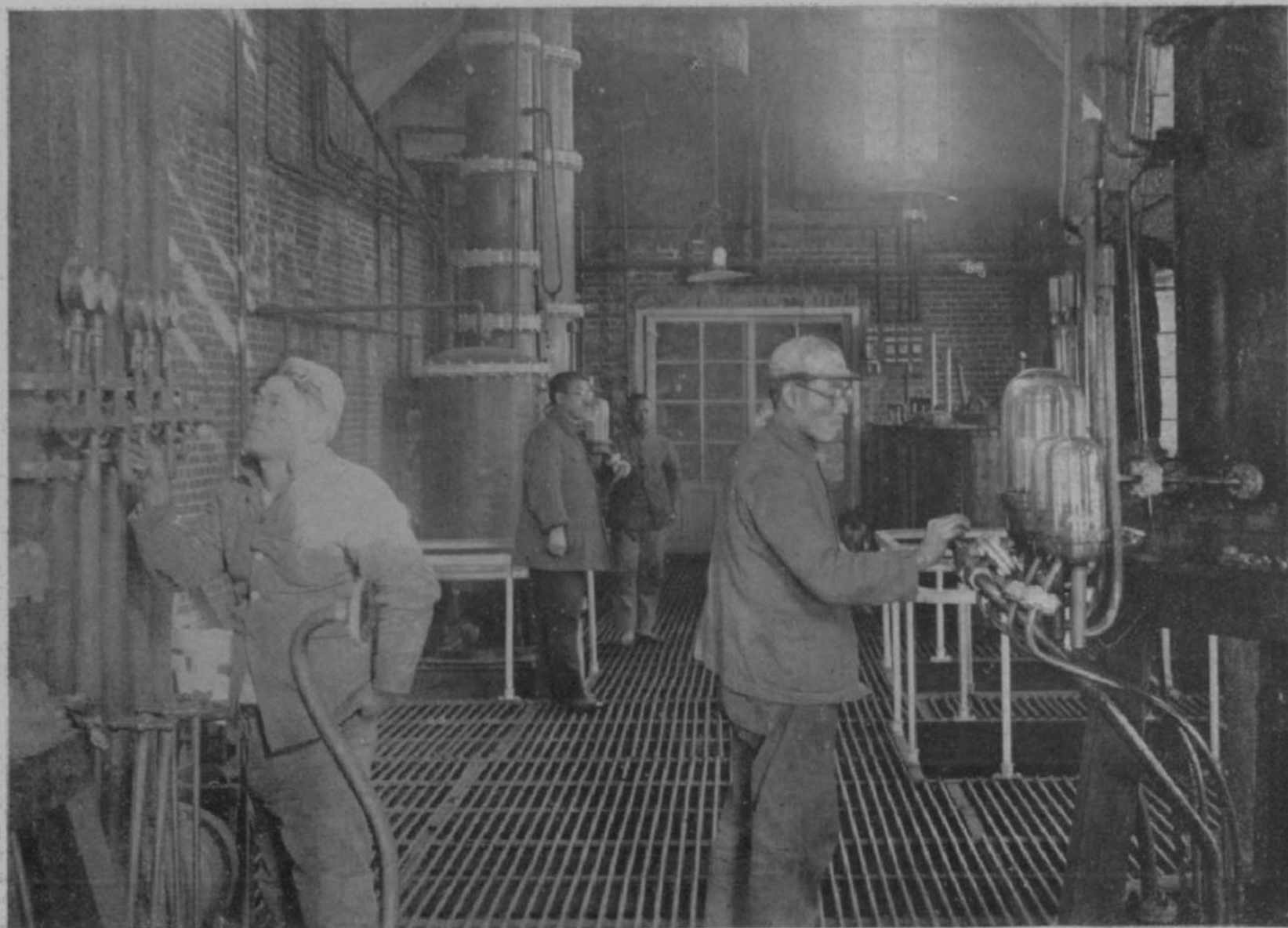
製糖工場（その二）大日本製糖株式會社朝鮮支社平壤工場結晶鑪作業状況



朝鮮電機工業株式會社工場 船橋里に於ける工場全景



清酒工場 銘酒千金代以て有名な齋藤酒造の工場全景



(一のそ) 場 工 酎 焼

度五十三に夜晝一力能造製、部一の機溜蒸式ムーコギ式新最場工社會式株造釀平大
す溜蒸を石十五百二酎焼の



(二のそ) 場 工 酎 焼

器量計進増率能の特獨場工本は械機、業作場詰及クンタ藏貯部品製の場工造釀平大
詰本百六に間時一てに



煙草工場（その一）平壤専賣支局荒刻包装作業

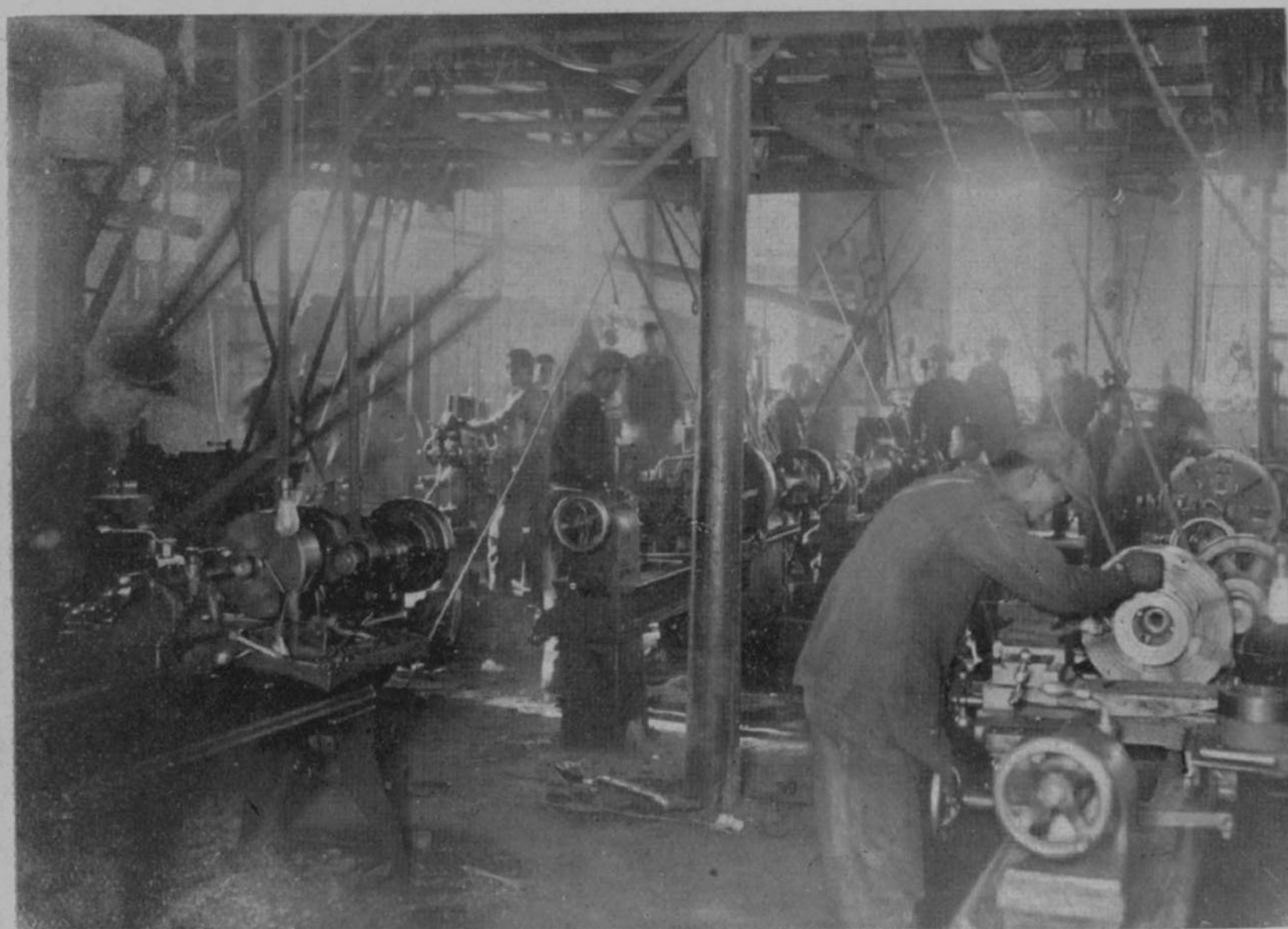


煙草工場（その二）平壤専賣支局兩切包装作業



煉 炭 工 場

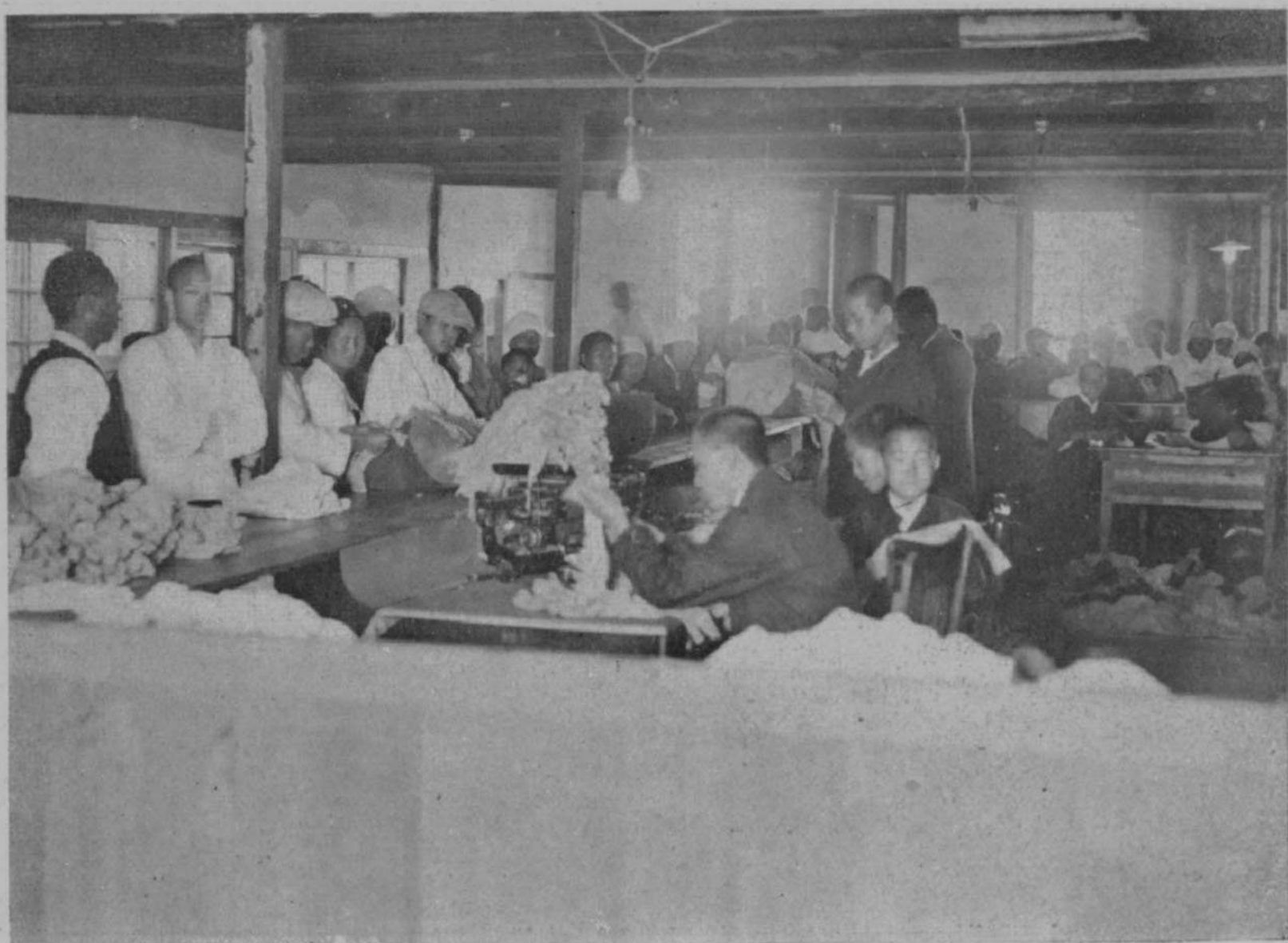
平壤煉炭製造株式會社工場、製造能力一時間にセマク煉炭八噸、二ツ穴六噸の製品、用途は蒸氣、暖房、炊事用



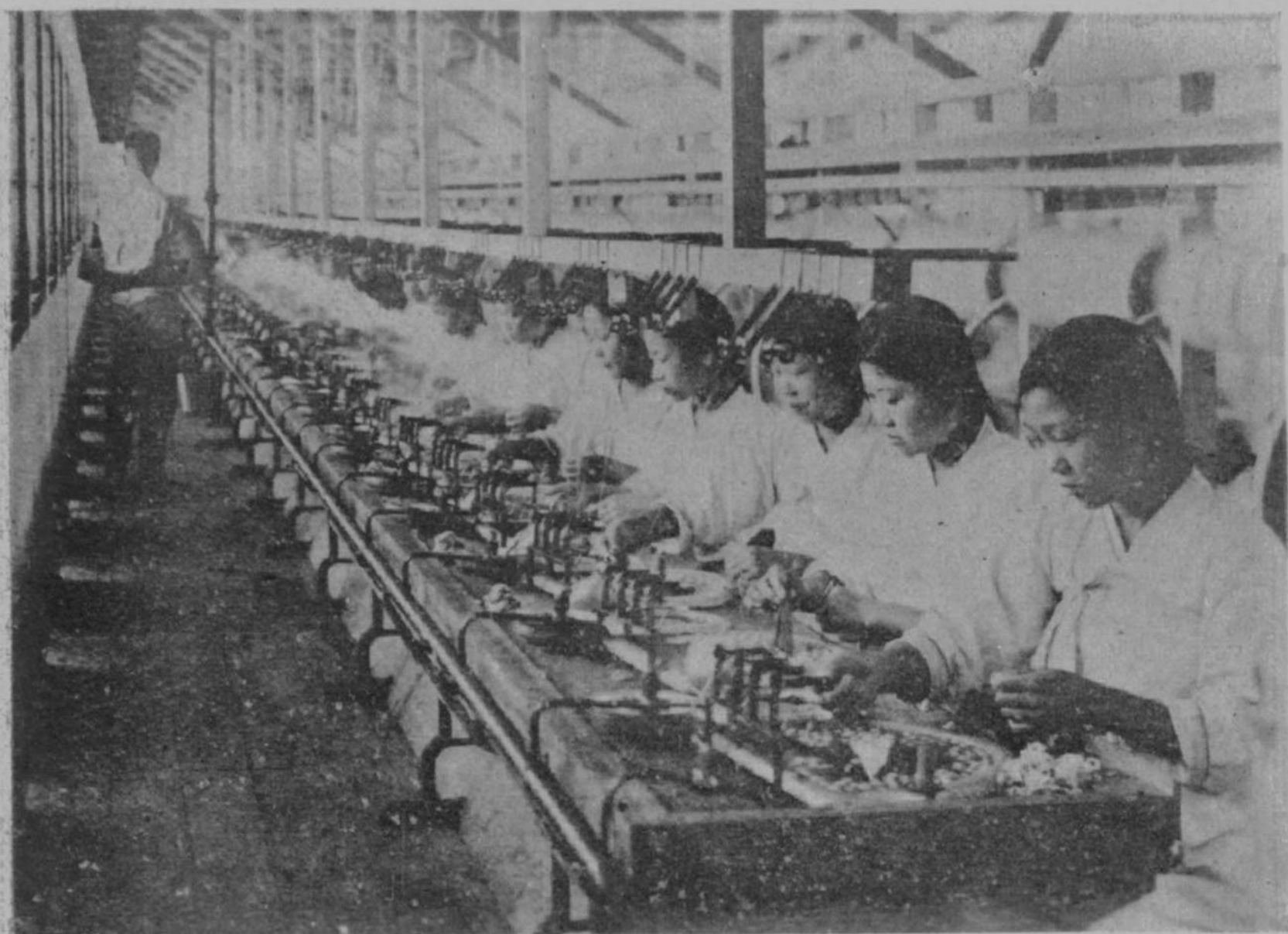
洋 襪 工 場 (その一) 三共洋襪工場機械部



洋襪工場 (その二) 三共洋襪工場下靴工場



洋襪工場 (その三) 三共洋襪工場仕仕事受取所



製絲工場（その一）中山製絲工場作業



製絲工場（その二）中山製絲工場作業



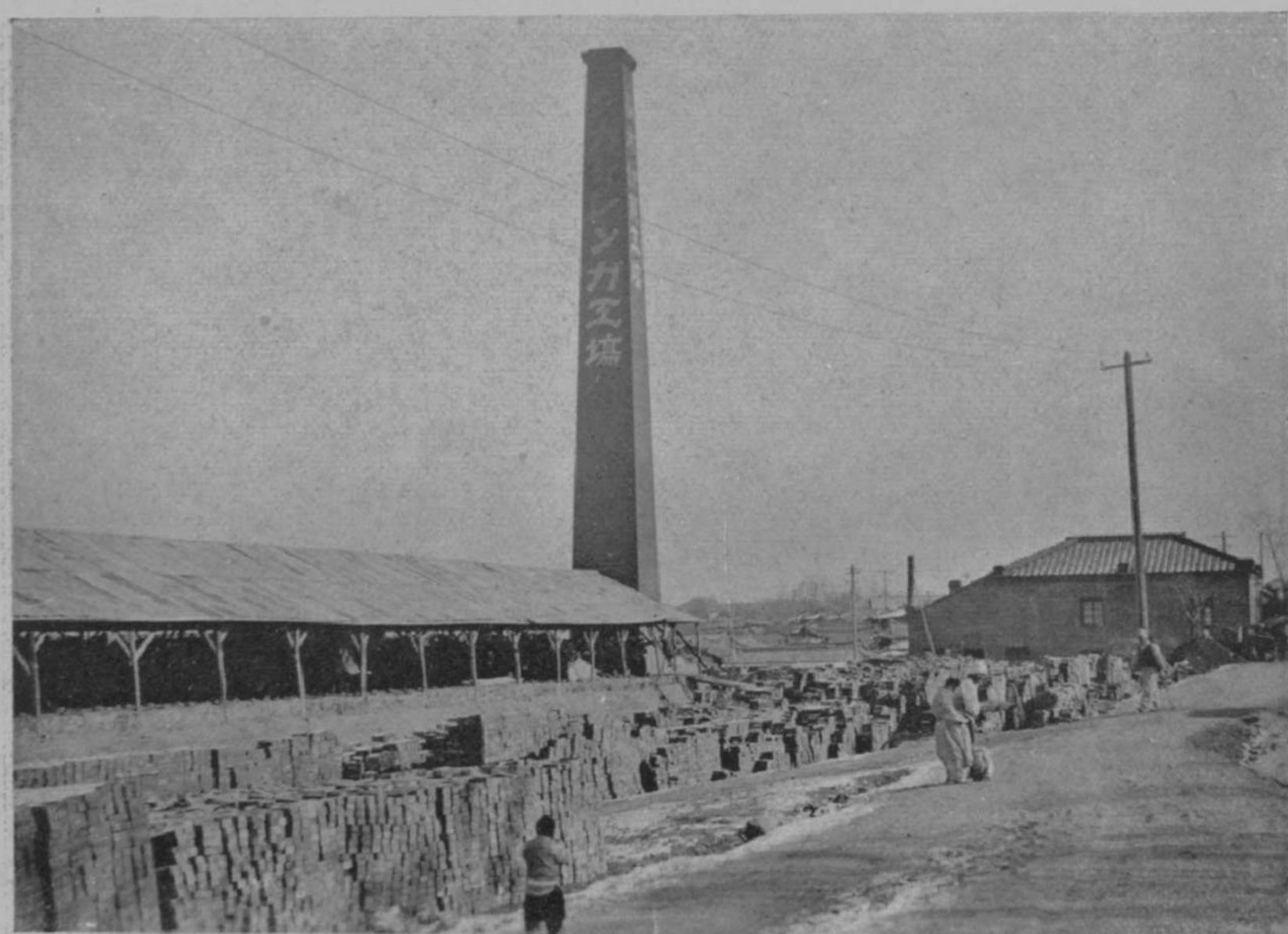
場練場工ムゴ昌世（一のそ）場工ムゴ



場上仕場工ムゴ昌世（二のそ）場工ムゴ



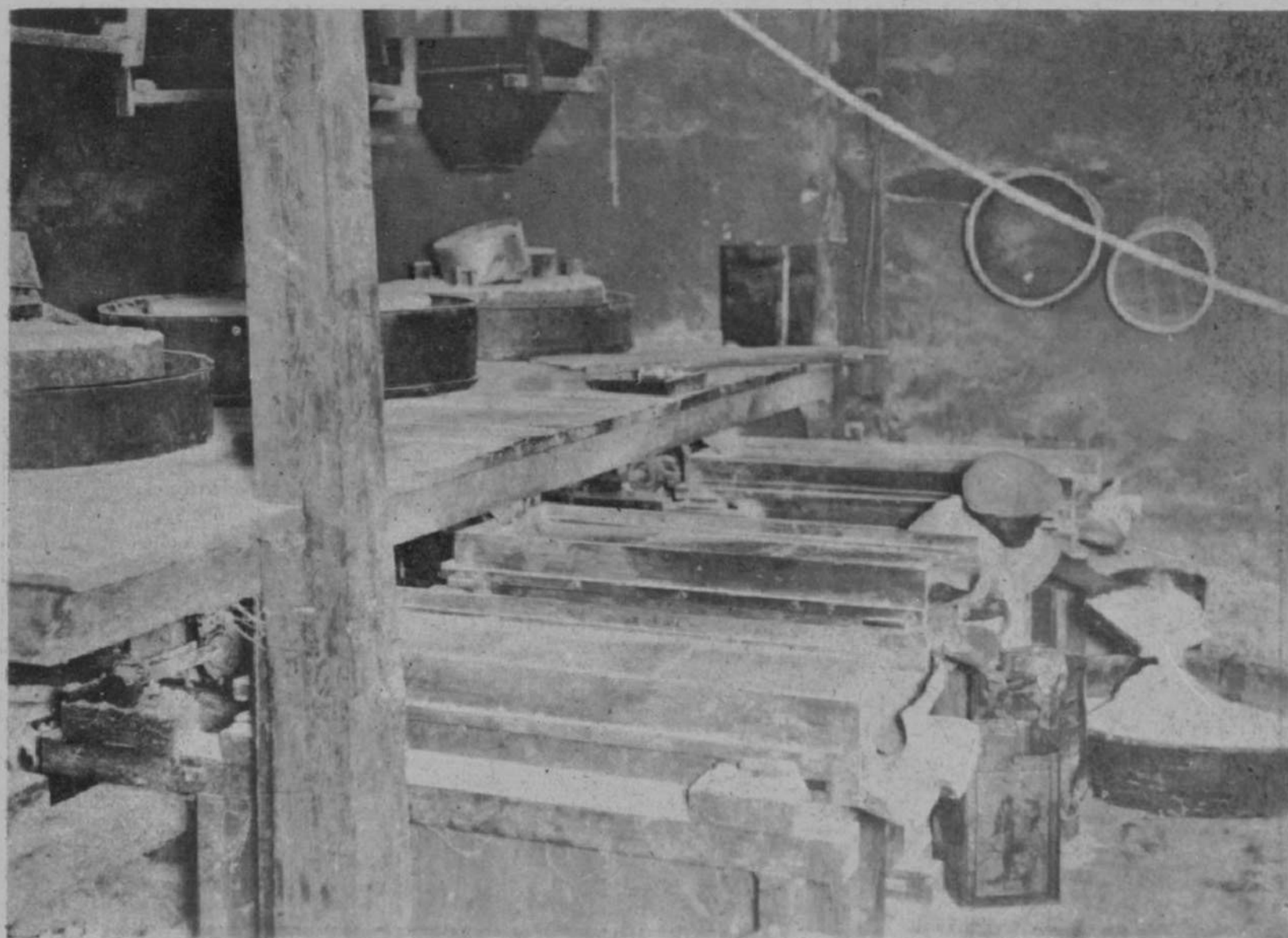
場上仕場工ムゴ安平（三のそ）場工ムゴ



場工瓦煉木高 場工瓦煉



牛皮の乾燥 屠牛数の多い平壌に於ける牛皮乾燥の状況



蕎麥粉製造機械工場、名物平壌の原料として用いが多い



業作拔石場工米精安平（一のそ）場 工 米 精



業作装包米精所米精安平（二のそ）場 工 米 精



支那人の工業（その一）支那人鐵工所の朝鮮釜製造工場



支那人の工業（その二）大岡山岸に於ける支那人石工の作業



畑菜野の里橋船（一のそ）畑 菜 野



畑菜白人那支の里上堂外郊（二のそ）畑 菜 野



穫收諸甘の面賓大郡同大 (三のそ) 畑 菜 野



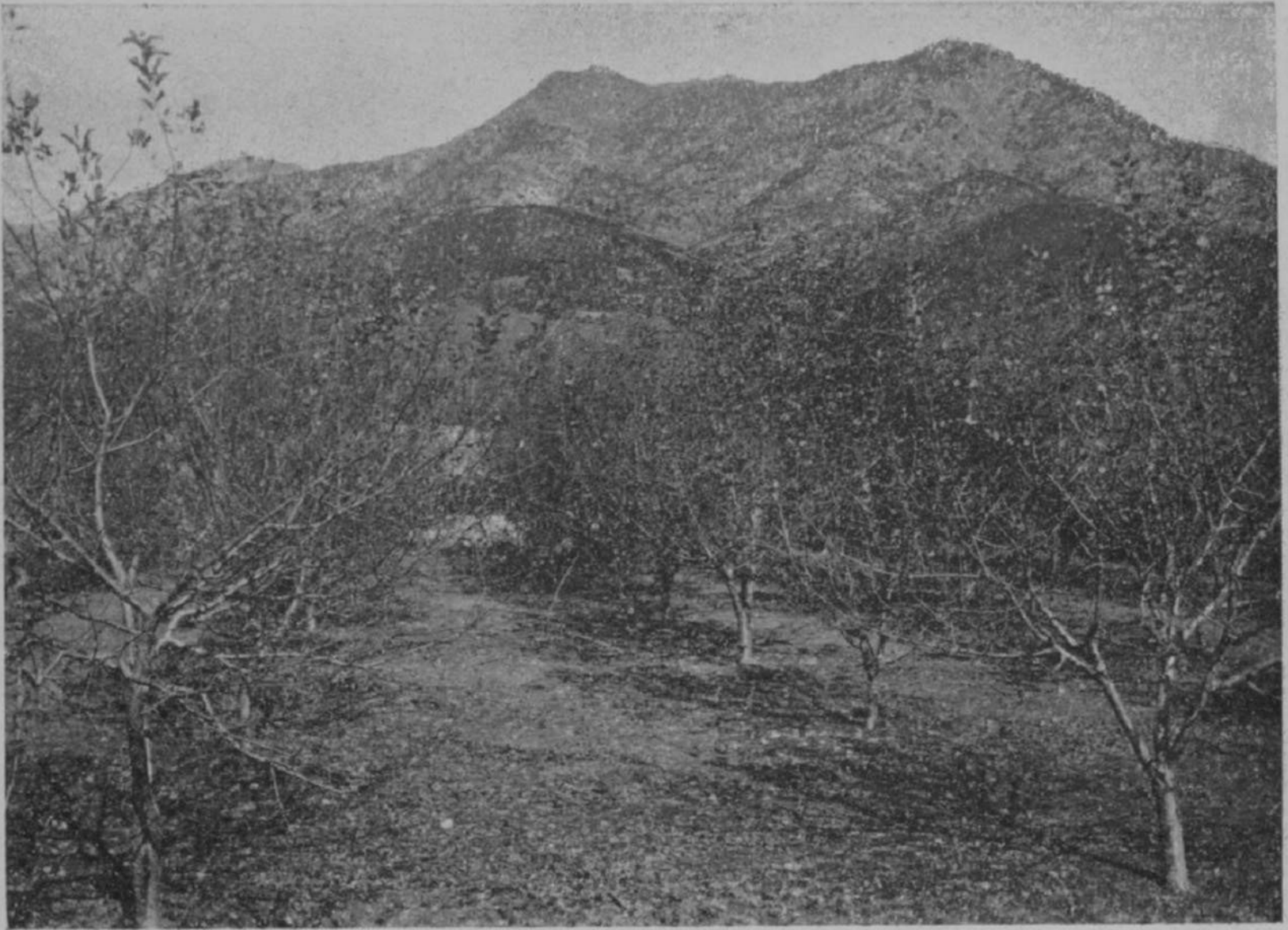
畑根大の島角羊中江同大 (四のそ) 畑 菜 野



入取の根大るけに島角羊 (五のそ) 畑 菜 野



燥乾根大の家農島角羊 (六のそ) 菜 畑 野



果樹園 箕林里に於ける果園



栗作 (その一) 大同郡栗模範田の作況



栗 作 取刈栗の家農外郊（二のそ）



栗 作 入取の栗の家農外郊（三のそ）



穀脱黍の家農外郊（一のそ）穀

脱



穀脱豆小の家農岸江通普（二のそ）穀

脱



畑棉の島羅綾中江同大 畑 棉



場牧の社會事農鮮朝るけ於に里橋船 場 牧



養飼豚種るけ於に面寶大郡同大 豚 養



禽養の家農里上堂外郊 禽 養

昭和七年四月二十五日印刷
昭和七年四月二十八日發行

朝鮮總督府

印刷所 朝鮮印刷株式會社

京城海邊藥町三丁目六二